

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	農林水産消費安全技術センター

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 堺ほ場における肥料の仮登録に係る栽培試験業務を平成23年度に廃止し、これに伴って生じた不要財産を、平成25年3月15日付けで国庫返納済み。</p> <p>● 第二期中期目標期間中に発生した政府出資である固定資産及び政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額(自動車リサイクル料金預託金及び高速液体クロマトグラフ質量分析装置譲渡収入)については、平成23年10月28日付けで国庫返納した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実物／金融／その他資産の別 : 金融 ・資産の名称 : 現金及び預金 ・21年度末時点での簿価額 : 124千円 ・金銭納付／現物納付の別 : 金銭納付 ・国庫納付額 : 124千円 ・時期 : 平成23年10月28日 <p>● 堺ほ場以外の保有資産についても、その利用度等の観点から保有の必要性について不断の見直しを行う。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 堺ほ場の国庫返納にあたっては、近畿財務局から通知された工程表に基づき、土地利用履歴調査、アスベスト調査(資料及び目視)、ガラス室等の解体撤去他6項目の補完事項を完了させ、農林水産省及び近畿財務局との必要な調整手続きを経て、平成25年3月15日付けで国庫に納付した。</p> <p>● 自動車リサイクル料金預託金等については、該当金額を平成23年10月28日付けで国庫返納した。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 特許権については、登録・保有コストを削減する方向で定期的に見直しを行っており、平成26年度は、現在保有する特許については、実施許諾実績及び保有コスト等を踏まえ、すべて維持することとした。</p> <p>● 貸付資産はない。</p>

2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○門司事務所の福岡センターへの移転・統合については、平成24年度に福岡センター庁舎事務棟の増築工事、平成25年度に検査棟改修工事及び門司事務所の移転を行い、平成26年4月1日付けで統合した。また、統合により管理部門2名を削減し、業務の効率化を行った。</p> <p>○札幌センターの管理部門については、平成23年4月に管理部門の1名を削減し、統合の利点を生かした効果的・効率的な業務運営を図るための人員配置の適正化を行った。</p> <p>●平成24年4月には「相談窓口業務の見直し」及び「管理部門の簡素化」を図るため、地域センターの総務課と消費安全情報課を統合して業務管理課を設置するとともに、本部職員課及び神戸センター会計課を廃止し、それぞれの業務を本部総務課・人事課及び神戸センター業務管理課に移管することにより3名を削減した。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○門司事務所の福岡センターへの移転・統合については、平成24年度に福岡センター庁舎事務棟の増築工事、平成25年度に検査棟改修工事及び門司事務所の移転を行い、平成26年4月1日付けで統合した。また、統合により管理部門2名を削減し、業務の効率化を行った。</p>

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

● 契約の適正化に係る取組を着実に実施するため、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)等に基づき、
・原則として契約は一般競争入札等とする
・一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、業者からの入札に参加できなかった原因及び理由等について聞き取り調査を実施する
・仕様書の要件について見直しを行う
・公告期間は15日以上確保する

等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努めている。
上記取組に加え、監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会における点検・見直しの結果等を踏まえ、平成23年度から入札公告に関する最新情報を掲載したメールマガジンの配信を行っている。また、平成24年度からは2か年連続して一者応札・応募となった案件については「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて(平成24年9月7日総務省行政管理局長事務連絡)に基づき、改善に向けた取り組みを記した「一者応札・応募等事案フォローアップ票」を作成し、契約監視委員会へ報告し事後点検を受けた後、ホームページで公表した。更に、平成25年度からは、一者応札・応募となった契約については、入札に参加できなかった原因及び理由等についてアンケートによる事業者への聞き取り調査を実施する取組を行っている。

また、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日総務省行政管理局長通知)及び、「独立行政法人における調達等の合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日同)等の通知に基づき、契約に係る規程類の改正等を行い、随意契約を適切に実施するよう取り組む。

【平成22年度の状況】

(金額ベース)一般競争等 685,315,169円(96.2%)、競争性のない随意契約27,117,763円(3.8%)

(件数ベース)一般競争等 137件(94.5%)、競争性のない随意契約8件(5.5%)

【平成23年度の状況】

(金額ベース)一般競争等 406,795,235円(85.1%)、競争性のない随意契約71,319,674円(14.9%)

(件数ベース)一般競争等 112件(91.1%)、競争性のない随意契約11件(8.9%)

【平成24年度の状況】

(金額ベース)一般競争等 790,749,768円(95.6%)、競争性のない随意契約36,706,532円(4.4%)

(件数ベース)一般競争等 122件(93.1%)、競争性のない随意契約9件(6.9%)

【平成25年度の状況】

(金額ベース)一般競争等 536,161,818円(95.6%)、競争性のない随意契約 24,427,679円(4.4%)

(件数ベース)一般競争等 85件(91.4%)、競争性のない随意契約 8件(8.6%)

【平成26年度の状況】

(金額ベース)一般競争等 615,790,459円(96.6%)、競争性のない随意契約21,595,663円

(4.3%)

(件数ベース)一般競争等 107件(93.9%)、競争性のない随意契約 7件(6.1%)

<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成27年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>●本部及び各地域センター等の検査業務に必要な分析機器類及び薬品類について、費用対効果を考慮のうえ可能な限り本部一括調達を行うよう努めており、引き続きその取組を進めていくこととしている。</p> <p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>●専門的・技術的な知見の必要性が低い業務であって、その全部又は一部を外部に委託することによりサービスの質の維持・向上と経費の削減が図られるものについては、効果を検証しつつ、アウトソーシングを実施している。また、官民競争入札については、平成21年に農林水産省公共サービス見直し案に示された庁舎管理業務について引き続き検討を行う。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>●「調達改善の取組の推進について」(平成25年4月5日行政改革推進本部決定)に基づき、農林水産省において、「平成27年度農林水産省調達改善計画」(平成27年3月31日)が策定されたことから、政府全体の動向を見つつ、その適用について検討を進める。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 理事長、理事、監事の給与については、その個別の額をホームページで公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 監事監査においては、監査事項として平成21年度決算から人件費の効率化に関する状況、職員の給与決定の状況及びFAMICの給与水準と国家公務員の給与水準との格差の理由と根拠等について監査を実施しており、特段の意見はなかった。 農林水産省独立行政法人評価委員会農業分科会による評価において給与水準を含めた検証が行われており、特段の意見はなかった。 なお、役職員の身分は国家公務員であり、国の給与と同水準である。 今後も、監事監査、農林水産省による評価において引き続き検証を行っていく。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、従来から国家公務員に準拠したものとなっている
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 毎年度の事業費等については、合理性、効率性の観点から当該年度の予算配分の考え方を作成し、これに基づき、検査分析機器の整備費に必要な経費は各検査等業務の実施部門からの要求をセンターとして一本化し予算の有効活用を図り、それ以外の肥料、飼料、農薬等の立入検査、食品表示の科学的検査等の個別事業の実施に必要な経費については各部門において積算し、管理部門において合理性、効率性等の観点から内容を点検・精査した上で、実行予算の計画を作成している。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 内部監査を業務監査室以外の職員による相互監査として実施していたが、平成24年度から独立性を確保するため、役員直属の組織である業務監査室が直接監査を実施する体制とした。

5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p><民間からの依頼検査> ○民間からの依頼に基づく検査については、原則としてセンターのみが分析可能な項目の検査依頼に対応することとして民間の検査機関が行う事業との違いを明確化するとともに、検査手数料についても、あらかじめ検査項目ごとに設定した一定額を手数料として徴収する従来の方式から、依頼される検査に係る試料、項目等に応じた検査分析方法に基づき、必要な試薬等の消耗品費、人件費、分析機器の減価償却費等で構成される適正な手数料額をその都度算定して徴収することとし、平成24年4月1日付けで関係規程を改正した。</p> <p><講習事業> ○センターが事業者を対象として開催する講習会を有料化するため平成23年7月19日付けで関係規程の改正を行い、試行期間を経て平成24年4月1日から完全実施に移した。また、事業者が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていることについて、ホームページ、広報誌等を活用して周知・PRに努めている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>●特許収入の拡大を図るため独立行政法人工業所有権情報・研修館の開放特許情報データベースへの登録等により周知・広報を行っている。</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>●農林水産消費安全技術センターの業務は、農林水産大臣の指示により、農業生産資材や食品の検査等を執行するものであり、複数の候補からの選択を要する性質のものではないが、複数の候補からの選択を要する事業を実施する必要がある場合には、有識者からなる第三者委員会を設置することにより事前・期中・完了後の評価を行う。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>●上記の場合において、評価結果を次年度の事業の選定・実施に適切に反映させるとともに、国民への説明責任を果たすため、評価結果をホームページ上で公表する。</p>

No.	55	所管	農林水産省	法人名	農林水産消費安全技術センター
-----	----	----	-------	-----	----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 農業関係事業	自己収入の拡大	23年度から実施	民間からの依頼に基づく検査事業並びに農業、肥料及び飼料の講習事業について、国費率低減の観点から自己収入の拡大を図る。また、新試験の項目の追加（飼料添加物関係試験、重金属管理関係試験）による業務量の増加については、人員増とならないように業務の効率化を行う。	2a	<p><民間からの依頼検査> 民間からの依頼に基づく検査については、原則としてセンターのみが分析可能な項目の検査依頼に対応することとして民間の検査機関が行う事業との違いを明確化するとともに、検査手数料についても、あらかじめ検査項目ごとに設定した一定額を手数料として徴収する従来の方式から、依頼される検査に係る試料、項目等に応じた検査分析方法に基づき、必要な試薬等の消耗品費、人件費、分析機器の減価償却費等で構成される適正な手数料額をその都度算定して徴収することとし、平成24年4月1日付けで内部規程を改正した。食品事故の発生など社会情勢等により年度によって依頼の件数は変動するが、依頼者に正確な検査結果を出すよう信頼性の確保に努める。</p> <p><講習事業> センターが事業者を対象として開催する講習会を有料化するため平成23年7月19日付けで内部規程の改正を行い、試行期間を経て平成24年4月1日から完全実施に移した。また、事業者が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていることについて、ホームページ、広報誌等を活用して周知・PRに努めている。</p> <p><業務の効率化> 平成23年度からセンター業務として追加された「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導等及び抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査については、必要に応じて各業務の実施態勢を見直すとともに、可能な限り既存の業務を実施する中で併せて行うことにより業務の効率化を図り、業務量の増加に対して人員増とならないよう措置済み。</p>	引き続き、民間からの依頼に基づく検査事業並びに農業、肥料及び飼料の講習事業について、国費率低減の観点から自己収入の拡大を図る。
02 飼料及び飼料添加物関係事業						
03 肥料及び土壌改良資材関係事業						
04 食品等関係事業	消費者庁、国民生活センター等との役割分担の明確化	23年度から実施	国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析のうち、本法人のみが分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。また、相談窓口である消費安全情報部の業務については、企業等からの技術的な相談のみを本法人が受け付け、それ以外は各地方の農政局に任せることにより本法人の業務を縮減する。ただし、消費者から相談が寄せられた場合には、行政サービスの一環として対応する。	1a	<p><国民生活センターとの協定の連携> 国民生活センターが実施する商品テスト事業に必要な分析のうちセンターのみが分析可能な項目を対象に分析すること、具体的な項目についてあらかじめ協議すること等を内容とした協定を平成23年5月に締結した。</p> <p><情報提供業務の削減> 平成23年度から消費者相談窓口を閉鎖することとしていたが、東日本大震災が発生したことにより相談が増加したため閉鎖を延期し、平成23年6月末に窓口を閉鎖した。</p>	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
05 不要資産の国庫返納	土地等の国庫返納	24年度以降実施	塚ほ場の廃止に伴い生じた不要資産を国庫返納する。	1a	塚ほ場における肥料の仮登録に係る栽培試験業務は平成23年度に廃止し、これに伴って生じた不要資産は、平成25年3月15日付けで国庫返納済み	措置済み
06	門司事務所の見直し	24年度中に実施	門司事務所について、統合に必要な経費とその確保について検討し、福岡センター（旧肥飼料検査所）と統合して業務の効率化を図る方向で検討を進める。	1a	門司事務所の福岡センターへの移転・統合については、平成24年度に福岡センター庁舎事務棟の増築工事、平成25年度に検査棟改修工事及び門司事務所の移転を行い、平成26年4月1日付けで統合した。また、統合により管理部門2名を削減し、業務の効率化を行った。	措置済み

07	事業所等の見直し	札幌センターの効率的な業務運営	23年度から実施	小樽事務所の機能を札幌市内の新事務所に移転し、旧札幌センターと一体的に運営するとしているが、いまだに統合の効果が限定的であるため、統合の利点をいかした、より効果的・効率的な業務運営を図る。	1a	札幌センターの管理部門については、平成23年4月に管理部門の1名を削減し、統合の利点を生かした効果的・効率的な業務運営を図るための人員配置の適正化を行った。また、札幌センターとしての一体的運営を推進するため、平成23年度以降、会議室及び書庫・倉庫、公用車、分析機器の共同利用、試薬、消耗品等の一括購入及び実験廃液の処理、職員の健康診断等の役務類の調達について一括契約を実施することにより業務の効率化を行ってきた。また、平成24年度から継続して行っている契約依頼票のとりまとめを月2回に集約化することにより、契約事務の効率化を行うとともに（契約件数が平成22年度比で58.1%となった。）、平成25年度からは札幌第二合同庁舎に設置している所内ネットワークサーバを廃止し、道新北ビル庁舎に設置している所内ネットワークサーバに一元化した。平成23年度から上記の取組により、統合の利点をいかした管理部門の効率化、施設の効率的な利用、契約の効率化を図ってきており、今後も引き続き行う体制が確立されている。また、これらの取組は農林水産省独立行政法人評価委員会において、適切に対応してきたと一定の評価（A評価）を受けている。	措置済み
		堺ほ場の廃止	24年度中に実施	他の法人とほ場の共同利用を図るなどの方法により、堺ほ場を廃止する。	1a		措置済み

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	種苗管理センター

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて 1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>● 23年3月に策定した第3期中期計画においては、「毎年度、土地・建物等資産の利用度及び将来の使用見込みについて調査し、経済合理性の観点に沿って、その保有の必要性について検討を行い、支障のない限り、国への返納等を行う。なお、八岳農場においてはばれいし原原種生産業務に用いていた施設について、今後、利用が見込まれないものは国への返納を含めて処分を検討する。」こととしている。</p> <p>現在、利用が見込まれない八岳農場の施設については、設置場所が借地であり借地の土地賃貸借契約を解約する場合には、原状回復(更地)することになっていることから、不要施設の解体予算を確保し借地を更地にした上で、段階的な借地の返還を進めることで協議を行うこととしている。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>● 政府出資財産の不要資産売却額のうち、簿価相当額を以下のとおり国庫返納した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道中央農場用地 資産の別:実物(山林) 資産の名称:北海道中央農場用地 譲渡時(16年12月)における帳簿価格:918,320円 納付方法及び時期:金銭納付(23年3月) ・十勝農場建物 資産の別:実物(建物等) 資産の名称:十勝農場資料展示館等 譲渡時(16年8月)における帳簿価格:4,285,439円 納付方法及び時期:金銭納付(23年3月)
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 全農場に対し実物資産の保有の必要性について調査を実施し、業務の廃止等により不要となった資産の除却を行うとともに、利用度が低下した資産については減損処理を実施している。また、保有資産の見直しの状況について、監事による定期監査及び評価委員会による事後評価においてチェックを受けている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>● 法人においては、契約の見直しやアウトソーシング等により管理経費の削減に努めているところであり、平成26年度から新たに機械設備保守業務契約を複数年契約とした。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>● 研修施設として鹿児島農場研修会議室を所有するが、農場内にある当施設は、農場及び関連施設を利用しながら行う、さとうきび生産者に対する講習会場及び農場会議室として利用しており、農場外の施設で代替することは困難である。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>● 第2期中期目標期間において、久留米分室(18年5月)、知覧農場(20年4月)、金谷農場(21年4月)をそれぞれ廃止し、西日本農場に再編統合を進めてきたところである。第3期中期目標期間においては、土地・建物等の資産について毎年度利用状況の調査を行い有効活用を図るとともに、将来の利用見込み等を検討し、不要なものについては国庫返納等の手続きを行う旨、中期目標及び中期計画に記載されている。</p> <p>なお、当センターは、宿舎及び福利厚生施設を保有していない。</p>

基本方針の記載

具体的な見直し状況等

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、22年度以降以下の取り組みを実施している。

①公告方法

ア 公告時期の早期化、公告期間の延長(休日を除き15日以上確保)

イ 公告等の情報を自動的に発信するためのRSSの導入

②入札参加条件

ア 肥料購入については、特殊品目と通常品目を分けて入札

イ 役務と物品購入を分けて入札

ウ 損害保険契約については競争参加資格の等級範囲をAランクのみからA～Cランクに変更

③契約方法の見直し

IT保守及び損害保険契約については、複数年契約方式も有効な手法と考えられるので単年度契約方式から複数年契約方式への変更も検討

④22年度状況

(金額ベース)	一般競争等	463,684,302円	95.2%
	競争性のない随意契約	23,502,405円	4.8%
(件数ベース)	一般競争等	46件	83.6%
	競争性のない随意契約	9件	16.4%

⑤23年度状況

(金額ベース)	一般競争等	129,650,282円	76.7%
	競争性のない随意契約	39,297,069円	23.3%
(件数ベース)	一般競争等	30件	76.9%
	競争性のない随意契約	9件	23.1%

⑥24年度状況

(金額ベース)	一般競争等	358,379,972円	95.2%
	競争性のない随意契約	18,129,095円	4.8%
(件数ベース)	一般競争等	31件	79.5%
	競争性のない随意契約	8件	20.5%

⑦25年度状況

(金額ベース)	一般競争等	463,543,865円	96.2%
	競争性のない随意契約	18,301,102円	3.8%
(件数ベース)	一般競争等	37件	82.2%
	競争性のない随意契約	8件	17.8%

⑧26年度状況

(金額ベース)	一般競争等	346,966,355円	95.2%
	競争性のない随意契約	17,335,011円	4.8%
(件数ベース)	一般競争等	38件	84.4%
	競争性のない随意契約	7件	15.6%

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<p>② 契約に係る情報の公開</p> <p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成27年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p> <p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>● 事務用消耗品について、一括購買システムにより本所で一括契約を行うほか、農業資材等については、使用時期及び納入場所を勘案し、全国分を本所で取りまとめた上で計画的な契約を実施している。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 公共サービス改革基本方針において、平成27年4月から(独)農業・食品産業技術総合研究機構等5法人で清掃業務等の入札を包括的に実施する検討を進め、清掃業務について平成27年4月から実施している。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月28日行政刷新会議公共サービス改革分科会公表)を踏まえつつ、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)等に基づく契約の適正化に関する取組を推進し、調達の効率化、経費の削減等を図っている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p> <p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 理事長、理事及び監事の報酬について、引き続き個別の額をホームページで公表する。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 監事の監査事項及び評価委員会の評価事項として、①人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く)の削減状況、②国家公務員の給与構造改革や給与水準の見直しに準拠した給与規程の改正、③法人のラスパイレース指数等について監査、評価を実施しており、特段の意見はなかった。</p> <p>今後も、監事による監査、評価委員会による事業評価において、引き続きチェックを行っていく。</p>
② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 事業費等については、合理性、効率性の観点から当該年度の予算配分の考え方を作成し、これに基づき各業務の事業量をベースに各農場等の業務の実施状況等も勘案した上で、具体的な予算の執行に関する計画を作成している。また、機械・器具の整備に必要な経費については、センター本所において各農場の業務の実施状況等を点検・精査することで合理化を図っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 監査室を設置(監査室長及び監査係長)し、更に併任により監査専門役4名を配置することにより内部監査業務を的確に実施する体制を整備している。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 民間からの依頼に基づく検査について、検査の種類ごとに所要時間等のデータを収集し取りまとめ、種苗業者団体の意見を聴取した上でコストに見合った新たな料金体系を決定し、関係者への周知の後に24年3月1日から施行した。また、26年度からの検査手数料は、消費税率の変更を加えた価格としている。</p> <p>● 23年1月に関係道県・生産者団体等からなる「ばれいしょ原原種の安定供給に関する協議会」を開催し、原原種配布価格の引き上げ及び影響について意見交換を行った。改定価格は、ばれいしょ原原種生産の総コストの内訳を精査し、国が負担すべき経費を除いた額とすることとして関係道県・生産者団体等と協議を重ね、23年度に1,770円/袋(20kg)から30円引き上げ1,800円とし、25年度に更に970円を引き上げ2,770円とすることに決定し、それぞれ各年度から施行した。なお、26年度からの原原種配布価格は、消費税率の変更を加えた2,849円/袋(20kg)としている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 26年度は、「種苗管理センター知的財産基本方針」に基づき、種苗管理センターが保有する特許(植物種子の病原菌検査法:日本国及び米国)について、許諾契約を締結している国内3社に対しては適切に実施するよう指導するとともに、許諾契約を検討している企業からの照会への対応や、特許に係る技術の紹介等を行った。</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 第3期中期計画において、「調査研究の対象について、候補から選択を要する案件が生じた場合は、学識経験者からなる調査研究評価委員会により事前・期中・完了後の評価を行い、事業の選定・実施に反映させる。また、重点調査研究課題について、調査研究評価委員会において毎年度評価を行い、評価結果を課題の実施に適切に反映させることにより、調査研究課題の重点化及び透明性の確保を図る。」と定めており、これに即して評価を行うとともに課題の実施に適切に反映させているところである。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	

No.	56	所管	農林水産省	法人名	種苗管理センター
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験	一層の効率化（栽培試験業務の民間委託等による効率化）	23年度以降実施	栽培試験の効率化の観点から、現在一部の品種において実施されている民間委託の拡大を図るため、公募案件数を拡大する。栽培試験の結果については、電子媒体での検定・報告を推進し、審査等に係るコストについて一層の効率化を図る。	1a	栽培試験については、「出願品種栽培試験事業募集対象選定基準」に基づき、①国際審査協力の対象とならない植物の種類であって、かつ、②栽培条件により形質の発現が左右されにくく、③既存品種との明確な区別性等の判定が容易である等の観点を基準として、民間委託の拡大及び公募案件数の拡大に取り組んでいる。24年度は、既に公募対象としていた一部の植物の種類（稲種、おうごんかずら種、えぞぎく種、コスモス属、ストック種、にちにちそう種、ひやくにちそう種）に加え、新たにアルストロメリア属、けいとう属、コリウス属及びペンステムン属について公募対象植物に追加し、公募案件数の拡大を行った。 電子媒体での報告に関しては、農林水産省が行う「品種登録迅速化総合電子化システム」(VIPs)の改修に参画し、出力方法等に改良を加え、センターの報告書作成支援システム及び改修されたVIPsの活用を推進することによって効率化された。これを24年度実績から試算すると、年間コピー代及び人件費は570千円の削減となった。	措置済み
	品種保護相談役（品種保護Gメン）事業の見直し	22年度から実施	海外における育成者権侵害については、類似性試験対象作物の拡大、侵害情報の提供など税関等における水際対策への協力を主とし、品種保護Gメンの東アジア地域への派遣事業については、事業規模を縮減する。	1a	23年6月に種苗管理センター主催で実施した打合せに、税関等からも参加し、育成者権に係る情報提供等を行った。引き続き税関に対し連絡会議等により情報提供を行うこととしている。 品種保護Gメンの海外派遣については、23年6月に品種保護Gメンの海外への派遣基準を定め、より一層効果が見込まれるものに限定することとした。この基準に照らし合わせ、事業規模縮減効果について検証したところ、平成20年度に行った台湾への派遣については派遣基準を満たしていないことから、当時支出した派遣費用212千円が支出されないこととなり、事業削減効果はあるものと考えている。なお、見直しの基本方針決定後24年6月までの間、品種保護Gメンの海外への派遣実績はない。	措置済み
02 農作物の種苗の検査	受益者負担の拡大	23年度から実施	民間からの依頼に基づく検査については、管理費も含めて検査コストに見合った手数料を徴収するように価格設定を見直す。	1a	民間からの依頼に基づく検査について、検査の種類ごとに所要時間等のデータを収集し取りまとめ、種苗業者団体の意見を聴取した上でコストに見合った新たな料金体系を決定し、関係者への周知の後に24年3月1日から施行した。この結果、24年3月における1点当たりの手数料の実績は前年同月の1.3倍(4,373円→5,765円)になり、受益者負担は拡大している。	措置済み
03 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布	ばれいしょ及びさとうきびの原原種配布価格の引上げによる自己収入の拡大	23年度から実施	本法人による原原種の生産コストと本法人から都道府県への原原種の配布価格とに大きな乖離があるため、特にばれいしょについて関係都道府県や生産団体と協議しつつ、一般栽培農家の経営に大きな影響を与えることなく原原種の配布価格を引き上げることで、自己収入の拡大を図る。	1a	23年1月に関係道県・生産者団体等からなる「ばれいしょ原原種の安定供給に関する協議会」を開催し、原原種配布価格の引き上げ及び影響について意見交換を行った。改定価格は、ばれいしょ原原種生産の総コストの内訳を精査し、国が負担すべき経費を除いた額とすることとして関係道県・生産者団体等と協議を重ね、23年度に現行の1,770円/袋(20kg)から30円引き上げ1,800円とし、25年度に更に970円を引き上げ2,770円とすることに決定し、それぞれ各年度から施行した。この結果、24年度の自己収入は、原原種価格改定前の22年度と比較して8,070千円増加した。	措置済み
	余剰・規格外原原種の処分方法の見直しによる自己収入の拡大	22年度から実施	余剰・規格外原原種の処分については、一般種苗用の販売の拡大など自己収入の拡大を図る。	1a	余剰・規格外原原種の一般種苗用としての販売拡大に向け、需要情報を収集するとともに、必要に応じて随時関係機関との協議を行う。また、一般種苗用としての需要の拡大に対応するため、必要に応じて従来は無選別（小粒、大玉、打撲のものが混在）ででん粉原料用等に売却していたものについて原原種の規格に準じて選別作業を行い、一般種苗用としての価値を高めることとした。この結果、23年度の余剰・規格外原原種の一般種苗用としての販売実績は、基本方針の基準年である21年度比で販売数量で1.4倍(5,845袋(20kg)→8,442袋(20kg))、販売金額で1.8倍(5,864千円→10,633千円)と増加しており、自己収入は拡大している。 さらに、23年度の関係機関との協議を踏まえ、原原種の余剰見込み及び規格外品の発生見込みを早期に把握し、3段階増殖体系に影響のないよう、ばれいしょ種苗の取扱団体に一般種苗用として販売することとした。また、従来、許諾の関係で一般種苗用として販売していなかった登録品種についても許諾料を支払い販売することとした。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04 取引関係見直し	23年度から実施	余剰・規格外原原種の処分のうち、でん粉原料用として売却するものについては、民間企業等に随意契約で売却されているため、契約の在り方を見直し、一般競争入札に改める。	1a	23年8月に「契約事務取扱規程」を見直し、余剰・規格外原原種をでん粉原料用として売却する場合は、少額随意契約に該当する場合を除き一般競争入札とすることとし、23年度の取引から一般競争入札に改めた。	措置済み

No.	56	所管	農林水産省	法人名	種苗管理センター
-----	----	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1		農作物の種苗の検査	種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査業務を廃止する。	1	種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査業務を平成19年度末に廃止した。	措置済み
2	事務及び事業の見直し	ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布	ばれいしょ原原種生産の部分的な民間移行を検討する。	1	平成20年度から加工用品種（アンドーバー）について原原種生産の元だね部分の生産を民間企業に移行するとともに、種苗管理センターは民間企業からの依頼に応じて、隔離ほ場での増殖部分の協力を実施する方針を決定し、平成20～22年度に種いも（ハウスチューバー）を受入れ、計6,980kgを生産・配布した。なお、平成23年度以降は依頼がなかった。	措置済み
3	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	金谷農場及び知覧農場を廃止し、西日本農場に再編・統合する。	1	平成20年4月に知覧農場（鹿児島県）を廃止し、西日本農場に再編・統合した。 平成21年4月に金谷農場（静岡県）を廃止し、西日本農場に再編・統合した。	措置済み
4		組織体制の整備	八岳農場のばれいしょ原原種生産配布業務の廃止に伴い用地を返還する。	1	ばれいしょ原原種生産配布業務の廃止に伴い、用地返還手続きを進め、平成20年4月に長野県に対し用地の返還を完了した。	措置済み
5	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大	配布後に余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品についても、種いも等として販売し自己収入をあげることにについて、関係機関と協議する。	1	配布後に余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品の取扱いについては、平成20年11月から種いも等として販売できるよう種苗管理センターの内部規程を整備した。 平成24年度の余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品の販売は平成20年度比では、販売量で1.3倍、販売金額で1.3倍と増加した。	措置済み
6		業務運営体制の整備	コンプライアンス委員会を設置する。	1	法令遵守の徹底を図るためのコンプライアンス委員会を平成20年4月に設置した。	措置済み

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	家畜改良センター

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>● 地方公共団体等から道路、鉄道、排水用地として割愛要求を受け譲渡した政府出資財産(十勝牧場用地、奥羽牧場用地)の土地売却額(4,654千円)を平成23年3月に国庫に返納し、独立行政法人災害補償互助会預託金返還金(10,266千円)及び林木の売却代金・伐採補償料(7,659千円)、並びに十勝牧場用地売却代金(78千円)について、平成26年1月に国庫に返納した。</p> <p>また、岩手牧場用地売却代金(404千円)、宮崎牧場用地売却代金(33千円)及び林木売却代金・物件移転補償料(342千円)について、今後使用する見込みがないことから平成27年度内に国庫に返納するため手続中である。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>● センター本所担当課において、資産の増減に関する調査を毎月実施し、年度末に独立行政法人会計基準に基づいた減損の兆候判定を実施するとともに、監事監査における指摘を踏まえ平成24年度から各場の資産の現地調査を新たに行うなど、資産の活用状況について確認している。また、資産の保有状況については、監事による定期監査においてチェックを受けている。(現時点において該当なし。)</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 平成23年3月に策定した中期計画において、貸付資産については、平成23年度に貸付料算定基準について見直しを行い、近隣における類似の賃貸取引事例または不動産鑑定士等の民間精通者の意見を踏まえた算定方式に見直すとともに、不動産等管理規程の一部を改正、平成24年度貸付分から適正な対価を徴収している。</p> <p>特許権については、保有する目的を明確にしたうえで、登録及び保有コストの削減を図るとともに、特許収入の拡大を図るところであり、平成26年度は職務発明審査会を4回開催し、出願中特許及び保有特許の保有目的の明確化や現状の点検を行った。その結果、利用性の低い保有特許2件を放棄するとともに、継続許諾する2者に対し保有特許の実施料の増額をするなど自主的な見直しを行った。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>該当なし</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	

<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>●中央畜産研修施設は職員の研修に特化した施設ではなく、全国の畜産関係者を対象として家畜の改良増殖、飼養管理の改善、畜産行政等に関する研修を行う施設であり、その機能を代替できる施設は他にない。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>●土地・建物等の資産については、平成23年3月に策定した中期目標及び中期計画において、毎年度利用状況の調査を行い有効活用を図るとともに、将来の利用見込みの可能性等を検討し、不要なものについては国庫返納等の手続を行う旨を定めたとおりであり、今後もこれに即して事務所の整理・統廃合等を進めることとしている。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>●契約については、平成23年3月に策定した中期計画において、随意契約限度額にとられず、一般競争入札を積極的に取り入れ、一般競争入札等であっても、契約の条件、契約手続等の見直し改善を図るとともに、年2回経費削減効果の検証を行うこととしたところであり、改善に向け必要な取組を適切に実施している。</p> <p>●平成26年度に実施した契約については、契約監視委員会の点検結果等を踏まえ、随意契約限度額以下の契約であっても一般競争入札を実施する取組をさらに推進するとともに、十分な公告期間の確保と分かりやすく参加しやすい仕様書の作成に努めた。</p> <p><平成26年度契約状況(件数、金額)> 一般競争等295件(97.0%)、競争性のない随意契約9件(3.0%) 一般競争等1,815,805千円(98.2%)、競争性のない随意契約33,210千円(1.8%)</p> <p><平成25年度契約状況(件数、金額)> 一般競争等235件(99.2%)、競争性のない随意契約2件(0.8%) 一般競争等1,651,987千円(98.9%)、競争性のない随意契約18,573千円(1.1%)</p> <p><平成24年度契約状況(件数、金額)> 一般競争等219件(97.8%)、競争性のない随意契約5件(2.2%) 一般競争等1,376,443千円(97.6%)、競争性のない随意契約33,871千円(2.4%)</p> <p><平成23年度契約状況(件数、金額)> 一般競争等232件(87.5%)、競争性のない随意契約33件(12.5%) 一般競争等1,454,871千円(89.4%)、競争性のない随意契約172,519千円(10.6%)</p> <p><平成22年度契約状況(件数、金額)> 一般競争等236件(87.7%)、競争性のない随意契約33件(12.3%) 一般競争等1,223,313千円(85.5%)、競争性のない随意契約207,884千円(14.5%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	

<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成27年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし</p>

④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>●本所及び牧場において一括での調達が可能な案件については、共同での調達を実施するよう努めてきたところであり、平成26年度については、 ア) 事業規模等を踏まえて、必要最小限の仕様要件となるよう精査すること イ) 機器導入時にリース等との比較、共同利用の可能性を検討すること ウ) 定期的に他独立行政法人の購入に関する情報を収集し、適正価格の把握に努めること を徹底するとともに、契約監視委員会において経費削減効果の検証を年2回実施した。その結果、種畜検査等に必要な薬品の購入契約について、センター本所で一括購入した。また、薬品の購入契約について、複数品目の総価契約ではなく単価契約とするなど契約方法の見直しを行った。 今後も引き続き共同での調達を実施するとともに、新規業者の開拓及び競争性の向上などさらなるコストの縮減を図るための取組みを強化することとしている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>●調達に当たっては、 ア) 事業規模等を踏まえて、必要最小限の仕様要件となるよう精査すること イ) 機器導入時にリース等との比較、共同利用の可能性を検討すること ウ) 定期的に他研究機関の購入に関する情報を収集し、適正価格の把握に努めることに留意して取り組んでおり、調査研究業務に係る調達の透明性及び効率性の確保のため、調達先の事業規模や調達実績に関する要件を緩和するとともに、研究機器等の物品の調達に当たっては、事前に他の研究機関の入札結果等を調査し、調達価格の参考とするなど他機関の実績を客観的な指標として活用した。 今後も引き続き、他の研究機関の購入に関する情報の収集等を通じて、新規業者の開拓など競争性の向上に努めるとともにコストの縮減に向けた取組を行うこととしている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>●中央畜産研修施設の管理・運營業務については、民間競争入札により平成21年4月から平成27年3月までの2期・6年間民間事業者への業務委託を実施し、サービスの質の維持・向上と経費削減に努めた。この結果、内閣府官民競争入札等監視委員会からの市場化テストを終了することが適当との評価を受け、平成26年度をもって市場化テストを終了した。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>●中央畜産研修施設の管理・運營業務について、民間競争入札により民間事業者へ同業務を委託した結果、1割程度の経費削減が図られたところであり、さらなる競争性の確保を図るため事業規模に関する制限を無くす入札参加要件の緩和を図ったうえで、平成24年4月から平成27年3月まで引き続き民間競争入札により民間事業者への業務委託を実施した。 平成26年度に市場化テスト終了が適当との内閣府官民競争入札等管理委員会からの評価を受け、平成27年度からはセンター独自の競争入札による民間事業者へ業務委託を実施した結果、約5.7%(1期3年間の比較)の経費削減が図られた。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 理事長、理事及び監事の給与については、引き続きその額をホームページで公表することとしている。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 監事の監査事項として、①人件費(退職金、福利厚生費(法定福利費、法定外福利費)及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)の削減状況、②国家公務員の給与水準の見直しに対応した給与の改定状況、③役職員の給与水準の妥当性等について監査を毎年度実施しており、今後も監事による監査において引き続きチェックを行っていく。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 国家公務員に準じたものとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 事業費等については、合理性、効率性の観点から、当該年度の予算配分の考え方を作成し、これに基づき各業務の事業量をベースに各牧場の業務の実施状況等を勘案した上で、具体的な予算の執行に関する計画を作成している。 また、物件の調達に当たっては、複数の見積もりを取ることを徹底することにより、所要額の積算に当たっての考え方を明確にするなど必要な経費を積算段階から精査できるようにしている。 なお、予算の執行に当たっては、監事監査等において本所・各牧場の業務の実施状況等を点検・精査することで効率化を図るとともに、財務にかかる情報をセンターHPで公表することで透明化を図っている。

<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>●内部監査、監事監査、会計監査人監査の監査状況等を第三者委員会である内部統制監視委員会に報告し、内部統制が有効に機能しているかについて客観的な評価を受けた結果を理事長に報告し、適宜必要な是正措置を実施している。 また、平成27年4月には業務方法書を改正し、内部統制推進については役員を構成員とした内部統制委員会が、リスク管理については理事及び部長等を構成員としたリスク管理委員会が行うこととし、コンプライアンス推進体制をさらに強化したところである。 ●業務目標、役職員行動規範等の周知徹底を図るため職場で勉強会等を開催するとともに、職員の意識調査を踏まえた職場環境の改善の取組み、各職場における近況報告等によるコミュニケーションの育成といった組織運営改善の取組みを実施するなど、組織のコンプライアンスの確保に努めた。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>●平成23年3月に策定した中期計画に基づき、家畜人工授精用精液、家畜受精卵、種鶏等の配布及び飼料作物の種子配布価格について、生産コストを考慮し、畜産経営等に及ぼす影響を踏まえ、民間市場価格と比較すること等により価格の設定の見直しを行った。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>●平成23年3月に策定した中期計画において、特許権については保有する目的を明確にしたうえで、登録及び保有コストの削減を図るとともに、特許収入の拡大を図ることとしたところ。この方針に従い、平成26年度に職務発明審査会を4回開催し、出願中特許及び保有特許の保有目的の明確化や現状の点検を行った。その結果、自己収入の拡大を図るため保有特許(2件)の実施許諾を民間販売業者(1社)及び畜産関係団体(2機関)に対して行った。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>●調査研究については、調査研究課題の審査や評価等をセンター検討会(中間及び年度末計2回)及び評価会議(年度末1回)において実施している。評価会議は大学及び公的研究機関の有識者といった外部評価委員により構成されており、評価会議における評価及び技術的助言等を踏まえ、次年度以降の調査研究について適切な見直しを行っている。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>●調査研究の評価にあたっては、毎年度、各分野毎に外部の評価委員から客観的な評価を受けており、平成25年度の評価会議においては、平成26年度まで予定していた操作胚由来の効率的な産子生産(マイクロカプセル化処理)について、外部委員からの評価を受けて平成25年度で終了とするなど、その結果を踏まえ適切に計画の見直しを行っている。 また、国民への説明責任を果たすため、各年度の事業実績及び評価結果をホームページ上で公表している。</p>

No.	57	所管	農林水産省	法人名	家畜改良センター
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 全国的視点での家畜改良	家畜改良業務の事業規模の縮減（家畜の多様化、系統造成の支援に特化）	23年度以降実施	乳用種雄牛の検定業務の民間移行、系統豚造成の段階的廃止等により事業規模を縮減するとともに、種畜の多様化に特化した業務体系に移行する（泌乳持続性や飼料利用性の重視など）。	1a	乳用種雄牛の後代検定への参加について計画を前倒しして23年度末までに民間に移行するとともに、肉豚を種雄として直接生産農家に供給する業務を23年度末までに原則中止すること等により事業規模を縮減した。また、従前の乳量や脂肪交雑を重視した家畜改良から、泌乳持続性や飼料利用性を重視した家畜改良等、種畜の多様化に特化した業務体系に移行した。（H22年度予算14.5億円→H24年度13.1億円）	措置済み
	精液採取用種雄牛の貸付業務の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	精液採取用種雄牛の貸付けの入札については、応募者数が少ないことから、周知活動を強化するなどの方法により更に競争性を高める。	1a	ホームページなどによる周知に加え、畜産関係者の会合の場における伝達、畜産関係専門誌等への掲載、さらには中央畜産研修施設及びシンポジウム会場におけるポスター掲示による周知活動に継続的に取り組んだ結果、23年度は全5回の入札実施のうち複数応募となったケースがなかったのに対し、24年度については、これまで取り組んできた周知活動の成果として新たな応募者を確保するなど、全6回の入札実施のうち3回において複数応募となり、競争性の向上が図られた。 また、競争性の向上に伴い、肉用牛の貸付収入が平成23年度は1頭あたり184千円だったのに対し、平成24年度は1頭あたり219千円となり、1頭あたり35千円の増収、肉用牛貸付収入の総額では1,781千円の増収となるなど、自己収入の拡大が図られた。	引き続き競争性の向上が図られるよう周知先の拡大の検討を行い、更なる競争性の確保に努める。
	調査研究業務について事業規模の縮減	23年度から実施	業務効率化のための調査に特化し、より研究要素の強い業務（資源循環型の窒素成分強化たい肥を用いた飼料作物栽培に関する調査、食味に関する新たな理化学分析項目の開発及び体細胞クローン牛の調査）は他の研究開発法人（特に農業・食品産業技術総合研究機構（畜産草地研究所））や大学、民間等にゆだねるなど役割分担を明確化し、事業規模を縮減する。	1a	調査研究業務について、より研究要素の強い業務は他の研究機関等に委ねる等役割分担を明確にするとともに、課題の重複を排除することとし、他の研究機関等で実施可能な資源循環型の窒素成分強化たい肥を用いた飼料作物栽培に関する調査、食味に関する新たな理化学分析項目の開発及び体細胞クローン牛の調査を22年度末をもって廃止した（調査研究業務予算：H22年度1.9億円→H24年度1.5億円）。	措置済み
02 飼料作物種苗の増殖	種苗（原種）の提供価格の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	提供価格については、栽培用種子の農家への販売価格に及ぼす影響に留意しつつ、原則として生産コストに見合った金額に見直すとともに、より競争的な契約手続を導入し、自己収入の拡大を図る。	1a	飼料作物の種子配布価格については、畜産経営等に及ぼす影響や民間市場価格と比較を行うつつ、平成23年度中に、従前の価格（「生産コスト」又は「市場価格の2倍」のいずれか低い価格）を見直し、生産コスト見合いを原則とする新たな価格を設定した。また、従前は競争性のない随意契約で実施していたが、平成23年度に一般競争入札を導入し実施した。 その結果、平成23年度の種苗（原種）の提供価格の見直しによる自己収入は、従前の価格で販売した場合の5,674千円から6,586千円へと拡大した。	措置済み
03 牛トレーサビリティ業務	—	—	—	—	—	—
04 種畜検査及び種苗検査	種畜検査の自治体移管	23年度以降実施	総コストの縮減を図りつつ、各都道府県における検査能力水準の斉一化、検査結果についての責任問題の整理を行い、事業を自治体に移管する。	2a	都道府県の畜産課長で構成する全国畜産課長会の検討ワーキンググループにおいて、総コストの縮減、検査能力水準の斉一化、検査結果についての責任問題等について検討が行われているところ。 また、一定の条件を満たす一部の品種の家畜に関し、家畜改良センターが行う種畜検査に代わり、都道府県が自ら検査等を行える仕組みについて、平成24年4月1日に施行。	引き続き種畜検査を都道府県に移管する上で課題となるコストの問題や事故発生時における責任の所在をどうするかといった諸課題の整理に努める。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
05 不要資産の国庫返納	—	—	—	—	—	
06 取引関係見直し	土地等の貸付けの見直し	23年度以降実施	本所（福島県）において貸付けを行っている土地（社団法人家畜改良事業団：土地約700㎡・建物約460㎡・無償、社団法人ジャパンケネルクラブ：土地約1万㎡、約21万円/年）については、土地の売却又は適正価格による貸付けを行う。	1a	社団法人家畜改良事業団に対する貸付けについては、同事業団と法人が協議し、平成23年4月から有償貸付けに移行している。また、貸付料について適正価格とするため、不動産鑑定士等の民間精通者の意見を踏まえ、契約監視委員会に諮った上で、23年度中に貸付料算定基準の見直しを行った（23年度 約72万円/年→平成24年度 約87万円/年）。 社団法人ジャパンケネルクラブに対する貸付けについては、当該貸付の妥当性を確認する観点等から、施設の利用状況等について確認を行ったうえ、契約監視委員会に諮り、貸付を行う事に対して了承を得た。また、貸付料について適正価格とするため不動産鑑定士等の民間精通者の意見を踏まえ、23年度中に貸付料算定基準の見直しを行った（平成23年度 約21万円/年→平成24年度 約23万円/年）。	措置済み
07 人件費の見直し	技術専門職員の見直し	23年度以降実施	技術専門職員が担当する家畜管理、飼料生産業務等については、費用対効果の観点から十分に精査し、アウトソーシングを促進する。	1a	家畜の飼養管理、飼料生産等のうち単純作業については、段階的に外部化を進めてきたところであり、24年度については宮崎牧場の放牧地の管理業務について新たに外部委託を実施するなど、着実にアウトソーシングを進めているところ。 （人件費：平成22年度6,249,114千円→平成23年度6,044,577千円→平成24年度5,675,652千円）	家畜飼養管理、飼料生産業務等における単純作業については、作業内容を精査し、費用対効果や退職者の状況を踏まえつつ、計画的かつ段階的に外部化を進める。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	水産大学校

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 独立行政法人通則法の改正を受け、平成19年度に発生した旧耕洋丸の売払代金84,000千円を平成23年3月18日に国庫納付した。</p> <p>○ 田名臨海実験実習場については、学内の委員会組織での検討を踏まえ、平成27年度中に国庫納付を行う予定であり、その準備として25年度より、同実習場で行っている実習等を、本学もしくは小野臨湖実験実習場等で試験的に実施していたが、26年度においてその移行が完了した。平成26年12月には田名臨海実験実習場の廃止の機関決定を行い、国庫納付に必要な事務手続きを開始し、また、現地での安全管理のために必要な措置を講じている。</p> <p>● 当法人の施設はいずれも当法人の事務・事業を実施する上で必要な資産であるが、毎年度利用状況に付き調査を行うなど不要資産の有無の点検を行っている。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>● 当法人の事務所は1ヶ所で、すでに集約されているが、今後も管理部門の効率化に努めてまいりたい。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>○ 田名臨海実験実習場については、学内の委員会組織での検討を踏まえ、平成27年度中に国庫納付を行う予定であり、その準備として25年度より、同実習場で行っている実習等を、本学もしくは小野臨湖実験実習場等で試験的に実施していたが、26年度においてその移行が完了した。平成26年12月には田名臨海実験実習場の廃止の機関決定を行い、国庫納付に必要な事務手続きを開始し、また、現地での安全管理のために必要な措置を講じている。</p>

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

● 平成22年度に複数年契約を取り入れるなど契約方法の改善を図ったところ。引き続き競争入札等推進委員会において一者応札・応募となった契約について事後点検を実施し、今後も実質的な競争性を確保して、コストの削減や透明性の確保を図る。

→22年度の状況

(金額ベース)

一般競争等1,215,936,807円(96.0%)、競争性のない随意契約50,278,800円(4.0%)

(件数ベース)

一般競争等62件(84.9%)、競争性のない随意契約11件(15.1%)

(注)競争性のない随意契約には、国等の委託研究の公募に際し、共同研究グループの代表として当法人が中核研究機関として応募し、外部専門家等の審査の上に採択された後、当該共同研究グループに所属する機関に対し中核研究機関から再委託したものを含む。(49百万円、10件)

また、残りの1件については、相手先を特定された官報掲載業務であり、契約の性質又は目的が競争を許さないものであるため、一般競争入札等への移行は行っていない。

→23年度の状況

(金額ベース)

一般競争等400,358,742円(99.7%)、競争性のない随意契約1,393,524円(0.3%)

(件数ベース)

一般競争等46件(97.9%)、競争性のない随意契約1件(2.1%)

(注)競争性のない随意契約1件は、相手先を特定された官報掲載業務であり、契約の性質又は目的が競争を許さないものであるため、一般競争入札等への移行は行っていない。

	<p>→24年度の状況 (金額ベース) 一般競争等330,447,230円(99.6%)、競争性のない随意契約1,186,974円(0.4%) (件数ベース) 一般競争等51件(98.1%)、競争性のない随意契約1件(1.9%) (注)競争性のない随意契約1件は、相手先を特定された官報掲載業務であり、契約の性質又は目的が競争を許さないものであるため、一般競争入札等への移行は行っていない。</p> <p>→25年度の状況 (金額ベース) 一般競争等342,212,246円(99.6%)、競争性のない随意契約1,241,136円(0.4%) (件数ベース) 一般競争等42件(97.7%)、競争性のない随意契約1件(2.3%) (注)競争性のない随意契約1件は、相手先を特定された官報掲載業務であり、契約の性質又は目的が競争を許さないものであるため、一般競争入札等への移行は行っていない。</p> <p>→26年度の状況 (金額ベース) 一般競争等484,069,854円(99.7%)、競争性のない随意契約1,349,460円(0.3%) (件数ベース) 一般競争等42件(97.7%)、競争性のない随意契約1件(2.3%) (注)競争性のない随意契約1件は、相手先を特定された官報掲載業務であり、契約の性質又は目的が競争を許さないものであるため、一般競争入札等への移行は行っていない。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成27年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。(当法人には「関連法人」はない)
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	●当法人の事業に関する全ての物品・役務の発注は1部署で行っており、引き続き可能なものについては一括での調達を行っていく。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	●施設等の保守管理、警備業務等について、コスト等を比較・考慮し、平成24年度より、水産大学校の施設の管理・運営業務について、複数年、包括的契約を実施したところ。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	●公共サービス改革プログラムを踏まえ、仕様の見直し等を行い、実質的な競争を確保するとともに、契約案件の取りまとめを行う等、調達の効率化、経費の削減に努めている。また、水産大学校の施設の管理・運営業務について、平成24年度より4年間の複数年、包括的契約を実施したところ。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	●引き続き公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	●給与水準については、監事による監査、独立行政法人評価委員会において、ラスパイルズ指数が100を超えていないか等について事後評価を行ってきたところであるが、今後も引き続き厳格なチェックを行う。

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●今後も引き続き、国家公務員に準じたものとする。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	●毎年度の事業費等については、合理性、効率性の観点から当該年度の予算配分の考え方を作成し、これに基づき各業務の事業量をベースに各部署等の業務の実施状況等も勘案した上で、具体的な予算の執行に関する計画を作成している。また、新たな教育・研究課題に対応するために整備や更新が必要となる機器の購入等については、学内で公募を行い、理事長等によるヒアリングにより優先性の高いものに対して必要最小限の経費を配分している。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	●内部統制の強化等を図るため、平成21年7月1日より監査役を設置しており、引き続きこの体制で内部監査業務を実施する。また、平成26年度には、改正通則法に基づいて業務方法書を改正し、関連諸規程の整備方針を定めるなど、内部統制強化のため必要の対応を行っている。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	●国立大学法人と同等の授業料負担としている。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	●引き続き、産学公交流イベントへの参加、HP掲載、記者レク等を行い、積極的な研究成果の利活用を推進する。なお、研究成果のうち第三者による権利化を防衛する必要のあるもの等で、特許等の知的財産権となりうるものについては積極的に出願し取得に努める。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	●当法人は水産業を担う人材の育成を図ることを目的とした教育機関であり、教育の一貫性や継続性を確保する観点から、通常、事業を複数の候補案件から選択することはない。 ただし、教育の内容については、(独)大学評価・学位授与機構や(社)日本技術者教育認定機構等の外部機関の審査を受けることにより質の確保を図るとともに、外部有識者7名からなる外部評価委員会からの評価を踏まえた自己評価を行い、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて業務運営および中期計画の進行管理に適切に反映させること等により、効率的な事業実施や実施過程の透明性を確保している。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	●これまでも各段階で、外部の者を含めた外部評価委員会、独立行政法人評価委員会等において評価を実施し、評価結果を予算配分等に反映させてきた。また、引き続き、主務大臣による業務実績の評価結果の業務運営等への反映状況と自己評価結果をそれぞれホームページ上で公表し、国民への説明責任を果たすこととする。

No.	58	所管	農林水産省	法人名	水産大学校
-----	----	----	-------	-----	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 水産に関する学理及び技術の教授及び研究	水産業を担う人材の育成教育の在り方に係る検討及び事業規模の縮減	23年度から実施	事業仕分けの結果を踏まえ、専攻科定員配分の見直しによる水産系海技士養成の重点化、国立大学法人との連携強化による教育効果の向上を図るほか、水産業を担う人材の育成教育の効果的・効率的な在り方について引き続き検討する。また、次期中期目標期間において、田名臨海実験実習場を廃止し国庫納付することなどを検討し、事業規模を縮減する。	1a	<p>平成23年4月1日に学則を改正して専攻科の定員配分の変更（船舶運航課程25名・船用機関課程25名一両課程合わせて50名）を実施し、社会の需要等に応じた重点的な海技士養成が可能な体制としたほか、国立大学法人との間で、練習船の教育効果向上のための情報交換や共同研究等を行い、こうした連携を通じて水産系海技士教育の効果を高めるとともに、得られた知見を卒論研究に反映させるほか、引き続き継続的な教育改善に取り組むなど効果的・効率的な水産業を担う人材の育成教育を実施している。</p> <p>田名臨海実験実習場については、閣議決定の翌年の平成23年10月に同実習場を円滑に廃止するための委員会を設置し、同委員会で廃止に向けた進捗管理を図りつつ、平成27年度中に国庫納付を行う予定であり、その準備として25年度より、同実習場で行っている実習等を、本学もしくは小野臨湖実験実習場等で試験的に実施していたが、26年度においてその移行が完了した。平成26年12月には田名臨海実験実習場の廃止の機関決定を行い、国庫納付に必要な事務手続きを開始し、また、現地での安全管理のために必要な措置を講じている。</p> <p>また、中期目標等にて、「中期目標期間中、平成22年度予算を基準として、一般管理費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行った金額相当額以内に抑制する。」と定め、平成26年度予算においては22年度に比べて、一般管理費は25,770千円（12.1%）、業務経費は36,918千円（6.4%）削減し、事業規模の縮減を行っている。なお、平成26年度においては、予算額が消費税等3%増額されており、仮に5%のままであるとして試算すると、一般管理費は30,986千円（14.5%）、業務経費は51,863千円（9.0%）削減となる。</p>	水産系海技士養成の重点化、国立大学法人との連携強化による教育効果の向上、効果的・効率的な水産業を担う人材の育成教育については、実施済み。 田名臨海実験実習場の不要財産の国庫納付及び中期目標等で定める一般管理費、業務経費の削減による事業規模の縮減は、予定通り実施の見込み。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	農業・食品産業技術総合研究機構

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 第3期中期目標の策定にあたり、保有資産の見直しを行うとともに、中期目標においても「施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。」こととしている。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	● 法人においては、総務省及び財務省から示された方針に基づき、不要資産については原則として現物により速やかに納付することとしている。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	● 上記に加え、知的財産については保有特許の必要性を随時見直すこととしている。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 法人においては、契約の見直しやアウトソーシング等により管理経費の削減に努めているところであり、平成23年度は東京事務所を移転・集約するとともに、東京リエゾンオフィスは廃止した。また、動物衛生研究所 東北支所(H25.3)、北海道農業研究センター 紋別試験地(H23.3)、野菜茶業研究所武豊研究拠点(H27.3)を廃止し、それぞれ動衛研本所、北農研芽室研究拠点及び野茶研つくば研究拠点へその機能を移転・統合した。さらに、九州沖縄農業研究センター久留米研究拠点の管理機能の一部を筑後研究拠点に移転・統合した(H23.3)。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 東京事務所については、平成23年9月さいたま市の生物系特定産業技術研究支援センター本部に移転・集約化済み。また、東京リエゾンオフィスについては、平成23年9月末に廃止した。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	● 畜産草地研究所御代田研究拠点の職員宿舎については、平成24年度に廃止した。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	● 中期目標において「施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。」こととしている。

3. 取引関係の見直し
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施している。

【平成22年度】
(金額ベース(単位:千円))
一般競争等 14,844,371千円(84.2%)、競争性のない随意契約 2,779,599千円(15.8%)
(件数ベース(単位:件))
一般競争等 1,739件(87.7%)、競争性のない随意契約 244件(12.3%)

【平成23年度】
(金額ベース(単位:千円))
一般競争等 11,129,144千円(84.5%)、競争性のない随意契約 2,036,087千円(15.5%)
(件数ベース(単位:件))
一般競争等 1,047件(85.3%)、競争性のない随意契約 180件(14.7%)

【平成24年度】
(金額ベース(単位:千円))
一般競争等 10,183,065千円(88.7%)、競争性のない随意契約 1,302,032千円(11.3%)
(件数ベース(単位:件))
一般競争等 941件(88.8%)、競争性のない随意契約 119件(11.2%)

【平成25年度】
(金額ベース(単位:千円))
一般競争等 18,100,730千円(89.0%)、競争性のない随意契約 2,242,096千円(11.0%)
(件数ベース(単位:件))
一般競争等 817件(84.7%)、競争性のない随意契約 148件(15.3%)

【平成26年度】
(金額ベース(単位:千円))
一般競争等 15,922,568千円(90.2%)、競争性のない随意契約 1,734,052千円(9.8%)
(件数ベース(単位:件))
一般競争等(828件(86.0%)、競争性のない随意契約 135件(14.0%)

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成27年7月1日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 4法人(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター)事務業務見直し連絡会での検討を基に、共通性の高い業務の一体的実施として、平成23年度では研修の共同実施を行った。平成24年度では物品調達関係として、つくば地区におけるコピー用紙、トイレトペーパーの一括購入を実施した。平成25年度ではつくば地区における一般健康診断業務について一括契約した。平成26年度ではつくば地区における研究本館等の清掃業務、警備業務及びエレベータ等保守点検業務について一括契約を行った。平成27年度では4法人に種苗管理センターを加えた5法人でつくば地区における研究本館等の清掃業務について一括契約を行なった。</p> <p>また、電気需給契約については、3法人(農研機構、生物研、農環研)一括で入札公告することで、電気事業者の参入の拡大を図った。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● 一般競争入札等の競争性の高い契約方式への移行を推進しており、一者応札・一者応募の改善に向け、業務に支障のない範囲での競争参加資格の緩和や、入札公告期間の確保等の見直し等を行ってきた。その結果、平成26年度における一般競争入札等の割合は契約全体の90.2%(金額ベース)となっている。</p>

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 「公共サービス改革基本方針」の一部変更(平成26年7月11日閣議決定)において、統合する4法人及び(独)国際農林水産業研究センターの研究本館等(つくば地区)の清掃業務、警備業務及びエレベーター等保守点検業務の各個業務について、清掃業務は、5法人(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、種苗管理センター)、警備業務は、3法人(農研機構、生物研、農環研)、エレベーター等保守点検業務は農業研究4法人(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター)で平成27年4月からの包括契約を行った。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 理事長、副理事長、理事及び監事の報酬については、毎年度公表しており、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表することとしている。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準については、監事による監査を行ってきており、今後も引き続き厳格なチェックを行う。また、評価委員会による事後評価においても、評価基準において「法人の給与水準は適切か。国の水準を上回っている場合、その理由が明確にされているか。」をチェックしてきており、今後も引き続き厳格なチェックを行う。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 各経費及び諸手当は国家公務員に準じたものとしており、引き続きその適正化に努めることとしている。</p>

<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 毎年度における業務経費の予算配分にあつては、合理性、効率性の観点から当該年度の予算配分方針を策定し、これに基づき各業務の事業量をベースに業務の実施状況等も勘案した上で、具体的な予算の執行に関する計画を作成し、業務の実施状況等を点検・精査することで合理化を図ることとしている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 内部統制のさらなる強化を行うとともに、コンプライアンスの確実な実践を確保する機能の更なる強化を図るため、平成23年4月に組織規程を改正し、従来から設置されている監査室に加え、新たにコンプライアンス室を設置した。 コンプライアンス室は、コンプライアンス委員会の事務局として、コンプライアンスの確立、リスクマネジメントシステムの運用を行い、平成27年4月からは、人員増を図り、コンプライアンス違反等の顕在化に当たって、調査活動への対応やコンプライアンス研修活動の強化を行っている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 中期目標において受益者負担の適正化等により自己収入の確保に努めることとしている。 ○ 農業機械の型式検査業務及び安全鑑定業務については、平成24年度から業務方法書の改定により手数料を改定し受益者負担の拡大を図った。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 知的財産権等の取得に際しては、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化等を進めるほか、保有特許の必要性を随時見直すこととしている。</p>

6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 研究内容について、自ら適切に評価・点検を行うとともに、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、的確に業務運営に反映させ、業務の重点化及び透明性を確保することとしている。自己評価にあたっては、幅広い分野にわたる外部専門家・有識者20名に評価委員を委嘱した農研機構評価委員会における検討に基づいて行っている。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 研究内容については、研究資源の投入と得られた成果の分析を行うとともに、農業、食品産業その他の関連産業や国民生活への社会的貢献を図る観点及び国際比較が可能なものについては海外の研究開発状況と比較する観点から、できるだけ具体的な指標を設定して評価・点検を行い、必要性、進捗状況等を踏まえて機動的に見直しを行う。また、行政部局を含む第三者の評価を踏まえ、生産者や行政にとって有用な研究成果を「主要普及成果」として選定することとしている。</p> <p>第3期中期目標期間の中間年に当たる平成25年度にすべての研究課題について中間点検を実施し、その結果に基づいて、対処方針とその具体化に向けた取り組みを決定し、研究課題の重点的推進に活かした。</p> <p>平成26年度には第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績を明らかにするため、中期計画の達成に向けた見込評価を実施した。</p>

No.	57	所管	農林水産省	法人名	農業・食品産業技術総合研究機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 農業・食品産業技術研究等業務（試験研究並びに調査、プロジェクト研究（受託研究））	研究テーマの重点化と組織・人員の見直し	23年度以降実施	<p>研究所（研究グループ）ごとに研究課題を提案する縦割りの体制ではなく、農業政策上の優先事項を把握した農林水産技術会議や本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう事業実施体制を見直す。この際、本部、6センター、8研究所及びその下に設置されている28研究拠点・支所・試験地において硬直的に事業を実施している体制について整理し、見直しを行う。</p> <p>また、政策部局による評価を本法人の内部評価に反映させ、ニーズや進捗よくに合わせて機動的に研究の中止・変更を行う。現在の研究テーマについても、以下の事業の廃止を含め、農業政策上緊急かつ必要不可欠な事業であるかを精査の上、その結果に基づき事業規模の適正化を図る。</p> <p>「農村地域の活力向上のための地域マネジメント手法の開発」「地域資源を活用した豊かな農村環境の形成・管理技術の開発」「農業・農村の持つつらぎ機能や教育機能等の社会的解明」等本法人で実施する必要性に乏しい研究課題を廃止する。この際、3Dドームシアターを処分する。</p> <p>「フェロモン利用等を基幹とした農業を50%削減するりんご栽培技術の開発」「RNAサイレンシング等を活用した大豆わい化病抵抗性付与技術の開発」「育種工学的手法による甘しよへの病害抵抗性付与技術の開発」等研究の進捗よく状況により他機関に研究をゆだねることが適当な課題を廃止する。</p> <p>「北海道地域における高生産性畑輪作システムの確立」事業に関連する「大型機械テラドス」に係る研究等の研究開始から相当期間経過しても民間での活用実績が少ない研究を廃止し、機器を処分する。</p> <p>「経営計画・販売管理・財務分析を統合した経営意思決定支援システムの開発」「農村景観シミュレーター」事業等のシステム開発については、研究成果の早期民間移転を図る。</p>	1a	<p>・研究業務の実施に関して、従来、研究課題ごとのチームを置いていたが、本部のもとで内部研究所の枠を超えて、農業政策上重要な課題をより効率的かつ機動的に実施できるよう、組織横断的かつフラットな研究体制とした（組織上、個別の研究課題に対応して内部研究所に設置していた研究チーム体制を見直し、研究者を研究領域毎にとりまとめた上で、運用上、理事長直下に研究課題の責任者を置きつつ、組織横断的に研究グループを編成するフラットな体制とした）。</p> <p>・研究分野毎に研究の進捗状況や推進方向について政策部局の評価を受けるとともに、その結果を法人の内部評価や研究資源の配分に反映させ、ニーズや進捗に合わせて研究課題を機動的に見直す態勢を整備した。</p> <p>・平成22年度まで実施してきた研究課題のうち、「廃止」との措置を受けた課題は全て廃止するとともに、その他の課題についても必要性等を厳格に検証し、本法人で実施する必要性に乏しい課題、研究の進捗状況により他機関に研究をゆだねることが適当な課題、研究開始から相当期間経過しても民間での活用実績が少ない課題は廃止した。平成23年度からは、①食料の安定供給に資する研究、②地球規模の課題に対応するための研究、③新需要の創出に資する研究、④地域資源を活用するための研究を重点的に推進することにより、行政ニーズに応え得るために必要かつ適切な事業規模としている（平成22年度予算10,127,639千円→平成23年度予算9,648,737千円）。また、東日本大震災の発生を受け、農地の放射性物質汚染対策技術、津波による土壌の塩害対策技術等の開発等国家的な緊急課題に機動的に対応した。さらに、計画的・効果的な研究の実施を図るために中期計画を見直し、農地土壌等の除染技術および農作物等における放射性物質の移行制御技術の開発等を平成24年3月に明記した。また、これらの研究に対応するため、本部に震災復興研究統括監を配置するとともに、東北農業研究センター福島研究拠点に農業放射線研究センターを設置した。平成25年には、同センター内に放射性物質分析棟を整備し、福島県と包括的な連携協力のための基本協定を締結して、震災対応研究をさらに加速させた。</p> <p>・第3期中期目標期間の中間年に当たる平成25年度にこれまでの研究実施を総括的に中間点検した。その結果を踏まえ、大課題中間点検に基づく対処方針とその具体化に向けた取り組みを決定し、研究課題の重点的推進に活かした。</p> <p>・平成26年度には、改正通則法に基づく「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）を踏まえ、年度評価に加え、第3期中期目標期間の見込評価を実施した。</p> <p>・3Dドーム型景観シミュレーションシステムについては、政府出資等に係る不要財産の譲渡収入による国庫納付申請について、農林水産大臣の認可を受け、売却を完了した。北海道農業研究センターの「ハーベスター」（テラドス）について、平成23年10月7日付けで国へ返還を行った。</p> <p>・「農村景観シミュレーター」については、民間移転（平成25年12月31日まで実施許諾契約）し、市販されている。「経営計画・販売管理・財務分析を統合した経営意思決定支援システムの開発」については、早期民間移転を図る観点から、Web上での公開等、研究成果の普及促進に努めた。</p>	措置済み
	共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	<p>「生物機能を利用した環境負荷低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、4法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していること、プロジェクト研究以外でも4法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、4法人の研究や人員を一体化・融合することでシナジー効果・効率化を図る。</p>	1a	<p>・4法人の研究資源を活用した共同研究等を効率的かつ積極的に推進する観点から、本部の総合企画調整部の一部を改組し、共同研究等の連携・調整を図る研究戦略チームを整備するとともに、4法人の研究企画調整を担当する部長による研究連絡協議会を平成23年7月に立ち上げ、12月及び平成24年1月に開催した会合では、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改定等について意見を交換した。また、東日本大震災に対応するため、震災後の被災地支援及び今後の対応方針について検討する「災害対策本部」を設置し、農業環境技術研究所等との緊密な連携の下、農地の放射性物質汚染対策技術、津波による土壌の塩害対策技術等の開発にも積極的な取り組みを行った。</p>	措置済み
02 農業・食品産業技術研究等業務（教授業務）	農業経営者育成教育の在り方の抜本的な見直し	22年中に実施	<p>農業者大学校については、平成23年度から新規募集が停止されているところであり、「廃止」との事業仕分けの結果を踏まえ、在学生に配慮しつつ、農業経営者育成教育の在り方を抜本的に見直す。</p>	1a	<p>・農業者大学校における教育は平成23年度末で終了。</p> <p>・平成24年度以降の農業経営者育成教育については、地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くすることを目的として、地域の中核教育機関及び中核教育機関の教育水準を向上させる取組を行う高度な民間の農業経営者育成教育機関への支援を国において実施。</p>	措置済み
03 農業機械化促進業務	研究業務の実現可能性の高い研究テーマへの重点化による規模の縮減	23年度から実施	<p>研究業務については、研究テーマの採択に係る事前審査及び中間審査を強化する。</p> <p>農業政策上緊急的に措置が必要なもの、及び、実現可能性（高コストでないことを含む）が高い分野に限定し、事業実施のための評価スキーム等を確立する。</p> <p>共同研究における民間企業の負担割合を増加し、より普及が見込まれるテーマに重点化するよう見直す。</p>	1a	<p>・事前審査（機種選定時）に当たっては、産地等の要望に基づき、学識経験者や民間企業等による実現可能性等の評価を踏まえて行っている。また、共同研究を行う民間企業の選定にあたっては、共同研究における民間企業の負担割合を評価し、より普及が見込まれるテーマに重点化するよう取り組んでいる。（平成21年度から実施済）</p> <p>・平成24年度の中間審査（開発期間中の進行管理）に当たって、実用化を目指す研究課題については、従前の評価に加えて生産者、都道府県研究者・行政担当者等による評価も実施し、その結果によっては、研究課題を中止することとし、運営要領に明記した。また、併せて単年度評価及び終了時についても評価を行うこととした。</p>	措置済み
	受益者負担の拡大	24年度から実施	<p>型式検査業務及び安全鑑定業務については、更なる受益者負担の拡大を図る。</p>	1a	<p>平成24年度から業務方法書の改定により手数料を改定した結果、4～6月の1台当たりの検査鑑定手数料の実績は前年の1.1倍（328千円→350千円）になり、受益者負担は拡大している。</p>	措置済み

04	基礎的研究業務	事業実施方法・主体の見直し	23年度から実施	平成23年度の新規採択から、自己への資金配分はやめ、主体については国又は他の専門的機関等への一元化を検討する。	1a	平成23年度新規採択から自己への資金配分を措置済み。 平成25年度から競争的資金の新規採択については、国で実施している実用化段階の研究開発事業と合わせた農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業で実施。併せて平成25年度は、継続課題の一部（同法人が参画する研究課題）についても国が実施する農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業へ移管し、それ以外の継続課題について当該業務（イノベーション創出基礎的研究推進事業）で実施。 平成26年度から全ての継続課題について、国が実施する農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業への一元化を措置済み。	措置済み
		ウルグアイ・ラウンド対策研究開発事業の成果普及事業の廃止	24年度から実施	事業開始から10年が経過しており、事業継続の必要性に乏しいため、事業を廃止する。	1a	平成22年度末で事業の廃止を措置済み。	措置済み
05	民間研究促進業務	事業の廃止の検討	23年度から実施	平成23年度から新規採択は行わず既存案件の業務を残して廃止することを検討する。	1a	平成23年度から新規採択の中止を措置済み。	措置済み
06	【経過業務】特例業務	事業の廃止	27年度中に実施	平成27年度までに株式の処分等を行い、業務を廃止する。この際、残余資産があれば国庫納付する。	2a	平成26年度に3社の株式売却、1社の清算を行うとともに、1社の貸付先からの回収を完了し、予定された業務については、終了した。	残余資産については、決算報告書に係る主務大臣の承認後、国庫納付を予定。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
07	不要資産の国庫返納	ウルグアイ・ラウンド対策事業運用利益等負債	23年度中に実施	ウルグアイ・ラウンド対策事業運用利益等負債（約2億円）を国庫納付する。	1a	平成23年7月に納付済み。	措置済み
08		土地の売却等によって生じた不要資産	23年度中に実施	農業者大学の本部所在地への移転の際に生じた不要資産（約8.6億円）を国庫納付する。	1a	平成23年7月及び10月に納付済み。	措置済み
09		農業者大学校用施設	24年度以降実施	農業経営者育成教育の在り方の抜本的な見直しに伴い、農業者大学校関連施設のうち、不要となるものを国庫納付する。	2a	平成23年度末の農業者大学の廃止を受け、校舎については農研機構内の研修（職員研修・農村工学研修）及び会議等の施設（機構共用棟）として有効利用している。特に農村工学技術研修においては、防災・減災・リスク管理の技術修得ニーズに応えるための研修施設として有効活用している。	今後も同様の利活用を図るとともに、法人統合に併せて更なる利活用を検討する。
10	事務所等の見直し	東京事務所の移転	23年度中に実施	東京事務所、東京リエゾンオフィスについては、本部（つくば市）を含めた東京23区外へコストを縮減する形で移転する。	1a	東京事務所については、平成23年9月にさいたま市の生物系特定産業技術研究支援センター本部に移転・集約化済み。また、東京リエゾンオフィスについては、平成23年9月末に廃止した。（コスト縮減額75百万円）	措置済み
11	組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度中に実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。	1a	研究内容について、外部有識者による評価委員会の意見を聴取しつつ適切に評価・点検を行うとともに、政策部局の評価を踏まえ、政策的ニーズや進捗よく合わせて研究課題を機動的に見直す態勢を整備した。また、こうした評価・点検の結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、的確に業務運営に反映させ、業務の重点化及び透明性を図る体制を確保している。	措置済み
12	新たなガバナンス体制の構築	23年度以降実施	研究所（研究グループ）ごとに研究課題を提案する縦割りの体制ではなく、農業政策上の優先事項を把握した農林水産技術会議や本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう事業実施体制を見直す。この際、本部、6センター及び8研究所の下に設置されている28研究拠点・支所・試験地については、硬直的に事業を実施している体制の見直しを行う。	1a	研究課題については、必要性、緊急性、有効性、進捗状況等を定期的に点検し、改廃を含めた所要の措置を講ずることとしている。また、農業政策上の課題を適時適切に試験及び研究業務に反映させるため、中期目標期間中に生じる政策ニーズにも機動的に対応するとともに、研究の計画から成果の普及・実用化に至るまでの各段階において農林水産省の政策部局と密接に連携し、当該部局の評価を法人の内部評価に反映させ、ニーズや進捗に合わせて研究課題を機動的に見直す態勢を整備した。さらに、研究業務の実施に関して、従来、研究課題ごとにチームを置いていたが、本部の下で内部研究所の枠を越えて、農業政策上重要な課題をより効率的かつ機動的に実施できるよう、組織横断的かつフラットな研究体制とした（組織上、個別の研究課題に対応して内部研究所に設置していた研究チーム体制を見直し、研究者を研究領域毎にとりまとめた上で、運用上、理事長直下に研究課題の責任者を置きつつ、組織横断的に研究グループを編成するフラットな体制とした。全126課題のうち76課題で内部研究所の枠を越えた編成となっている）。なお、動物衛生研究所 東北支所（H25.3）、北海道農業研究センター 紋別試験地（H23.3）、野菜茶業研究所武豊研究拠点（H27.3）を廃止し、それぞれ動物衛生研究所、北農研芽室研究拠点及び野茶研つくば研究拠点へその機能を移転・統合した。さらに、九州沖縄農業研究センター久留米研究拠点の管理機能の一部を筑後研究拠点に移転・統合した（H23.3）。	措置済み	

【その他】

<p>13 4 研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとめ、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。</p>	<p>・4法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）間における研究情報の交換、共同研究の調整等を効率的に進めるため、4法人の研究企画調整を担当する部長による研究連絡協議会を平成23年7月に立ち上げ、12月及び平成24年1月に開催した会合では、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改定等について意見を交換した。</p> <p>・平成23年6月に4法人の事務業務について、一体的に実施することにより効率的、効果的に行うことができる事務業務の抽出及び実施体制を検討し、研究支援業務の合理化を図ることを目的として、「4法人事務業務見直し連絡会」を設置した。また、連絡会に研修・セミナー専門部会及び契約専門部会を設置し、共通性の高い業務を対象に一体的実施が可能な業務の洗い出しを毎年度行っている。</p> <p>・この結果、平成23年度では、16件の研修等について共同で実施し、平成24年度では18件、平成25年度は14件を共同実施している。契約関係では、平成24年度からコピー用紙の購入とトイレトペーパーの購入の2件について、4法人で一括購入を実施した。また平成25年度は、つくば地区における一般健康診断業務について、4法人一括で実施した。さらに平成26年4月から研究本館等の清掃業務及びエレベーター等保守点検業務について4法人で、警備業務について3法人（農研機構、生物研、農環研）での包括的な契約を実施した。平成27年度は、清掃業務について、種苗管理センターも含めた5法人で公共サービス改革に基づく官民競争入札により一括契約した。また、電気需給契約について、3法人（農研機構、生物研、農環研）一括で入札公告することで、電気事業者の参入の拡大を図った。</p>	<p>農林水産技術会議事務局との法人統合に関わる意見交換会等を通じて、4研究開発法人は、研究推進方向や研究環境などの情報を共有し、研究連携を深めるとともに、組織や業務の改善を図る。</p> <p>また、「4法人事務業務見直し連絡会」等を通じて、引き続き研修・セミナーの共同開催や物品の調達を行うことにより、研究支援業務の合理化を図る。</p> <p>なお、農研機構、生物研、農環研の3法人については、種苗管理センターを加えた4法人による統合が平成28年4月に予定されていることから、次期中長期計画の策定とあわせて、組織、研究課題、業務の実施方法等についての抜本的な見直しを進める。</p>
---	---	--

No.	59	所管	農林水産省	法人名	農業・食品産業技術総合研究機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1 2 3 4	事務及び事業の見直し	【農業・食品産業技術研究等業務（試験及び研究並びに調査）、農業機械化促進業務】 ○農林水産省が地域ごとに設置する地域研究・普及連絡会議に参画し、研究課題設定において都道府県、大学、民間企業などとの役割分担を徹底する。	1	○平成19年度から農林水産省が地域ごとに設置した地域研究・普及連絡会議に参画し、地域における研究開発に係るニーズを把握し、国の委託プロジェクトや競争的研究資金の研究課題提案に当たり、地域農業研究センター（独法）と都道府県、大学、民間企業などとの研究課題の役割を調整し、翌年度の研究の実施に当たり明確な役割分担を行った。	措置済み
		【農業・食品産業技術研究等業務（試験及び研究並びに調査）、農業機械化促進業務】 ○民間企業等における研究動向や研究成果の受益見込み等を踏まえ、独法が取り組むべき研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する。	1	○平成20年度に中期計画の中課題毎に点検を実施。 （点検結果） 民間企業等における研究動向や研究成果の受益見込み及び行政のニーズを踏まえ研究課題を見直すとともに、研究内容が一部重複する課題について再編を行った。 ・田畑輪換研究チームを発展的に解消し、その研究内容を大豆安定生産技術、水田輪作それぞれのチームに統合。 ・農業ポジティブリスト制度施行に係るドリフト防止研究に高い成果をあげ、役割を終えた特別研究チームを解散し、バイオマス利活用などエネルギーに関する特別研究チームを設置。	措置済み
		【農業・食品産業技術研究等業務（試験及び研究並びに調査）、農業機械化促進業務】 ○育種技術や資源等を活用した実用的な品種開発のうち、民間での取組が効果的なものについては、民間育種を支援する観点から企業との連携を強化する。	1	○民間企業における実用品種開発を支援するため、社団法人農林水産先端技術産業振興センター（現 公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会）主催の「新品種産業化研究会」において、農研機構の有する育種素材に係る情報を周知した。また、DNAマーカー等を利用した民間企業との共同研究を実施。	措置済み
		【特例業務（株式の処分、債権の管理及び回収）】 平成27年度までに業務を廃止する。	2	○平成26年度に3社の株式売却、1社の清算を行うとともに、1社の貸付先からの回収を完了し、特例業務を終了した。	残余資産については、決算報告書に係る主務大臣の承認後、国庫納付を予定。
5	組織の見直し	【組織体制の整備】 ○民間との連携強化を図るため、対外的な研究・情報交流の場の提供、産学官連携コーディネーターの設置等、民間との共同研究の促進の条件整備を行う。	1	○産学官連携のコーディネーターについては平成19年度に設置済。また、平成20年度以降、各研究所にも産学官連携のコーディネーターを設置するとともに、民間との共同研究の一層の促進のため、企業等を会員とする産学官連携ネットワークを新たに組織し、メールマガジンの配信や産学官連携セミナーを開催。	措置済み
6	【保有資産の見直し】	○畜産草地研究所の研究員宿舎 研修生の受入れや外部研究者等の長期間の招へいにより、利用率の向上を図る。	1	○利用率の向上が図られないことから、平成24年度に廃止、取り壊し済み。	措置済み
7	運営の効率化及び自律化	【保有資産の見直し】 ○農業者大学校 ①本校本館用地について、平成21年3月に本部所在地への移転完了後、速やかに売却する。 ②本校体育館用地について、平成19年度内に売却する。 ③雫石拠点について、平成20年3月に廃止後、速やかに売却する。	1	○本校本館用地は、平成21年度に東京都に売却済み。 ○本校体育館用地は、平成19年度に東京都に売却済み。 ○雫石拠点用地は、平成21年度に雫石町に売却済み。	措置済み
8	【自己収入の増大】	○知的財産権について実施（利用）料率を見直す。	1	○育成品種の利用料率を見直し、平成21年度から新利用料率を適用した。	措置済み

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	農業生物資源研究所

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 第3期中期目標の策定にあたり、保有資産の見直しを行うとともに、中期目標においても「施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。」こととしている。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	● 法人においては、総務省及び財務省から示された方針に基づき、不要資産については原則として現物により速やかに納付することとしている。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○ 上記に加え、知的財産については保有特許の必要性を随時見直すこととしている。平成26年度においては、国内29件、外国18件の保有特許の必要性を見直し、権利を放棄した。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	● 法人においては、契約の見直しやアウトソーシング等により管理経費の削減に努めているところであり、平成26年度から新たに施設保守管理業務及びガス契約を複数年契約とした。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	○ 放射線育種場の寄宿舎を廃止し(H25.7)、跡地について国庫納付を完了(H26.7)した。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	● 中期目標において「施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。」こととしている。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施している。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施している。</p> <p>【平成22年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 3,150,751千円(60.1%)、競争性のない随意契約 2,094,055千円(39.9%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 250件(54.9%)、競争性のない随意契約 205件(45.1%)</p> <p>【平成23年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 3,041,544千円(88.0%)、競争性のない随意契約 415,280千円(12.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 214件(92.6%)、競争性のない随意契約 17件(7.4%)</p> <p>【平成24年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 2,150,543千円(87.9%)、競争性のない随意契約 295,446千円(12.1%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 189件(93.6%)、競争性のない随意契約 13件(6.4%)</p> <p>【平成25年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 2,279,542千円(89.9%)、競争性のない随意契約 256,860千円(10.1%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 194件(95.1%)、競争性のない随意契約 10件(4.9%)</p> <p>【平成26年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 1,977,236千円(86.7%)、競争性のない随意契約 303,392千円(13.3%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 175件(91.6%)、競争性のない随意契約 16件(8.4%)</p> <p>※平成26年度の件数、金額については、精査中</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成27年7月1日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>

<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 4法人(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター)事務業務見直し連絡会での検討を基に、共通性の高い業務の一体的実施として、平成23年度では研修の共同実施を行った。平成24年度では物品調達関係として、つくば地区におけるコピー用紙、トイレトペーパーの一括購入を実施した。平成25年度ではつくば地区における一般健康診断業務について一括契約した。平成26年度ではつくば地区における研究本館等の清掃業務、警備業務及びエレベータ等保守点検業務について一括契約を行った。平成2627年度では4法人に種苗管理センターを加えた5法人でつくば地区における研究本館等の清掃業務について一括契約を行なった。 また、電気需給契約については、3法人(農研機構、生物研、農環研)一括で入札公告することで、電気事業者の参入の拡大を図った。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● 一般競争入札等の競争性の高い契約方式への移行を推進しており、一者応札・一者応募の改善に向け、業務に支障のない範囲での競争参加資格の緩和や、入札公告期間の確保等の見直し等を行ってきている。その結果、平成26年度における一般競争入札等は契約全体の86.7%(金額ベース)となっている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 「公共サービス改革基本方針」の一部変更(平成26年7月11日閣議決定)において、統合する4法人及び(独)国際農林水産業研究センターの研究本館等(つくば地区)の清掃業務、警備業務及びエレベーター等保守点検業務の各個業務について、清掃業務は、5法人(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、種苗管理センター)、警備業務は、3法人(農研機構、生物研、農環研)、エレベータ等保守点検業務は農業研究4法人(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター)で平成27年4月からの包括契約を行った。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 理事長、理事及び監事等の報酬については、毎年度公表しており、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表することとしている。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 給与水準については、監事による監査を行ってきており、今後も引き続き厳格なチェックを行う。また、評価委員会による事後評価においても、評価基準において「法人の給与水準は適切か。国の水準を上回っている場合、その理由が明確にされているか。」をチェックしてきており、今後も引き続き厳格なチェックを行う。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 各経費及び諸手当は国家公務員に準じたものとしており、引き続きその適正化に努めることとしている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 毎年度における業務経費の予算配分にあっては、合理性、効率性の観点から当該年度の予算配分方針を策定し、これに基づき各業務の事業量をベースに業務の実施状況等も勘案した上で、具体的な予算の執行に関する計画を作成し、業務の実施状況等を点検・精査することで合理化を図ることとしている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 役員によるガバナンスを強化するために、平成23年4月に組織規程を改正し、内部統制の総合調整、コンプライアンスの推進、セキュリティ対策等の業務を所掌する部署の指導・調整を担う統括管理主幹を設置し、内部統制の充実・強化を図っている。

5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	● 中期目標において受益者負担の適正化等により自己収入の確保に努めることとしている。 ○ 放射線育種場の依頼照射料金については、平成25年4月1日付けで依頼照射規程を改正し、照射料金の見直しを行った新単価とし、独立行政法人及び国立大学法人に対しても有料とした。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	○ 知的財産権等の取得に際しては、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化等を進めるほか、保有特許の必要性を随時見直すこととしている。平成26年度においては、国内29件、外国18件の保有特許の必要性を見直し、権利を放棄した。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	● 研究内容について、自ら適切に評価・点検を行うとともに、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、的確に業務運営に反映させ、業務の重点化及び透明性を確保することとしている。自己評価にあたっては、外部委員8名からなる評価助言会議からの評点・コメントを踏まえて行っている。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	● 研究内容については、研究資源の投入と得られた成果の分析を行うとともに、農業その他の関連産業、国民生活への社会的貢献を図る観点及び評価を国際的に高い水準で実施する観点から、できるだけ具体的な指標を設定して評価・点検を行い、必要性、進捗状況等を踏まえて機動的に見直しを行うこととしている。また、主要な研究成果の利活用状況を把握・解析し、業務運営の改善に活用することとしている。 なお、平成25年度は第3期中期目標期間の中間年に当たることから、中間点検を実施し、その結果に基づいて、対処方針とその具体化に向けた取り組みを決定し、研究課題の重点的推進に活かした。 平成26年度には第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績を明らかにするため、中期計画の達成に向けた見込評価を実施した。

No.	60	所管	農林水産省	法人名	農業生物資源研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
01	生物資源の農業上の開発・利用に関する技術の基礎的な調査及び研究	共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	「生物機能を利用した環境負荷低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、4法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していることや、プロジェクト研究以外でも4法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、4法人の研究や人員を一体化・融合してシナジー効果・効率化を図る。	1a	・4法人の研究資源を活用した共同研究等を効率的かつ積極的に推進する観点から、研究企画調整室内に研究推進チームを設置するとともに、研究情報の交換、共同研究の調整等を効率的に進めるため、4法人の研究企画調整を担当する部長による研究連絡協議会を平成23年7月に立ち上げ、平成23年12月以降、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改定等について意見交換を実施した。 ・研究の進捗状況や推進方向について政策部局の評価を受けるとともに、その結果を法人の内部評価に反映させ、ニーズや進捗に合わせて研究課題を機動的に見直す態勢を整備した。 ・農水省委託研究プロジェクトとしては、平成23年度から農研機構と4件（新農業展開ゲノムプロ2件、気候変動プロ1件、ゲノムDBプロ1件）、農研機構および国際農研と1件（気候変動プロ）、農環研および農研機構と1件（新農業展開ゲノムプロ）を、平成24年度からは農研機構と2件（動物ゲノムプロ）、平成25年度からは農研機構と7件（次世代ゲノム基盤プロ）、農環研及び農研機構と1件（次世代ゲノム基盤プロ）、平成26年度は農研機構及び農環研と1件（昆虫ゲノムプロ）、農研機構及び国際農研と1件（遺伝資源プロ）、平成27年度は農研機構と1件（遺伝資源プロ新規拡充分）を新たに開始した。 また、個別共同研究については、平成23年度から農研機構と10件、平成24年度から農研機構と2件、平成25年度からは農研機構と2件及び農環研と1件、平成26年度からは農研機構と1件の共同研究を開始した。 以上の取組により共同プロジェクト研究の融合及び効率化を実施した。	措置済み
02	依頼照射事業の自己収入の拡大	放射線育種場について、依頼照射料金（野外照射12,100円、室内照射5,800円）を見直し、自己収入の拡大を図る。この際、依頼照射が無料となっている他の法人、国大法人に対し有料化を検討する。	23年度から実施	1a	・放射線育種場の依頼照射料金については、料金の見直しを行うとともに、従来無料としていた独立行政法人及び国立大学法人に対しても有料化するよう依頼照射規程を改正し、平成25年4月1日から実施している。	措置済み	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
02 事務所等の見直し	放射線育種場寄宿舎の廃止	23年度以降実施	放射線育種場に設置されている寄宿舎を廃止する（平成21年度利用率6.5%）。	1a	・平成25年7月に廃止した。	措置済み
03 組織体制の整備	特許取得・保持の見直し	23年度から実施	実用化に繋がる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減及び技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る（特許保有コスト：743万円、特許収入：171万円）。	1a	・特許の取得に際しては、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化を進めている。また、保有特許について、必要性の見直しを進めており、平成26年度においては、国内29件、外国18件の権利を放棄した。 ・実施許諾収入の増加に向けて、保有特許を企業等により分かりやすく、よりインパクトのある形で紹介するため、平成26年度のアグリビジネス創出フェア等において「生物研イテオシ特許ベスト10」と題した資料を配布するなど、技術移転活動を強化した。 以上の取組により特許取得・保持の見直しを実施した。	措置済み

【その他】

04	4 研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとめ、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。				<ul style="list-style-type: none"> ・4法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）間における研究情報の交換、共同研究の調整等を効率的に進めるため、4法人の研究企画調整を担当する部長による研究連絡協議会を平成23年7月に立ち上げ、12月及び平成24年1月に開催した会合では、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改定等について意見を交換した。 ・平成23年6月に4法人の事務業務について、一体的に実施することにより効率的、効果的に行うことができる事務業務の抽出及び実施体制を検討し、研究支援業務の合理化を図ることを目的として、「4法人事務業務見直し連絡会」を設置した。また、連絡会に研修・セミナー専門部会及び契約専門部会を設置し、共通性の高い業務を対象に一体的実施が可能な業務の洗い出しを毎年度行っている。 ・この結果、平成23年度では、16件の研修等について共同で実施し、平成24年度では18件、平成25年度は14件、平成26年度は12件を共同実施している。契約関係では、平成24年度からコピー用紙の購入とトイレットペーパーの購入の2件について、4法人で一括購入を実施した。また平成25年度は、つくば地区における一般健康診断業務について、4法人一括で実施した。さらに平成26年度は、4月から研究本館等の清掃業務及びエレベーター等保守点検業務について4法人で、警備業務について3法人（農研機構、生物研、農環研）での包括的な契約を実施した。平成27年度は、清掃業務について、種苗管理センターも含めた5法人で公共サービス改革に基づく官民競争入札により一括契約した。 また、電気需給契約については、3法人（農研機構、生物研、農環研）一括で入札公告することで、電気事業者の参入の拡大を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4法人と農林水産技術会議事務局との連絡会議や意見交換会等を通じて、研究推進方向や研究環境などの情報を共有し、研究連携を深めるとともに、組織や業務の改善を図る。 また、「4法人事務業務見直し連絡会」等を通じて、引き続き研修・セミナーの共同開催や物品の調達を行うことにより、研究支援業務の合理化を図る。 なお、農研機構、生物研、農環研の3法人については、種苗管理センターを加えた4法人による統合が平成28年4月に予定されていることから、次期中長期計画の策定とあわせて、組織、研究課題、業務の実施方法等についての抜本的な見直しを進める。
----	---	--	--	--	--	--

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	農業環境技術研究所

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 第3期中期目標の策定にあたり、保有資産の見直しを行うとともに、中期目標においても「施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。」こととしている。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	● 法人においては、総務省及び財務省から示された方針に基づき、不要資産については原則として現物により速やかに納付することとしている。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○ 上記に加え、知的財産については保有特許の必要性を随時見直すこととしている。平成25年度には国内特許2件の権利放棄を決定するとともに、2件の特許出願についてみなし取り下げとした。平成26年度には、国内特許2件の権利放棄を決定、1件の特許出願について見なし取り下げとした。また、PCT国際出願中の特許1件について、国内移行手続きを行わないこととした。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	● 法人においては、契約の見直しやアウトソーシング等により管理経費の削減に努めている。25年度に新たに複数年契約した案件はないが、実験廃水処理施設運転保守管理業務については複数年契約を継続している。26年度からは新たにアイソトープ施設運転保守管理業務について複数年契約を行った。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	● 中期目標において「施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。」こととしている。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施している。</p> <p>【平成22年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 1,180,855千円(60.9%)、競争性のない随意契約 757,566千円(39.1%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 82件(31.7%)、競争性のない随意契約 177件(68.3%)</p> <p>【平成23年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 737,176千円(82.0%)、競争性のない随意契約 161,535千円(18.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 97件(74.6%)、競争性のない随意契約 33件(25.4%)</p> <p>【平成24年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 1,175,445千円(89.4%)、競争性のない随意契約139,592千円(10.6%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 82件(71.3%)、競争性のない随意契約 33件(28.7%)</p> <p>【平成25年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 2,969,737千円(95.6%)、競争性のない随意契約 136,036千円(4.4%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 68件(73.1%)、競争性のない随意契約 25件(26.9%)</p> <p>【平成26年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 815,370千円(85.7%)、競争性のない随意契約 136,164千円(14.3%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 64件(68.8%)、競争性のない随意契約 29件(31.2%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成27年7月1日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	○ 4法人(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター)事務業務見直し連絡会での検討を基に、共通性の高い業務の一体的実施として、平成23年度では研修の共同実施を行った。平成24年度では物品調達関係として、つくば地区におけるコピー用紙、トイレトペーパーの一括購入を実施した。平成25年度ではつくば地区における一般健康診断業務について一括契約した。平成26年度ではつくば地区における研究本館等の清掃業務、警備業務及びエレベータ等保守点検業務について一括契約を行った。平成2627年度では4法人に種苗管理センターを加えた5法人でつくば地区における研究本館等の清掃業務について一括契約を行なった。 また、電気需給契約については、3法人(農研機構、生物研、農環研)一括で入札公告することで、電気事業者の参入の拡大を図った。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	● 一般競争入札等の競争性の高い契約方式への移行を推進しており、一者応札・一者応募の改善に向け、業務に支障のない範囲での競争参加資格の緩和や、入札公告期間の確保の見直し等を行ってきている。その結果、平成25年度における一般競争入札等の割合は契約全体の95.6%(金額ベース)であった。平成26年度は一般競争入札等の割合は契約全体の85.7%(金額ベース)となっている。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	● 「公共サービス改革基本方針」の一部変更(平成26年7月11日閣議決定)において、統合する4法人及び(独)国際農林水産業研究センターの研究本館等(つくば地区)の清掃業務、警備業務及びエレベーター等保守点検業務の各個業務について、清掃業務は、5法人(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、種苗管理センター)、警備業務は、3法人(農研機構、生物研、農環研)、エレベータ等保守点検業務は農業研究4法人(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター)で平成27年4月からの包括契約を行った。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 理事長、理事及び監事等の報酬については、毎年度公表しており、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表することとしている。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 給与水準については、監事による監査を行ってきており、今後も引き続き厳格なチェックを行う。また、評価委員会による事後評価においても、評価基準において「法人の給与水準は適切か。国の水準を上回っている場合、その理由が明確にされているか。」をチェックしてきており、今後も引き続き厳格なチェックを行う。

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 各経費及び諸手当は国家公務員に準じたものとしており、引き続きその適正化に努めることとしている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 毎年度における業務経費の予算配分にあつては、合理性、効率性の観点から当該年度の予算配分方針を策定し、これに基づき各業務の事業量をベースに業務の実施状況等も勘案した上で、具体的な予算の執行に関する計画を作成し、業務の実施状況等を点検・精査することで合理化を図ることとしている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 監査室を設置し、内部監査業務を的確に実施する体制を整備している。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	● 中期目標において受益者負担の適正化等により自己収入の確保に努めることとしている。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	○ 知的財産権等の取得に際しては、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化等を進めるほか、保有特許の必要性を随時見直すこととしている。平成26年度には国内特許2件の権利放棄を決定するとともに、1件の特許出願についてみなし取り下げとした。また、PCT出願中の特許1件について、国内移行手続きを行わないこととした。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	● 研究内容について、自ら適切に評価・点検を行うとともに、その結果については、農林水産大臣の評価結果と併せて、的確に業務運営に反映させ、業務の重点化及び透明性を確保することとしている。自己評価にあたっては、外部専門家・有識者7名からなる評価委員会からの評価を踏まえて行っている。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	● 研究内容については、研究資源の投入と得られた成果の分析を行うとともに、農業その他の関連産業及び国民生活への社会的貢献を図る観点並びに評価を国際的に高い水準で実施する観点から、できるだけ具体的な指標を設定して評価・点検を行い、必要性、進捗状況等を踏まえて機動的に見直しを行うこととしている。また、主要な研究成果の利活用状況を把握・解析し、業務運営の改善に活用することとしている。 なお、平成25年度は第3期中期目標期間の中間年に当たることから、中間点検を実施し、その結果に基づき、①中期目標・中期計画の確実な達成に必要、②情勢変化への対応に必要、③顕著な成果が期待できる等の場合等について、研究課題の重点化を行い、行程表の改訂を行った。 平成26年度には第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績を明らかにするため、中期計画の達成に向けた見込評価を実施した。

No.	61	所管	農林水産省	法人名	農業環境技術研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術の基礎的な調査及び研究	共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	「生物機能を利用した環境負荷低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、4法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していることや、プロジェクト研究以外でも4法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、4法人の研究や人員を一体化・融合してシナジー効果・効率化を図る。	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・4法人間における研究情報の交換、共同研究の調整等を効率的に進めるため、4法人の研究企画調整を担当する部長による研究連絡協議会を平成23年7月に立ち上げ、12月及び平成24年1月に開催した会合では、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改定等について意見を交換した。 ・研究分野毎に研究の進捗状況や推進方向について政策部局の評価を受けるとともに、その結果を法人の内部評価に反映させ、ニーズや進捗に合わせて研究課題を機動的に見直す態勢を整備した。 ・農水省委託研究プロジェクトとしては、25年度から、農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）と4件（気候変動影響評価、生物多様性保全、ヒ素プロを含む）、農研機構および農業生物資源研究所と2件（GMOリスク分析を含む）、農研機構および国際農林水産業研究センター（JIRCAS）と2件（放射能動態解明を含む）、農研機構、農業生物資源研究所およびJIRCASと1件（イネ低コスト）の共同研究を新たに開始し、26年度も継続した。 ・4法人の研究連携についての包括的な協定に基づく共同研究（協定研究）を、平成25年度には、農研機構と「農耕地を発生源とする環境負荷物質等の流出動態に関する研究」の開始を含む10件、農業生物資源研究所と「菌根菌応答率に基づくリン酸吸収効率化育種」の開始を含む5件、JIRCASとは「イネにおけるリン酸欠乏並びに重金属耐性に関する遺伝生理的解析」の1件につき実施した。平成26年度には、農研機構と「植物の蒸散がセシウムの移行動態に及ぼす影響に関する研究」の開始を含む9件、農業生物資源研究所と「イネのヒ素およびセシウム集積に関わる遺伝解析」の開始を含む5件、JIRCASとは平成25年に引き続き「イネにおけるリン酸欠乏並びに重金属耐性に関する遺伝生理的解析」を実施した。 ・東日本大震災に対応するため、農研機構等との緊密な連携の下、農地の放射性物質汚染対策技術等の開発を重点的に実施するとともに、研究成果の発信についても農研機構と連携して行った。 	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
02 組織体制の整備	特許取得・保持の見直し	23年度から実施	実用化につながる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減及び技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る（特許保有コスト：12万円、特許収入：23万円）	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・特許の取得に際しては、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化等を進めている。また、保有特許について、必要性の見直しを進めており、平成25年度には国内特許2件の権利放棄を決定するとともに、2件の特許出願について見直し取り下げとした。平成26年度には、国内特許2件の権利放棄を決定、1件の特許出願について見直し取り下げとした。また、PCT国際出願中の特許1件について、国内移行手続きを行わないこととした。 ・実施許諾収入の増加に向けて、26年度も引き続き業界団体の研究会での講演、フェアやセミナー等のイベント、ホームページに於ける保有知財情報の発信や保有知財を活用した民間企業との共同研究の推進等の技術移転活動の活性化に取り組み、実施許諾収入は平成25年度の47万円から58万円に増加した。 	措置済み

【その他】

<p>03 4 研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとめ、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。</p>	<p>・4法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）間における研究情報の交換、共同研究の調整等を効率的に進めるため、4法人の研究企画調整を担当する部長による研究連絡協議会を平成23年7月に立ち上げ、12月及び平成24年1月に開催した会合では、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改定等について意見を交換した。 ・平成23年6月に4法人の事務業務について、一体的に実施することにより効率的、効果的に行うことができる事務業務の抽出及び実施体制を検討し、研究支援業務の合理化を図ることを目的として、「4法人事務業務見直し連絡会」を設置した。また、連絡会に研修・セミナー専門部会及び契約専門部会を設置し、共通性の高い業務を対象に一体的実施が可能な業務の洗い出しを毎年度行っている。 ・この結果、平成23年度では、16件の研修等について共同で実施し、平成24年度では18件、平成25年度は14件、平成26年度は12件を共同実施している。契約関係では、平成24年度からコピー用紙の購入とトイレトペーパーの購入の2件について、4法人で一括購入を実施した。また平成25年度は、つくば地区における一般健康診断業務について、4法人一括で実施した。さらに平成26年4月から研究本館等の清掃業務及びエレベーター等保守点検業務について4法人で、警備業務について3法人（農研機構、生物研、農環研）での包括的な契約を実施した。平成27年度は、清掃業務について、種苗管理センターも含めた5法人で公共サービス改革に基づく官民競争入札により一括契約した。 また、電気需給契約については、3法人（農研機構、生物研、農環研）一括で入札公告することで、電気事業者の参入の拡大を図った。</p>	<p>4 法人と農林水産技術会議事務局との連絡会議や意見交換会等を通じて、研究推進方向や研究環境などの情報を共有し、研究連携を深めるとともに、組織や業務の改善を図る。 また、「4法人事務業務見直し連絡会」等を通じて、引き続き研修・セミナーの共同開催や物品の調達を行うことにより、研究支援業務の合理化を図る。 なお、農研機構、生物研、農環研の3法人については、種苗管理センターを加えた4法人による統合が平成28年4月に予定されていることから、次期中長期計画の策定とあわせて、組織、研究課題、業務の実施方法等についての抜本的な見直しを進める。</p>
---	---	---

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	国際農林水産業研究センター

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 第3期中期目標の策定にあたり、保有資産の見直しを行うとともに、中期目標においても「施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。」こととしている。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	● 法人においては、総務省及び財務省から示された方針に基づき、不要資産については原則として現物により速やかに納付することとしている。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○ 上記に加え、知的財産については保有特許の必要性を随時見直すこととしている。平成24年度は5件の特許を出願すると共に、2件の保有特許を放棄した。また、5件の実施許諾を行った。平成25年度は9件の特許を出願すると共に、3件の保有特許を放棄し、新たに6件の実施許諾を行った。平成26年度は12件の特許を出願すると共に、実施許諾数は10件となった。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	● 法人においては、契約の見直しやアウトソーシング等により管理経費の削減に努めているところである。平成26年度は平成25年度から複数年契約を行っている一般廃棄物収集運搬業務、会計監査業務、財産保険業務に加え研究実験施設等電気・機械設備運転保守管理業務について内容の見直しを行い、複数年契約を実施し、経費の節減を図った。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	● 中期目標において「施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。」こととしている。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施している。</p> <p>【平成22年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 433,201千円(66.6%)、競争性のない随意契約 217,434千円(33.4%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 91件(76.5%)、競争性のない随意契約 28件(23.5%)</p> <p>【平成23年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 264,981千円(75.4%)、競争性のない随意契約 86,497千円(24.6%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 63件(73.3%)、競争性のない随意契約 23件(26.7%)</p> <p>【平成24年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 249,219千円(75.0%)、競争性のない随意契約 82,965千円(25.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 56件(70.9%)、競争性のない随意契約 23件(29.1%)</p> <p>【平成25年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 244,966千円(77.8%)、競争性のない随意契約 69,841千円(22.2%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 46件(68.7%)、競争性のない随意契約 21件(31.3%)</p> <p>【平成26年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 196,693千円(72.1%)、競争性のない随意契約 75,938千円(27.9%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 50件(70.4%)、競争性のない随意契約 21件(29.6%)</p> <p>※平成26年度の件数、金額については、精査中</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成27年7月1日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	○ 4法人(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター)事務業務見直し連絡会での検討を基に、共通性の高い業務の一体的実施として、平成23年度では研修の共同実施を行った。平成24年度では物品調達関係として、つくば地区におけるコピー用紙、トイレトペーパーの一括購入を実施した。平成25年度ではつくば地区における一般健康診断業務について一括契約した。平成26年度ではつくば地区における研究本館等の清掃業務、警備業務及びエレベーター等保守点検業務について一括契約を行った。平成2627年度では4法人に種苗管理センターを加えた5法人でつくば地区における研究本館等の清掃業務について一括契約を行なった。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	● 一般競争入札等の競争性の高い契約方式への移行を推進しており、一者応札・一者応募の改善に向け、業務に支障のない範囲での競争参加資格の緩和や、入札公告期間の確保等の見直し等を行ってきている。その結果、平成26年度における一般競争入札等の割合は、契約全体の72.1%(金額ベース)となっている。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	● 「公共サービス改革基本方針」の一部変更(平成26年7月11日閣議決定)において、統合する4法人及び(独)国際農林水産業研究センターの研究本館等(つくば地区)の清掃業務、警備業務及びエレベーター等保守点検業務の各個業務について、清掃業務は、5法人(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、種苗管理センター)、エレベーター等保守点検業務は農業研究4法人(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター)で平成27年4月からの包括契約を行った。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	

<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 理事長、理事及び監事等の報酬については、毎年度公表しており、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表することとしている。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準については、監事による監査を行ってきており、今後も引き続き厳格なチェックを行う。また、評価委員会による事後評価においても、評価基準において「法人の給与水準は適切か。国の水準を上回っている場合、その理由が明確にされているか。」をチェックしてきており、今後も引き続き厳格なチェックを行う。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 各経費及び諸手当は国家公務員に準じたものとしており、引き続きその適正化に努めることとしている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 毎年度における業務経費の予算配分にあつては、合理性、効率性の観点から当該年度の予算配分方針を策定し、これに基づき各業務の事業量をベースに業務の実施状況等も勘案した上で、具体的な予算の執行に関する計画を作成し、業務の実施状況等を点検・精査することで合理化を図ることとしている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 監査室を設置し、内部監査業務を的確に実施する体制を整備している。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 中期目標において受益者負担の適正化等により自己収入の確保に努めることとしている。</p> <p>○ なお、オープンラボ(島嶼環境技術開発棟)については、平成23年度に利用料を徴収できるよう「島嶼環境技術開発棟(ライシメーター等)運営要領」を改正し、平成24年度は2機関、平成25年度は4機関、平成26年度は3機関から施設利用料を徴収した。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 知的財産権等の取得に際しては、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化等を進めるほか、保有特許の必要性を随時見直すこととしている。平成26年度は12件の特許を出願すると共に、実施許諾数は10件となった。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 研究内容について、自ら適切に評価・点検を行うとともに、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、的確に業務運営に反映させ、業務の重点化及び透明性を確保することとしている。自己評価にあたっては、外部有識者5名からなる外部評価会議からの評価を踏まえて行っている。</p>

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

● 研究内容については、研究資源の投入と得られた成果の分析を行うとともに、開発途上地域の農林水産業の技術の向上による当該地域の食料問題の解決を通して、我が国の食料安全保障に寄与する観点及び評価を国際的に高い水準で実施する観点から、できるだけ具体的な指標を設定して評価・点検を行い、必要性、進捗状況等を踏まえて、機動的に見直しを行うこととしている。また、行政部局を含む第三者の評価を踏まえ、開発途上地域にとって有用な研究成果を「主要普及成果」として選定することとしている。なお、この選定に当たっては、数値目標を設定して取り組むとともに、「主要普及成果」等については、普及・利用状況を把握・解析し、業務運営の改善に活用することとしている。

なお、平成25年度は第3期中期目標期間の中間年に当たることから、中間点検を実施し、その結果に基づいて、対処方針とその具体化に向けた取り組みを決定し、研究課題の重点的推進に活かした。

平成26年度には第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績を明らかにするため、中期計画の達成に向けた見込評価を実施した。

No.	63	所管	農林水産省	法人名	国際農林水産業研究センター
-----	----	----	-------	-----	---------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 開発途上地域の農林水産業に関する技術の試験研究	共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	「生物機能を利用した環境負荷低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、4法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していることや、プロジェクト研究以外でも4法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、4法人の研究や人員を一体化・融合してシナジー効果・効率化を図る。	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・4法人間における研究情報の交換、共同研究の調整等を効率的に進めるため、4法人の研究企画調整を担当する部長による研究連絡協議会を23年7月に立ち上げ、12月及び24年1月に開催した会合では、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改定等について意見を交換した。 ・研究の進捗状況や推進方向について政策部局の評価を受けるとともに、その結果を法人の内部評価に反映させ、ニーズや進捗に合わせて研究課題を機動的に見直す態勢を整備した。 ・平成23年度からは、農業・食品産業技術総合研究機構との共同研究として、国内及び海外における砂糖・エタノール複合生産システムの導入に向けての研究、及び早朝開花性稲の高温不稔の回避効果に関する研究を開始した。 	措置済み
	オープンラボ（島嶼環境技術開発棟）の利用料徴収による自己収入の拡大	23年度から実施	当該施設について、受益者負担拡大の観点から利用料を徴収し自己収入を拡大する。	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年2月7日に「島嶼環境技術開発棟（ライシメーター等）運営要領」を改正し、オープンラボの利用料を徴収できるようにした。また、利用率を向上させるため、学会での説明など広報活動等による情報周知を強化し、自己収入の拡大に繋げた。 	—

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02 組織体制の整備	23年度から実施	実用化に繋がる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減及び技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る（特許保有コスト：1053万円、特許収入：16万円）。	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・実施許諾収入の増加に向けて、平成23年4月に技術促進科を設置し、研究成果の実用化・普及及び産学官の連携を強化した。 ・特許保有コストの低減を図るため、保有特許についてはその必要性を見直し、23年度に4件、24年度に2件、25年度に5件の特許を放棄した。 ・特許の取得に際しては、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化や研究成果の保全に向けた権利化など、海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化を進めた。この結果、平成26年度における実施許諾数は10件、特許収入（知的財産収入）は711千円となった。 	措置済み

【その他】

03	4研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。		<ul style="list-style-type: none"> ・4法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）間における研究情報の交換、共同研究の調整等を効率的に進めるため、4法人の研究企画調整を担当する部長による研究連絡協議会を平成23年7月に立ち上げ、12月及び平成24年1月に開催した会合では、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改定等について意見を交換した。 ・平成23年6月に4法人の事務業務について、一体的に実施することにより効率的、効果的に行うことができる事務業務の抽出及び実施体制を検討し、研究支援業務の合理化を図ることを目的として、「4法人事務業務見直し連絡会」を設置した。また、連絡会に研修・セミナー専門部会及び契約専門部会を設置し、共通性の高い業務を対象に一体的実施が可能な業務の洗い出しを毎年度行っている。 ・この結果、平成23年度は16件、平成24年度は18件、平成25年度は14件、平成26年度は11件の研修等を共同実施している。契約関係では、平成24年度からコピー用紙の購入とトイレトペーパーの購入の2件について、4法人で一括購入を実施した。また平成25年度は、つくば地区における一般健康診断業務について、4法人一括で実施した。さらに平成26年4月から研究本館等の清掃業務及びエレベーター等保守点検業務について4法人での包括的な契約を実施した。平成27年度は、清掃業務について、種苗管理センターも含めた5法人で公共サービス改革に基づく官民競争入札により一括契約した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4法人と農林水産技術会議事務局との連絡会議や意見交換会等を通じて、研究推進方向や研究環境などの情報を共有し、研究連携を深めるとともに、組織や業務の改善を図る。 ・また、「4法人事務業務見直し連絡会」等を通じて、引き続き研修・セミナーの共同開催や物品の調達を行うことにより、研究支援業務の合理化を図る。
----	---	--	---	--

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	森林総合研究所

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 保有資産については、随時その必要性について見直しを行い、不要と認められるものについては速やかに国への返納等を行っている。</p> <p>○ 地方公共団体から道路用地等として買い受け要望が出された多摩森林科学園、千代田試験地及び四国支所の土地を売却しその収入を、平成23年3月に38,015千円、平成26年4月に2,390千円国庫納付した。</p> <p>○ 使用予定がなくなった職員宿舎(7箇所)についても速やかに処分を行い、その収入486,413千円を平成23年3月に国庫納付した。</p> <p>○ 平成22年度末(第2期中期目標の期間の最終年度)の利益剰余金については、平成22年度の決算後、農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会の意見聴取等を経て、農林水産大臣の承認を受けた金額を除いた2,071,010千円を平成23年7月に国庫納付した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 成宗分室(杉並区)及び青山分室(盛岡市)については平成23年6月に廃止するとともに、平成24年3月に国へ返納(現物納付)した。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 保有資産等については、本基本方針に基づいて、引き続き、その保有の必要性についての見直しを随時行い、保有し続ける必要がないと認められるものは、支障のない限り、国への返納等を行うこととしている。</p> <p>○ 知的財産権について見直しを行い、平成25年度は対象とした特許権11件を放棄することとし、平成26年度は同じく特許権6件を放棄することとしたところである。今後とも引き続き知的所有権の見直しを行っていく。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 中期計画において、「事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林農地整備センター本部及び関東整備局については、本所と統合した場合と他へ移転した場合とを比較検討し、移転・共用化を早期に実施する。」こととしており、具体的には、本所と統合した場合と公募による賃貸物件(東京23区外の首都近郊)へ移転した場合とを比較検討した結果に基づき、平成23年10月末に適切な賃貸物件への移転・共用化を実施した。</p> <p>○ 中期計画において、「水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する。」こととしており、平成24年度に京都水源林整備事務所を近畿北陸整備局に組織を統合し廃止したことにより縮減を図った。また、事務・事業の効率化及び経費削減の観点から、平成25年8月に近畿北陸整備局の事務所を大阪市内から京都市内に移転した。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○ 中期計画において、「事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林農地整備センター本部及び関東整備局については、本所と統合した場合と他へ移転した場合とを比較検討し、移転・共用化を早期に実施する。」こととしており、具体的には、本所と統合した場合と公募による賃貸物件(東京23区外の首都近郊)へ移転した場合とを比較検討した結果に基づき、平成23年10月末に適切な賃貸物件への移転・共用化を実施した。 ○ 中期計画において、「水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する。」こととしており、平成24年度に京都水源林整備事務所を近畿北陸整備局に組織を統合し廃止したことにより縮減を図った。また、事務・事業の効率化及び経費削減の観点から、平成25年8月に近畿北陸整備局の事務所を大阪市内から京都市内に移転した。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p> <p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施している。</p> <p>具体的には、公告期間の十分な確保と公告の内容や周知方法の改善(競争参加資格のランクの拡大やホームページにおけるRSSシステムの導入等)、一者応札・応募となった入札において応札・応募に至らなかった者にアンケート調査を行い、仕様書の見直し、参加資格要件の緩和等に反映させている。</p> <p>【平成22年度の契約状況】 (金額ベース) 一般競争等8,329,262千円(93.9%)、競争性のない随意契約538,753千円(6.1%) (件数ベース) 一般競争等343件(70.1%)、競争性のない随意契約146件(29.9%)</p> <p>【平成23年度の契約状況】 (金額ベース) 一般競争等5,540,141千円(92.2%)、競争性のない随意契約469,993千円(7.8%) (件数ベース) 一般競争等330件(79.7%)、競争性のない随意契約84件(20.3%)</p> <p>【平成24年度の契約状況】 (金額ベース) 一般競争等4,502,708千円(95.4%)、競争性のない随意契約216,584千円(4.6%) (件数ベース) 一般競争等221件(78.6%)、競争性のない随意契約60件(21.4%)</p> <p>【平成25年度の契約状況】 (金額ベース) 一般競争等3,517,741千円(94.3%)、競争性のない随意契約213,473千円(5.7%) (件数ベース) 一般競争等243件(78.1%)、競争性のない随意契約68件(21.9%)</p> <p>【平成26年度の契約状況】 (金額ベース) 一般競争等1,659,457千円(89.3%)、競争性のない随意契約198,304千円(10.7%) (件数ベース) 一般競争等222件(76.6%)、競争性のない随意契約68件(23.4%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<p>② 契約に係る情報の公開</p> <p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成26年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p> <p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>④ 調達の見直し</p> <p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 平成23年2月15日付けで契約事務取扱要領を改正し、支所長等が、効率的と判断される場合には他の支所長等に契約を依頼できるとし、共同調達の推進体制を整備した。</p> <p>【平成26年度における共同調達】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本所と各支所等:Microsoft office Standard 2013 日本語版(単価契約) (7,783千円) ・本所と林木育種センター:コピー用紙単価契約 (2,900千円) ・北海道支所と北海道育種場:自家用電気工作物電気保安業務 (756千円)他7件 ・東北支所と東北育種場:一般定期健康診断 (636千円)他6件 ・九州支所と九州育種場:レンタカー(単価契約) (276千円)他5件 ・整備センター本部と関東整備局:コピー用紙の購入(単価契約) (1,974千円)他2件 ・整備センター本部と各整備局:パーソナルコンピュータ等の購入 (6,732千円)他3件 ・整備センター各整備局分一括調達:自動車リース契約(43,157千円)他3件 <p>○ 調達に係る仕様要件の見直しについては、必要に応じ所内に設置した入札審査委員会を開催し、応札の条件が過度の制約を課していないか等について検討を行っている。</p> <p>○ 調達においてはリース方式や複数年契約の適用の可否を検討し、その適用が有利な場合には積極的に活用している。</p> <p>○ 研究機器の共同利用等については、民間、大学、国、公立試験研究機関、他の独立行政法人等と連携・協力し、森林・林業・木材産業に関する研究を進めるため、積極的に共同研究に取り組むこととし、当所で共同研究に利用できる施設及び機械・機器をホームページで公開し、積極的な利用を呼びかけている。</p> <p>○ 予定価格の積算に当たっては、市場価格を調査するとともに他の研究機関の納入実績を確認して、適正な価格の把握に努めている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 法律に基づく民間競争入札として平成26～28年度の森林総合研究所本所施設の管理業務(警備業務、清掃業務、エレベータ点検、自動扉点検保守)の包括契約を実施した。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的な方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 施設管理関係契約について、今後も複数年契約を図り、調達の効率化や経費の削減を推進する。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 法人の長、理事及び監事等の報酬については、引き続き個人情報保護に留意しつつ個別の額を公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 平成21年度決算から監事による役職員の給与水準の実態、役職員給与の決定方法、役職員給与の情報公開について監査を実施しているが、特段の意見は受けていない。 また、農林水産省独立行政法人評価委員会による事後評価では、「給与水準についても適正であり、総人件費の削減も適切に行っている。(平成25年度評価シートの評価委員会の意見から抜粋)」との意見を受けた。平成27年度からは、監事監査、主務大臣及び国立研究開発法人審議会によるチェックを受けていく。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じた基準を適用している。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 研究開発費については、中期目標達成への寄与や研究成果の公表・利活用状況等を勘案し、経費要求を十分精査した上で、合理的、効率的な予算実施計画を作成している。</p> <p>○ 水源林造成事業等の毎年度の事業費等については、当該年度の補助金等の予算の範囲内で、公共事業のコスト構造改善や効率的な予算執行を考慮して各事業の業務量に必要な事業費等を公共事業積算基準に基づき積み上げ、具体的な実行予算の計画を作成している。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 内部監査規程に基づき、①研究所の業務②会計規程に基づく予算の執行及び会計処理③公的研究費等の管理状況④その他理事長が必要と認める事項について、理事長が監査計画を作成し、本所は監査室、森林整備センターにあってはセンターコンプライアンス室が監査を実施している。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 民間からの依頼に応じて行う鑑定や技術指導、研修生の受入等については、人件費や消耗品の実費相当額等を経費として徴しており、必要に応じて見直しを行っている。不動産・物品の利用料については、時価相当額に一定率を乗じた額としている。</p> <p>○ 中期計画において「種苗の配布については、優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、配布価格を引き上げる。」こととしたとおり、配布価格と種苗生産コストの乖離を最小限にするべく、平成23年度から25年度の3年間で種苗の配布価格の引き上げを実施し、自己収入の拡大を図った。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 出版物の著作権等による自己収入の拡大に努めるとともに、知的財産権の活用促進のための産学官連携イベント等に出席した(平成26年度:5件)。今後とも産学官連携推進調整監等を中心に企業への技術移転等の取組を行う予定である。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 研究分野においては、有識者を外部評価委員とする重点課題評価会議を開催して課題の設定や実施方法等を検討する評価制度を導入している。</p> <p>○ 水源林造成事業等の実施に当たっては、法人が国からの予算の範囲内で事業計画等を作成し、国と協議を行うこととしている。また、事業評価は国が外部専門家の意見を聞きながら実施している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 研究推進評価会議における評価結果を受けて研究課題の内容や構成を社会ニーズ等を勘案しながら見直し、研究課題の新規開始・廃止を行っている。評価結果の事業への反映状況については、結果をホームページ上で公開している。</p> <p>○ 事業評価において、評価結果を公表するとともに、事業の実施に反映させている。</p>

No.	63	所管	農林水産省	法人名	森林総合研究所
-----	----	----	-------	-----	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 森林・林業分野の研究の推進	研究課題の重点化（事業規模の適正化）	23年度から実施	森林・林業政策上の優先事項を把握した本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう事業実施体制を見直す。 また、本省の政策部局における施策ニーズに一層的確に対応するよう、現在の研究テーマについて森林・林業政策上緊急かつ必要不可欠な事業であるかを精査の上、研究課題の重点化を図り、その結果に基づき事業規模の適正化を図る。 この際、「森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発」を廃止する。	1a	森林・林業政策上の優先事項を把握するため「研究推進本部会議」を法人内に設置し、森林・林業政策上の最優先事項を適切な研究計画と体制、資源配分のもとで実施できているか随時確認しながら実施する体制を構築した。また、研究者の有機的連携と優先事項の解決を図ることを目的に、森林・林業政策上の優先事項を把握した「研究戦略会議」メンバーによる審査を経た課題を実施する所内競争的資金「交付金プロジェクト」制度を設け、戦略的に優先事項を遂行できるようにした。 福島第一原子力発電所事故に伴う放射線対策に的確に対応するため、既往の組織を見直して平成24年9月末に木曾試験地を廃止し必要な研究資源を捻出した。 政策ニーズへの対応については、農林水産大臣が「森林・林業再生プラン」（平成21年12月25日農林水産省決定）に対応した第3期中期目標を平成23年3月に策定するとともに、それに基づき法人が第3期中期計画を策定し、重点課題として9課題に重点化（第2期中期計画においては、林木育種関係課題3課題を含めて重点課題が15課題）を行い、この際、「森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発」を廃止した。 また、中期計画において「中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも対前年度比一般管理費の3%及び業務費の1%の合計に相当する額を抑制することを目標として、削減を行う」こととし、平成26年度予算（当初）においては平成22年度（当初）に比べて、一般管理費は250,798千円（23.1%）、業務経費は104,559千円（6.3%）を削減し、業務の見直し及び効率化を進めている。	措置済み
	国立環境研究所との連携等	23年度から実施	温室効果ガスの影響評価、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、国立環境研究所において関連する研究が行われており、引き続き研究課題の重複の排除を図るとともに、国立環境研究所との連携を強化する。	1a	中期計画において、「特に、森林、林業分野の温室効果ガスの影響効果、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、連携を強化する。」こととした。これに先立ち、平成22年12月に、森林総合研究所理事と国立環境研究所理事が会し、地球温暖化対策に向けた研究の連携強化のあり方について協議し、上記内容をお互いに確認した。さらに、引き続き研究課題の重複の排除を図りつつ、連携を強化するために毎年1月に同様の会合を継続して実施した。	措置済み
02 林木育種事業	種苗配布価格の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	少量多品種の種苗を育成し、都道府県に原種を配布しているが、より低コストで大量生産された種苗の市場価格と同程度の価格設定であるため、優良種苗の普及に配慮しつつ配布価格を引き上げることにより、自己収入の拡大を図る。	1a	中期計画において、「種苗の配布については、優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、配布価格を引き上げる」こととしたとおり、配布価格と種苗生産コストとの乖離を最小限にするべく、平成23年度から25年度の3年間で予定どおり種苗の配布価格の引き上げを実施し、自己収入の拡大を図った。	措置済み
03 水源林造成事業	事業の効率化等	23年度から実施	水源林造成事業に掛かる経費については、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を適切に見積もるなど事業の収支バランスに係る試算を不断に見直すとともに、公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコストの削減に向けた取組を徹底する。 また、経過措置として旧緑資源機構から本法人が承継した水源林造成事業は、当分の間、本法人での実施を継続することとしているが、水源林造成事業の受け皿法人の検討について早期に結論を得る。	2a	中期計画において、「木材価格等に関する統計資料等を参考に、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を見積もるなど、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算を定期的に見直す」こととしており、平成26年度においても最新のデータを利用した試算の見直しを行った。 また、同計画において、「森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき施業方法の見直し等により更なる徹底した造林コストの縮減に取り組み、平成24年度において平成19年度と比較して15%の総合的なコスト構造改善を達成する。」「森林整備事業全体の動向を踏まえつつ作業工程を見直す。」こととしており、平成24年度に目標（15%）を上回る総合的なコスト構造改善を達成するとともに、森林施業コストの削減に向けて見直した間伐工程（平成25年度）及び下刈工程（平成26年度）に基づき適切に事業を実施した。平成26年度は平成25年度に引き続き、森林施業のコスト削減に向けた取組を実施した。 水源林造成事業の受け皿法人の検討については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「水源林造成事業については、受け皿法人の検討について、現中期目標期間終了時までには結論を得る。」とされたことを踏まえ、平成27年度中に結論を得るべく検討を進めている。	公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコストの削減に向けた取組を進める。 また、受け皿法人の検討については、左記方針により検討を進める。
04 特定中山間保全整備事業等	事業の廃止	25年度目途実施	特定中山間保全整備事業は、現在実施中の2区域の事業完了をもって廃止する。	1a	平成24年度に1区域を完了した。その後、中期計画において、「やむを得ない理由がない限り平成25年度末までに、事業実施中の2区域を完了する。」としたとおり、残りの1区域は平成25年度に完了し、事業は終了した。	措置済み
		24年度目途実施	農用地総合整備事業は、現在実施中の4区域の事業完了をもって廃止する。	1a	平成22年度に当該事業地の3区域が完了。その後、中期計画において、「やむを得ない理由がない限り平成24年度末までに、事業実施中の1区域を完了する。」としたとおり、平成24年度に完了し、事業は終了した。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	森林農地整備センター本部及び関東整備局の移転・共用化	23年度から実施	森林農地整備センター本部（川崎）及び関東整備局（赤坂）については、森林総合研究所の本所（つくば）との統合を含め、業務効率化の観点から適切な形での移転・共用化を検討し、実施する。	1a	中期計画において、「事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林農地整備センター本部及び関東整備局については、本所と統合した場合と他へ移転した場合とを比較検討し、移転・共用化を早期に実施する。」こととした上で、具体的には、本所と統合した場合と公募による賃貸物件（東京23区外の首都近郊）へ移転した場合とを比較検討した結果に基づき、平成23年10月末に適切な賃貸物件への移転・共用化を実施した。	措置済み
06	各整備局及び水源林整備事務所の縮減	24年度から実施	水源林整備事務所（33か所）について、事務所数の縮減を進める。また、各整備局と研究部門の事務所（5か所）との共用化について検討する。	1a	中期計画において、「水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する。」こととしており、平成24年度に京都水源林整備事務所を近畿北陸整備局に組織を統合し廃止したことにより縮減を図った。また、事務・事業の効率化及び経費削減の観点から、平成25年8月に近畿北陸整備局の事務所を大阪市内から京都市内に移転した。	措置済み
07	分室の廃止	23年度中に実施	成宗分室（東京都杉並区）及び青山分室（岩手県盛岡市）を廃止する	1a	成宗分室及び青山分室については平成23年6月に廃止するとともに、平成24年3月に国へ返納（現物納付）した。	措置済み

No.	63	所管	農林水産省	法人名	森林総合研究所
-----	----	----	-------	-----	---------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
15	運営の効率化及び自律化 (緑資源機構) 保有資産の見直し	奈良水源林整備事務所は、現在の場所に立地する必要性等、建物の老朽化をも考慮しつつ検討する。	1	廃止法の施行により、緑資源機構が保有する資産は、国に承継する資産を除き、研究所に承継された。 研究所中期計画（平成23年度～平成27年度）において、「奈良水源林整備事務所（奈良市）については、建物の老朽化をも考慮しつつ整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する。」こととしている。しかしながら、奈良水源林整備事務所（奈良市）については、組織等に係る見直し検討の中で、総合的に比較考量した結果、京都水源林整備事務所を近畿北陸整備局に統合・集約化することとしたこと、また、同事務所の耐震補強工事により当面使用できることが客観的に証明されたことから、事務所として使用を継続することとした。	措置済み
16		宮ノ森分室は、平成20年度内に売却する。	1	宮ノ森分室については、平成20年4月に国に承継した。	措置済み
17		宿舎のうち、成城ほか5件については現在の場所に保有する利便性、必要性等も含め検討を行い、職員宿舎第1号（杉並区）ほか7件については事業の縮小に伴い処分の検討を行い、職員宿舎第1号（札幌市）ほか1件については平成19年度内に売却し、熊本ほか1件については平成20年度内に売却する。	1	宿舎については、現在の場所に保有する利便性等を含めた検討を行った結果、職員宿舎第1号（杉並区）ほか7件のうち1件（職員共同住宅（盛岡市））については、平成20年4月に一部を国に承継、残りを平成24年3月に国へ納付（現物納付）し、1件（職員宿舎第8号（杉並区））については、平成23年1月に売却し、1件（成宗分室（杉並区））については、平成24年3月に国へ返納（現物納付）した。職員宿舎第1号（札幌市）ほか1件については、平成20年3月に売却した。熊本ほか1件については、平成20年4月に国に承継した。なお、成城ほか5件については、利便性、必要性等を総合的に勘案して検討を行った結果、今後においても有効活用を図ることとした。	措置済み
18		いずみ倉庫については、借り上げとの費用対効果を含め検討する。	2	書類倉庫として活用しているいずみ倉庫（福島市）については、経済性、利便性等を勘案して、国へ返納（現物納付）することとした。なお、国庫返納する際の必須条件である除染作業については、平成27年3月に完了した。	国庫返納に必要な措置を講じた上で国庫返納（現物納付）する。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	水産総合研究センター

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ● 現預金／資本剰余金減資差益相当額／金銭納付／73,865,917円／平成19年度漁業調査船の譲渡により固定資産売却損が発生し、当時の独法会計基準により会計処理を行った結果現預金を保有することとなった。この留保現預金について、不要財産と認定して、平成24年10月16日に国庫納付した。 ● 現預金／資本剰余金／金銭納付／3,350,400円／平成23年度に本部事務所賃料値下げにより敷金返戻金が生じ、現預金を保有することとなった。この留保現預金について、不要財産と認定して、平成26年1月24日に国庫納付した。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ● 実物／中央水産研究所高知庁舎／21年度末時点簿価590,770千円／現物納付／組織の見直しにより23年度末で廃止した。当該資産については不要財産と認定して、平成25年6月28日に現物国庫納付した。 ● 実物／北海道区水産研究所斜里さけます事業所北見施設／21年度末時点簿価152,259千円／現物納付／組織の見直しにより近隣の事業所に機能移転を行い24年度末で廃止した。当該資産については不要財産として現物国庫納付の手続きを進めているところ。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	● その他の資産については、引き続き、固定資産の減損状況確認調査や現物確認調査を行うことにより、資産の利用度のほか、経済合理性といった観点に沿って、保有の必要性について見直しを行う。具体的には23年度から26年度にかけて小型の漁業調査用船舶を8隻処分した。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化のための組織改正を平成23年4月1日に行い、今中期計画期間中に事業所数の縮減を行うこととしている。特に、技術普及・モニタリングのみ行っているさけます事業所については、経費の縮減(効率化目標)の達成を図るため、近隣のさけます事業所へ統合した。具体的には、24年度に北海道区水産研究所斜里さけます事業所北見施設を斜里さけます事業所へ、25年度には北海道区水産研究所十勝さけます事業所を近隣の十勝さけます事業所更別施設へ、26年度に北海道区水産研究所八雲さけます事業所を近隣の八雲さけます事業所上八雲施設へ統合した。

<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化のための組織改正を平成23年4月1日に行い、今中期計画期間中に事業所数の縮減を行うこととしている。特に、技術普及・モニタリングのみ行っているさけます事業所については、経費の縮減(効率化目標)の達成を図るため、近隣のさけます事業所へ統合した。具体的には、24年度に北海道区水産研究所斜里さけます事業所北見施設を斜里さけます事業所へ、25年度に北海道区水産研究所十勝さけます事業所を近隣の十勝さけます事業所更別施設へ、26年度に北海道区水産研究所八雲さけます事業所を近隣の八雲さけます事業所上八雲施設へ統合した。</p> <p>○ 現中期計画において、「利用率が低調な宿泊施設等について、これまでの利用状況、必要性や費用対効果を検証の上、不要と判断されたものについては、施設の在り方について廃止も含め検討を行う」としているところ。具体的には、23年度に東北区水産研究所外来研修員宿泊施設の一部を廃止したほか、25年度から26年度にかけて瀬戸内海区水産研究所研修棟を廃止した(保管庫等として活用)。</p>

3. 取引関係の見直し
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

● 現在、競争入札等推進会議において事前審査及び事後点検を行うことで随意契約等見直し計画の着実な実施を推進するとともに一者応札・応募となった契約について事後点検を実施しているところであるが、今後も実質的な競争性を確保して、コストの削減や透明性の確保を図る。

【平成22年度の契約実績】

(金額ベース(単位:円))
一般競争等9,923,925,833円(88.3%)、競争性のない随意契約1,319,349,034円(11.7%)
(件数ベース(単位:件))
一般競争等658件(70.0%)、競争性のない随意契約280件(30.0%)

(注)競争性のない随意契約には、国等の委託研究の公募に際し、共同研究グループの代表として独法が中核研究機関として応募し、外部専門家等の審査の上に採択された後、当該共同研究グループに所属する機関に対し中核研究機関から再委託したもの(1,077百万円、238件)を含む。

【平成23年度の契約実績】

(金額ベース(単位:円))
一般競争等6,305,340,900円(89.5%)、競争性のない随意契約738,583,253円(10.5%)
(件数ベース(単位:件))
一般競争等549件(92.3%)、競争性のない随意契約46件(7.7%)

(注)競争性のない随意契約には、国等の委託研究の公募に際し、共同研究グループの代表として独法が中核研究機関として応募し、外部専門家等の審査の上に採択された後、当該共同研究グループに所属する機関に対し中核研究機関から再委託したもの(111百万円、16件)を含む。

【平成24年度の契約実績】

(金額ベース(単位:円))
一般競争等9,352,228,009円(98.3%)、競争性のない随意契約161,285,764円(1.7%)
(件数ベース(単位:件))
一般競争等515件(94.3%)、競争性のない随意契約31件(5.7%)

(注)競争性のない随意契約には、国等の委託研究の公募に際し、共同研究グループの代表として独法が中核研究機関として応募し、外部専門家等の審査の上に採択された後、当該共同研究グループに所属する機関に対し中核研究機関から再委託したもの(48百万円、11件)を含む。

【平成25年度の契約実績】

(金額ベース(単位:円))
一般競争等7,786,902,987円(98.1%)、競争性のない随意契約153,727,336円(1.9%)
(件数ベース(単位:件))
一般競争等524件(93.4%)、競争性のない随意契約37件(6.6%)

(注)競争性のない随意契約には、国等の委託研究の公募に際し、共同研究グループの代表として独法が中核研究機関として応募し、外部専門家等の審査の上に採択された後、当該共同研究グループに所属する機関に対し中核研究機関から再委託したもの(31百万円、9件)を含む。

【平成26年度の契約実績】

(金額ベース(単位:円))
一般競争等6,127,543,857円(97.7%)、競争性のない随意契約146,964,759円(2.3%)
(件数ベース(単位:件))
一般競争等550件(94.2%)、競争性のない随意契約34件(5.8%)

(注)競争性のない随意契約には、国等の委託研究の公募に際し、共同研究グループの代表として独法が中核研究機関として応募し、外部専門家等の審査の上に採択された後、当該共同研究グループに所属する機関に対し中核研究機関から再委託したもの(43百万円、10件)を含む。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成27年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>● 当法人では、以下の共同調達の取り組みを行っており、今後も共同調達可能なものを検討し、さらなるコスト縮減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶用燃油の調達、電気(高圧)の調達、外国雑誌の調達、調査用消耗品(XBTブローブ・XCTDブローブ、データ記録型電子標識)の調達
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>ア) 競争入札等推進会議において常に調達にかかる仕様書及び調達方法の見直しを実施しており、今後も継続する。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は活用している。また、他の研究機関との機器類等の共同利用を実施している。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関等の購入実績等を確認し、適正価格の把握に努めている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 施設等の保守管理については、平成26年度末をもって中央水産研究所横浜庁舎等の施設管理・運営業務が市場化テストを終了し、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れたが、同業務を平成27年度から3年間の複数年・包括契約を行い、法の趣旨に鑑み当法人自ら公共サービスの質の維持・向上及び経費削減を図った。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 公共サービス改革基本方針(平成23年7月15日閣議決定)を踏まえ、仕様の見直し等を行い、実質的な競争を確保するとともに、契約案件の取りまとめを行う等、調達の効率化、経費の削減に努めている。また、施設等の保守管理については、コスト等を検討し、中央水産研究所横浜庁舎等の施設管理・運営業務を平成24年度から3年間の複数年・包括契約を行ったところ。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 理事長、理事及び監事の報酬については、従来より個別の額を公表しているところであるが、今後も個人情報保護にも留意しつつ、継続する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 給与水準については、監事による監査、独立行政法人評価委員会において、ラスパイルズ指数が100を超えていないか等について事後評価を行ってきたところであるが、今後も引き続き厳格なチェックを行う。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、現在も国家公務員準拠となっているが、今後も引き続きその維持を図る。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 毎年度の事業費等については、合理性、効率性の観点から当該年度の予算配分の考え方を作成し、これに基づき各研究開発業務の実施状況等も勘案した上で、具体的な予算の執行に関する計画を作成している。また、機械等の整備に必要な経費については、センター本部において必要性・効率性の観点から点検・精査することで合理化を図っている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● コンプライアンスを含む内部統制全般について体制の充実・強化を図るため、新たに内部統制を担当する「監理室」を設置した(平成23年4月1日)。 新: 監理室長ほか2名(計3名) 旧: 監査役2名 ● 平成26年度には、改正通則法に基づいて業務方法書を改正し、関連諸規程の整備方針を定めるなど、内部統制強化のため所要の対応を行っている。

5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	●事業の目的を踏まえつつ、施設使用料の徴収など受益者負担の適正化に努める。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	●水産総合研究センター叢書の刊行による出版収入を積極的に図るほか、知的財産の活用については、保有権利やノウハウについて、社会連携推進活動を通じて、民間企業等との実施契約等による権利の活用と収入の拡大を図ることに努める。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	●研究課題については、水産業及び水産行政を取り巻く喫緊の課題に的確かつ効率的に対応し、限られた研究資源を合理的に活用するために重点化を図るとともに、都道府県、大学及び民間企業との役割分担を踏まえ、その対象を真に実施する必要があるものに限定している。各課題の計画及び進捗状況は、研究課題進行管理者を配置して常に点検を行うとともに、研究課題評価会議を開催して評価を実施している。また、研究課題を含めた法人全体の業務実績の自己評価は、外部の有識者から成る機関評価委員会における審議結果を踏まえて決定している。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	●研究開発等の課題の評価により、必要性、緊急性、有効性等を検証し、継続の必要性がないと判断するものは廃止することとしており、評価結果は研究開発等の効率的かつ重点的な推進に向けた資金等の配分に適切に反映している。また、引き続き、主務大臣による業務実績の評価結果の業務運営等への反映状況を自己評価結果をそれぞれホームページ上で公表し、国民への説明責任を果たすこととする。

No.	64	所管	農林水産省	法人名	水産総合研究センター
-----	----	----	-------	-----	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 水産物の安定供給確保のための研究開発	水産業に成果が直結する研究に特化した整理統合を行い、重点化（事業規模の縮減）	23年度から実施	水産業に係る政策上の優先事項を把握した本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化を図るなど事業実施体制を見直し、事業規模の縮減を図る。 また、本省が行う水産業に係る施策の内容を法人の内部評価に反映させ、現在の研究テーマについては、水産業に係る政策上緊急かつ必要不可欠な事業であるかを精査の上、調査研究の重点化を図る。 この際、「漁業・漁村が持つアメニティや自然環境保全等の多面的機能の評価手法の開発、多面的機能の向上手法の研究」を廃止する。	1a	1. 栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化のための組織改正を23.4.1に行った。 2. 水産業に係る政策の優先事項、水産基本法の基本理念に基づき、今中期計画においては、①我が国周辺及び国際水産資源の持続可能な利用のための管理技術の開発、②沿岸漁業の振興のための水産資源の積極的な造成と合理的利用並びに漁場環境の保全技術の開発、③持続的な養殖業の発展に向けた生産性向上技術と環境対策技術の開発、④水産物の安全・消費者の信頼確保と水産業の発展のための研究開発、⑤基盤となるモニタリング及び基礎的・先導的研究開発、の5つの課題に重点化した。また、評価においては、自己点検結果をもとに外部評価委員を加えた評価を実施し、独立行政法人評価委員会の評価と合せて業務運営及び中期計画の進行管理に反映させる。これまでも研究計画の立案段階から精査を行ってきたが、今中期計画においては、新たに設置した（H23.4.1）重点研究課題のリーダーが、研究内容について十分な精査の上、政策上喫緊の課題に的確かつ効果的に対応している。 3. 「漁業・漁村が持つアメニティや自然環境保全等の多面的機能の評価手法の開発、多面的機能の向上手法の研究」は廃止した。 4. また、中期目標等にて、「中期目標期間中、平成22年度予算を基準として、一般管理費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行った金額相当額以内に抑制する。」と定め、平成24年度予算においては平成22年度に比べて、一般管理費は67,425千円（7.9%）、業務経費は1,359,905千円（15.5%）、合計して事業費全体で1,427,330千円を削減し、事業規模の縮減を行った。	措置済み
02 水産業の健全な発展と安全・安心な水産物供給のための研究開発						措置済み
03 研究開発の基盤となる基礎的・先導的研究開発及びモニタリング等						措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04 不要資産の国庫返納	23年度中に実施	漁獲収入低減リスクの分散のための政府出資金のうち約11億円を国庫納付する。	1a	平成24年1月16日に国庫納付した。	措置済み
05 事務所等の見直し	23年度以降実施	栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化によって事業所数の更なる縮減を図るとともに、技術普及・モニタリングのみを行っているさけます事業所については、近隣のさけます事業所への統合を図る。	1a	栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化のための組織改正を行い事業所数の縮減を行った。24年度には北海道区水産研究所斜里さけます事業所北見施設を斜里さけます事業所へ、25年度には北海道区水産研究所十勝さけます事業所を近隣の十勝さけます事業所更別施設に統合した。	措置済み
06 利用率の低い宿泊施設の在り方の見直し	23年度以降実施	西海区水産研究所石垣支所研修宿泊棟（稼働率：6%）、北海道区水産研究所外来研究員宿泊所（稼働率：7%）、東北区水産研究所外来研修員宿泊施設（稼働率：3%）等の利用率の低い施設については、これらの宿泊施設の近年の利用状況、必要性及び費用対効果を検証の上、不要と判断されたものについては、施設の在り方について廃止を含めて検討する。	2a	利用率が低調な宿泊施設等について、これまでの利用状況、必要性や費用対効果を検証し、23年度には東北区水産研究所外来研修員宿泊施設の一部を廃止したほか、25年度から26年度にかけて瀬戸内海区水産研究所研修棟を廃止した（保管庫等として活用）。	今後も利用状況、必要性及び費用対効果を検証の上、不要と判断されたものについては、施設の在り方について廃止を含めて検討する。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	農畜産業振興機構

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○野菜関係業務の見直しにより不要となる資金(10,681,888千円)を、平成23年6月に国庫納付 ●緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業実施に伴う返還金等の不要となる資金について、平成26年6月に1,085百万円、平成27年6月に973百万円を国庫納付。 ●平成23年度に牛肉・稲わらセシウム関連緊急対策として予備費を財源に措置した3対策のうち、肉用牛肥育経営緊急支援事業及び、原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業について、返還額等(79,668百万円)を四半期毎(平成26年4月、7月、10月、平成27年1月、4月)に国庫納付。 ●平成24年度補正予算により措置した畜産経営力向上緊急支援リース事業に係る未使用分及び平成25年度に発生した事業実施主体からの返還金(797百万円)について、平成27年3月に国庫納付。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>該当なし。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○本部事務所について、平成23年3月に賃貸契約の一部を解除し、事務所経費を縮減(年間2,447千円を縮減)。 ○平成22年度中に海外事務所(5か所)を全て廃止。 ●平成25年10月に、札幌事務所の事務室面積の削減を行い、事務所経費を縮減(年間672千円を削減) ●平成26年6月に、鹿児島事務所の賃借料の引下げを行い、事務所経費を縮減(年間648千円を削減)</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○平成22年度中に海外事務所(5か所)を全て廃止。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 本部事務所について、平成23年3月に賃貸契約の一部を解除し、事務所経費を縮減(年間2,447千円を縮減)。 ● 平成25年10月に、札幌事務所の事務室面積の削減を行い、事務所経費を縮減(年間672千円を削減) ● 平成26年6月に、鹿児島事務所の賃借料の引下げを行い、事務所経費を縮減(年間648千円を削減)</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● ①一者入札解消に向け、複数の者が説明会等に参加したものの、結果的に一者応札となった契約についてアンケート調査を行い、契約の担当部署とともに不参加者の理由について分析・検証を行った結果、メールマガジン配信及び入札日から履行開始までの期間を充分設ける等、改善策を職員に周知した。 ②前広に入札予定情報を事前に公表することにより、競争参加者が入札等に参加するための十分な入札準備期間が確保でき、入札参加への可能性が増すことから、定例的に発生する契約については、年間入札予定情報をホームページで公表した。</p> <p>23年度(金額ベース) 一般競争等9,007,246,624円(95.0%) 競争性のない随意契約471,832,067円(5.0%) 23年度(件数ベース) 一般競争等152件(88.4%) 競争性のない随意契約20件(11.6%)</p> <p>24年度(金額ベース) 一般競争等6,630,831,990円(93.4%) 競争性のない随意契約465,210,741円(6.6%) 24年度(件数ベース) 一般競争等133件(88.1%) 競争性のない随意契約18件(11.9%)</p> <p>25年度(金額ベース) 一般競争等13,629,543,289円(96.8%) 競争性のない随意契約452,495,500円(3.2%) 25年度(件数ベース) 一般競争等157件(88.7%) 競争性のない随意契約20件(11.3%)</p> <p>26年度(金額ベース) 一般競争等22,289,185,121円(98.1%) 競争性のない随意契約432,187,440円(1.9%) 26年度(件数ベース) 一般競争等182件(89.2%) 競争性のない随意契約22件(10.8%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	

<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p>	<p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成27年7月1日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
<p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p>	
<p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>●一括での調達が可能なお品については、地方事務所で調達せずに本部で一括契約での調達を行うよう努めており、引き続きこのような取組を進めていく。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>●外国書籍の購入について、一部カード決済を導入し、外国書籍を通信販売する者と直接取引することにより、経費を削減。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 理事長、副理事長、理事及び監事の報酬については、毎年6月30日にホームページで公表。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 給与水準については、評価委員会において、中期目標等で掲げた目標の進捗状況についてチェックを行っている。また、監事監査においても、国家公務員の給与水準を十分考慮した給与水準の見直し等に関する対応状況について、監査を受けている。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● これらの諸経費・手当は、国家公務員に準じたものとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 事業費等については、効率的かつ効果的な実施を図るため、費用対効果分析やコスト分析手法の導入及び支出上限である単価基準等の設定等により必要な経費を積算段階から精査。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 中期計画において「法令等を遵守しつつ適正に業務を行うため、内部監査の実施、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスの推進等、引き続き内部統制の充実・強化を図る」と定めており、法人において、これに基づく体制を整備済み。コンプライアンス委員会においては、コンプライアンス推進計画を策定するとともに、コンプライアンスの推進状況の点検のためのアンケート調査等を実施。

5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	●中期目標において「効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとする」と明記。また、「外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価等を行い、その結果を業務運営に反映させる等業務執行の改善を図る」と定めており、法人において、これに基づき有識者から成る「機構評価委員会」で事業の点検・評価等を実施。また、有識者から成る「補助事業に関する第三者委員会」による点検・評価等については、ホームページで公表。なお、当該委員会は、いずれも15年度から毎年開催。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	●中期計画において「効率的かつ効果的な施設整備事業の実施を図る観点から、①事業実施計画の承認に当たり事業実施主体との協議、②費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択、③必要に応じた現地調査の実施、④費用対効果分析を実施している事業にあっては3年目までの利用状況を調査、また、3年を経過した年に事後評価を実施し、利用率が低迷している場合には改善指導を行う」と定めており、法人において、これに即して、評価結果の事業実施過程への反映に努めている。具体的には、費用対効果分析を実施している事業について、事後評価において効果が費用を下回ったものについて、事業実施主体から改善計画を提出させるとともに、今後5年間、各年度末に改善計画の達成状況の報告を求めるなどの指導を実施。また、前年度の審査・採択状況についてホームページで公表。 また、法人において中期計画の「補助事業に関する業務執行規程等に基づき、①明確な審査基準に基づく事業の実施、②事業説明会等を通じた事業実施主体に対する指導の徹底、③事業の進行管理システムによる事業の進捗状況の把握、④毎年度、ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施機関等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を公表」と定めており、所定の事項を公表。

No.	65	所管	農林水産省	法人名	農畜産業振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 畜産関係業務	プール資金の在り方を見直し、緊急性のある事業以外は国直轄で実施することも含め、事業を整理・縮減	23年度から実施	経営安定及び需給・価格安定事業のうち、緊急性が必ずしも高くない資源循環型酪農推進事業及び鶏卵需給安定緊急支援事業については国直轄で実施するとともに、生乳需要創出緊急対策支援事業は廃止し、その他畜産振興事業については更に事業を縮減する。また、本法人の保有資金及び公益法人に造成している基金を真に必要な限度まで縮減する（財団法人畜産環境整備機構のリース基金の段階的な廃止・引上げ等）。	2a	23年度において、資源循環型酪農推進事業及び鶏卵需給安定緊急支援事業は国直轄事業で実施、生乳需要創出緊急対策支援事業は廃止。結果として、経営安定対策は400億円超の減額。 23年3月に中期目標の期中改定を行い、畜産振興事業の補完対策（その他畜産振興事業）について「本対策については、事業を縮減する」と明記しており、自給飼料、家畜改良、消費拡大、施設整備関係を中心に国直轄事業へ移行するなど大幅に見直し、60億円程度を削減。また、「保有資金及び公益法人に造成している基金については、真に必要な限度まで縮減する」と明記しており、保有資金の残高は、25年度末は1,898億円、26年度末は1,543億円となる見込み。公益法人等に造成している基金については、22年度末は9基金で約980億円だったものが、26年度末は4基金（24年度補正予算による緊急地対策を除く）で884億円（その大半が生産者等に貸し付けているリース物件等の貸付残）となっている。	閣議決定を踏まえ、中期目標に記載した方針に基づき実施しているところ。具体的な記載事項は以下のとおり。 保有資金及び公益法人に造成している基金については、「補助金経由の在り方及び各法人等における基金の定期的な見直しを通じたその造成の在り方を見直しを行う。その上で、保有資金及び公益法人に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する」と明記しており、必要な経費を確保し、適切な業務実施に努める。 また、補完対策については、「畜産に係る環境変化、事業実績や実施効果等を踏まえ、不断の見直しを行う」と明記しており、時宜に応じた事業内容の見直し等を行う。
02 野菜関係業務	指定野菜価格安定対策事業、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業について事業規模の縮減、制度設計の見直し	23年度から実施	指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の国費全体分における資金の保有率を50%から30%に低減するなどプール資金の在り方を見直すことにより、事業規模を縮減する。	1a	23年度において、指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の国費負担分について、国庫債務負担行為限度額を50%から70%へ引き上げる等により保有資金を低減し、捻出した資金を23年度予算額に活用する（予算額0）とともに国庫納付。	措置済み
03	契約野菜安定供給制度について事業の廃止を含めた抜本的な制度の見直し	23年度から実施	契約取引の実態を踏まえ、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援や、野菜の価格・数量変動への対応などを踏まえた契約野菜関係についての新しい支援政策を制度化し、利用実績が著しく低い現行事業の実施は取りやめる。	1a	23年度において、契約取引を行う現場のニーズを踏まえて、六次産業化法（23年3月全面施行）の特例措置により、指定産地によらずリレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援を措置するとともに、契約取引における野菜の価格・数量変動に対応したモデル事業を新たに制度化し、従来の指定産地を対象とした事業のみによる支援方式を取りやめ。	措置済み
04 砂糖関係業務	砂糖勘定の累積欠損の低減	23年度から実施	砂糖勘定の累積欠損を低減するため、負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出を適正化するとともに、生産者等による経営努力のインセンティブをより高める枠組みとなるよう見直しを行う。	1a	22年10月から精製糖・異性化糖製造企業による調整金の負担水準を定める指定糖・異性化糖調整率を引き上げるとともに、23年度における甘味資源作物生産者交付金単価の引き下げ等、制度関係者一体となった取組を実施。また、生産者等による経営努力のインセンティブがより高まるよう、22年度から生産者に対する交付金交付要件として作業規模拡大に向けて共同利用組織での防除等の作業を位置づけるなど枠組みの見直しを行った。 この結果、累積欠損は21砂糖年度の659億円から、22砂糖年度には334億円（対前年差▲325億円）、23砂糖年度には199億円（対前年差▲135億円）、24砂糖年度には167億円（▲33億円）、25砂糖年度には162億円（▲5億円）と4年連続で低減が図られた。	措置済み（砂糖勘定における累積欠損の早期解消に向け、引き続き制度関係者一体となった取組を実施する。）
05 情報収集提供業務	事業規模の縮減	23年度から実施	海外事務所を廃止することに伴い、事業に係る総コストが増加しないよう事業規模を縮減する。	1a	23年3月に中期目標の期中改定を行い、「業務の実施に当たっては海外事務所の廃止に伴い、事業に係る総コストが増加しないよう事業規模を縮減する」と明記しており、22年度中に海外事務所（5か所）をすべて廃止し、事業規模を縮減。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
06 不要資産の国庫返納	野菜関係業務の未活用資金	22年度から実施	野菜関係業務の縮減に対応し不要となる資金の国庫納付については、事業仕分け結果を踏まえ、年内に結論を得て、措置する。	1a	野菜関係業務の見直しにより不要となる資金（10,681,888千円）を23年6月に国庫納付。	措置済み
07 事務所等の見直し	海外事務所の廃止	22年度中に実施	海外事務所を廃止する。	1a	22年度中に海外事務所（5か所）をすべて廃止。	措置済み
08	本部事務所経費の縮減	23年度から実施	本部事務所（麻布台）について、業務内容を考慮しつつ、より効率化する形で事務所経費を縮減する。	1a	本部事務所について、業務内容を考慮しつつ可能な限り見直した結果、23年3月に本部事務所賃貸契約の一部を解除し、事務所経費を縮減（縮減額年間2,447千円）。	措置済み

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	農業者年金基金

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)及び現中期目標に基づき売却した柏職員宿舎(平成21年度簿価42,649千円)の売却代金(67,507千円)を平成23年3月31日に国庫納付した。</p> <p>また、平成23年度においては、平成21年3月末日に廃止した九州連絡事務所(295千円)、平成23年3月末日に廃止した北海道連絡事務所(337千円)に係る敷金等を平成24年3月29日に国庫納付した。</p> <p>なお、これ以外に基金には見直しの対象となる資産はない。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>● 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、組織運営の合理化を図るため、平成21年3月末日をもって九州連絡事務所、平成23年3月末日をもって北海道連絡事務所をそれぞれ廃止した。</p> <p>該当なし。</p>
	<p>○ 業務運営の効率化・合理化を図ることにより、賃借料については、平成23年度が前年度比▲6.1%、平成24年度が前年度比▲6.2%、平成25年度が前年度比5.4%、平成26年度は対前年度据置となった。</p>

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成22年5月に策定した随意契約等見直し計画については、着実に実施しており、真にやむを得ない場合(事務所等の賃借、後納郵便料等)を除き一般競争入札等に移行している。</p> <p>なお、一者応札・応募を改善するため、入札参加要件の見直し等を行った。平成22年度から平成26年度の実績は、以下のとおり。</p> <p>平成22年度 金額ベース：一般競争等 215,555千円(46.0%)、競争性のない随意契約 252,559千円(54.0%) 件数ベース：一般競争等 20件(71.4%)、競争性のない随意契約 8件(28.6%)</p> <p>平成23年度 金額ベース：一般競争等 938,618千円(77.8%)、競争性のない随意契約 267,589千円(22.2%) 件数ベース：一般競争等 18件(64.3%)、競争性のない随意契約 10件(35.7%)</p> <p>平成24年度 金額ベース：一般競争等 190,921千円(45.7%)、競争性のない随意契約 226,574千円(54.3%) 件数ベース：一般競争等 16件(66.7%)、競争性のない随意契約 8件(33.3%)</p> <p>平成25年度 金額ベース：一般競争等 220,965千円(49.6%)、競争性のない随意契約 224,375千円(50.4%) 件数ベース：一般競争等 15件(65.2%)、競争性のない随意契約 8件(34.8%)</p> <p>平成26年度 金額ベース：一般競争等 309,422千円(56.7%)、競争性のない随意契約 236,060千円(43.3%) 件数ベース：一般競争等 23件(71.9%)、競争性のない随意契約 9件(28.1%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成27年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	● 郵便物の発送については、年間の発送計画を策定し、同一送付先については、取りまとめて送付するなどによりコスト削減に努めている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 一者応札案件については、公告期間の延長、入札不参加事業者への聞き取り等の改善に向けた取組を実施している。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 平成15年度分から個人情報保護にも留意しつつ、役員報酬等を個別に年金基金のホームページに公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 給与水準については、主務省評価委員会及び総務省評価委員会において、中期目標等で掲げた目標の進捗状況についてチェックを受けている。また、監事監査においても、給与水準の適正化に関する対応状況について、監査を受けている。

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 法定外福利厚生費、給与振込経費など事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準拠したものとなっている。なお、海外出張旅費については、該当はない。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 毎年度の事業費等については、加入者数等に基づき積算し、必要性や所要額を精査している。また、一般管理費等については、中期目標等に基づき削減に努めている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● コンプライアンスを確保するため、年金基金に設置したコンプライアンス委員会を中心に内部統制の強化を図っている。また、平成22年度からは、平成21年度監事監査報告に基づき業務におけるリスクとその重要性を評価し、重要なリスクを重点的に監査の対象とする手法を採用するなど、内部監査態勢の一層の高度化等を行っている。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	● 農業者年金事業は選択を要する事業ではないが、年金基金においては、業務・マネジメントについて第三者(加入者の代表者、年金に知見を有する学識経験者等)による運営評議会を設置し、その意見を業務運営に反映させるなど、事業実施の効率化・透明化を図っている。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	● 運営評議会の開催状況及び意見の反映状況については、主務省評価委員会による評価を行うとともに、その結果をホームページにおいて公表を行っている。

No.	66	所管	農林水産省	法人名	農業者年金基金
-----	----	----	-------	-----	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 農業者年金事業（新制度）	行政事業レビュー（公開プロセス）の結果に基づく業務改善等	23年度から実施	行政事業レビュー（公開プロセス）の結果に基づき、農業者年金事業の業務の改善等を着実に進行。	1a	<p>行政事業レビュー（公開プロセス）の結果を踏まえ、</p> <p>①都道府県への委託事業については、平成23年度から廃止</p> <p>②コスト削減として新聞広告を平成22年度から廃止</p> <p>③平成22年度に行った加入者・受給者等に対する聞き取り調査結果に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前、農業協同組合のみであった加入申込窓口を平成23年度当初から農業委員会（1,675機関）にも拡充。 ・手続漏れの予防のため、年金支給の裁定請求の勧奨に加え、新たに政策支援加入者に対する加入要件の変更に係る手続の勧奨を実施 ・加入者に提供する年金額に関する情報について、基金ホームページの年金額を試算するページの改善等の業務改善を実施。 <p>これらに加え、平成26年度当初から、新たな農業者年金記録管理システムを導入するとともに、これに合わせて、加入申込手続き等に関する標準処理期間を短縮化するよう取組を進めている。（現中期目標に明記）</p>	措置済み
02 農業者年金事業（旧制度）	-	-	-	-	-	
03 農地等の買入資金に係る債権管理（旧制度）	-	-	-	-	-	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
06 事務所等の見直し	本部事務所経費の縮減	23年度から実施	本部事務所（西新橋）について、業務内容を考慮しつつ、より効率化する形で事務所経費を縮減する。	1a	<p>業務運営の効率化・合理化を図る観点から、平成23年度の賃借料の引き下げ（平成22年度比▲6.1%）、平成24年度の賃借料の引き下げ（平成23年度比▲6.2%）に加え、平成25年度の賃借料についても引き下げ交渉を行った結果、平成24年度比▲5.4%となった。</p>	措置済み

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	財務省・農林水産省
法人名	農林漁業信用基金

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 農業・漁業の低利預託原資貸付業務を廃止し、政府出資金18,500,000千円(農業:12,500,000千円、漁業:6,000,000千円)を平成23年9月13日に国庫返納した。林業の低利預託原資貸付業務を再設計し、政府出資金17,056,375千円のうち活用見込みのない7,256,375千円を、平成23年9月13日に国庫納付した。農業災害補償関係業務の資金規模を縮減し、政府出資金2,000,000千円を平成23年9月13日に国庫納付した。同業務の利益剰余金1,976,246千円についても平成23年7月8日に国庫納付した。</p> <p>● 農業融資資金業務については、中期目標に即し、農業信用基金協会がその機能を十分に発揮できることを前提としてもなお不要と見込まれる額(12,383,000千円)について、25年10月7日に国庫納付した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 平成22年11月に書庫の賃貸借契約を解約した。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>● 事務所については、独立行政法人化を契機として、複数事務所に分散していた全部門が、平成16年12月以降、同一のビルに入居したことにより、事務所経費を36百万円削減した。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>● 職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)を踏まえ、平成25年6月20日に職員宿舎廃止に係る実施計画を策定し、入居者を27年度末までに退去させた上で廃止することとした。</p> <p>また、平成26年4月1日から国家公務員宿舎の使用料引き上げを踏まえ、信用基金の宿舎においても使用料等の引き上げを行った。</p>

<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成22年4月に随意契約見直し計画を策定し、原則として一般競争等競争性のある契約へ移行することとし、平成22年度末においてこの見直し計画を達成した。平成22～26年度の実績(光熱水費等を除く)は、以下のとおり。</p> <p>平成22年度 金額ベース:一般競争等41,095,162円(100%)、競争性のない随意契約0円(0%) 件数ベース:一般競争等8件(100%)、競争性のない随意契約0件(0%)</p> <p>平成23年度 金額ベース:一般競争等89,005,744円(100%)、競争性のない随意契約0円(0%) 件数ベース:一般競争等16件(100%)、競争性のない随意契約0件(0%)</p> <p>平成24年度 金額ベース:一般競争等65,310,112円(100%)、競争性のない随意契約0円(0%) 件数ベース:一般競争等12件(100%)、競争性のない随意契約0件(0%)</p> <p>平成25年度 金額ベース:一般競争等64,584,660円(100%)、競争性のない随意契約0円(0%) 件数ベース:一般競争等12件(100%)、競争性のない随意契約0件(0%)</p> <p>平成26年度 金額ベース:一般競争等187,029,805円(98.5%)、競争性のない随意契約2,816,208円(1.5%) 件数ベース:一般競争等18件(94.7%)、競争性のない随意契約1件(5.3%) また、応札者数または応募者数を増やし実質的な競争性を確保するため、公告から入札期日までの公告期間は規程上10日以上確保すればよいところ、運用上、入札期日前の入札参加申請書の提出期限を公告日から少なくとも10日以上とし、公告期間を概ね2週間以上確保するなど、周知検討期間の拡大による競争参加者の掘り起こし、応募条件及び仕様書内容の見直し等具体的取組方針を定め、平成22年5月に信用基金のホームページに掲載し、公表している。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成27年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● これまで必要の都度、随意契約により調達していた備品及び消耗品について、平成20年度からまとめて一般競争により調達している。この結果、調達コストの縮減を図ることができた。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 随意契約や一者応札となっている契約について見直しを行ったほか、総合評価落札方式などを実施することにより、調達の効率化を図っている。</p>
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	

<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 平成16年度から個人情報保護にも留意しつつ、役員報酬等を信用基金ホームページに掲載し、公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準については、主務省評価委員会及び総務省評価委員会において、中期目標等で掲げた目標の進捗状況についてチェックを受けている。また、監事監査においても、給与水準の適正化に関する対応状況について、監査を受けている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 法定外福利厚生費、給与振込経費などの事務に係る経費及び職員の諸手当等については、国家公務員に準拠したものとなっている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 運営費交付金は交付されていないものの、事業費(保険金等)については、効率化を図るため、近年の経済情勢の変化等外的要因に配慮しつつ、保証保険の引受審査の厳格化等により、前中期計画を下回るよう削減することとしている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 平成20年1月に、内部監査業務を実施する監理室を設置した。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 信用基金の事業は複数の候補案件から選択を要するものではないため、該当なし。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● これまでも評価結果を事業実施過程に反映させてきた。また、各年度の業務実績の評価結果についてはホームページで公表している。</p>

No.	67	所管	農林水産省	法人名	農林漁業信用基金
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 農業信用保険業務（農業信用保険勘定）	低利預託原資貸付業務（農業）の廃止	23年度中に実施	本法人の事業としては廃止する。	1a	23年9月1日に事業を廃止済み。	措置済み
02 林業信用保証業務（林業信用保証勘定）	低利預託原資貸付業務（林業）の再設計	23年度から実施	ニーズに応じた規模に縮減し、林業者がより使いやすい運転資金制度に再設計するとともに、制度の見直しの検討を進める。	1a	林業者の資金需要に応じた規模まで事業規模を縮減することとし、23年9月13日に当該事業に係る政府出資金を減額した（171億円→98億円）。また、23年度当初より、林業者等がより使いやすい運転資金制度とするため、一層低利となる資金の創設等の条件改定を行うとともに、木材の生産及び流通の合理化のための経営改善及び構造改善という政策上の重点を踏まえ、資金メニューの廃止・統合を行うなど、制度の見直しも実施した。	措置済み
03 漁業信用保険業務（漁業信用保険勘定）	低利預託原資貸付業務（漁業）の廃止	23年度中に実施	本法人の事業としては廃止する。	1a	23年9月1日に事業を廃止済み。	措置済み
04 農業災害補償関係業務（農業災害補償関係勘定）	事業の見直し	23年度以降実施	中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減する。	1a	農業災害補償関係業務について、中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減することに伴い、23年9月13日に政府出資金のうち20億円を国庫納付済み。 利益剰余金については23年7月8日に20億円を国庫納付済み。	措置済み
05 漁業災害補償関係業務（漁業災害補償関係勘定）						措置済み

No.	67	所管	農林水産省・財務省	法人名	農林漁業信用基金
-----	----	----	-----------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
事務及び事業の見直し	林業寄託業務	平成20年度から施業転換資金部分を廃止し、貸付枠を38億円から20億円以下に縮減する。	1	平成20年度予算において、施業転換資金部分を廃止するとともに、貸付枠を17億円に設定した。	措置済み
		寄託原資の調達について、後年度負担・政府保証を抑制する観点から、平成20年度より民間からの長期借入方式から政府の出資方式へ段階的に移行する。	1	寄託原資の調達について、後年度負担・政府保証を抑制する観点から、利子負担の伴う民間金融機関からの長期借入方式から政府による出資方式へ平成20年度から3ヶ年で段階的に移行することとし、政府出資金は、平成20年度に5億円、平成21年度に11億円、平成22年度に16億円の予算を措置した。	措置済み
	農業信用保険業務	平成20年度から保険料率の見直しを実施する。	1	平成20年7月から保険料率の引上げを実施した。	措置済み
	漁業信用保険業務	平成20年度から保険料率の見直しを実施する。	1	平成20年4月から保険料率の引上げを実施した。	措置済み
	林業信用保証業務	平成20年度から100%保証の対象をより政策性の高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。	1	平成20年6月から100%保証の対象を法定計画認定者に係る資金、間伐の実施に係る資金等政策性のより高いものに限定し、部分保証の対象を拡大した。	措置済み
	漁業信用保険業務	平成20年度から経営安定資金に部分保証（80%）を導入する。	1	平成20年4月から経営安定資金に部分保証（80%保証）を導入した。	措置済み
	農業・漁業災害補償関係業務	共済団体等に対する貸付けについて、民間による融資を促すための積極的な情報開示を行うとともに、民間融資の活用及びセーフティーネットとしての法人の役割について周知・指導を行う。	1	平成19年1月から前倒しで、共済団体等の会議の場において、共済団体等に対する貸付けについて、民間による融資を促すための積極的な情報開示を行うとともに、民間融資の活用及びセーフティーネットとしての法人の役割について周知・指導を励行している。	今後も引き続き周知・指導を継続して実施していくこととしている。
組織の見直し	組織体制の整備	平成20年度末までに検討することとされている国の農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計の統合の検討状況を踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。	1	農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を平成23年10月に統合した。	措置済み
運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	・契約審査委員会を設置する。 ・コンプライアンス委員会を設置する。	1	・平成19年12月に契約審査委員会を設置した。 ・平成20年1月にコンプライアンス委員会を設置した。	措置済み
	保有資産の見直し	職員用宿舎について、平成19年度末までに、他の独立行政法人や国との共同利用について検討する。	1	・職員用宿舎について、国、独立行政法人への貸与が可能となるよう、平成20年3月に信用基金の宿舎貸与規程の見直しを実施し、平成21年5月から他の独立行政法人の職員1名を受け入れた。 ・平成25年6月に職員宿舎廃止に係る実施計画を策定し、入居者を27年度末までに退去させた上で廃止することを決定した。 ・平成26年4月1日から国家公務員宿舎の使用料引き上げを踏まえ、信用基金の宿舎においても使用料等の引き上げを行った。	平成27年度末までに入居者を退去させた上で廃止する。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	経済産業省
法人名	経済産業研究所

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	経済産業研究所の主な保有資産は、パーティションや電話機、ソフトウェア等である。全て毎日の業務で利用しており、必要最小限となっている。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 事業に必要なスペースのより効率的な活用を図る観点から、必要面積の見直しを行い、分室の面積を縮小するため、23年2月に移転を実施。この結果、分室の年間の賃借料及び共益費はそれまでに比べて約40%削減された。(移転前77,202千円→移転後46,318千円)
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 事業に必要なスペースのより効率的な活用を図る観点から、必要面積の見直しを行い、分室の面積を縮小するため、23年2月に移転を実施。この結果、分室の年間の賃借料及び共益費はそれまでに比べて約40%削減された。(移転前77,202千円→移転後46,318千円)
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○ 事業に必要なスペースのより効率的な活用を図る観点から、必要面積の見直しを行い、分室の面積を縮小するため、23年2月に移転を実施。この結果、分室の年間の賃借料及び共益費はそれまでに比べて約40%削減された。(移転前77,202千円→移転後46,318千円)

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、外部有識者から構成される契約監視委員会を設置して、①競争性のない随意契約を継続しているものについて随意契約事由が妥当であるか、②契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されていると言えるか等の検証を行っている。</p> <p>随意契約見直しの開始以降、大幅に随契比率を減少させており、平成25年度は金額ベース・件数ベースともに目標を達成した。</p> <p>(金額ベース(単位:千円))</p> <p>26年度:一般競争等416,710千円(96.5%)、競争性のない随意契約15,038千円(3.5%) 25年度:一般競争等256,944千円(93.6%)、競争性のない随意契約17,440千円(6.4%) 24年度:一般競争等249,430千円(94.4%)、競争性のない随意契約14,816千円(5.6%) 23年度:一般競争等573,341千円(97.7%)、競争性のない随意契約13,402千円(2.3%) 22年度:一般競争等369,948千円(74.9%)、競争性のない随意契約124,069千円(25.1%)</p> <p>(件数ベース(単位:件))</p> <p>26年度:一般競争等48件(96.0%)、競争性のない随意契約2件(4.0%) 25年度:一般競争等40件(90.9%)、競争性のない随意契約4件(9.1%) 24年度:一般競争等49件(96.1%)、競争性のない随意契約2件(3.9%) 23年度:一般競争等42件(95.5%)、競争性のない随意契約2件(4.5%) 22年度:一般競争等50件(83.3%)、競争性のない随意契約10件(16.7%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 契約に係る規程類及び契約に係る公表基準は、原則、国と同様の基準で適切に整備し、適切に公表している。</p> <p>○ 経済産業研究所に関連法人はない。</p> <p>○「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け事務連絡)に基づく契約内容の情報公開制度について、HP等での周知、入札公告等への記載などを行う。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	○共同調達の可能な案件(健康診断の実施)について、経済産業省との共同調達を実施済み。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○平成26年度は、データベースの維持管理業務について官民競争入札手続きを着実に進め、結果として従来よりも安価で契約を締結した。 ○平成27年度は「第四期RIETI PC-LANサービスの調達」について、民間競争入札による調達を行う予定。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)を踏まえ、引き続き契約監視委員会において随意契約・一者応札の見直し等を図り、経費の削減に努める。 ○平成26年度は、データベースの維持管理業務について官民競争入札手続きを着実に進め、結果として従来よりも安価で契約を締結した。 ○平成27年度は「第四期RIETI PC-LANサービスの調達」について、民間競争入札による調達を行う予定。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○法人の長等の報酬については、毎年公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○給与水準については、監事による監査を行うとともに、経済産業省独立行政法人評価委員会において、厳格なチェックを行い(平成26年度まで。平成27年度以降は主務大臣によるチェック)、その結果を公表するなどにより給与水準の適正性についてチェックしている。

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	○法定外福利厚生費(健康診断の実施)内容及び給与振込経費は国家公務員に準じており、旅費規程及び各手当(扶養手当、住宅手当、通勤手当等)の支給基準は、国の支給基準と同一となっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	○事業費等については、四半期ごとに支出実績を踏まえて年度当初の積算を見直し、必要な経費を精査しており、合理的な執行に努めている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	●理事長自らが審査と優先度を決定したリスクについては是正計画の立案と実施をした。また、そのフォローアップ監査とともにISMS(Information Security Management System)内部監査(※)を行い、PDCAサイクルを繰り返して実施した。リスクについては順次積極的に改善されており、平成26年度以降も改善を継続するものとする。 (※)ISO、JIS等によって定められている企業における総合的な情報セキュリティについてのリスク管理・運営手法についての監査
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	○出版物の刊行推進等により自己収入の確保に努めている。

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

○平成23年2月に、研究の内容や成果等を定期的に評価していく仕組みとして、様々な分野の外部有識者から構成される「外部諮問委員会」を設置した。

平成26年度も理事長の委嘱に基づき、研究テーマの適切性、研究の進捗状況、成果の発信・貢献等について検証し、研究活動の充実を図るため、12月3日に第5回委員会が開催された。

委員は大学、産業界等の有識者（海外委員を含む）からなり以下のとおり。

芦田 昭充	株式会社商船三井 代表取締役会長
吉野 直行	アジア開発銀行研究所 所長
黒田 昌裕	慶応義塾大学 名誉教授
橋本 俊詔	同志社大学 特別客員教授
福井 俊彦	一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所 理事長
デール W. ジョルゲンソン	ハーバード大学 教授
リチャード E. ポールドウィン	高等国際問題・開発研究所 教授

※海外の委員とは、平成26年5月21日にジョルゲンソン委員とまた、平成26年12月11日にポールドウィン委員と、個別に意見交換の場を持った。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○平成23年2月に、研究の内容や成果等を定期的に評価していく仕組みとして、様々な分野の外部有識者から構成される外部諮問委員会を設置し、第1回委員会を開催し、これまで5回開催。引き続き、研究の進捗状況や効率性、施策への反映度等を検証し、常に高い水準での研究体制が維持できるように、厳格なチェックを行っているところ。プロジェクトの改廃についてはHPで公表する。

No.	68	所管	経済産業省	法人名	経済産業研究所
-----	----	----	-------	-----	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 調査及び研究業務	研究テーマの重点化による 国費の縮減 自己収入の拡大	23年度から実施	経済産業政策における課題の把握を踏まえた研究など、経済産業政策形成への貢献度が高い研究に重点化するための仕組みを作り、予算の効率的な執行を通じて国費投入を縮減する。 競争的資金の獲得等により、引き続き自己収入の拡大に努める。	2a	第3期中期目標期間（平成23年度～）の開始により、研究プロジェクト立ち上げについては、BSWS（ブレインストーミングワークショップ）の場で、同中期目標において示される3つの「経済産業政策の重点的な視点」（①世界の成長を取り込む視点、②新たな成長分野を切り拓く視点、③社会の変化に対応し、持続的成長を支える経済社会制度を創る視点）に沿った研究であること、又は当該研究を中期的に支える基礎的な調査・研究であることを、研究参画者及び当該研究に関係が深い政策実務者等が確認するとともに所長・理事長等が上記の確認も含めて、研究プロジェクトの有効性、効率性について総合的な観点から、厳格なチェックを行うこととしている。 また進捗管理については、平成23年度より、理事長が直接、プロジェクト・予算の執行状況について四半期毎にチェックを行う体制を整備し、進捗管理機能を強化することで、予算執行の更なる効率化に取り組んでいるところ。 こうした取組を通じて、研究所の運営費交付金は、15億2964万円（平成22年度）から14億9179万円（平成23年度）、14億1848万円（平成24年度）、14億294万円（平成25年度）、14億4253万円（平成26年度）、14億3718万円（平成27年度）と推移しており、国費投入は一定の規模で安定的に推移している。 競争的資金の獲得については、総務省政独委による過去の勧告の方向性においても、「外部資金の獲得に当たっては（中略）研究員のエフォートを確認するとともに、獲得しようとする資金の性格がR I E T I のミッションに合致するものであるか否かを審査するものとする。」と指摘されており、これに沿った対応をしている。第3期中期目標期間における競争的資金の平均は11,894千円となり、第2期中期目標期間の平均5,848千円を上回る収入を得ており、自己収入の拡大は図られている。	第3期中期目標において示されている3つの「経済産業政策の重点的な視点」に基づき、引き続き重点的に研究を進めていく。競争的資金については、研究所本来の目的に適合する内容であることの審査を引き続き慎重に行いつつ、獲得に務める。
	計画的な予算執行	22年度から実施	運営費交付金について、研究管理を厳格に行い、計画的な予算執行に努める。	2a	第3期中期目標期間（平成23年度～）より、研究管理を厳格化し、計画的な予算執行を行うため、以下について取り組んでいるところ。 ・研究プロジェクトの期間は原則2年以内とし、研究計画において設定したスケジュールで研究プロジェクトを完了することを各研究者に要請するとともに、必要に応じて中間報告会を実施している。 ・新たに設置するプロジェクトについては、正当な理由なく当該計画から大きく遅れが生じた場合にはプロジェクトの改廃を求めることがあることをあらかじめ明示することとした。 ・理事長が自ら、研究プロジェクトの進捗及び予算執行の状況について、四半期毎にチェックを行う体制を整備した上で、遅れが生じている調査等の迅速な執行、研究会の適切な開催を指導するなど、進捗管理機能の強化を図った。 ・平成23年2月には、研究の内容や成果等を定期的に評価していく仕組みとして、様々な分野の外部有識者からなる「外部諮問委員会」を設置。研究の進捗状況についても検証を行い、外部の視点を取り入れた適切な研究管理を行っている。 このように研究管理の厳格化に努めた結果、平成26年度は平成25年度の193本に次ぐ163本ものディスカッション・ペーパー（DP）、ポリシー・ディスカッション・ペーパー（PDP）を発表する等、大きな成果を上げることができた。	今後も引き続き、研究管理を厳格に行い、計画的な予算執行に努める。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02	事務所等の見直し 分室の廃止又は徹底的な効率利用	23年度以降実施	分室の廃止又は他の法人との共用化等、施設の徹底的な効率利用を図る。	1a	事業に必要なスペースのより効率的な活用を図る観点から、必要面積の見直しを行い、分室の面積を縮小するため、平成23年2月に移転を実施。この結果、分室の年間の賃借料及び共益費はそれまでに比べて約40%削減された。（移転前77,202千円→移転後46,318千円） また、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）と分室のある同一ビル内での会議室共用化を行うことについて合意し、平成23年10月から共用を開始した。 さらに平成25年3月に事務部門スペースの一部を不足が生じている研究者ブースに転換し、研究体制の強化並びに事務所の徹底的な効率利用を行っている。	今後も引き続き効率的な利用に努める。
03	組織体制の整備 政策シンクタンク機能の強化	22年度中に実施	政策シンクタンク機能を強化するため、大学、産業界等の外部専門家からなる委員会を設置し、研究の進行に応じた適切な関与を行う。	1a	22年12月に、研究の内容や成果等を定期的に評価していく仕組みとして、様々な分野の外部有識者から構成される外部諮問委員会を設置し、23年2月に第1回委員会を開催。23年度においても、12月に第2回委員会を開催し、引き続き、研究の進捗状況や効率性、施策への反映度等を検証し、常に高い水準での研究体制が維持できるように、厳格なチェックを行っているところ。	措置済み

No.	68	所管	経済産業省	法人名	経済産業研究所
-----	----	----	-------	-----	---------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針		
1	事務及び事業の見直し	調査研究業務		第3期中期目標期間(平成23年度~)の開始により、研究プロジェクト立ち上げについては、BSWS(ブレインストーミングワークショップ)の場で、同中期目標において示される3つの「経済産業政策の重点的な視点」(①世界の成長を取り込む視点、②新たな成長分野を切り拓く視点、③社会の変化に対応し、持続的成長を支える経済社会制度を創る視点)に沿った研究であること、又は当該研究を中期的に支える基礎的な調査・研究であることを、研究参画者及び当該研究に関係が深い政策実務者等が確認するとともに所長・理事長等が上記の確認も含めて、研究プロジェクトの有効性、効率性について総合的な観点から、厳格なチェックを行うこととしている。	2	今後も引き続き研究の重点化を実施していく。	
2	"	"		統計データシステムRIETI経済情報システムについて、情報技術の活用等により一般からも情報を入手できるようになりつつあることも鑑み、平成19年度中に廃止する。	1	平成19年度末をもって廃止済み	
3	"	"		データベースのシステム運営業務及び中国語ホームページの維持管理業務について、民間競争入札を実施する。	1	データベースのシステム運営業務及び中国語ホームページの維持管理業務について、平成21年度に官民競争入札を実施し、従来よりも安価で契約を締結した。	
4	組織の見直し	組織体制の整備		計量分析・データ室を廃止する。	1	平成19年度末をもって廃止済み	
5	"	"		他の研究機関との共同で効率的に研究を行うための体制を整備する。	2	平成26年度は、経済産業省や一橋大学、学習院大学、慶応義塾大学産業研究所、横浜国立大学アジア経済社会研究センター等と共催でシンポジウム、ワークショップ等を開催する等、業務費の効率化を図った。また、国際会議であるWorld KLEMSコンファレンスの主催を行うとともに、中国社会科学院(CASS)、欧州経済政策研究センター(CEPR)、中国國務院発展研究センター(DRC)、台湾経済研究院(TIER)、韓国産業研究院(KIET)、アジア開発銀行研究所(ADB)、OECD、IMF等と、ワークショップ・セミナー等で連携強化を図り、平成27年度にはOECD、独の有カシクタンクIZAとの共催セミナー等を行った。	今後も引き続き国内外の他の研究機関との連携を進め、効率的に研究等を行うための体制を整備する。
6	運営の効率化及び自立化	自己収入の増大		大学等外部との共同研究等による外部資金の活用、研究プロジェクトの厳選、成果進行基準による予算執行による研究コストの節減、合理化を図る。	2	外部資金の活用については、経済産業省や一橋大学、慶応義塾大学産業研究所等と共催でシンポジウム等を開催する等、業務費の効率化を図った。研究プロジェクトの厳選については、様々な分野の外部有識者から構成される外部専門家委員会(外部諮問委員会)を設置し、研究の進捗状況や効率性、施策への反映度等を検証し、効果が見られないような場合は、研究プロジェクト改廃等を含め、事業の刷新を行うなど、常に高い水準での研究体制が維持できるようなチェック体制を導入した。また予算執行については、業務達成基準による管理を実施している。	今後も引き続き効率的な業務運営に努める。
7	"	"		競争的資金の獲得や書籍の販売強化等による自己収入の拡大を図る。	2	競争的資金の獲得については、総務省政独委による過去の勧告の方向性においても、「外部資金の獲得に当たっては(中略)研究員のエフォートを確認するとともに、獲得しようとする資金の性格がRIETIのミッションに合致するものであるかを審査するものとする。」と指摘されており、これに沿った対応をしている。第3期中期目標期間における競争的資金の平均は11,894千円となり、第2期中期目標期間の平均5,848千円を上回る収入を得ており、自己収入の拡大は図られている。	研究所本来の目的に適合する内容であることの審査は引き続き慎重に行いつつ、獲得に努める。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	経済産業省
法人名	工業所有権情報・研修館

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	●平成22年度は第二期中期目標期間の最終年度であったため、当該期間中における積立金7,490,542千円について、平成23年7月に国庫納付済み。 ●平成27年7月1日時点で、利益剰余金、保有する施設等はない。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえた上で、平成23年3月までに地方閲覧室(8箇所)を廃止済み。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえた上で、平成23年3月までに地方閲覧室(8箇所)を廃止済み。

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

●「随意契約見直し計画」に基づき、例えば、既存システムとの互換性確保のため随意契約とせざるを得なかったシステム改造等の、現行契約事業者と随意契約をすることが真にやむを得ないものと判断された契約6件以外については平成22年度末までに競争性のある契約に移行済み。

【平成22年度】

(金額ベース)

一般競争入札等 8,143,255千円(95.5%)、競争性のない随意契約 382,083千円(4.5%)

(件数ベース)

一般競争入札等 59件(90.7%)、競争性のない随意契約 6件(9.2%)

【平成23年度】

(金額ベース)

一般競争入札等 6,878,312千円(92.1%)、競争性のない随意契約 587,443千円(7.9%)

(件数ベース)

一般競争入札等 63件(95.5%)、競争性のない随意契約 3件(4.5%)

【平成24年度】

(金額ベース)

一般競争入札等 792,390千円(38.2%)、競争性のない随意契約 1,281,023千円(61.8%)

(件数ベース)

一般競争入札等 51件(82.3%)、競争性のない随意契約 11件(17.7%)

【平成25年度】

(金額ベース)

一般競争入札等 3,516,271千円(79.0%)、競争性のない随意契約 934,317千円(21.0%)

(件数ベース)

一般競争入札等 47件(92.2%)、競争性のない随意契約 4件(7.8%)

【平成26年度】

(金額ベース)

一般競争入札等 9,401,949千円(92.7%)、競争性のない随意契約 738,188千円(7.3%)

(件数ベース)

一般競争入札等 40件(90.9%)、競争性のない随意契約 4件(9.1%)

	<ul style="list-style-type: none"> ● 調達に当たっては、引き続き競争性等の確保を図るため、仕様書の見直し、説明会から入札等の締切りまでの十分な期間確保、一事業としても相乗効果が期待できない事業を分割、複数契約にして実施する等、事業者の入札機会の拡大を図り、真にやむを得ないものを除き、全ての案件について競争的手法により契約を締結した。 なお、「競争性のない随意契約」は、4件すべての契約が特許庁のシステムやネットワーク環境に関連(特許公報、実用新案登録公報等)であり、特許庁のシステムへの障害等を回避するため、既存システムを構築した事業者と随意契約を行ったものである。 ● 学識者、弁護士、ユーザー代表の外部有識者及び監事を委員とする契約監視委員会を開催し、契約の点検を行うなど「随意契約見直し計画」の厳正な実施を徹底。
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「契約事務取扱要領」に定める契約に係る情報の公表の基準に基づき、随意契約・一般競争入札の契約状況を工業所有権情報・研修館(以下「INPIT」という。)のホームページで公開し、透明性を確保済み。 ● 独立行政法人会計基準に基づき、関連法人との取引・再就職情報を財務諸表の附属明細書で開示するとともに、当該情報をINPITのホームページで公開済み。 ● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け事務連絡)に基づく契約内容の情報公開制度について、ホームページ等での周知など情報を公開するための取組を実施済み。 ● 平成27年7月1日時点で、INPITにおいて管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職した法人はない。
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約監視委員会における契約状況の点検・見直し等の取組を受け、平成22年度以降、関連法人との間で競争性のない随意契約は競争性のある契約に移行済み。 ● 平成25年度においても関連法人との契約は全て競争性を有する契約となっている。
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同調達の可能な案件(健康診断等の実施)について、特許庁との共同調達を実施。

<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>●民間事業者向け研修事業について、平成21年度から2年間、民間競争入札(市場化テスト)を実施。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>●「公共サービス改革プログラム」で指摘する、競争性・透明性の確保(随意契約・一者応札の見直し)について、随意契約・一者応札の改善に向けた取組を継続。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>●理事長、理事及び監事の報酬については、個別の報酬額をINPITのホームページで公表済み。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>●給与水準については、監事監査及び独立行政法人評価委員会において、ラスパイルズ指数の状況や国に比べて給与水準が高くなっていないか等について厳格なチェックを実施済み。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>●事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底済み。</p>

<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>●平成23年度からの運営費交付金算定ルールにおいて、運営費交付金債務残高の発生状況や各年度の業務状況等を次年度以降の予算に反映できるような考え方(δ)を採用し、前年度の執行状況を踏まえ必要な経費を精査できる仕組みとし、当該運営費交付金算定ルールを明記した中期計画をINPITのホームページで公表済み。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>●「監事監査要綱」、「内部監査規程」(平成27年4月制定)に基づき、平成27年4月に「監査室」を新たに設置し、監事と連携し計画的に内部監査を実施する体制を整備済み。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>●各種研修受講者が負担する受講料については、適正な料金設定となるよう、実費を勘案するなどの検証を毎年実施しているが、研修に要する経費が大きく変わる要因がなく受講料は消費税増額分を除き、変動していない。また、監事監査においても受講料の妥当性について毎年検証を行っている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>●知的財産プロデューサー派遣事業及び広域大学知的財産アドバイザー派遣事業において、外部有識者から構成される派遣先選定・評価委員会を設置。平成26年度においては計5回開催し、第三者の意見等を取り入れた選定・評価を実施した上で、選定プロセスの透明性を確保。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>●上記の委員会では、書面審査、ヒアリング等により支援活動の評価を行い、継続・終了を判定しており、平成26年度においては知的財産プロデューサー派遣事業では新たに14機関を派遣先とし、9機関への派遣を終了と判定し、広域大学知的財産アドバイザー派遣事業では4ネットワークへの派遣を終了と判定した。なお、同委員会の評価を踏まえた派遣先一覧をホームページ上で公開している。</p>

No.	69	所管	経済産業省	法人名	工業所有権情報・研修館
-----	----	----	-------	-----	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 工業所有権情報の収集及び提供事業	特許電子図書館（IPDL）事業の廃止	26年度中に実施	特許電子図書館（IPDL）事業については、特許庁新検索システムの本格運用に合わせ、本法人の事業としては廃止する。 なお、窓口業務等を行うに当たっては、ユーザーに対する質の向上に努める。	1a	特許電子図書館（IPDL）事業については、平成26年度末をもって廃止し、産業構造審議会知的財産分科会における「世界最高水準のサービス提供を目指した新たな情報基盤に刷新する」との提言や、知的財産推進計画2014における「特許電子図書館（IPDL）を刷新し、新たな知的財産権情報提供サービスを構築する」との決定を踏まえ、平成27年3月からユーザーにとってより利便性が高い産業財産権情報の提供サービスを開始。	措置済み
	他法人等との連携強化	22年度から実施	相談業務について、特許庁のほか、地方経済産業局等や民間法人においても各種相談業務が実施されていることから、相談業務を含め、役割分担の整理及び連携強化を行い、効率的に業務を実施する。	2a	今後の連携方策を検討するために地方経済産業局及び民間法人と平成22年12月から平成23年3月にかけて意見交換を実施し、INPITは特許庁の相談窓口機能を担っており、民間法人等で実施する相談業務とは内容やニーズにおいて重複していないことの確認を行い、相談内容に応じて各機関の窓口担当者を紹介する等の連携を実施。平成26年度は、知財総合支援窓口、日本弁理士会支部、商工会議所及び著作権情報センターを訪問し、相談対応の現状の把握、役割分担の整理及び相談事業に応じて関係機関への紹介を行うなどの連携について意見交換を行い、効率的に業務を実施。	特許庁の関係課室との意見交換を実施し、相談内容、ノウハウ等の共有を図るとともに、引き続き民間法人等との連携強化を行うことにより、ユーザーの利便性向上を図り効率的な相談業務を実施する。
02 工業所有権情報の流通促進事業	事業の廃止	22年度中に実施	廃止する。	1a	平成22年度末をもって廃止済み。	措置済み
03 人材育成事業	特許庁職員向け研修の国直接実施	23年度から実施	特許庁職員向け研修については、制度的見直しの中で、国が直接実施する事業として整理・検討する。	1a	『独立行政法人改革等に関する基本的な方針について』において、INPITは「特許庁職員の研修業務等を実施しており、中期目標管理型の法人として位置づけることが適当である。」（行政改革推進会議）と判断されたところである。 （平成24年の制度的見直しの中においても、INPITは「特許庁職員の研修業務等を実施しており、引き続き現行と同様の運営が求められる」（独立行政法人改革に関する分科会の報告）と判断された。）	措置済み
	特許庁職員向け研修を除く研修の民間実施等	24年度以降に実施	特許庁職員向け研修を除く研修の実施については、民間の判断に任せる。ただし、特許庁の業務の迅速化等に資する研修については、必要に応じて、民間に対する補助の導入等、適切な業務実施の在り方について検討を行う。	2a	特許庁職員向け研修を除く研修の実施については、特許庁の業務の迅速化等に資する研修を除き、今後は民間の判断に委ねることとしており、平成24年度は、民間においてビジネスモデルが成立することが確認できたものについて廃止した。具体的には「特許侵害警告模擬研修」について、民間で類似の研修が実施されていることが確認できたため、平成24年度以降INPITの研修としては実施せず、民間の判断に任せたと。平成26年度は、特許庁の業務の迅速化に資する研修の一部について、民間による実施を視野に段階的に実施主体を移行すべく民間との共催事業として実施。	特許庁職員向け研修を除く研修については、引き続き、民間能力を活用する等、効率的な実施に向けた検討や取組を進める。
04 知財情報活用的高度化推進	国の他の施策との役割分担・連携の精査	22年度中に実施	大学・中小企業支援施策との役割分担・連携を検証した上で、効率的に業務を実施する。	1a	平成23年1月に関係機関が集まる検討会議において、INPITの事業は知的財産情報及び知的財産制度の高度な活用を通じ、革新的又は有用な技術的的確な権利保護を推進する役割を担う事業であり、他機関の事業との重複はないことを確認。また、本事業の支援要件に合致する対象先等があれば関係機関から情報を受ける等の連携を行うことを確認済み。平成23年度の事業実施後も、関係機関が集まる検討会議において、各機関が連携して支援が行えるように定期的に情報共有を行い、効率的に業務を実施する環境を整えている。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
05 事務所等の見直し	地方閲覧室の廃止	22年度中に実施	すべての地方閲覧室を廃止する。	1a	平成22年度末をもってすべての地方閲覧室を廃止済み。	措置済み
06 取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善、特定の企業との関係の見直し	22年度から実施	公開特許公報英文抄録作成及び欧米特許明細書等と文抄録作成については、適正な規模に分割した上での調達に改めるなどの改善を図り、随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努め、特定の企業への契約の集中について改善を図る。	2a	公開特許公報英文抄録作成及び欧米特許明細書等と文抄録作成については、作業工程及び発注量等の分割を行い、競争に参入しやすい適正な発注規模とした結果、複数の応札者があり、一者応札が解消された。 また、上記の2事業に限らず、調達に当たっては、引き続き競争性等の確保を図るため、仕様書条件の見直し、説明会から入札等の締切りまでの十分な期間確保、一事業としても相乗効果が期待できない複数事業を分割して複数契約にして実施する等、事業者の入札機会の拡大を図り、特許庁システム等に関連する真にやむを得ない4件の随意契約を除き、全ての案件について競争的手法により契約を締結した。 学識者、弁護士、ユーザー代表の外部有識者及び監事を委員とする契約監視委員会を開催し、契約の点検を行うなど「随意契約見直し計画」の厳正な実施を徹底。	引き続き、要件緩和や入札公告期間の延長などを行い、新規事業者の参入を促す取組を進め、一者応札・一者応募の改善に努めることにより、特定企業への契約が集中しないよう取組を進める。
07 組織体制の整備	特許庁の新業務システムの運用開始に伴う体制・職員の縮小の計画的実施	26年度から実施	特許庁の新業務システムの運用開始に伴い、体制・職員の縮小を計画的に実施する。また、現行システム稼働の間の経費について抑制を図る。	3	平成25年3月に改定した「特許庁業務・システム最適化計画」においては、10年程度の期間をかけて段階的な刷新を図ることとされていることから、今後、順次運用が開始される個別の新業務システムとINPITの事業の関係について、ユーザーへの影響を考慮し、サービスレベルを確保するため、必要に応じて体制の見直し及び職員の再配置等も行いつつ、最適化計画完了時に体制・職員の縮小が可能となるように特許庁と密な連携を図りながら、平成26年度においては2事業を廃止し、当該事業に係る人員を縮小。 また、平成23年度からの中期目標及び中期計画において業務経費に関しては毎年1%程度の効率化を行うとしているところ、当該事業に係る経費については、それ以上の毎年2%の効率化を行うこととし、制度改正への対応等の必要不可欠なものを除き経費の増大を招かないよう努めることで経費の抑制を図っており、平成27年度予算では当該事業について前年度から0.1億円の削減を実施。今後も同様の取組を進める予定。	特許庁の新業務システムの進捗を踏まえ業務の見直しを行った上で、適切な人員配置を行うとともに、業務経費に関しては引き続き経費の抑制を図ることとする。

【その他】

08	独立行政法人の形態で行うことが真に効率的かどうか、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施することを検討する。（国の直接実施とする場合に当たっては、当該事業が真に国が行うべきものであるかどうかを厳しく精査する）。	『独立行政法人改革等に関する基本的な方針』（平成25年12月24日閣議決定）において、INPITは「中期目標管理型の法人とする。」（行政改革推進会議）と判断され、平成27年4月1日に施行された『独立行政法人通則法』により、『中期目標管理法』と位置づけられたところである。	今後も引き続き独立行政法人の形態により事業を行う。
----	--	---	---------------------------

No.	69	所管	経済産業省	法人名	工業所有権情報・研修館
-----	----	----	-------	-----	-------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	工業所有権情報流通業務 平成20年度末に地域特許流通啓発事業及び特許流通人材育成事業（実務編）を廃止する。	1	平成21年2月までに両事業を廃止済み。	措置済
2	組織の見直し	支部・事業所等の見直し 地方閲覧室については、都道府県の知的所有権センターとの重複状況や特許電子図書館の普及を踏まえ適宜縮小するとともに、平成22年度末までに廃止する。	1	平成23年3月までに地方閲覧室（8箇所）を廃止済み。	措置済
3	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大 平成20年度以降、地方自治体職員、独立行政法人職員等を対象とした知的財産研修及び知的財産権政策研修を有料化する。	1	平成19年度中に、知的財産研修及び知的財産権政策研修の有料化を実施済み。	措置済

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	経済産業省
法人名	日本貿易保険

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	●NEXIの利益剰余金等の資産は被保険者からの保険料をプールして将来の保険金支払いに引き当てる支払い準備としての性格を有するものであり、引き続き保有することが必要。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	●NEXIの利益剰余金等の資産は被保険者からの保険料をプールして将来の保険金支払いに引き当てる支払い準備としての性格を有するものであり、引き続き保有することが必要。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○措置済み。 平成23年4月より、大阪支店の機能を中小企業等向け貿易保険商品の販売等に特化し、人員も従来の半分程度に削減した。 ●平成26年度においては、一般管理費(平成23年度比9.9%減)及び業務費(平成23年度比10.6%減)ともに中期計画の削減目標を達成した。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	○3海外事務所とも、JETROが管理する会議室、受付などの施設を共同利用している。管理経費については、パリ事務所では、平成23年1月より事務所スペースを約2/3に縮小、ニューヨーク事務所では、平成18年より事務所スペースを約1割縮小、シンガポール事務所では、平成23年6月から賃貸料を約4割削減するなどの縮減を行った。 3海外事務所(パリ、ニューヨーク、シンガポール)の必要性について平成22年度中に検証を実施。諸外国のカントリーリスク及び信用リスクを引き受けるNEXIの貿易保険事業の性質を鑑みると、適切なリスク管理のための現地情報の把握、プロジェクトに関する現地での迅速な協議・交渉、貿易金融に関する国際ルール形成の場への参画等の役割を担う3海外事務所の重要性は一層高まるとの認識。 この検証結果については平成23年5月24日開催の経済産業省独立行政法人評価委員会日本貿易保険部会に報告、了承された。 なお、各事務所においては、事務所スペース削減、賃料見直しや、他独法との施設共同利用などの経費削減の取組みを実施していく。 ●JETRO事務所などと相互の情報共有や会議開催を行うこと等により連携がなされている。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	

<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>●NEXIIは不動産等の施設を保有していない。賃貸施設についても、賃貸料の適正性を調査しつつ、賃貸料引き下げ交渉を行っている。本店事務所の賃貸料については、平成22年12月の契約更新の際に23.7%削減した。</p>
<p>3. 取引関係の見直し</p>	
<p>① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○随意契約等見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等への移行を進めており、システム基盤更改を前倒しで平成23年1月までに終了させた等により競争性のない随契比率(金額ベース)は平成20年度の92.5%から平成25年度には4.5%に改善。 また、一者応札・一者応募の契約についても、仕様書の変更(入札適合条件の緩和など)や公告期間の見直し(10日を原則20日とする)などの取り組みを進め、改善に努めている。 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ、外部の有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置し、平成20年度から平成25年度までの競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募契約等についての妥当性を確認。</p> <p>●平成22年度の状況 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 2,847,730千円(93.7%)、競争性のない随意契約 189,857千円(6.3%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 25件(78.1%)、競争性のない随意契約 7件(21.9%)</p> <p>●平成23年度の状況については以下のとおり。 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 3,586,412千円(92.7%)、競争性のない随意契約 280,857千円(7.3%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 33件(82.5%)、競争性のない随意契約 7件(17.5%)</p> <p>●平成24年度の状況については以下のとおり。 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 288,892千円(93.3%)、競争性のない随意契約 20,633千円(6.7%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 24件(66.7%)、競争性のない随意契約 12件(33.3%)</p>
	<p>●平成25年度の状況については以下のとおり。 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 477,061千円(95.5%)、競争性のない随意契約 22,667千円(4.5%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 22件(88%)、競争性のない随意契約 3件(12%)</p> <p>●平成26年度の状況については以下のとおり。 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 5,259,778千円(95%)、競争性のない随意契約 272,361千円(5%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 27件(89%)、競争性のない随意契約 3件(11%)</p>

<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●NEXIの貿易保険事業は、被保険者の保険料収入で賄っており、毎年度の契約内容や、随意契約等見直し計画、契約監視委員会など点検・見直しの取組みについては、NEXIのホームページで公表している。</p> <p>●NEXIには、関連法人に該当する法人は存在せず、また、管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当法人との取引高が相当の割合である法人も存在しない。</p> <p>●将来、仮に管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当法人との取引高が相当の割合である法人との契約が生じた場合は、適正に公開する。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>●NEXIが行っている貿易保険事業と類似の事業を行っている法人はなく、共同調達の検討対象として相応しい機器等の調達予定は現時点ではないことから、本項目には該当しない。</p> <p>なお、NEXI内においては、消耗品を含め複数部署が共通して使用するものについて、一括調達を行うなど効率的な調達を実施している。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○平成23年4月より、民間保険会社への販売業務委託等を通じて、貿易保険商品に関する情報やノウハウを共有するとともに、両機関の協力による効率的な新規顧客の開拓に関する取り組みを行い、平成25年度末までに損保8社との間で業務委託契約を締結。</p> <p>○平成23年12月より、中堅・中小企業の海外展開支援を積極的に支援するため、日本各地の同支援に積極的な地域金融機関と業務委託経営を締結し、「中堅・中小企業海外事業支援ネットワーク」を構築し、全国の中堅・中小企業が普段取引のある地域金融機関を窓口としてNEXIIに貿易保険の相談が出来るようになった。平成26年度末までに銀行55行及び22信用金庫との間で業務委託契約を締結。</p>
<p>○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>●これまでも、可能な限りまとめ買いを行うなど調達の改善に取り組んできたところ、「公共サービス改革プログラム(平成23年4月行政刷新会議公共サービス改革分科会)」を踏まえ、引き続き、調達事務の効率化等に取り組んでいく。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>●ホームページにおいて、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与水準の公表」及び「役員報酬規則」を公表している。</p>

- 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き給与水準について厳格なチェックを行う。
- 経済産業省独立行政法人評価委員会において、毎年度定量的な検証を行い、その結果を公表するなどにより給与水準の適正性について注視していく。

(具体的な検証内容(平成26年度))

- ・職員の在職地域が、東京(96%)及び大阪(4%)であることに加えて、大学・大学院卒の割合が国(行政職(一))の54%に対し、93%と高いことが挙げられ、これら在職地域や学歴を勘案すると、ラスパイレス指数は109.4なる。
- ・日本貿易保険は、その業務の性質上、国際金融等の高度な専門能力を有する人材を必要としている。独立行政法人化以降、中途採用を中心として労働市場から適切な人材の確保を行うとともに、民間金融機関からの出向なども含めた専門的人材による職員構成を実現してきており、国際金融等の専門的人材を確保するためには、労働市場における当該人材の給与水準を踏まえた給与水準が不可欠であり、こうした人材の市場価格による影響が挙げられる。
- ・民間の労働市場及び民間金融機関等の水準を参考としながら、給与水準の適正性についてチェックを行っている。具体的な比較対象は、以下のとおり。

① 労働市場においてNEXIと人材が競合する産業の平均年間給与額との比較

勤続年数	銀行業	保険業	各種商品卸売業	NEXI
5～9年	481万円	563万円	941万円	594万円
10～14年	635万円	703万円	1,214万円	661万円
15～19年	793万円	880万円	1,358万円	874万円
20～24年	900万円	1,066万円	1,407万円	853万円

(出所)厚生労働省「平成26年賃金構造基本統計調査」

② 民間金融機関(都市銀行、損害保険会社の持ち株会社)の平均年間給与額

- A銀行 12,645千円(平均年齢40.5歳)
- B銀行 10,461千円(平均年齢39.9歳)
- C銀行 9,315千円(平均年齢39.7歳)
- D損保 13,870千円(平均年齢42.5歳)
- E損保 11,200千円(平均年齢46.7歳)
- NEXI 8,576千円(平均年齢43.8歳)

(出所)各社平成26年3月期有価証券報告書

③ 政府系金融機関の平均年間給与額

- 国際協力銀行(平成26年度) 7,333千円(平均年齢38.8歳)
- 日本政策投資銀行(平成26年度) 10,461千円(平均年齢37.8歳)

- ・①NEXIと人材が競合する労働市場における給与水準(上記)と比較すれば、NEXI給与水準が大幅に下回ること
- ②既存の働き方の見直しなど一層の業務効率化を推進するとともに、より能力主義・実力主義な昇格・昇格制度を導入し、組織への貢献および実際担当している職務とその成果とにバランスをとった給与制度としたことで、ラスパイレス指数が上昇したことについては、やむを得ないことと認められた平成25年度の指数より低下していること
- 等からNEXIの給与水準が国に比べて一定程度高くなっていることは合理的な理由がある。
- なお、本件は経済産業省独立行政法人評価委員会にも報告されている。

○給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●法定外福利厚生費等について、国家公務員に準じたものとしている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	●調達に際して、類似の調達事例や調達対象の実勢価格等をもとに適切な所要額(予定価格等)の見積もりの作成に努めている。 ●運営費交付金については、該当なし。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	●平成18年10月、理事長直属の組織として、コンプライアンスに関する内部監査を実施するコンプライアンス委員会(委員長:理事長)を設置済。 ●これまで機密情報管理規則、内部通報規則、コンプライアンス・マニュアル等の策定を行った。 ●コンプライアンスの取組を職員に周知徹底するため、インサイダー取引規制や機密情報管理に関する社内研修を行った。 ●内部通報制度に関して、新たに外部弁護士事務所に通報窓口を設置し、匿名性を確保した上での通報を可能とした。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	●NEXIの貿易保険事業は、被保険者からの保険料収入で賄っている。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	●複数の候補案件からの選択を要する企画提案による公募事業を実施していないため、該当事業なし。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	●企画提案による公募事業を実施していないため、該当事業なし。

No.	70	所管	経済産業省	法人名	日本貿易保険
-----	----	----	-------	-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講すべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 貿易保険事業	民間事業者の事業機会拡大のための環境整備	22年度から実施	民間事業者への販売委託や民間保険との協調保険といった取組の推進に加え、平成23年度を目途に導入する新たな取組を検討し、取引信用保険分野において民間事業者が事業機会を拡大するための環境を整備する。	2a	平成23年4月より、民間保険会社への販売業務委託等を通じて、貿易保険商品に関する情報やノウハウを共有するとともに、両機関の協力による効率的な新規顧客の開拓に関する取り組みを行い、平成25年度末までに損保8社との間で業務委託契約を締結。 平成23年12月より、中堅・中小企業の海外展開支援を積極的に支援するため、日本各地の同支援に積極的な地域金融機関と業務委託経営を締結し、「中堅・中小企業海外事業支援ネットワーク」を構築し、全国の中堅・中小企業が普段取引のある地域金融機関を窓口としてNEXIに貿易保険の相談が出来るようになった。平成26年度末までに銀行55行及び22信用金庫との間で業務委託契約を締結。 平成22年12月、日系海外子会社の第三国向け輸出について、損保子会社などの現地保険会社からの再保険引受けを通じて、NEXIが貿易保険を引き受ける新たな取組を平成23年度から前倒しで導入済み。引き続き、その積極的運用を図ることとされた(平成23年4月8日閣議決定)。 平成25年5月には、タイ、シンガポール及び香港において、各国で事業展開している損保会社との再保険の枠組を利用して、新たな保険商品の販売を開始。 こうした取り組みを通じて、取引信用保険分野において民間事業者が事業機会を拡大するための環境を整備。	今後も、取引信用保険分野において民間事業者が事業機会を拡大するための環境を整備していく。
	貿易保険事業	利便性の向上	23年度から実施	中小企業関係機関等との連携を強化し、地方の中小企業が貿易保険を利用する上での利便性を向上させる。	2a	上述のとおり、平成26年度末までに損保7社、銀行55行及び22信用金庫との間で業務委託契約を締結しており、こうした連携を通じ、地域の中小企業の国際展開支援を強化。 平成23年5月にNEXIウェブサイト进行全面刷新し、中小企業向けのページを新設。平成26年8月に中小企業向けのページを利便性向上の観点から改訂。 日本貿易保険の保険業務を拡充し、中小企業の海外子会社による海外現地金融機関等からの資金調達を円滑化するための措置の導入を内容とする「中小企業経営力強化支援法」が平成24年6月21日成立(同年8月30日施行)。 平成24年4月より中小企業向けの保険商品である「中小企業輸出代金保険」の商品内容の見直しを実施。同商品における保険料率の引下げ、引受金額にかかる制限の緩和、利用対象者の拡大等を実施した。平成27年4月には、中小企業に対するバイヤー調査費用の無料化サービスの拡大を実施した。 各地金融機関の連携機関と連携し、これらの機関が主催するセミナーに講師の派遣等を実施。

【資産・運営等の見直し】

講すべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
02 事務所等の見直し	大阪支店の規模の見直し	23年度中に実施	大阪支店については、地方の中小企業等に対する利便性向上に配慮しつつ、機能を中小企業等の顧客に対するサービスに限定し、それに見合った規模に縮小する。	1a	平成23年4月より、大阪支店の機能を中小企業等向け貿易保険商品の販売等に特化し、人員も従来の半分程度に削減した。 地方の中小企業等の利便性向上を図るため、平成23年4月、大阪商工会議所と業務協力に関する覚書を締結。 また、各地の商工会議所(大阪商工会議所、京都商工会議所等)、金融機関(株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行)及び他の提携機関(日本機械輸出組合、日中経済貿易センター、中小企業基盤整備機構、日本貿易振興機構、福岡貿易会、北九州貿易協会)と連携し、これら機関が主催するセミナー・説明会に講師の派遣等を実施。	措置済み
03 事務所等の見直し	海外事務所の見直し	22年度から実施	各海外事務所については、管理経費の縮減等、徹底的な効率利用を図る。また、必要性について検討を行い、平成22年度中に具体的な結論を得る。	2a	3海外事務所とも、JETROが管理する会議室、受付などの施設を共同利用している。 管理経費については、パリ事務所では、平成23年1月より事務所スペースを約2/3に縮小、ニューヨーク事務所では、平成18年より事務所スペースを約1割縮小、シンガポール事務所では、平成23年6月から賃貸料を約4割削減するなどの縮減を行った。 3海外事務所(パリ、ニューヨーク、シンガポール)の必要性について平成22年度中に検証を実施。諸外国のカントリーリスク及び信用リスクを引き受けるNEXIの貿易保険事業の性質を鑑みると、適切なリスク管理のための現地情報の把握、プロジェクトに関する現地での迅速な協議・交渉、貿易金融に関する国際ルール形成の場への参画等の役割を担う3海外事務所の重要性は一層高まるとの認識。 一方で、各事務所においては、事務所スペース削減、賃料見直しや、他独法との施設共同利用などの経費削減の取組みを実施している。 なお、この検証結果については平成23年5月24日開催の経済産業省独立行政法人評価委員会日本貿易保険部会に報告、了承された。	今後も、適切なリスク管理のための現地情報の把握、プロジェクトに関する現地での迅速な協議・交渉、貿易金融に関する国際ルール形成の場への参画等の役割を担う3海外事務所の重要性を考慮しつつ、事務所スペース削減、賃料見直しや、他独法との施設共同利用などの経費削減の取組みを実施していく。

04	取引関係の見直し	競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善に努める。	2a	随意契約等見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等への移行を進めており、システム基盤更改を前倒しで平成23年1月までに終了させた等により競争性のない随契比率(金額ベース)は平成20年度の92.5%から平成25年度には4.5%に改善。 また、一者応札・一者応募の契約についても、仕様書の変更(入札適合条件の緩和など)や公告期間の見直し(10日を原則20日とする)などの取り組みを進め、改善に努めている。 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ、外部の有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置し、平成20年度から平成26年度までの競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募契約等についての妥当性を確認。	今後も、競争性のない随意契約の一般競争入札への移行を進めていく。
05	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイレス指数の引下げ・適正確保に向けて取組を進め、人件費全体の抑制を図る。			

【その他】

06	平成22年10月の事業仕分け結果(「特別会計の廃止(国以外の主体に移管)」、「国家の保証等国の関与を確保」、「移行のための適正な経過期間」及び「組織としては独立行政法人日本貿易保険に一体化」)を踏まえ、特別会計の枠組みの在り方における新たな制度設計の中で、本法人の在り方について全般的な見直しを行う。その際、貿易保険の利用者に不便が生じないよう対応する。					<p>「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、『「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定)を踏まえ、国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ経営の機動性を向上させるため、国際競争力や利用者の利便性に支障が生じないことを前提に、保険金支払債務等に係る政府保証、安定的な非課税措置、経済産業大臣による指揮監督、予算管理及び組織・事務等の機動性の在り方等を検討の上、全額政府出資の特殊会社化に移行する。』とされた。</p> <p>また、「特別会計改革の基本方針」(平成24年1月24日閣議決定)において、「貿易再保険特別会計については、平成27年度末までに廃止し、独立行政法人改革の結果である新法人としての日本貿易保険(NEXI)に移管するものとする。独立行政法人改革の結果を踏まえ、国家の保証等国の関与の在り方、制度・組織の在り方、移管に伴う業務の効率化・スリム化のための方策等について検討し、「日本再生の基本戦略」を踏まえつつ平成25年の通常国会に法案を提出するものとする。」こととされた。</p> <p>平成25年1月24日の閣議決定において貿易再保険特別会計の廃止や全額政府出資の特殊会社化については当面凍結とされたが、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、「国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させるため、全額政府出資の特殊会社に移行する。」「貿易再保険特別会計は、平成28年度末までに廃止し、その資産及び負債は本法人に承継する。」こととされた。</p> <p>平成26年8月29日の行革推進本部決定において日本貿易保険の特殊会社への移行時期が平成29年4月に決定された。</p> <p>平成27年通常国会に「貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、同年7月10日に成立。(平成29年4月1日施行予定)具体的な措置内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の政策意図を反映させるため、国が引受基準を定めるほか、一定の重要案件について、国がNEXIに対し意見を述べることを可能とするなど、国との一体性を高めるための措置を法定するとともに、政府による株式全額保有を法定した。 ・保険金支払いに係る債務等に対する政府保証として、NEXIの借入等に対する政府保証のほか、保険金の確実な支払を担保するため、NEXIの資金調達に困難な場合に政府が必要な財政上の措置を講ずるものとするを法定した。 	平成29年4月の特殊会社への移行に向けて、引受基準の内容や意見陳述の具体的対象など必要な検討を行う。
----	---	--	--	--	--	--	--

No.	70	所管	経済産業省	法人名	日本貿易保険
-----	----	----	-------	-----	--------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	運営の効率化及び自律化	随意契約の見直し	関連公益法人である(財)貿易保険機構への委託業務について、業務の内容を抜本的に見直した上で、随意契約での委託を改め、一般競争入札により実施する。	1	平成20年度末をもって(財)貿易保険機構は解散した。同財団に委託していた一部業務を内製化するとともに、その他業務については一般競争入札を実施している。	今後も一般競争入札を実施していく。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	経済産業省
法人名	産業技術総合研究所

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>保有資産の見直しの結果、以下の措置を講じた。</p> <p>○「直方サイト」については、現物による国庫納付を実施するに当たり、平成24年2月に福岡県から土壤汚染対策法に基づく区域指定(行政指導)を受けた。このため、土壤掘削除去工事等の必要な措置を行い、指定解除を受けた後、平成25年2月に国庫納付を完了。(現物納付簿価:81,418,686円)</p> <p>○「秋葉原サイト」については、平成22年度末で廃止し、国庫納付等の手続きも平成24年3月に完了。(金銭納付:44,400,848円(賃貸終了に伴う敷金返納額))</p> <p>○「荻間サイト」における共同研究については、平成22年度末で終了し、研究施設等について補助金適正化法に基づく「処分申請書」を経済産業大臣に対し提出、承認を得た。また、国庫納付等の手続きも平成23年12月に完了。(金銭納付:371,428,000円)</p> <p>○「小金井サイト」における共同研究については、平成23年度末で終了。国庫納付に向け、平成25年2月、4月、8月に入札を実施したが、いずれも不調。引き続き、国庫納付等に向け、必要な手続きを進める。(簿価:409,655,082円)</p> <p>○「瀬戸サイト」については、平成23年度末に廃止し、業務は中部センター本所に集約している。現物による国庫納付を実施するに当たり、土壤調査等の必要な措置を実施し、平成24年10月に愛知県から土壤汚染対策法に基づく区域指定(形質変更時要届出区域)を受けた。土壤改良工事を実施し、平成26年3月に国庫納付を完了。(現物納付簿価:357,704,707円)</p> <p>○「八王子支所」については、平成23年度末の共同研究終了に伴い、廃止した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○「直方サイト」については、現物による国庫納付を平成25年2月に完了。(現物納付簿価:81,418,686円)</p> <p>○「瀬戸サイト」については、現物による国庫納付を平成26年3月に完了。(現物納付簿価:357,704,707円)</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>●平成23年3月に策定した「知的財産ポリシー」に基づき、平成26年11月に具体的に取り組むべき事項を纏めた知的財産行動指針を策定した。本指針に基づき、研究成果の戦略的な知的財産化を図るとともに、技術移転を見据えた効率的な特許の取得・維持、特許出願の質の一層の向上を図るための取り組みを実施している。</p>

2. 事務所等の見直し

<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○「直方サイト」については、現物による国庫納付を実施するに当たり、平成24年2月に福岡県から土壤汚染対策法に基づく区域指定(行政指導)を受けた。このため、土壤掘削除去工事等の必要な措置を行い、指定解除を受けた後、平成25年2月に国庫納付を完了。(現物納付簿価:81,418,686円)</p> <p>○「秋葉原サイト」については、平成22年度末で廃止し、国庫納付等の手続きも平成24年3月に完了。(金銭納付:44,400,848円(貸貸終了に伴う敷金返納額))</p> <p>○「荻間サイト」における共同研究については、平成22年度末で終了し、研究施設等について補助金適正化法に基づく「処分申請書」を経済産業大臣に対し提出、承認を得た。また、国庫納付等の手続きも平成23年12月に完了。(金銭納付:371,428,000円)</p> <p>○「小金井サイト」における共同研究については、平成23年度末で終了。国庫納付に向け、平成25年2月、4月、8月に入札を実施したが、いずれも不調。引き続き、国庫納付等に向け、必要な手続きを進める。(簿価:409,655,082円)</p> <p>○「瀬戸サイト」については、平成23年度末に廃止し、業務は中部センター本所に集約している。現物による国庫納付を実施するに当たり、土壤調査等の必要な措置を実施し、平成24年10月に愛知県から土壤汚染対策法に基づく区域指定(形質変更時要届出区域)を受けた。土壤改良工事を実施し、平成26年3月に国庫納付を完了。(現物納付簿価:357,704,707円)</p> <p>○「八王子支所」については、平成23年度末の共同研究終了に伴い、廃止した。</p> <p>●運営費交付金のうち一般管理費については毎年度平均で3%以上の削減を実施すること、また、一般管理費を除く業務経費については毎年度平均で1%以上の効率化を達成することを第3期中期計画に明記。具体的には、複写機・複合機の賃貸借及び保守の一括契約を継続するとともに、設置台数の削減を行った。また事業車を自己所有からリース契約に切り替え、維持管理経費を削減した。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>保有資産の見直しの結果、以下の措置を講じた。</p> <p>○「直方サイト」については、現物による国庫納付を実施するに当たり、平成24年2月に福岡県から土壤汚染対策法に基づく区域指定(行政指導)を受けた。このため、土壤掘削除去工事等の必要な措置を行い、指定解除を受けた後、平成25年2月に国庫納付を完了。(現物納付簿価:81,418,686円)</p> <p>○「秋葉原サイト」については、平成22年度末で廃止し、国庫納付等の手続きも平成24年3月に完了。(金銭納付:44,400,848円(貸貸終了に伴う敷金返納額))</p> <p>○「苅間サイト」における共同研究については、平成22年度末で終了し、研究施設等について補助金適正化法に基づく「処分申請書」を経済産業大臣に対し提出、承認を得た。また、国庫納付等の手続きも平成23年12月に完了。(金銭納付:371,428,000円)</p> <p>○「小金井サイト」における共同研究については、平成23年度末で終了。国庫納付に向け、平成25年2月、4月、8月に入札を実施したが、いずれも不調。引き続き、国庫納付等に向け、必要な手続きを進める。(簿価:409,655,082円)</p> <p>○「瀬戸サイト」については、平成23年度末に廃止し、業務は中部センター本所に集約している。現物による国庫納付を実施するに当たり、土壤調査等の必要な措置を実施し、平成24年10月に愛知県から土壤汚染対策法に基づく区域指定(形質変更時要届出区域)を受けた。土壤改良工事を実施し、平成26年3月に国庫納付を完了。(現物納付簿価:357,704,707円)</p> <p>○「八王子支所」については、平成23年度末の共同研究終了に伴い、廃止した。</p>
---	--

3. 取引関係の見直し
① 随意契約の見直し等

<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○平成26年度においては、平成22年4月に策定した「随意契約の見直し計画」の基準について、金額ベースでの計画値を達成した。これは、継続して取り組んできた「真にやむを得ない随意契約」以外は一般競争入札又は公募による契約手続とすることを所内で周知徹底するとともに、「真にやむを得ない随意契約」を行う場合においても「選定理由」の妥当性などについて、厳格な審査を所内で徹底して行ったことなどによるもの。なお、件数ベースについては、昨年度発生しなかった「放射性同位体の廃棄処分」等が発生したこと等により、0.2%ほど上回る結果となった。(金額ベース9.7%の計画値に対し、平成26年度実績では3.6%、件数ベース2.1%の計画値に対し、平成26年度実績では2.3%)</p> <p>○平成26年度における一者応札・応募の改善に向けた取り組みについては、産総研公式HPにおいて、調達案件の情報の公表や、調達仕様書を作成する際に参考となる関連機器市場等の情報を業者から広く募集する取り組みを継続して実施したほか、入札参加辞退者からのアンケートの提出の声かけを行い、入札参加の障害となった理由を把握する取り組みを継続して実施した。また、入札参加事業者の参入を促すために事前公表案件を拡大し、入札公告前に「平成27年度の年間保守等入札予定一覧」を産総研公式ホームページ、RSS自動配信及び産総研メルマガによる情報配信を行った。</p> <p>○平成27年度以降については「随意契約見直し計画」に代わり、新たに策定する「調達等合理化計画」並びに従前から取り組んでいる「一者応札・一者応募に係る改善策について」の内容を踏まえ、引き続き計画達成・改善に向けた取り組みを実施する。</p>
--	--

	<p>【平成26年度契約状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 44,563,858(96.4%)、競争性のない随意契約 1,683,886(3.6%) (件数ベース) 一般競争等 2,855件(97.7%)、競争性のない随意契約 69件(2.3%)</p> <p>【平成25年度契約状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 51,154,249(97.2%)、競争性のない随意契約 1,458,429(2.8%) (件数ベース) 一般競争等 2,704件(97.7%)、競争性のない随意契約 63件(2.3%)</p> <p>【平成24年度契約状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 43,042,231(94.9%)、競争性のない随意契約 2,307,258(5.1%) (件数ベース) 一般競争等 2,758件(97.9%)、競争性のない随意契約 58件(2.1%)</p> <p>【平成23年度契約状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 23,893,736(90.1%)、競争性のない随意契約 2,652,708(9.9%) (件数ベース) 一般競争等 2,517件(96.5%)、競争性のない随意契約 90件(3.5%)</p> <p>【平成22年度契約状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 40,667,760(87.9%)、競争性のない随意契約 5,573,274(12.1%) (件数ベース) 一般競争等 2,573件(96.5%)、競争性のない随意契約 94件(3.5%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●独立行政法人通則法に基づき、毎年度財務諸表を作成し、主務大臣の承認を得て、産総研公式HPで公表している。また、毎年度、事業報告書、産総研レポート等も作成、産総研公式HPで公表することにより情報の公開に努めている。</p> <p>●関連公益法人に関する情報(再就職情報を含む)についても財務諸表に記載し、これらを産総研公式HPにおいて公表している。なお、関連法人は存在しない。</p> <p>●さらに、平成23年6月3日付け事務連絡による「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」により、平成23年7月1日以降、一定の関係を有する法人と契約をする場合は、当該法人への再就職状況や取引等の状況についての情報を産総研公式HPで公表している</p>

<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>●平成26年度決算においては関連法人は存在しないため、該当なし。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>●つくばセンターにおいて、物質材料研究機構とともに、つくば駅と両機関の所内連絡バスについて相互乗り入れを実施し、コスト削減と利便性の向上に取り組んでいる。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>●ア. 業務遂行上、必要最低限の機能や条件を提示した仕様書の作成を行うとともに、法人外部から採用した技術の専門家を契約審査に関与させ、仕様内容・調達手段についての技術的妥当性の検討を充実・強化している。平成26年度においては、新たに2名採用し、より一層厳正に審査している。 ●イ. 購入とリース契約についての価格比較を実施し、特に外部資金等での調達の場合は、初期費用の軽減及び資金繰り等が容易なことから、案件によりリース契約を活用している。 ●ウ. 調達手続きにおいて、競争等への参加意思を表明した業者から他の独法等への納入実績を徴取し、値引率等を参考に適正価格の把握に努めている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>●「公共サービス改革基本方針」に基づき、業務フロー・コスト分析を実施し、事務・事業の質の維持や、効率性、コストの削減、民間の活用等の観点から外部委託の拡大等について検討し、つくばセンターにおける施設・管理等業務について、つくばセンター設備等維持管理業務、つくばセンター警備業務等の関連する8業務を1案件に包括して外部委託し、平成24年度から平成26年度までの3ヶ年度の事業として実施した。 また、平成27年度以降については、競争性を確保する観点から、これまで8業務を1業務に包括していた事業から複数案件への見直しを行い、平成27年度から平成29年度までの3カ年度の期間で事業を実施することとし、平成27年3月末までに契約締結を完了した。 ●同事業に対するサービスの質等について平成26年度分の点検を行った。 ●個別業務主体毎に分担されていた指揮命令系統が、総括管理業務を中心とした一つの組織体として機能し、情報の伝達が効率的に実施された。 ●業務報告会並びに定期集合研修を開催することで相互業務の理解を深め、業務遂行の知識及び能力が向上した。</p>

<p>○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○平成26年度においては、平成22年4月に策定した「随意契約の見直し計画」の基準について、金額ベースでの計画値を達成した。これは、継続して取り組んできた「真にやむを得ない随意契約」以外は一般競争入札又は公募による契約手続とすることを所内で周知徹底するとともに、「真にやむを得ない随意契約」を行う場合においても「選定理由」の妥当性などについて、厳格な審査を所内で徹底して行ったことなどによるもの。なお、件数ベースについては、昨年度発生しなかった「放射性同位体の廃棄処分」等が発生したこと等により、0.2%ほど上回る結果となった。(金額ベース9.7%の計画値に対し、平成26年度実績では3.6%、件数ベース2.1%の計画値に対し、平成26年度実績では2.3%)</p> <p>○平成26年度における一者応札・応募の改善に向けた取り組みについては、産総研公式HPにおいて、調達案件の情報の公表や、調達仕様書を作成する際に参考となる関連機器市場等の情報を業者から広く募集する取り組みを継続して実施したほか、入札参加辞退者からのアンケートの提出の声かけを行い、入札参加の障害となった理由を把握する取り組みを継続して実施した。また、入札参加事業者の参入を促すために事前公表案件を拡大し、入札公告前に「平成27年度の年間保守等入札予定一覧」を産総研公式ホームページ、RSS自動配信及び産総研メルマガによる情報配信を行った。</p> <p>○平成27年度以降については「随意契約見直し計画」に代わり、新たに策定する「調達等合理化計画」並びに従前から取り組んでいる「一者応札・一者応募に係る改善策について」の内容を踏まえ、引き続き計画達成・改善に向けた取り組みを実施する。</p> <p>●「公共サービス改革基本方針」に基づき、業務フロー・コスト分析を実施し、事務・事業の質の維持や、効率性、コストの削減、民間の活用等の観点から外部委託の拡大等について検討し、つくばセンターにおける施設・管理等業務について、つくばセンター設備等維持管理業務、つくばセンター警備業務等の関連する8業務を1案件に包括して外部委託し、平成24年度から平成26年度までの3ヶ年度の事業として実施した。</p> <p>また、平成27年度以降については、競争性を確保する観点から、これまで8業務を1業務に包括していた事業から複数案件への見直しを行い、平成27年度から平成29年度までの3ヶ年度の期間で事業を実施することとし、平成27年3月末までに契約締結を完了した。</p> <p>●同事業に対するサービスの質等について平成26年度分の点検を行った。</p> <p>●個別業務主体毎に分担されていた指揮命令系統が、総括管理業務を中心とした一つの組織体として機能し、情報の伝達が効率的に実施された。</p> <p>●業務報告会並びに定期集合研修を開催することで相互業務の理解を深め、業務遂行の知識及び能力が向上した。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	

<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 役職員の給与水準については、総務省の指示に基づき毎年度6月末頃に産総研公式HPIにて公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準については、ラスパイレス指標を中心に、毎年度、監事による監査を受け適正化を図っている。監査では、給与水準の現状、給与体系の見直し等の取組状況等を説明しており、給与水準の現状、各手当が適正な支給状況等であるかのチェックを行っている。</p> <p>● 経済産業省独立行政法人評価委員会において毎年度厳格なチェックが行われ(平成26年度まで。平成27年度以降は主務大臣によるチェック)、その結果は公表されている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 法定外福利費、海外出張旅費については、国家公務員に準じたものとして適正な水準となるよう注視している。また、給与振込経費については、法人として職員への給与振込に係る手数料を負担していないことから見直しの必要がない。</p> <p>● 労働安全衛生法の法令により放射線取扱主任等の有資格者の配置が義務付けられていること等の状況を除き、諸手当についても国家公務員に準じたものとしている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 運営費交付金の配分を踏まえ、所内において前年度実績や当該年度に取り組むべき研究課題を十分に精査した上で、事業費等の配分を行った。また、毎年度、財務諸表や事業報告書等を公表することにより透明化を図っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 産総研発足当時より、監査室等のリスク管理に関する部署を設けリスク管理体制を構築している。平成20年7月には、組織におけるリスクに総合的に対処するため管理体制を見直し、コンプライアンス推進本部を設置、内部監査についても当該本部で実施することとした。また、平成25年10月には、コンプライアンス推進本部から監査室を独立させて理事長直下の組織として再配置し、内部監査の客観性と独立性を確保する体制とした。更に、平成26年7月には、コンプライアンス推進本部長を理事長、副本部長を副理事長とするとともに、理事2名を補佐として配置し、コンプライアンスに関する組織ガバナンスを強化した。</p>

5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	●産総研において特定の者が検査料を負担することが多い計量関係手数料のうち、基準器検査、型式承認試験等の手数料(平成5年改正)については、近年の技術上の基準の見直しに伴う試験設備や作業時間が変化したことから、平成22年6月に計量法関係手数料令等を改定し、手数料の見直しが行われた。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	●研究開発成果である知的財産権の第三者への実施許諾等により、自己収入の拡大に努めている。(平成26年度実施許諾収入:3.21億円) ●知的財産を活用し、民間企業等からの資金提供型共同研究の自己収入の拡大を図っている。(平成26年度:35.6億円)
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	●研究ユニットの設立においては、外部有識者による研究ユニット設立諮問委員会を開催し、研究ユニット設立の妥当性や研究実施における方向性等について諮問を受けている。 ●研究ユニット設立諮問委員会に関連独法から有識者委員を追加し、研究テーマ重複を排除するとともに、効率的な外部評価を実施している。 【研究ユニット設立諮問委員会の概要(導入時期:平成13年度~26年度)】 ・評価の仕組み: 諮問委員会は、新設研究ユニットの研究計画が中期計画、研究戦略に沿って、ミッションを最大限に発揮できる提案になっているかどうかを審議し、理事長に答申する。理事長は諮問委員会の答申を受け、新研究ユニットの設立を決定する。 ●平成27年度から、外部有識者委員で構成する経営戦略会議を設置し、研究所の研究活動及び運営全般に関する重要事項を審議するとともに、研究所の進むべき方向について助言を得る体制を整備した。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

● 毎年度、外部有識者を加えた評価委員会により、研究ユニット活動の評価を実施し、当該結果を産総研公式HPにて公表している。

【研究ユニット評価委員会の概要(導入時期:平成13年度～26年度)】

・評価の仕組み

研究遂行の計画の妥当性、得られた成果の適切性、イノベーション推進への取り組みの外部貢献及び研究ユニットの運営について評価を実施し、研究活動の活性化・効率化を図り、評価結果を産総研の経営判断に活用するとともに、産総研の活動を公開し、透明性の確保と国民の理解を得る。

【研究ユニット評価委員会の平成26年度実績(計30件)】

・対象研究ユニット:

メタンハイドレート研究センター、太陽光発電工学研究センター、触媒化学融合研究センター、創薬分子プロファイリング研究センター、ネットワークフォトニクス研究センター、サービス工学研究センター、フレキシブルエレクトロニクス研究センター、ナノチューブ応用研究センター、ユビキタスエネルギー研究部門、環境管理技術研究部門、環境化学技術研究部門、エネルギー技術研究部門、安全科学研究部門、健康工学研究部門、生物プロセス研究部門、バイオメディカル研究部門、ヒューマンライフテクノロジー研究部門、知能システム研究部門、情報技術研究部門、ナノエレクトロニクス研究部門、電子光技術研究部門、セキュアシステム研究部門、先進製造プロセス研究部門、サステナブルマテリアル研究部門、ナノシステム研究部門、計測標準研究部門、計測フロンティア研究部門、地圏資源環境研究部門、地質情報研究部門、活断層・火山研究部門

・外部有識者委員(他、内部委員7名)

● 第4期中長期目標期間(平成27年4月から平成32年3月まで)は、当該中長期目標において、領域(産総研の技術を産業界が実用化に向け利活用できるように分かり易く集合化するため7つの研究領域を設置)を一定の事業等のまとまりと捉えて評価を行うこととされたことを踏まえ、当該領域を外部有識者委員で構成する評価委員会において評価を行う体制を整備した。また、独法通則法に基づく自己評価(業務実績評価)について、客観性と信頼性を確保するため、当該自己評価の結果を外部有識者委員で構成する自己評価検証委員会において検証を行う体制を整備した。当該自己評価の結果は、公式HPで公表している。

No.	71	所管	経済産業省	法人名	産業技術総合研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 鉱工業等に関する科学技術の研究開発等	研究テーマの重点化による事業規模の見直し	22年度から実施	グリーンイノベーション、ライフイノベーション等の分野への重点化により、事業規模の見直しを行う。また、毎年度、外部専門家による評価を実施し、産業創出の展望が見えないと判断されたテーマはその年度をもって廃止する。平成22年度においては、高レベル放射性廃棄物の放射線源としての利用に係る研究課題の廃止を検討する。	2a	<p>平成22年度においては、産業創出の展望の見えない11テーマを廃止する一方、産業創出への貢献が期待できる6テーマを新設し、グリーン・イノベーション、ライフ・イノベーション等の分野への重点化に取り組んだ。</p> <p>平成23年度においては、情報通信・エレクトロニクス分野における技術融合を促進するため、産業創出の展望の見えないFEDディスプレイの開発等の研究課題を廃止し、既存の3テーマを2テーマに統合・合理化することにより、事業規模の見直しを行った。また、省エネルギー技術を推進する1テーマを新設して、グリーンイノベーション分野への重点化を図った。</p> <p>平成24年度においては、情報通信・エレクトロニクス分野において成果の展望が見えない社会知能技術研究の1テーマを廃止し、社会に安全の価値を戦略的に付加すべく情報セキュリティ研究への重点化を行った。また、環境・エネルギー分野においては、研究成果の移転・標準化・実用化を推進すべく木質系バイオマス資源に関する1テーマの拡充を行った。</p> <p>平成25年度においては、ライフサイエンス分野における技術融合を促進するため、産業創出の展望が見えないバイオメディカル情報研究の1テーマを廃止し、創業支援研究への重点化を行った。また、環境・エネルギー分野において、環境化学技術研究の一部及び水素材料先端科学技術の2テーマを廃止し、我が国産業の競争力強化を支える観点から、触媒化学融合研究に関する1テーマを新設した。</p> <p>平成26年度においては、環境・エネルギー分野における技術融合を促進し、クリーンディーゼル技術と再生可能エネルギー技術の研究開発に貢献するため、新燃料自動車技術に関するテーマ等の再編・統合を行った。また、ナノテクノロジー・材料・製造分野では部材焼結技術のポテンシャルを活かし、産業界への貢献が見込まれるモーター部材の開発に取り組むため、磁性材料の開発に関するテーマを新設した。</p> <p>平成27年度においては、第4期中長期計画目標の開始に伴い、研究開発の成果の最大化とその他の業務の質の向上に関する事項として、①融合的研究を促進し、産業界が評者を見据えて産総研に期待する研究ニーズに答えられるよう、また、②産業界が自らの事業との関係で産総研の研究内容を分かり易くし、活用につながるよう、6分野から7領域に研究推進組織を改組した。</p> <p>外部専門家による評価については、平成22年度においては、産業界等出身者の比率を4割から6割に引き上げアウトカムによる評価の視点を強化しつつ評価を実施した。また、実施した外部評価を踏まえて、高レベル放射性廃棄物の放射線源としての利用に係る個別研究課題等を廃止した。</p> <p>平成23年度以降の外部専門家による評価についても、同様に産業界等出身者の比率を維持しつつ、アウトカムによる評価の視点を強化して評価を実施している。</p> <p>平成24年度においては、関連する他研究ユニットの評価委員会に研究ユニット長等が出席し、新たな連携課題等の発掘、検討に取り組んだ。</p> <p>平成25年度においては、研究ユニットの評価委員会に組織見直しを所管する部署が出席し、評価結果を組織見直しの検討の参考とすべく、その活用の強化に取り組んだ。</p> <p>平成26年度においては、「研究ユニット活動総括・提言委員会」を開催し、外部専門家による評価結果を踏まえて、活動の総括及び今後の研究と組織のあり方等をとりまとめた。</p>	引き続き、産業創出の展望について外部専門家による研究テーマの評価を実施し、7領域への重点化を行うことによって事業規模の見直しを行う。
	重複排除・連携強化	22年度から実施	運営費交付金による研究開発については、本法人の新規テーマ設定を審査する諮問委員会への他の独立行政法人の研究者等の参加、他の独立行政法人との研究協力協定の締結等の調整システムを構築し、関連分野の研究開発を実施する他の独立行政法人との重複排除・連携強化を徹底する。	2a	<p>新規テーマ設立及び見直しを審査する諮問委員会には、テーマに関係の深い他独法の研究者等を参加させ、重複排除・連携強化を徹底した。</p> <p>一層の重複排除・連携強化を進めるため、関連する他独法との研究協力協定について、これまで10法人と締結している。</p> <p>平成22年度においては、計量トレーサビリティの確保の相互協力に関して製品評価技術基盤機構と協力協定(MOU)を締結した。また、物質・材料研究機構、理化学研究所、情報通信研究機構等の関連する他の独法とシンポジウムを開催すること等により重複排除・連携強化を徹底した。</p> <p>平成23年度においては、防災科学技術研究所との地質分野の共同研究を強化するとともに、物質・材料研究機構、理化学研究所、情報通信研究機構等の関連する他の独法とシンポジウムを開催すること等により重複排除・連携強化を徹底した。</p> <p>平成24年度においては、物質・材料研究機構と情報・エレクトロニクス分野の共同研究を強化するとともに、物質・材料研究機構、理化学研究所、情報通信研究機構等の関連する他の独法とシンポジウムを開催すること等により重複排除・連携強化を徹底した。</p> <p>平成25年度においては、国内の大学や公的研究機関等で生み出された優れた基礎研究の成果を医薬品として実用化につなげるための、(独)理化学研究所及び(独)医薬基盤研究所等とともに「創業支援ネットワーク」を構築し、重複を排除するとともに連携して支援を行っている。</p> <p>平成26年度においては、7月に物質・材料機構、東北大と日本が誇る素材・材料技術に関する「材料フェスタin仙台」を共同開催し、材料分野での重複排除・連携強化を徹底した。</p> <p>平成27年度においては、4月に理化学研究所との触媒化学分野ジョイントワークショップ等を開催する事により、材料・化学領域での重複排除・連携強化を徹底した。</p>	引き続き、新規テーマの設立及び見直しの審査を実施する諮問委員会に、テーマに関係の深い他独法の研究者等を参加させるとともに、他独法との協定締結等をもつて調整システムを構築することにより、重複排除・連携強化に努める。
	新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の資金の獲得の見直し	23年度から実施	NEDOの資金の獲得を見直し、本法人が実質的に単独で行う研究プロジェクトについては、NEDOの資金を使用しない。	1a	「化学物質の最適管理をめざすリスクトレードオフ解析手法の開発」などの産総研が実質的に単独で行うNEDO資金による研究プロジェクトについては、23年度以降実施しないこととした。	措置済み

02	国家計量標準の整備	研究テーマの重点化による見直し	22年度から実施	<p>国家計量標準の開発に係る研究については、グリーンイノベーション、ライフィノベーション、産業国際展開（国際通商を支援する計量標準等）の分野に重点化する。新規の国家計量標準の整備はこれらの分野に限定する。</p>	<p>2a</p> <p>国家計量標準については、平成22年4月からの第3期中期計画期間において、新規の国家計量標準の整備に関し、前期中期計画期間の実績と比較して整備数を約1/3に縮減するとともに、グリーンイノベーション、ライフィノベーション等に重点化する計画を策定し、以下のとおり着実に実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度は、グリーンイノベーション1件、ライフィノベーション2件、産業国際展開分野1件を整備。 ・平成23年度は、グリーンイノベーション1件、ライフィノベーション4件を整備。 ・平成24年度は、グリーンイノベーション5件、ライフィノベーション4件、産業国際展開分野3件を整備。 ・平成25年度は、グリーンイノベーション7件、ライフィノベーション11件、産業国際展開分野6件を整備。 ・平成26年度は、グリーンイノベーション5件、ライフィノベーション3件、産業国際展開分野13件を整備。 ・平成27年度は、知的基盤整備計画に基づいて、長さ、質量、時間などの物理標準と標準物質の開発・範囲拡張・高度化等、整備を行う予定。 	<p>新規の国家計量標準については、毎年定期的に行われる知的基盤整備計画の見直しとも連動し、PDCAサイクルを動かさせつつ、引き続き整備していく。</p>
03	地質調査	地質調査、研究テーマの重点化による見直し	22年度から実施	<p>地質調査、地質情報活用に係る研究については、領土の保全を含む資源確保、原子力発電所等インフラ立地、防災等の政策的観点から必要性が高い地域、研究テーマに重点化する。地質図幅の作成数については、全国一律の整備を見直し、インフラ立地等の観点から早急に作成する必要がある地域等に限定する。</p>	<p>2a</p> <p>地質調査、地質情報活用に関する研究については、平成22年4月からの第3期中期計画期間において、「海域・海底利用に資するデータの提供」、「鉱物資源の確保」、「地震・火山活動等による自然災害の軽減に資するデータの提供」等を重点的に取り組む課題としている。それらを踏まえ、平成25年度は、鹿児島県徳之島周辺海域の海洋地質調査を実施し、徳之島西方で火口状の海底地形が見つかり、これまで知られていない海底熱水の噴出を確認した。また、モンゴル等で重レアアース微地の探鉱試験を実施し、重レアアースの分布・鉱量を精査し、鉱床の選鉱方法の評価を行った。平成26年度は南アフリカ共和国、米国、ミャンマー等で、各国の公的地質調査機関と共同でレアアース・レアメタル鉱床の開発可能性評価を実施した。</p> <p>インフラ立地の観点からは、平成25年度には駿河湾沿岸域においてボーリングと反射法探査データから富士川河口付近での地質構造を推定した。また、平成24年度に調査を行った石狩低地沿岸域の海陸シームレス地質情報集をとりまとめた。平成26年度からは関東平野沿岸域に集中し調査を開始している。具体的には房総半島沖の反射法地震探査や堆積物調査を実施した。防災等の観点からは、平成23年3月に発生した東日本大震災を受けて社会的注目度の高い巨大地震・津波、および火山災害について従来にも増して重点化を行っている。海溝型巨大地震・巨大津波の影響を強く受ける可能性の高い東北地方太平洋岸、房総半島、南海トラフ沿いなどの地域を対象に、過去の巨大地震や津波の履歴解明のため津波堆積物などの調査を継続している。また、津波浸水履歴情報を社会に発信するため、津波堆積物データベースを整備し、平成26年10月15日よりインターネット上で公開した。火山防災に関連しては、日本列島の火山活動情報を網羅したデータベースを統合・公開し、平成25年11月に噴火した東京南方の西之島火山の詳細データは、噴火後、多数のメディアを含め社会で活用された。</p> <p>地質図幅の作成については、平成22年4月からの第3期中期計画期間において、その作成数を、前期計画期間の実績と比較し1/2以下に縮減するとともに、インフラ立地等の観点から早急に整備の必要がある地域等に重点化する計画を策定し、以下のとおり着実に実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度は、柏崎刈羽原発周辺地域等の4地域に限定し、整備を完了した。 ・平成23年度は、敦賀原発・美浜原発が位置する敦賀湾周辺および京都・八王子の都市部周辺等の5地域のうち、3地域について整備を完了した。また、残る2地域については、震災の被害の影響で作業が遅れており、現在、整備に向けた準備を進めている。 ・平成24年度は、H23年度計画で残された2地域を含め、大規模地質災害の危険性がある地域に隣接する都市・工業地域の4地域について整備した。 ・平成25年度は、鴻巣、南部、北川の3地域について地質図幅を整備した。 ・平成26年度は、1/5万地質図幅2区画（川俣、冠山）を整備、1/20万地質図幅2区画（横須賀、大分）を改定し、第3期中期計画における目標を達成した。 	<p>第4期中長期計画に基づき、引き続き事業を実施するとともに、人口やインフラ設備が集中する沿岸平野部の防災に資する新たな地質情報整備として、ボーリングデータを活用した地質地盤図の作成を進める。</p>
04	地域産業の技術力の向上	地域センターの研究分野の重点化	23年度から実施	<p>地域センターにおける研究分野については、地域の産業集積、技術的特性をいかし、我が国の産業競争力強化のための技術開発センターとしての重点化を促進し、本部における研究との役割分担・連携を徹底する。</p>	<p>2a</p> <p>各地域センターでは、地域産業界等の意見を踏まえつつ、また本部とも調整した上で、平成23年3月に「地域事業計画」を策定し、地域の産業集積や技術特性を活かした技術開発センターとなるよう研究の重点化を促進するとともに、本部における研究との役割分担・連携を徹底した。</p> <p>また、産総研と公設試、公設試相互における情報交換・企業等への技術開発支援等を通じて、機関相互の試験研究を効果的に推進するため、産総研は、「産業技術連携推進会議」（以下、「産技連」）の事務局として、公設試とのハブ機能の役割を担っている。</p> <p>平成23年度においては、地域事業計画を踏まえ、北海道センターでは植物工場でのイチゴによるイヌインターフェロンの大量生産技術に関して、共同研究先企業が薬事法上の動物薬の製造販売申請を完了し製品化に向けた取組を開始した。東北センターでは、東北地域の有力企業100社余りとの連携をシステム化する「東北コロバ100」を実施する等、地域産業との共同研究等の取組を強化した。また、東日本大震災からの産業復興を踏まえ、平成24年3月に地域事業計画を見直した。</p> <p>また、産技連加盟公設試は、平成23年度に産総研を中核として、東日本大震災の被災県に立地する企業に対し、依頼試験（1,473件）、技術相談（2,304件）、開放機器利用（868件）等の支援を実施した。（産技連加盟公設試機関数：94機関、会員数：約8,800人（平成23年度））</p>	<p>地域産業の活性化及び産業復興への貢献に対する取り組み促進に向け、平成25年度に設置した「地域センター活動検証委員会」での検証や検討を踏まえつつ、研究機能と連携機能の特徴に応じた類型分けを行い、所在する地域の属性に応じた「橋渡し」を推進する。</p>

					<p>平成24年度においては、関西センターでは従来のLiイオン電池の黒鉛系負極の5倍以上の容量をもつシリコン系負極を開発し、電気自動車や大型蓄電池開発を目指す企業との共同研究を開始した。また、北海道センターでは、地元の産業界・自治体が出資して、完全密閉型遺伝子組換え植物工場の実証研究施設である「グリーンケミカル研究所」を敷地内に建設し、産総研植物工場の基礎研究成果を産業応用に展開するまでの産学官連携拠点を整備する等、地域産業との連携の促進を図った。</p> <p>平成25年度においては、北海道センターの完全密閉型遺伝子組換え植物工場で共同研究を行っていた企業が平成25年10月に事業法上の動物業の製造販売承認を取得し、平成26年3月から販売を開始した。中国センターでは、つくばセンターの研究ユニットと連携して地域の中核企業グループと共同で生産ラインの365日24時間稼働化のためのランダムビッキングロボットシステムの開発を開始した。関西センターでは従来のLiイオン電池の正極材料に比べて6倍近い容量を持つイオウ系正極材料を用いた電池のサイクル寿命を実用レベルまで高めることに成功し、地域企業との共同研究を開始した。</p> <p>平成26年度においては、平成25年度に設置した「地域センター活動検証委員会」での検証結果を踏まえ、各地域センターの役割を明確化するために、研究・連携機能の特徴・方向性に応じた地域センターの重点化すべき分野を定めた。具体的には、臨海副都心センターはバイオ・IT融合、福島再生可能エネルギー研究所は再生可能エネルギー、北海道センターはバイオものづくり、東北センターは化学ものづくり、中部センターは機能部材、関西センターは電池技術、医療技術、中国センターはバイオマス利用技術、四国センターはヘルスケア、九州センターは製造プラント診断、を重点化研究テーマとした。</p> <p>平成27年度においては、新たに設置された各領域が、つくばおよび各地域センターにおける研究を統括する機能を持ち、本部と地域センターが連携して地域産業の活性化に貢献する体制とした。</p>
--	--	--	--	--	---

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	不要資産の国庫返納	22年度中に実施	直方サイトを国庫納付する。	1b	「直方サイト」については、現物による国庫納付を実施するに当たり、平成24年2月に福岡県から土壤汚染対策法に基づく区域指定（行政指導）を受けた。このため、土壤掘削除去工事等の必要な措置を行い、指定解除を受けた後、平成25年2月に国庫納付を完了。（現物納付：簿価81,418,686円）	措置済み
06	地域における研究サイトの廃止 事務所等の見直し	22年度以降実施	秋葉原サイトを平成23年3月に廃止する。 つくば期間サイト、小金井サイトについてはそれぞれ、平成22年度末、平成23年度末に見直しを行い、共同研究終了時に廃止する。 その他研究サイトについては、研究プロジェクト終了時に、廃止を含めた見直しを徹底する。	2a	「秋葉原サイト」については、平成22年度末で廃止し、国庫納付等の手続きも平成24年3月に完了。（金銭納付：44,400,848円（賃貸終了に伴う敷金返納額）） 「期間サイト」における共同研究については、平成22年度末で終了し、研究施設等について補助金適正化法に基づく「処分申請書」を経済産業大臣に対し提出、承認を得た。また、国庫納付等の手続きも平成23年12月に完了。（金銭納付：371,428,000円） 「小金井サイト」における共同研究については、平成23年度末で終了。国庫納付に向け、平成25年2月、4月、8月に入札を実施したが、いずれも不調。引き続き、国庫納付等に向け、必要な手続きを進める。（簿価：409,655,082円） 「瀬戸サイト」については、平成23年度末に廃止し、業務は中部センター本所に集約化している。現物による国庫納付を実施するに当たり、土壤調査等の必要な措置を実施し、平成24年10月に愛知県から土壤汚染対策法に基づく区域指定（形質変更時要届出区域）を受けた。土壤改良工事を実施し、平成26年3月に国庫納付を完了。 「八王子支所」については、平成23年度末の共同研究終了に伴い、廃止した。	小金井サイトについて、平成27年度中の国庫納付等に向け、必要な手続きを進める。
07	特許生物寄託センターと製品評価技術基盤機構の特許微生物寄託センターとの統合	23年度以降実施	本法人の特許生物寄託センターと、製品評価技術基盤機構の特許微生物寄託センターを統合することとし、平成23年度以降、順次、所要の措置を講ずる。	1a	平成23年7月に策定したアクションプログラムに基づき、産総研の特許生物寄託センターをNITEの特許微生物寄託センターに平成24年4月1日に統合した。平成25年4月1日からはこれまでNITEがつくばと木更津で実施していた特許微生物寄託業務を木更津1か所に集約して実施。	措置済み

08 取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。	2a	<p>平成26年度においては、平成22年4月に策定した「随意契約の見直し計画」の基準について、金額ベースでの計画値を達成した。これは、継続して取り組んできた「真にやむを得ない随意契約」以外は一般競争入札又は公募による契約手続とすることを所内で周知徹底するとともに、「真にやむを得ない随意契約」を行う場合においても「選定理由」の妥当性などについて、厳格な審査を所内で徹底して行ったことなどによる。なお、件数ベースについては、昨年度発生しなかった「放射性同位元素の廃棄処分」等が発生したこと等により、0.2%ほど上回る結果となった。(金額ベース9.7%の計画値に対し、平成26年度実績では3.6%、件数ベース2.1%の計画値に対し、平成26年度実績で2.3%)</p> <p>また、平成26年度における一者応札・応募の改善に向けた取り組みについては、産総研公式HPにおいて、調達案件の情報の公表や、調達仕様書を作成する際に参考となる関連機器市場等の情報を業者から広く募集する取り組みを継続して実施したほか、入札参加辞退者からのアンケートの提出の声をかけを行い、入札参加の障害となった理由を把握する取り組みを継続して実施した。また、入札参加事業者の参入を促すために事前公表案件を拡大し、入札公告前に「平成27年度の年間保守等入札予定一覧」を産総研公式ホームページ、RSS自動配信及び産総研メルマガによる情報配信を行った。</p> <p>平成27年度以降については「随意契約見直し計画」に代わり、新たに策定する「調達等合理化計画」並びに従前から取り組んでいる「一者応札・一者応募に係る改善策について」の内容を踏まえ、引き続き計画達成・改善に向けた取り組みを実施する。</p> <p>【平成26年度契約状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 44,563,858 (96.4%)、競争性のない随意契約 1,683,886 (3.6%) (件数ベース) 一般競争等 2,855件 (97.7%)、競争性のない随意契約 69件 (2.3%)</p> <p>【平成25年度契約状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 51,154,249 (97.2%)、競争性のない随意契約 1,458,429 (2.8%) (件数ベース) 一般競争等 2,704件 (97.7%)、競争性のない随意契約 63件 (2.3%)</p> <p>【平成24年度契約状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 43,042,231 (94.9%)、競争性のない随意契約 2,307,258 (5.1%) (件数ベース) 一般競争等 2,758件 (97.9%)、競争性のない随意契約 58件 (2.1%)</p> <p>【平成23年度契約状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 23,893,736 (90.1%)、競争性のない随意契約 2,652,708 (9.9%) (件数ベース) 一般競争等 2,517件 (96.5%)、競争性のない随意契約 90件 (3.5%)</p> <p>【平成22年度契約状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 40,667,760 (87.9%)、競争性のない随意契約 5,573,274 (12.1%)</p>	平成27年度以降については「随意契約見直し計画」に代わり、新たに策定する「調達等合理化計画」並びに従前から取り組んでいる「一者応札・一者応募に係る改善策について」の内容を踏まえ、引き続き計画達成・改善に向けた取り組みを実施する。
09 業務運営の効率化等	外部資金の獲得による自己収入の拡大	22年度から26年度	企業との共同研究などの促進、国内のみならず海外からの資金獲得、研究施設の外部利用等の際の受益者負担の適正化等により、外部資金による研究規模が第3期中期目標期間(平成22年度から平成26年度)終了時までに運営費交付金の50%以上となることを目指す。	2a	<p>技術研究組合を活用した企業との共同研究、外部の競争的資金の獲得を推進すること等により、外部資金による研究規模の拡大に努めた。</p> <p>【平成26年度実績】 運営費交付金608.3億円に対して外部資金362.5億円 (59.6%) 【平成25年度実績】 運営費交付金582.1億円に対して外部資金321.9億円 (55.3%) 【平成24年度実績】 運営費交付金600.8億円に対して外部資金356.2億円 (59.2%) 【平成23年度実績】 運営費交付金603.9億円に対して外部資金350.5億円 (58.0%) 【平成22年度実績】 運営費交付金614.1億円に対して外部資金344.1億円 (56.0%)</p>	引き続き、技術研究組合を活用した企業との共同研究、外部の競争的資金の獲得を推進すること等により、外部資金による研究規模の拡大に努める。

No.	71	所管	経済産業省	法人名	産業技術総合研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	1	関西センター大阪扇町サイトについては、平成21年度に売却を完了、旧中国センター（呉市）については、平成20年度に売却を完了、直方サイトについては、土壌調査等の必要な作業を実施し、独法通則法46条の2第1項に基づき、平成25年2月に国庫納付を完了。	—

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	経済産業省
法人名	製品評価技術基盤機構

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 第三期中期目標期間(平成23~26年度)の利益剰余金について、経済産業大臣の承認を得て、平成27年7月10日に52,165,665千円を国庫納付した。 ● NITEの保有する施設等については、当該資産が有効活用されているかを検証した結果、不要と認められる資産は無く、経済産業省独立行政法人評価委員会のNITE部会(23/6/30)及び経済産業省独立行政法人評価委員会(23/7/14)にも報告し、特段の意見はなかった。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	● 該当無し。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	● NITEの保有する施設等については、当該資産が有効活用されているかを検証した結果、不要と認められる資産は無く、経済産業省独立行政法人評価委員会のNITE部会(23/6/20)及び経済産業省独立行政法人評価委員会(23/7/14)にも報告し、特段の意見はなかった。 また、直近のNITE評価・計画諮問会議(27/06/08)における業務及び財務に係る実績の報告においても、特段の意見はなかった。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 北関東支所において、高度な燃焼試験を要する製品事故の原因究明に特化するとともに、当該支所において実施していた製品事故の原因究明のための初動調査等を本所に一元化し、平成24年4月1日に燃焼技術センターとして改組した。これにより、燃焼技術センターに配属される人員を1名減とすることで管理経費を約7,400千円削減した。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	● 支所等として東京事務所は有していない。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	● 海外事務所を有していない。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	● 職員研修・宿泊施設は有していない。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○ 地方支所においては、業務量に応じた人員を配置しているところであり、引き続き効率的・効果的な体制となるよう、毎年度、支所長会議において業務量の平準化の観点から検討を行う等、保有する資産について不断の見直しを行っている。 ○ 平成24年4月1日に産業技術総合研究所(つくば市)の特許生物寄託センター(IPOD)の業務をNITEへ統合。平成25年4月1日にIPODをつくばからNITEの生物遺伝資源センターがある木更津に移転した。

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

●これまで随意契約としていた契約案件については、基本的に一般競争入札等の競争性のある契約に移行している。また、随意契約であっても公募(入札可能性調査)を実施している。

●実質的な競争性が確保されるよう、ホームページでの調達予定情報や仕様書等の公表、役務契約については説明会の完全実施、テレビ会議システムを用いた複数箇所での同時説明会及び入札・開札の実施など、応札者が参加しやすい環境を整備している。

●平成22年度の契約状況

(金額ベース(単位:円))

一般競争等 2,376,016,692円(91.8%)、競争性のない随意契約 213,408,111円(8.2%)

(件数ベース(単位:円))

一般競争等 307件(95.0%)、競争性のない随意契約 16件(5.0%)

●平成23年度の契約状況

(金額ベース(単位:円))

一般競争等 2,771,016,830円(93.5%)、競争性のない随意契約 194,047,224円(6.5%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等 255件(94.4%)、競争性のない随意契約 15件(5.6%)

●平成24年度の契約状況

(金額ベース(単位:円))

一般競争等 2,012,943,993円(49.1%)、競争性のない随意契約 2,087,061,560円(50.9%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等 244件(93.8%)、競争性のない随意契約 16件(6.2%)

※平成24年度に競争性のない随意契約が増加した主な要因は、生物遺伝資源長期保存施設の建設(約20億円)を国土交通省に委託したことによるものであり、契約監視委員会の点検を受けている。

●平成25年度の契約状況

(金額ベース(単位:円))

一般競争等 4,530,170,080円(98.8%)、競争性のない随意契約 57,493,319円(1.2%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等 253件(95.5%)、競争性のない随意契約 12件(4.5%)

	<p>●平成26年度の契約状況 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 12,499,746,083円(78.8%)、競争性のない随意契約 3,355,367,069円(21.2%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 197件(88.8%)、競争性のない随意契約 25件(11.2%)</p> <p>競争性のない随意契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている要因は、平成26年度に対応しなければならない特殊要因(グローバル認証基盤整備事業に係る実験設備用敷地の購入、生物遺伝資源長期保存施設関連、情報システムの追加・改修、その他試験機器修理など)によるものである。</p> <p>【参考】●当該特殊要因を除いた場合の平成26年度の契約状況 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 1,866,381,616円(96.8%)、競争性のない随意契約 60,766,392円(3.2%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 194件(94.6%)、競争性のない随意契約 11件(5.4%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●NITEにおいて管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ総売上高又は事業収入に占めるNITEとの取引高が相当の割合である法人は、無い。</p> <p>●将来、仮に管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当法人との取引高が相当の割合である法人との契約が生じた場合は、適正に情報を公開する。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>●関連法人が無いため、該当なし。</p>

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	● 合同庁舎に入居している支所において、同居する国の機関と蛍光灯等について共同調達をしている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の実施を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	● 研究開発事業は行っていない。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	● NITE共通基盤情報システム運用管理業務については、業務の質の向上と経費削減の観点から平成25年度にそのシステム構築業務を含めたシステム全体に係るサービスの提供について一般競争入札を実施し、民間事業者によりシステム運用を行っている。 なお、これまでも、社会的要請や行政ニーズに的確に対応するための業務の効率化を図る観点から、外部委託等を積極的に行っている。今後も、より効率的な業務運営となる余地のあるものがないかどうか、引き続き検討を行い、一層の効率化を推進することとしている。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 上記のとおり。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 記載どおりの対応を行う。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 給与水準については、監事による監査計画において監査項目として設定した「中期計画及び年度計画に基づく業務進捗及び実施状況」を監査する中で、継続的なチェックが実施されている。また、評価委員会による事後評価において、人件費削減の達成状況及びラスパイレス指数について継続的に厳格なチェックが実施され、結果が公表されている。

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 国家公務員に準じた取り扱いとしている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 概算要求の段階において、法人の業務について、新たな政策ニーズ等への対応に必要となる経費の精査を行っている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 独法設立当時から監査室を設け、コンプライアンスを含めた内部監査業務を実施している。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	○ 認定業務における審査・検査手数料について、受益と負担の関係の適正化を図るため、利用者への影響等も踏まえつつ、手数料設定根拠を見直し、審査・検査等の手数料を改訂した(平成22年10月実施:改訂前77千円、改訂後232千円)。また、試験活動等を国内外の複数の事業所で分担して実施する事業者のように、多様化する事業体系に対応するための審査手数料を新たに設定し、手数料収入の増加に努めている(平成23年11月、平成24年4月、平成25年4月、平成26年1月改訂実施)。 ● 引き続き、受益と負担の関係の適正化の観点から、必要に応じて手数料の見直しなどを行う。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	● 出版物の著作権の活用を通じて自己収入の拡大を図っている。

6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>●日本工業規格(JIS)の原案作成事業にあたっては、当該事業の開始時に、当該JISに係る製品に利害関係のある事業者(製造事業者の技術部長クラス、流通業の営業部長クラス)、消費者(主婦連、消費者協会の部会長)及び有識者(産総研の研究者、試験機関の試験部長クラス)からなるJIS原案作成委員会を設置し、NITEが作成するJISの原案に対して事業の実施期間中に委員会を複数回開催し、当該JIS原案にある技術仕様等についてその選択や程度の適否を評価している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>●子どものライターによる火遊びが原因とみられる事故に対応するため、NITEが他機関と連携して作成したCR(チャイルドレジスタンス)機能付きライターの試験方法に係るJIS原案については、JIS原案作成委員会において試験方法の原理や難易度の妥当性等について審議され、提案内容は妥当であると評価された。JIS原案及び当該審議経過については、経済産業省に申し出を行った。</p>

No.	72	所管	経済産業省	法人名	製品評価技術基盤機構
-----	----	----	-------	-----	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 製品安全関連業務	国民生活センター等との連携強化等	23年度から実施	国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析で、本法人が分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。 各支所で行っている製品事故の原因究明等に係る業務については、消防、警察等とそれぞれの役割を踏まえた連携の在り方を検証し、業務のより効果的・効率的な実施を図る。	2a	独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)と独立行政法人国民生活センター(国民生活センター)は、国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析であってNITEが分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築するため、平成23年5月17日に協定を締結した。協定に基づき、これまでに1件の分析依頼があった。 警察については、警察庁から全国の警察署に対し、押収等した製品について、NITEから情報提供等の要請があった場合これに対して協力すること等を示した通達(平成21年2月19日)が発出された後、適切に連携を行っている。NITEへ通知された製品事故情報の件数は平成23年度20件、平成24年度21件、平成25年度17件、平成26年度18件、合同調査の件数は平成23年度35件、平成24年度30件、平成25年度25件、平成26年度28件である。 消防庁に対する火災製品事故の原因調査への協力要請により、平成23年2月、関係機関(消防庁、代表的な消防本部、METI、NITE)による情報連絡会を開催し、役割分担を踏まえた効果的・効率的な連携について検討を行った。その結果、消防庁から全国の消防本部に対し、原因調査のための情報提供等に協力することを示した通達が平成23年6月23日付けで発出された。また、平成25年7月22日には、消防機関と連携に関する連絡会を昨年度に引き続き開催し、当該通達の再周知、製品火災報告事案照会についての弾力的な対応等について協議した。 通達発出以降、NITEへ通知された製品事故情報の通知件数は平成23年度235件、平成24年度252件、平成25年度299件、平成26年度316件、合同調査の件数は平成23年度183件、平成24年度195件、平成25年度250件、平成26年度271件である。	国民生活センターとの連携については、引き続きNITEが分析可能な項目について、協定に基づき協力を行うこととしている。 消防、警察等との連携については、連携を進める際に発見された課題、問題点を経済産業省を通じて関係機関に提示し、都度、解決を図りながら更なる業務の効果的・効率的な実施を図っていくこととしている。
	地方支所の効率化	24年度以降実施	地方支所において、消防、警察等との役割分担を踏まえた連携の下、各地方支所の製品事故の原因究明に係る業務量の平準化を一層進めることにより業務の効率化を図るとともに、連携等の状況に応じ、その在り方について改めて所要の検討を行う。 また、特に北関東支所については、高度な燃焼試験を要する製品事故の原因究明に特化するとともに、当該支所において実施していた製品事故の原因究明のための初動調査等の業務を本所に一元化して効率的に実施することにより、管理経費の削減及び人員配置の適正化を行う。	1a	NITEは、消防庁及び警察庁から全国の消防本部及び警察署に通達が発出された後、上覧のとおり適切に情報収集をおこなっている。 地方支所については、業務量に応じた人員を配置しているところであるが、引き続き効果的・効果的な体制となるよう、平成23年度末の製品安全担当者会議等において、業務量の平準化の観点から見直しを実施した。 北関東支所において、高度な燃焼試験を要する製品事故の原因究明に特化するとともに、当該支所において実施していた製品事故の原因究明のための初動調査等を本所に一元化し、平成24年4月1日に燃焼技術センターとして改組した。これにより、燃焼技術センターに配属される人員を1名減とすることで管理経費を約7,400千円削減した。	措置済み
02 化学物質管理関連業務	事業の在り方の見直し	23年度から実施	化学物質審査規制法に基づく規制業務が主であることから、どのような形で行うことが真に効果的か事業の在り方を検討する。	1a	平成23年9月より独立行政法人の制度及び組織の在り方の見直しが行われ、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)の中で、化学物質管理関連業務は、国の判断と責任の下で、国と密接な連携を図りつつ、确实・正確な執行に重点を置いて実施する行政執行法人という組織形態で行うこととされた。	措置済み
	化学物質管理関連業務の効率化	23年度から実施	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく届出に当たり、二次元コードの利用を促進することにより、届出事業者の利便性の向上及び電子化処理等の一層の効率化を図る。	1a	二次元コードを利用したプログラムを平成23年3月に開発後、届出実績のある事業者に当該プログラムを配布するとともに、ホームページからダウンロードできるよう措置した。 また、主要な業界専門紙に広告を掲載するとともに、プログラムの使い方等に関するサポート窓口を設置(平成23年4月)し、普及啓発に努めた。その結果、書面届出のうち、当該プログラムを利用したものが約45%を占めた。 これにより、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく届出の電子化処理に要する時間が約18%削減された。	措置済み

03	バイオテクノロジー関連業務	特許微生物寄託センターと産業技術総合研究所の特許生物寄託センターとの統合	23年度以降実施	産業技術総合研究所の特許生物寄託センターと、本法人の特許微生物寄託センターを統合することとし、平成23年度以降、順次、所要の措置を講ずる。	1a	平成24年4月1日に産業技術総合研究所（つくば市）の特許生物寄託センター（IPOD）の業務をNITEへ統合。平成25年4月1日にIPODをつくばからNITEの生物遺伝資源センターがある木更津に移転した。	措置済み
		生物遺伝資源センターの業務実施の見直し	23年度以降実施	生物遺伝資源センター及び特許微生物寄託センターにおける業務の実施に当たっては、施設・設備の共用及び人員の業務兼務等によるコスト削減を行う。	1a	生物遺伝資源センター及び特許微生物寄託センターにおける業務の実施に当たっては、施設・設備の共用及び人員の兼務により、業務の効率的な実施を行っている。平成25年4月1日から、木更津1か所に集約して効率化を図ること等により、コストの削減を図っている。	措置済み
04	適合性認定関連業務	適合性認定関連業務の効率化	23年度から実施	標準物質総合情報システムへの情報入力を自ら行うことができる事業者の拡大を図ることにより、当該システムに係る業務の効率化を図る。	1a	自ら情報入力ができる2事業者については、25年度上半期のデータ修正等を自ら実施し、その修正内容を認定センターで確認し公表を行った。また、更なる、標準物質総合情報システムの運用に係る効率的な業務の実施方法を検討した結果、平成25年10月1日に当該業務を産業技術総合研究所に移管した。	措置済み
05	講習業務	事業の廃止	22年度から実施	電気工事士及びガス消費機器設置工事監督者の講習については、民間にゆだねる具体的な方策を平成22年度から検討を行い、所要の見直しを行った上で、本法人の業務としては廃止する。	1a	事業仕分けによる講習実施主体選定における透明性向上及び競争環境の導入が必要との指摘及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け、公募により複数者を指定できるよう省令改正を行い、平成24年5月31日に公布したところ。これを受け、NITEは、平成24年度末をもって講習業務を本法人の業務としては廃止する。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
06	事務所等の見直し	地方支所の効率化（再掲）	24年度以降実施	地方支所において、消防、警察等との役割分担を踏まえた連携の下、各地方支所の製品事故の原因究明に係る業務量の平準化を一層進めることにより業務の効率化を図るとともに、連携等の状況に応じ、その在り方について改めて所要の検討を行う。 また、特に北関東支所については、高度な燃焼試験を要する製品事故の原因究明に特化するとともに、当該支所において実施していた製品事故の原因究明のための初動調査等の業務を本所に一元化して効率的に実施することにより、管理経費の削減及び人員配置の適正化を行う。	1a	上記のとおり。	措置済み
		特許微生物寄託センターと産業技術総合研究所の特許生物寄託センターとの統合（再掲）	23年度以降実施	産業技術総合研究所の特許生物寄託センターと、本法人の特許微生物寄託センターを統合することとし、平成23年度以降、順次、所要の措置を講ずる。	1a	上記のとおり。	措置済み
08	業務運営の効率化等	外部資金の獲得による自己収入の拡大	22年度から実施	各事業分野において運営費交付金以外の外部資金（委託費等）の獲得に努める。また、受益と負担の関係の適正化を踏まえつつ、引き続き、手数料収入等の増加に努める。	2a	化審法関連の化学物質情報基盤システム事業及び化管法関連のPRTR制度（化学物質の排出・移動量を届け出る制度）の実行用データベース運営事業については、厚生労働省及び環境省が予算措置を行うための予算要求を実施し、これを踏まえNITEは委託費を獲得した。 認定業務における審査・検査手数料について、受益と負担の関係の適正化を図るため、利用者への影響等も踏まえつつ、手数料設定根拠を見直し、審査・検査等の手数料を改訂した（平成22年10月実施：改訂前77千円、改訂後232千円）。また、試験活動等を国内外の複数の事業所で分担して実施する事業者のように、多様化する事業体系に対応するための審査手数料を新たに設定し、手数料収入の増加に努めている（平成23年11月、平成24年4月、平成25年4月、平成26年1月改訂実施）。	引き続き、必要に応じた手数料の見直しを行うとともに、手数料を徴収する業務に関する広報を実施するなどして利用者の拡大を図り、手数料収入等の増加に努める。

No.	72	所管	経済産業省	法人名	製品評価技術基盤機構
-----	----	----	-------	-----	------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	生活安全分野	1	平成20年1月30日、製品評価技術基盤機構（NITE）と国民生活センターはその連携・協力の推進に関する合意を行い、情報共有としてのPIO-NETとの接続や商品テスト等における技術協力等に取り組むこととした。 この合意により、PIO-NET端末機をNITEの2箇所に設置するとともに、テストに係る実務者レベルでの会議を行うためのテレビ会議回線を整備し、国民生活センター商品テスト部とNITEの製品安全担当部署の実務者会議を毎月実施し、テスト品目の重複回避のため情報交換、それぞれが実施したテスト等の進捗報告、保有する試験機器の相互利用等の具体的協力・連携を推進してきている。 また、国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析であってNITEが分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築するため、平成23年5月17日に協定を締結し、この協定に基づき、これまでに1件の分析依頼があった。	国民生活センターとの連携については、今後ともNITEが分析可能な項目について、協定に基づき協力を行う。
		化学物質安全管理分野	1	平成20年度から外部委託を開始し、現在においても実施している。	外部委託により実施することが効率的な外部公開情報の収集作業について、今後も外部委託を実施していく。
		計量・標準分野	1	外部委託を実施していない分野の技能試験について、自らの費用負担において外部事業者の能力向上に最大限努め、その成果が確認でき次第、外部委託を実施する。	外部事業者の能力向上、その提供する技能試験を活用していく。
4	組織の見直し	非公務員化	1	第3期中期目標期間の開始に当たり総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された勧告において「役職員の身分の在り方については、今後、政府部内で行われる独立行政法人の組織及び制度に関する議論を踏まえ、必要に応じ、改めて検証するものとする。」とされ、身分は公務員としている。 なお、「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ（平成25年6月5日）」において、法人の分類について「国との密接な連携を図りつつ、確実・正確な業務執行に重点を置いて事務・事業を行う法人は役職員に公務員身分を付与する」との考え方が示されていることに鑑みれば、NITEの役職員の身分の扱いについては、過去の整理を変更するものではない。	NITEが実施する業務の性格に鑑みれば公務員の身分を与えることが適当であり、大きな業務の見直しがある場合はその見直しと併せて検討する。
		支部・事業所等の見直し	1	NITEの本部及び地方支所は、全国の消防本部及び警察署と連携し役割分担を行うことにより効率的・効果的に製品安全等の業務を実施している。特に、地方支所については業務量に応じた人員を配置しているところであるが、今後とも効率的・効果的な体制となるよう、毎年度、製品安全担当者会議等において、業務量の平準化の観点から見直しを実施した。 また、北関東支所において、高度な燃焼試験を要する製品事故の原因究明に特化するとともに、当該支所において実施していた製品事故の原因究明のための初動調査等を本所に一元化し、平成24年4月1日に燃焼技術センターとして改組した。これにより、燃焼技術センターに配属される人員を1名減とすることで管理経費を約7,400千円削減した。	支所の業務のあり方等について毎年度見直す機会を設け検証していく。
6	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の見直し	1	消防のOBやメーカーで品質管理等を担当していた製品安全に係る能力を有する外部人材を、製品事故調査員として全国で34名委嘱し（平成25年4月1日時点）、製品事故原因究明に活用することにより業務量増大に対応している。	事故原因究明を効率的に実施するため外部人材の確保に今後とも努める。
7		製品事故の原因究明能力の一層の向上等を図るため、機構が保有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を更に進める。このため、各部門間の連携、機動的な人員配置等をより強化する。	1	人材については、他部門からの協力支援により既に一体的な活用の仕組みを構築。製品安全に係る業務の大幅な増加に対応するため、平成19年度製品安全関係業務に係る人員投入量を15人分増加させ、効果的な資源再配分を行った。 また、洗顔石けんによる生物的なアレルギーやデスクマットに含まれる化学物質によるアレルギーに関する製品事故について、その製品事故の性質に応じバイオテクノロジー部門や化学物質管理部門と連携しその原因究明を実施するほか、部門間での人事異動を推進し各部門間での連携の強化を図っている。	今後とも部門間での人事異動などを通じて部門間の連携について強化を図っていく。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	経済産業省
法人名	新エネルギー・産業技術総合開発機構

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 鉱工業承継勘定の出資金、省エネ・リサイクル支援法債務保証(一般、需給)の資金について、平成23年3月29日にそれぞれ、16,800,000千円、3,243,228千円を国庫納付済み。 ○ 省エネ・リサイクル支援法債務保証(特定)の資金について、平成22年度中に業務を終了し、平成23年4月1日に勘定を廃止し、平成22年度財務諸表確定後、政府出資金500,000千円及び利益剰余金を平成23年10月4日に国庫納付済み。 ○ 研究設備(噴出試験設備)について、平成24年3月に売却を行い、平成24年3月27日に売却額13,000千円を国庫納付済み。 ○ 区分所有宿舎について、平成24年11月に売却を行い、平成25年1月25日に売却額20,312千円を国庫納付済み。 ○ 「災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、粕屋敷地、太宰府敷地、吉塚倉庫の売却額、筑紫野敷地及び篠栗書庫を平成25年4月1日に石油天然ガス・金属鉱物資源機構に移管済み。 ○ 新エネルギー利用等債務保証の資金について、毎年保証契約に要する額を再計算し、不用額が確定したところで、国庫納付予定。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 白金台研修センターについて、平成24年3月30日に現物納付済み。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 桜新町倉庫、祖師谷敷地の売却額及び本部事務所移転に伴う敷金差額について、平成23年3月29日にそれぞれ、252,262千円、364,437千円を国庫納付済み。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 事務所の廃止も含め、管理費経費を削減済み。一般管理費は、前期中期目標期間である平成24年度末に平成19年度比▲15%の目標に対し、人件費の削減、事務所賃借料の削減等により、平成24年度末に▲22.7%を削減。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 平成23年10月から他の独法と会議室共用化を実施済み。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>○ 海外事務所については、現地活動内容を踏まえ、必要性を精査。また、海外事務所共用化等検討委員会を設置し、他の独法(JOGMEC、JETRO)との協力を合意済み。当該合意に基づき、JOGMECとは北京事務所及びワシントン事務所会議室の相互利用等を平成23年4月に開始し、JETROについてもバンコク事務所、欧州事務所等の会議室の相互利用等を平成23年9月に開始し、他独法との会議室の相互利用環境を整備済み。北京事務所については、賃貸借契約期間の到来、移転条件等を勧告し、JETROと同じビルに平成24年5月に移転済み。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 白金台研修センターについて、平成24年3月30日に国に現物納付済み。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 北海道支部及び九州支部を廃止済み。区分所有宿舎を売却済み。</p>

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 契約監視委員会を設置し、契約状況の点検・見直しを実施(平成21年度2回、平成22年度2回、平成23年度2回、平成24年度4回、平成25年度4回、平成26年度2回、平成27年度1回)。 ○ 契約監視委員会の指摘等を踏まえ、随意契約や一者応募等の点検・見直しを引き続き実施。研究開発等で一者しか提案がなかった場合に公募期間の延長(平成22年度事業の公募から対象)やメール配信サービス登録の遡及等、一層の競争拡大に資する措置を実施済み。</p> <p><平成22年度> (金額ベース)一般競争等85,942,446,906円(99.8%)、競争性のない随意契約161,214,312円(0.2%) (件数ベース)一般競争等1,006件(97.6%)、競争性のない随意契約25件(2.4%)</p> <p><平成23年度> (金額ベース)一般競争等38,141,130,720円(99.5%)、競争性のない随意契約209,066,434円(0.5%) (件数ベース)一般競争等604件(96.8%)、競争性のない随意契約20件(3.2%)</p> <p><平成24年度> (金額ベース)一般競争等20,780,413,293円(96.3%)、競争性のない随意契約789,335,978円(3.7%) (件数ベース)一般競争等482件(95.4%)、競争性のない随意契約23件(4.6%)</p> <p><平成25年度> (金額ベース)一般競争等46,456,587,991円(99.9%)、競争性のない随意契約52,350,972円(0.1%) (件数ベース)一般競争等463件(95.7%)、競争性のない随意契約21件(4.3%)</p> <p><平成26年度> (金額ベース)一般競争等91,234,094,003円(99.9%)、競争性のない随意契約91,768,638円(0.1%) (件数ベース)一般競争等488件(96.4%)、競争性のない随意契約18件(3.6%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○「独立行政法人における随意契約の適正化について(依頼)」、「公共調達適正化について」、「新エネルギー・産業技術総合開発機構における随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、引き続き随意契約の基準に係る規程及び各月毎の入札結果、随意契約の内容についてホームページで定期的に公表。</p> <p>○「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)」に基づき、平成23年7月以降から、管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約等が行われていないため、該当なし。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p>	<p>○ 各担当部毎に調達していた消耗品等や図書について、契約を一本化して、スケールメリットを追求。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 該当なし。</p>

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○「公共サービス改革基本方針」(平成24年7月20日閣議決定)を踏まえ、情報基盤サービス業務について、官民競争入札を実施し、原則として平成27年度から落札者による事業を実施。 ○外部来訪者の総合受付業務、情報基盤サービス関連業務、ウェブサーバ運用保守業務等について、一般管理費の削減等の観点から可能な限りアウトソーシング化し、競争入札を実施。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○「公共サービス改革基本方針」(平成24年7月20日閣議決定)を踏まえ、情報基盤サービス業務について、官民競争入札を実施し、原則として平成27年度から落札者による事業を実施。 ○随意契約や一者応札・応募等の点検・見直しを引き続き実施し、競争性、透明性を確保。 ○外部来訪者の総合受付業務、情報基盤サービス関連業務、ウェブサーバ運用保守業務等について、一般管理費の削減等の観点から可能な限りアウトソーシング化し、競争入札を実施。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○平成27年6月末に公表済。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○監事監査においては、給与水準について毎年度個別項目毎(人件費・対国家公務員指数)の監査を受けており、対国家公務員指数については、対前年度比較や国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由について、厳格なチェックを実施。 ○評価委員会においては、給与水準や監事監査結果の評価を受け、その評価結果を公表。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○国家公務員に準拠。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○予算策定過程において国による査定が行われており、必要な経費を積算段階から精査。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○各年度開始前に監査項目等を定めた内部監査計画に基づき計画的に業務監査及び会計監査を実施。また、監事監査との重複を避け、かつ監査内容の情報共有を図り効率的な監査を実施。監査法人とも内部監査の状況を情報共有。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○平成24年度の保有特許による収入は104,194千円。また、補助金適正化法における研究設備の使用の弾力化、成果把握の促進による収益納付制度の活用等を引き続き検討。</p>

6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 本基本方針以前より、複数の候補案件からの選択を要する事業については、産業界、大学、研究機関等約2000人の外部有識者を活用し、第三者の意見等を取り入れた事前評価及び採択評価を実施。またホームページ等のメディアを活用して、選定基準を事前に公表し、選定結果も公開。更に不採択応募者に対しては明確な不採択理由の通知を行い、選定過程の透明化に努力。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 産業界、大学、研究機関等約2000人の外部有識者を活用し、厳正な評価を行い、その結果を適切に反映。例えば、「次世代素材等レーザー加工技術開発プロジェクト」では、「初期目的を達成したテーマについては早期終了するなど研究開発の内容や目標を定め直すべきである」という中間評価結果を踏まえ、初期目的性能を達成した表面処理技術及び粉末成形技術に用いるレーザーの開発について早期終了。また、「がん超早期診断・治療機器の総合研究開発」では、「乳癌を主なターゲットとした世界最高水準の高輝度ナノ蛍光粒子の開発成果を利用し、他癌を含む多くの抗体で研究を進めること」という中間評価結果を踏まえ、他の抗体での技術開発を前倒して実施する等、評価結果を事業実施過程に適切に反映。事業の各段階における評価結果についてホームページで公開し、国民への説明責任を果たしているところ。</p>

No.	73	所管	経済産業省	法人名	新エネルギー・産業技術総合開発機構
-----	----	----	-------	-----	-------------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 【研究開発関連業務】 技術シーズ育成事業	研究開発関連業務の事業の重点化	23年度から実施	資金配分を徹底的に見直し、他府省等のプロジェクトとの重複排除のための仕組み強化や連携強化等に取り組み、事業規模の縮減等を図りつつ、重点化する。	1a	技術シーズ育成事業（先導的産業技術創出事業）については平成24年度以降の新規案件の採択は行わないこととした。 事業規模は平成22年度予算33.1億円から24年度予算額17.6億円と、平成22年度比で約15億円を縮減した。	措置済み
02 【研究開発関連業務】 ナショナルプロジェクト事業①研究開発	研究開発関連業務の抜本的見直し 事業規模の縮減・重点化 ア) ナショナルプロジェクトについて、一者への資金配分の徹底的な見直し イ) 産業技術総合研究所との関係の見直し ウ) 本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 エ) 他府省等のプロジェクトとの重複排除・連携強化	23年度から実施	研究開発関連業務については、研究開発法人の在り方が見直される中で、文部科学省や産業技術総合研究所等との関係も含めて抜本的にその在り方を見直す。 あらかじめ研究内容等を設定した政府主導の国家プロジェクトに重点化することとし、以下の取組を行う。 ・ナショナルプロジェクトについて、本法人の研究開発マネジメント機能がいかされない、一者への資金配分の徹底的な見直し ・本法人が実質的に研究開発マネジメントをしていない産総研への資金配分は全廃するなど、資金配分の徹底的な見直し ・本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 ・他府省等のプロジェクトとの重複排除のための仕組み強化や連携強化 以上により、平成22年4月の事業仕分け結果を踏まえた事業規模の縮減等を図りつつ、重点化する。	1a	NEDOの研究開発マネジメント機能が活かされない1者による事業は実施しないこととしている。かかる観点から産総研向け支出も精査した結果、平成24年度には支出総額は33億円（平成21年度比▲61億円）、件数は39件（平成21年度比▲95件）となった。 予算策定過程において、国による査定が行われており、NEDOのマネジメント機能が活かせる事業に重点化されている。 JSTの総括部署、プロジェクト担当部署同士による連絡会を平成24年度は9回開催して、双方の事業についての情報共有や意見交換を行った。これにより、一部のプロジェクトについて、具体的な連携が図られている。	措置済み
03 【研究開発関連業務】 ナショナルプロジェクト事業②実証事業	研究開発関連業務の抜本的見直し 事業規模の縮減・重点化 ア) ナショナルプロジェクトについて、一者への資金配分の徹底的な見直し イ) 産業技術総合研究所との関係の見直し ウ) 本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 エ) 他府省等のプロジェクトとの重複排除・連携強化	23年度から実施	研究開発関連業務については、研究開発法人の在り方が見直される中で、文部科学省や産業技術総合研究所等との関係も含めて抜本的にその在り方を見直す。 あらかじめ研究内容等を設定した政府主導の国家プロジェクトに重点化することとし、以下の取組を行う。 ・ナショナルプロジェクトについて、本法人の研究開発マネジメント機能がいかされない、一者への資金配分の徹底的な見直し ・本法人が実質的に研究開発マネジメントをしていない産総研への資金配分は全廃するなど、資金配分の徹底的な見直し ・本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 ・他府省等のプロジェクトとの重複排除のための仕組み強化や連携強化 以上により、平成22年4月の事業仕分け結果を踏まえた事業規模の縮減等を図りつつ、重点化する。	1a	NEDOの研究開発マネジメント機能が活かされない1者による事業は実施しないこととしている。かかる観点から産総研向け支出も精査した結果、平成24年度には支出総額は33億円（平成21年度比▲61億円）、件数は39件（平成21年度比▲95件）となった。 予算策定過程において、国による査定が行われており、NEDOのマネジメント機能が活かせる事業に重点化されている。 JSTの総括部署、プロジェクト担当部署同士による連絡会を平成24年度は9回開催して、双方の事業についての情報共有や意見交換を行った。これにより、一部のプロジェクトについて、具体的な連携が図られている。	措置済み
04 【研究開発関連業務】 ナショナルプロジェクト事業③基盤技術促進事業	新規採択の廃止、資金回収の徹底	23年度から実施	新規採択については廃止し、既往案件について、事業化計画等に関する進捗よく状況の把握・分析を踏まえた助言、経営分析を通じた経営成績の把握等に基づき、研究委託先からの収益納付・配当の促進により資金回収の徹底を図る。	2a	新規案件の採択は行っていない。 既往案件については、事業化計画の進捗よく状況等に基づき、費用対効果も勘案しつつ、平成26年度は109件の報告書徴収や55回の現地調査を実施した。今後とも資金回収の徹底を図る。	引き続き、新規案件の採択は行わない。 また、既往案件については、事業化計画の進捗状況に基づき、費用対効果も勘案しつつ現地調査を実施し、引き続き資金回収の徹底に努める。
05 【研究開発関連業務】 実用化・企業化促進事業	事業規模の縮減・見直し ア) 本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 イ) 他府省等のプロジェクトとの重複排除・連携強化	23年度から実施	予算の効率的な使用を進めるとともに、以下の取組を行う。 ・本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 ・他府省等のプロジェクトとの重複排除のための仕組み強化や連携強化	2a	マネジメント機能が活かせる事業に重点化するため、あらかじめ政策的ニーズの高い課題を設定した公募を行うとともに、引き続き技術指導を行うこととした。 JSTやJSPS等の他法人との連絡会や合同イベント等を開催することで、プロジェクト運営に係る情報共有や意見交換、研究開発成果の普及促進が図られている。	引き続き、研究開発マネジメント機能が活かせる事業への重点化等に努める。
06 新エネルギー・省エネルギー導入普及事業等 ①導入補助等	単純な普及支援の廃止又は他の民間団体への移管による国費の縮減 補助事業の重点化等による見直し	23年度中に実施	専門性を有しない単純な普及支援は、廃止又は他の民間団体へ移管することにより、国費を縮減する。	1a	地域新エネ・省エネビジョン事業等を平成22年度でNEDO事業から廃止。	措置済み
07 新エネルギー・省エネルギー導入普及事業等 ②新エネ債務保証	新エネルギー利用等債務保証の資金の国庫納付	23年度から実施	既存の保証契約に係る必要な額を算定し、不要額が確定次第、順次国庫納付する（基金残高20億円）。	2a	平成23年度以降、毎年保証契約に要する額を再計算し、不用額が確定次第、順次国庫納付予定。平成26年度においては債務保証残高が31.8億円から27.0億円に減少した。	引き続き、不要額が確定次第、順次国庫納付に努める。
08 新エネルギー・省エネルギー導入普及事業等 ③石炭資源開発	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への移管の検討	23年度中に実施	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への業務移管を検討する。	1a	平成25年4月1日に移管済み。	措置済み

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
09 京都メカニズム事業	国の判断・責任の下で実施	27年度までに実施	京都クレジットの取得は平成25年度末に終了見込みであることから、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づき、クレジット量の検証等が終了した段階で廃止する。平成25年度以降の新たなメカニズムについては、国際的な検討状況等を踏まえつつ、独立行政法人の制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。	2a	平成25年度末までに9,749万トンを取得し、政府目標の約1億トンをほぼ達成した。平成26年度以降は、日本から支払った資金が適切に環境プロジェクトに使われているかについての確認作業のみ実施している。当業務については、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第1条の2に基づき、クレジット量の検証等が終了した段階で平成28年3月31日までに廃止する。平成25年度以降の新たなメカニズムについては、国際的な検討状況等を踏まえつつ、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。	引き続き、事業の終了に向けて、本事業の着実な実施に努める。
10 【経過業務】 鉱工業承継業務	鉱工業承継勘定の出資金の国庫納付	22年度中に実施	企業への貸付債権、繰越欠損金等の扱いについて早急に検討し、国庫納付する（168億円）。	1a	平成23年3月29日に国庫納付済み。（168億円）	措置済み
11 【経過業務】 石炭経過業務	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への移管の検討	23年度中に実施	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への業務移管を検討する。	1a	平成25年4月1日に移管済み。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
12 省エネ・リサイクル支援法債務保証（一般）の資金	22年度中に実施	省エネ・リサイクル支援法債務保証（一般）の資金（約10.6億円）を国庫納付する。	1a	平成23年3月29日に国庫納付済み。（約10.6億円）	措置済み	
13 省エネ・リサイクル支援法債務保証（需給）の資金	22年度中に実施	省エネ・リサイクル支援法債務保証（需給）の資金（約21.8億円）を国庫納付する。	1a	平成23年3月29日に国庫納付済み。（約21.8億円）	措置済み	
14 新エネルギー利用等債務保証の資金（再掲）	23年度から実施	既存の保証契約に係る必要な額を算定し、不要額が確定次第、順次国庫納付する（基金残高20億円）。	2a	平成23年度以降、毎年保証契約に要する額を再計算し、不用額が確定次第、順次国庫納付予定。平成26年度においては債務保証残高が31.8億円から27.0億円に減少した。	引き続き、不要額が確定次第、順次国庫納付に努める。	
15 鉱工業承継勘定の出資金（再掲）	22年度中に実施	企業への貸付債権、繰越欠損金等の扱いについて早急に検討し、国庫納付する（168億円）。	1a	平成23年3月29日に国庫納付済み。（168億円）	措置済み	
16 省エネ・リサイクル支援法債務保証（特定）の資金	23年度中に実施	省エネ・リサイクル支援法債務保証（特定）の資金（5億円）を国庫納付する。	1a	平成23年10月4日に国庫納付済み。（5億円）	措置済み	
17 区分所有宿舍	23年度以降実施	区分所有宿舍（6戸）の売却を行い、売却収入を国庫納付する。	1a	平成25年1月25日に国庫納付済み。（約0.2億円）	措置済み	
18 粕屋敷地、太宰府敷地、筑紫野敷地、吉塚倉庫、篠栗書庫	22年度以降実施	粕屋敷地、太宰府敷地、筑紫野敷地、吉塚倉庫、篠栗書庫については引き続き売却処分等を実施する。	—	当該資産は、「災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、平成25年4月1日に石油天然ガス・金属鉱物資源機構に移管され、当該機構が対応する。	—	
19 伊東敷地	22年度以降実施	伊東敷地を国庫納付する。	2a	国庫納付に向け、平成24年12月、平成25年2月、平成25年10月、平成26年11月に入札を実施したが結果は不調となった。（簿価約0.02億円）	引き続き、入札方法（入札時期、公告期間）を工夫しつつ、国庫納付に向けた手続きに努める。	
20 研究設備（噴出試験設備）	22年度以降実施	平成22年度末の地熱開発促進調査事業終了後、売却する。	1a	平成24年3月27日に譲渡収入額0.1億円を国庫納付済み。	措置済み	
21 白金台研修センター	23年度中に実施	白金台研修センターを現物納付する。	1a	平成24年3月30日に現物納付済み（簿価約9.2億円）。	措置済み	
22 地方支部の廃止	24年度以降実施	地方支部（北海道、関西、九州）については、小規模な北海道支部は廃止し、関西・九州支部は管理機能を本部に統合する。なお、九州支部は石炭関連業務の石油天然ガス・金属鉱物資源機構への移管問題を踏まえて検討する。	1a	平成25年3月末で北海道支部、九州支部を廃止した。関西支部については管理機能を本部に統合した。	措置済み	
23 会議室の共用化	23年度中に実施	東京会議室について、他の独立行政法人と共用化を図り、本法人単独での借上げは廃止する。	1a	23年10月から経済産業研究所（RIETI）と会議室共用化を実施済み。	措置済み	
24 海外事務所の見直し	22年度中に実施	各海外事務所について、廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	海外事務所については、その現地活動実績を精査し、活動内容の適否を検討するとともに、海外事務所共用化等検討委員会を設置し、他の独法（JOGMEC、JETRO）との協力を合意済み。今後、個々の海外事務所の賃貸借契約期間、移転条件等の諸状況を踏まえ、海外事務所施設等の共用化・近接化を個別具体的に進めるとの結論を得た。なお、当該合意に基づき、JOGMECとは北京事務所及びワシントン事務所会議室の相互利用等を平成23年4月に開始し、JETROについてもバンコク事務所、欧州事務所等の会議室の相互利用等を平成23年9月に開始し、他独法との会議室の相互利用環境を整備済み。北京事務所については、賃貸借契約期間の到来、移転条件等を勘案し、JETROと同じビルに平成24年5月に移転済み。	措置済み	
25 取引関係の見直し	民間からの出向者数の見直し	23年度から実施	民間からの出向者数については、平成22年4月の事業仕分け結果を踏まえ、計画的に抑制する。	2a	民間からの出向者数については、引き続き抑制した。	引き続き、民間からの出向者数の抑制に努める。

No.	73	所管	経済産業省	法人名	新エネルギー・産業技術総合開発機構
-----	----	----	-------	-----	-------------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針		
1	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ・鳥飼敷地、福岡地行敷地について、平成21年9月に売却処分済み。 ・祖師谷宿舎、桜新町倉庫について、それぞれ平成22年8月及び6月に売却処分済み。 ・「災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、粕屋敷地、太宰府敷地、吉塚倉庫の売却額、筑紫野敷地及び篠栗書庫を平成25年4月1日に石油天然ガス・金属鉱物資源機構に移管済み。 ・指摘を受けた3つの研究施設について、先進型廃棄物発電フィールドテスト事業施設については、平成20年12月に売却処分済み、坑外模擬施設については、平成22年1月に解体撤去済み、噴出試験設備については、平成24年3月に売却処分済み。 	(措置済みのため記載無し)		
2	同上	同上		<ul style="list-style-type: none"> ○白金台研修センターについて、平成22年度末までに周辺地価の状況、代替施設の確保状況、周辺住民の理解及び協力等を踏まえつつ売却の可能性及び時期を含め検討し結論を得る。 	1	白金台研修センターについて、平成24年3月30日に国庫へ現物納付済み。	(措置済みのため記載無し)

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	経済産業省
法人名	日本貿易振興機構

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>● 第三期中期目標期間(23年度～26年度)の剰余金については、経済産業大臣の承認を得て繰り越す額を除き、7月中に全額を国庫納付予定。 ○ JETRO会館を24年2月13日に現物にて国庫納付済。 (21年度末の簿価 土地:174,000千円、建物:21,087千円) ○ 閉鎖した職員宿舎のうち、西宮宿舎については24年2月20日に現物により国庫納付済。千里山宿舎については、売却の上、24年3月に国庫納付済。 (21年度末の簿価 【西宮宿舎】土地:97,100千円、建物:0円、【千里山宿舎】土地:78,200千円、建物:0円) ○ また、江戸川台宿舎については、東日本大震災被災者のための宿泊施設として流山市に無償で貸与し、同市からの要請により1年単位で延長してきたが、27年3月末に入居者全員退去の連絡を受けたことを踏まえ、今後国庫納付に向けた調査・作業を実施。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>(一部再掲) ○ JETRO会館を24年2月13日に現物にて国庫納付済。 (21年度末の簿価 土地:174,000千円、建物:21,087千円) ○ 閉鎖した職員宿舎のうち、西宮宿舎については24年2月20日に現物により国庫納付済。千里山宿舎については、売却の上、24年3月に国庫納付済。 (21年度末の簿価 【西宮宿舎】土地:97,100千円、建物:0円、【千里山宿舎】土地:78,200千円、建物:0円)</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>行革の指摘等により見直しを行った資産についても継続的に必要性を精査し、不要と判断されたものは自主的に追加削減を行っている。例えば、行革の指摘により過去に部屋数の削減を行った対日投資ビジネスサポートセンター(IBSC)について、26年度中の福岡事務所の移転に伴い、常設のIBSC福岡を廃止し、27年度より必要時に民間の貸しオフィスを活用するオンデマンド方式へ切り替え。</p>

2. 事務所等の見直し

<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○相手国からの要望や日本企業のニーズに加え、海外事務所別の業務実績や支出実績、人件費・管理コスト等を総合的に勘案した結果、27年度中の北欧3事務所（ヘルシンキ、コペンハーゲン、ストックホルム）の閉鎖を決定。 ○存置する海外事務所についても、移転・縮小等により経費を節減。26年度は上海、トロント、ロンドン、シカゴ等8事務所にて移転・縮小等を実施し、年額32,000千円の借館料を削減。 ○国内では、25年度中の大阪本部及び名古屋事務所の借館契約終了に伴い、大阪本部は公募により決定した物件へ、名古屋事務所は市況よりも安価な県の行政財産へ移転し、かつ従来よりも契約面積を縮小した結果、それぞれ年額約50,000千円、約25,000千円の借館料削減に成功。大阪本部については、中小企業基盤整備機構（中小機構）の近畿本部と同一ビルへの移転により、共用化も達成。 ○関係機関との連携の一環で施設の相互利用やセミナー等の共催を行い、会場費などを節約。26年度は、中小機構と69件の施設の相互利用、86本のセミナー共催を実現し、共用化を図った。また、海外でも、相互の施設の共用化により経費を節減（例：北京、ロンドンの国際交流基金の多目的ホールを当機構や国際観光振興機構に貸出）。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>●本部（東京）については真に必要なもののみ限定されている。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>（一部再掲） ○相手国からの要望や日本企業のニーズに加え、海外事務所別の業務実績や支出実績、人件費・管理コスト等を総合的に勘案した結果、27年度中の北欧3事務所（ヘルシンキ、コペンハーゲン、ストックホルム）の閉鎖を決定。 ○存置する海外事務所についても、移転・縮小等により経費を節減。26年度は上海、トロント、ロンドン、シカゴ等8事務所にて移転・縮小等を実施し、年額32,000千円の借館料を削減した。 ○これまでの政府方針に基づき、当機構と、国際協力機構（JICA）、国際交流基金（JF）、国際観光振興機構（JNTO）の4法人間で、3法人以上の海外事務所が設置されている16都市については、共用化・近接化に向けた取り組み等を進めるとの結論を得て、定期的に進捗状況をモニタリングするとともに経済産業省ほか関係機関と情報共有し、その成果をフォローアップする環境を整備。その結果、25年度は6月にメキシコシティで当機構がJICAやJFと同一地区に移転し近接化を果たしたほか、26年3月にジャカルタで当機構、JFと同一ビルにJNTOが新たに入居し共用化。26年度には、11月にハノイにてJICAが当機構及びJFの事務所から徒歩圏内の物件に移転したほか、12月にはロンドンでJFが当機構と近接する物件に移転し、近接化を実現。加えて、2法人が海外事務所を設置する都市においても、6月にはパリでJICAの移転により当機構と近接化、上海では当機構が事務所面積を縮小し、空いたスペースにJNTOが6月に移転し共用化した等の成果が出ている。また、その他の都市についても適宜フォローアップを実施。 ○16都市それぞれで締結している「業務協力に関する合意書」に基づき、来訪企業・関係機関等に対する取組及び連絡先の紹介、各種イベントの関係者への周知、広報用資料の相互配置等の連携を実施。さらに、合意書の一環で、相互の施設の共用化を図り、経費を節減（例：北京、ロンドンのJFの多目的ホールを当機構やJNTOに貸出）。</p>

<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>● 現在、職員研修・宿泊施設は保有していない。 ○ JETRO会館を24年2月13日に現物にて国庫納付済。 (21年度末の簿価 土地:174,000千円、建物:21,087千円)</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>(一部再掲) ○ 閉鎖した職員宿舎のうち、西宮宿舎については24年2月20日に現物により国庫納付済。千里山宿舎については、売却の上、24年3月に国庫納付済。 (21年度末の簿価 【西宮宿舎】土地:97,100千円、建物:0円、【千里山宿舎】土地:78,200千円、建物:0円) ○ 費用対効果等の観点から再検証を行い、不要と判断された資産は自主的に廃止するなど効率化・合理化を図っている。例えば、26年度中の福岡事務所の移転に伴い、常設の対日投資ビジネスサポートセンター(IBSC)福岡を廃止し、27年度より必要時に民間の貸しオフィスを活用するオンデマンド方式へ切り替え。</p>

3. 取引関係の見直し
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

●競争性のない随意契約については、全ての案件について事前に契約総括責任者、契約審査責任者等が必要・事由や契約金額の妥当性について厳格な審査を行い、さらに外部有識者及び監事からなる契約監視委員会においても事前点検を受け、真にやむを得ないものに限定されている。その結果、26年度は件数ベース、金額ベースとも目標を達成(目標:件数12.1%、金額8.6%)。
●一者応札・応募の改善に向けては、国の基準である10日間を上回る2週間の公告期間の確保、調達見通しのウェブサイトでの公表、事業者が提案をするにあたり必要となる情報を適切に盛り込むなど仕様書の具体化、入札説明書は受領したが応札しなかった者へのヒアリング、機構の競争参加資格を有しなくても全省庁統一競争参加資格を有すれば入札に参加可能とする等の措置を講じている。
●22～26年度の契約状況は以下のとおり。

<22年度>

(件数ベース)

一般競争入札等437件(88.6%)、競争性のない随意契約56件(11.4%)

(金額ベース)

一般競争入札等3,899,922,905円(89.5%)、競争性のない随意契約455,818,338円(10.5%)

<23年度>

(件数ベース)

一般競争入札等355件(88.8%)、競争性のない随意契約45件(11.3%)

(金額ベース)

一般競争入札等4,755,864,603円(95.2%)、競争性のない随意契約237,721,693円(4.8%)

<24年度>

(件数ベース)

一般競争入札等333件(88.3%)、競争性のない随意契約44件(11.7%)

(金額ベース)

一般競争入札等4,459,091,462円(94.7%)、競争性のない随意契約250,775,357円(5.3%)

<25年度>

(件数ベース)

一般競争入札等533件(90.5%)、競争性のない随意契約56件(9.5%)

(金額ベース)

一般競争入札等6,403,295,317円(92.1%)、競争性のない随意契約552,704,848円(7.9%)

<26年度>

(件数ベース)

一般競争入札等388件(88.4%)、競争性のない随意契約51件(11.6%)

(金額ベース)

一般競争入札等4,397,390,139円(93.3%)、競争性のない随意契約316,439,402円(6.7%)

<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●説明責任及び透明性確保の観点から、各年度の財務情報、業務実績、契約状況等をウェブサイトで公表している。</p> <p>●関連公益法人等は存在しない。</p> <p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(23年6月3日内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長宛の事務連絡)に基づき、23年7月1日以降に入札公告掲載等調達手続を開始する案件について、該当する契約を締結した場合に、所要の情報をウェブサイトで公表している。24～26年度にそれぞれ1件の該当があることから、ウェブサイトにて公表した。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>関連法人(特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等)がないため、該当なし。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>他法人との共同調達については該当なし。</p> <p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>●市場化テストの導入により、コスト削減やサービスの質の向上が図られている。26年度末に契約終期を迎えた「ビジネスライブラリー運営業務」「コンピュータシステム運用管理業務」及び「アジア経済研究所図書館運営業務」については、公共サービスとして確保されるべき質に係る目標を全て達成するとともに、市場化テスト導入前と比較しそれぞれコストを約9%、20%、22%削減し、内閣府より良好な実施状況との評価を得た。この結果、「ビジネスライブラリー運営業務」は市場化テストから卒業、「コンピュータシステム運用管理業務」は次期入札の手続きが簡略化される「新プロセス」への移行が了承された。</p>

<p>○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○公共サービス改革プログラム(23年4月)等に沿った各府省の取り組みを踏まえつつ、随意契約や一者応札・応募等の点検・見直しを引き続き実施し、一層の効率化を推進する。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 理事長を始めとする役員及び監事の報酬については、関連規程等をウェブサイトに掲載するとともに、個人情報保護に留意しつつ、個別の額を公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>●「26年度監事監査報告書」(27年6月25日)における給与水準に係る記載： ・独立行政法人改革等に関する基本的な対応方針等過去の閣議決定において定められ、あるいは指摘された事項については、効率化目標の設定及び給与水準の適正化、随意契約の見直し、保有資産の見直し等の各事項において適正な対応が進められているものと認める。 ●25年度経済産業省独立行政法人評価委員会評価結果(27年7月1日時点で公表されている最新版)における給与水準に係る記載： ・給与水準に関しては、以下の理由からジェトロ職員の給与水準は国家公務員と比べて高い状況にあるところ。これに対して、優秀な人材が継続的に採用される観点から、現状の水準は適正と評価。 【理由】 ・海外における日系企業のビジネス環境整備等のために、相手国政府と調整や交渉をすることが求められている。そのため、語学力、海外での交渉に必要とされる異文化への高い順応性、国際情勢への精通、貿易投資に関する高度な知識が必要となるなど、専門性の高い優れた人材を登用(職員のうち、大学・大学院卒の割合が96.2%(国家公務員:54.1%)、職員の37.0%が特殊言語を含めたトリリンガル)。 ・採用形態別の職員構成に多様性がある国家公務員(Ⅰ種等8.7%、Ⅱ種等33.4%、Ⅲ種等49.2%)と異なり、ジェトロでは特定部署における一般管理事務を行う一般職の採用を23年度から開始したばかりで国のような職員構成の多様性に乏しい。 ・在職地域が東京、大阪で75.6%(国家公務員:36.3%)と国家公務員比較して地域手当の支給率が高い都市部に集中している点、他地域勤務者についても国の制度を準用した異動保障制度対象者が過半を占める点等。</p>

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 諸手当等については、引き続き国家公務員に準じたもの、またはそれ以下としている。法定外福利厚生費等については、26年度中に国家公務員と同様の手当の改正を実施。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 補助事業においては、個別事業ごとに所要経費について、単価・数量等の積算を作成した上で、予算要求を行っている。 ● 事業実施時の予定価格の積算においては、適正化の観点から、公表されている市場価格等に基づき調達部門と異なる部門が算出している。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 「内部監査規程」に基づき、監査室が業務全般に係る定期的・恒常的な内部監査を実施。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	○ 当機構のサービスは財政的余裕のない中小企業を中心に提供されているが、より多くの中小企業に適切にサービスを提供する観点から、対象の範囲を「応分の負担能力のある受益者」とするなど一定の条件を設定しつつ、利用料等の不断の点検・見直しを行っている。 ○ 上記の点を踏まえつつ、26年度は、一部分野の見本市参加に係る経費補助率を1/2から1/3に変更するなど、より適正な受益者負担を求めた。 ○ 加えて、業界団体等からの受託事業件数の増加や、自治体からの要請に基づき設置している貿易情報センター（国内事務所）の運営費負担金について、当機構の働きかけの結果新たに拠出する自治体が増加したことに伴う増額等により、26年度の自己収入は対前年度比で100,640千円拡大した。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	○ 調査成果の普及・啓蒙を図るべく、外部からの講演・執筆依頼に対し積極的に対応。26年度は176件の原稿執筆、344件の講演に対応。これにより受領した執筆料、講演料は11,890千円に上り、自己収入の拡大に貢献。 ○ 自己収入の拡大に向けた出版物等の販路拡大の一環として、日経テレコン21やG-Searchなどの大手ニュース検索サービスなどに、通商弘報及び月刊誌『ジェットロセンサー』の記事を販売し、26年度は6,811千円の自己収入を獲得。また、当機構の制作するTV番組「世界は今」を民間企業などに有償提供することで、収入として約2,700千円を計上。

6. 事業の審査、評価

<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>●引き続き、地域間の国際産業交流を支援する地域間交流支援事業(RIT事業)やアフリカビジネス実証事業(アフリカパートナーシップ促進支援事業)における案件の選定等において、外部の有識者を含めることで、選定プロセスの透明化を図る等の取り組みを実施している。</p> <p>(名称)地域間交流支援事業(RIT事業)案件採択諮問会議 (導入時期)19年度 (評価者)公開を前提とした委嘱をしていないため、非公表 (対象事業名)地域間交流支援事業(RIT事業) (評価の具体的事例等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同事業の案件採択について、地域支援や中小企業支援に係る外部有識者4名を諮問委員とすることにより、案件選定・採択の妥当性、客観性を高めている。27年度の案件採択(26年度実施)のプロセスでは、同会議を経て、継続案件6件のうち6件、新規案件8件のうち8件を採択した。 ・同プロセスを通じて得た、さらなる事業計画の磨き上げや実施体制の明確化等に関する具体的な指摘事項については、議事録で部内及び国内外の該当事務所にフィードバックするとともに、応募者への採択通知の際に委員の指摘を踏まえた内容を付すなどして、業務遂行時に留意している。 ・有識者の見解等は、公開を前提とした委嘱によるものではないため、非公表としている。 <p>(名称)アフリカビジネス実証事業(提案公募型開発投資実証事業)案件採択における審査 (導入時期)26年度 (評価者)公開を前提とした委嘱をしていないため、非公表 (対象事業名)アフリカビジネス実証事業(提案公募型開発投資実証事業) (評価の具体的事例等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TICAD Vフォローアップとして、アフリカ諸国を対象に現地での拠点設立を目指す日本企業を支援をする同事業の案件採択において、外部有識者2名を審査委員に含めた審査(面談)を行うことにより、選考過程の公平性・客観性を確保すると共に、支援の妥当性や支援対象候補の有用性(事業計画の妥当性や事業主の能力等)についての有識者の見解等を踏まえている。27年度の案件採択のプロセスでは、18案件のうち6件を採択した。 ・有識者の見解等は、公開を前提とした委嘱によるものではないため、非公表としている。
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○事業の廃止については、翌年度の経営方針を定める「経営方針決定会議」、組織のPDCAを図る「アウトカム向上委員会」、さらに次期中期目標・計画策定の検討過程において議論・決定。例えば、27年度経営方針の決定プロセスでは、所期の目的を達成した事業や一定の成果を上げた事業に加え、「共同進出支援事業」等ニーズが相対的に低い事業などを廃止した。</p> <p>○説明責任向上の取組みとして、各年度の業務運営に関する計画について記載した「年度計画」や、各事業の実績等について報告した「業務実績報告書」を通じ、採択された各事業の概要に加えて、商談件数、成約件数、役立ち度調査の結果などの事業成果・評価についてウェブサイト上で公表している。</p> <p>○経済産業省独立行政法人評価委員会における外部有識者による評価や、理事長の諮問機関である運営審議会における外部有識者からの業務運営に係る基本方針や事業計画等業務の実施方針等に関する助言については、事業実施過程に適切に反映させている。</p>

No.	74	所管	経済産業省	法人名	日本貿易振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 我が国中小企業等の国際ビジネス支援	国内事務所の徹底的な効率利用・連携促進	23年度中に実施	国内事務所は、自治体等と協議しつつ、中小企業基盤整備機構の地方事務所と同地域にある8か所の事務所について、共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図るとともに、集約も視野に入れた事務・事業の見直しの検討を行う。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-
	海外事務所の徹底的な効率利用・連携促進又は廃止	22年度中に実施	海外事務所は、それぞれの事務所の必要性について検証の上、在外公館、他法人との共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図る。また、政策的な役割が低下してきている事務所を廃止する。	1a	<ul style="list-style-type: none"> 相手国からの要望や日本企業のニーズに加え、海外事務所別の業務実績や支出実績、人件費・管理コスト等を総合的に勘案した結果、27年度中の北欧3事務所（ヘルシンキ、コペンハーゲン、ストックホルム）の閉鎖を決定。 これまでの政府方針に基づき、当機構と、国際協力機構（JICA）、国際交流基金（JF）、国際観光振興機構（JNTO）の4法人間で、3人以上の海外事務所が設置されている16都市については、共用化・近接化に向けた取り組み等を進めるとの結論を得て、定期的に進捗状況をモニタリングするとともに経済産業省ほか関係機関と情報共有し、その成果をフォローアップする環境を整備。その結果、25年度は6月にメキシコシティで当機構がJICAやJFと同一地区に移転し近接化を果たしたほか、26年3月にジャカルタで当機構、JFと同一ビルにJNTOが新たに入居し共用化。26年度には、11月にハノイにてJICAが当機構及びJFの事務所から徒歩圏内の物件に移転したほか、12月にはロンドンでJFが当機構と近接する物件に移転し、近接化を実現。加えて、2法人が海外事務所を設置する都市においても、6月にはパリでJICAの移転により当機構と近接化、上海では当機構が事務所面積を縮小し、空いたスペースにJNTOが6月に移転し共用化した等の成果が出ている。また、その他の都市についても適宜フォローアップを実施。 16都市それぞれで締結している「業務協力に関する合意書」に基づき、来訪企業・関係機関等に対する取組及び連絡先の紹介、各種イベントの関係者への周知、広報用資料の相互配置等の連携を実施。さらに、合意書の一環で、相互の施設の共用化を図り、経費を節減（例：北京、ロンドンのJFの多目的ホールを当機構やJNTOに貸出）。 	措置済み
	事業規模の見直し	23年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（事業規模の縮減）を踏まえ、経費の縮減等の措置を講じつつ、海外有力展示会への出展に係る中小企業への支援、ミッション派遣の際の相手国政府等との調整、海外市場動向を踏まえた輸出有望案件の発掘等、これまでに構築された内外のネットワークをいかした事業に重点化するとともに、国内事業者向けEPA制度の情報提供等、必要性の低下した事業を廃止し、事業規模を見直す。	2a	<ul style="list-style-type: none"> 事業の廃止に関する決定は、翌年度の経営方針を定める「経営方針決定会議」、組織のPDCAを図る「アウトカム向上委員会」、さらに27年度から始まる第四期中期目標・計画の策定過程において議論。 例えば27年度経営方針の決定プロセス（26年度中）では、所期の目的を達成した事業や一定の成果を上げた事業に加え、「共同進出支援事業」等ニーズが相対的に低い事業などを廃止した。 	引き続き、アウトカム向上委員会や経営方針決定会議等を通じて、組織全体で各種事業の見直しに取り組む。

		利用料金等の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	国内外で提供している各種サービスについて、無償・有償の範囲の検討や利用料金等の見直しを行い、自己収入の拡大を図る。	2a	<ul style="list-style-type: none"> ・当機構のサービスは財政的余裕のない中小企業を中心に提供されているが、より多くの中小企業に適切にサービスを提供する観点から、有償化や利用料金等の引上げの検討にあたっては、対象の範囲を「応分の負担能力のある受益者」とするなど一定の条件を設定している。 ・上記の点を踏まえつつ、26年度は、一部分野の見本市参加に係る経費補助率を1/2から1/3に変更するなど、より適正な受益者負担を求めた。 ・加えて、業界団体等からの受託事案件数の増加や、自治体からの要請に基づき設置している貿易情報センター（国内事務所）の運営費負担金について、新たに負担金を拠出する自治体の増加に伴う増額等により、26年度の自己収入は対前年度比で100,640千円拡大した。 	引き続き、有料セミナー・コンテンツ販売などに加え、自治体等からの受託事業や会員の獲得など自己収入の拡大に取り組む。
02	対日投資拡大	対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）の縮減	23年度中に実施	対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）テンポラリーオフィスについて、企業の入居率が低いものがあることなどを踏まえ、その規模について見直し、効率化した上で、入居率が改善しないものは廃止する。	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・23年度に、21年度以降のピーク時の利用状況等を踏まえて以下の規模の見直しを実施し、入居率の維持・向上を図った。 東京（32部屋→23部屋、23年10月）、横浜（4部屋→3部屋、24年1月）、名古屋（5部屋→4部屋、23年4月）、大阪（6部屋→5部屋、24年1月）。 ・25年度に、大阪本部および名古屋貿易情報センターの移転時期に合わせて利用状況を再精査し、IBSC大阪、IBSC名古屋をさらに2部屋ずつ削減。 ・さらに26年度には、福岡事務所の移転に伴い、常設の対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）福岡を廃止し、27年度より必要時に民間の貸しオフィスを活用するオンデマンド方式へ切り替え。 	措置済み
		対日投資ハンドブック発行事業の廃止	22年度中に実施	対日投資ハンドブック発行事業を廃止する。	1a	22年度をもって廃止。	措置済み
03	開発途上国との貿易取引拡大	国際的な合意又は我が国若しくは相手国政府の要請に基づくものへの特化	23年度中に実施	国際的な合意又は我が国若しくは相手国政府の要請に基づくもの（EPAに基づき相手国に対して行う専門家派遣等産業協力事業、TICADIVのフォローアップ等）に特化し、それ以外の事業は原則として実施しないこととする。	1a	ASEAN・インド物流円滑化支援プログラム、南自動車裾野産業育成事業、ホーチミン（ベトナムIT）産業育成支援事業、メキシコ自動車裾野産業育成事業等を22年度中に廃止した。	措置済み
		ASEAN・インド物流円滑化支援事業の廃止	22年度中に実施	ASEAN・インド物流円滑化支援事業を廃止する。	1a	22年度をもって廃止。	措置済み
04	調査・研究等	アジア経済研究所の日本貿易振興機構との統合効果の検証	23年度中に実施	アジア地域等の調査業務については、アジア経済研究所と日本貿易振興機構の統合によるシナジー効果を検証しつつ、両者の業務の効率化を図る。	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・検証の結果、シナジー効果が特に期待される取組として、アジア経済研究所の地域研究や計量分析のノウハウと、日本貿易振興機構が強みを持つ日本企業・現地日系企業のビジネス動向に係る情報を組み合わせたFTA/EPA分野の調査・研究、外国政府に対する政策提言研究、セミナー・公開講座の開催等の取組みを実施した。 ・また、東アジア経済統合に貢献する政策提言・政策研究を行う国際機関ERIA（東アジア・ASEAN経済研究センター）を支援するため、機構本部とアジア経済研究所が連携して実施する調査・研究を継続した。 ・業務効率化の面では、出版流通業務の一本化、出版倉庫の統合、販売管理システムの統合等を進めた。 	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
05	不要資産の国庫返納	敷金・保証金等	22年度及び23年度以降実施	敷金・保証金等（約353億円）を国庫納付する。	1a	・約353億円のうち、24年度までに約286億円を国庫納付済み。 ・残る大阪本部の借上保証金約67億円についても、預託期限である26年3月末に預託先である民間企業より返還を受け、26年7月に国庫納付済み。	措置済み
06		有価証券評価差額金	23年度中に実施	有価証券評価差額金（約6.2億円）を国庫納付する。	1a	有価証券評価差額金については、23年3月に国庫納付済み。	措置済み
07		JETRO会館	23年度中に実施	JETRO会館を国庫納付する。	1a	24年2月13日に現物にて国庫返納済 (21年度末の簿価 土地：174,000,000円、建物：21,086,818円)	措置済み
08	事務所等の見直し	国内事務所の徹底的な効率利用・連携促進（再掲）	23年度中に実施	国内事務所は、自治体等と協議しつつ、中小企業基盤整備機構の地方事務所と同地域にある8か所の事務所について、共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図るとともに、集約も視野に入れた事務・事業の見直しの検討を行う。	-	上記01に同じ。	上記01に同じ。
09		海外事務所の徹底的な効率利用・連携促進又は廃止（再掲）	22年度中に実施	海外事務所は、それぞれの事務所の必要性について検証の上、在外公館、他法人との共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図る。また、政策的な役割が低下してきている事務所を廃止する。	1a	上記01に同じ。	措置済み
10		職員宿舍の集約化、職員宿舍の自己負担割合の見直し	22年度中に実施	低い入居率等効率的利用が図られていない職員住宅を見直し、集約化を図る。また、職員宿舍の職員の自己負担率については、国家公務員の負担率に準じ、引上げを検討する。	1a	・閉鎖した3宿舍のうち、江戸川台宿舍については、東日本大震災被災者のための宿泊施設として流山市に無償で貸与し、同市からの要請により1年単位で延長してきたが、27年3月末に入居者全員退去の連絡を受けたことを踏まえ、今後国庫納付に向けた調査・作業を実施。 ・西宮宿舍については24年2月20日に現物により国庫納付済。千里山宿舍については、売却の上、24年3月に金銭により国庫納付済。 (21年度末の簿価 【千里山宿舍】土地：78,200,000円、建物：0円、【西宮宿舍】土地：97,100,000円、建物：0円) ・職員宿舍の自己負担率については、現時点で国家公務員と同水準となっている。	措置済み
11	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（人件費の抜本的改革）を踏まえ、ラスパイレス指数を更に引き下げため、賞与の引下げ等の措置を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。			
12	人事管理の見直し	現役出向の見直し	22年度から実施	現役出向については、その必要性を検証し、適材適所を徹底する。	2a	・現役出向については、個々の配置先の業務内容を精査した上で、現役出向の必要性、必要とされる資質等の検証を実施。26年度においても、個々の業務内容を精査し、配置の見直しを実施した。	引き続き、現役出向の必要性等を検証し、適材適所を徹底する。

13	業務運営の効率化等	管理費の見直し	22年度から実施	管理費を抜本的に見直し、縮減する。	2a	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金については、第三期中期計画期間中（23年度～26年度）、一般管理費および業務経費の合計について、毎年度平均で前年度比1.15%以上の効率化を図ることとしている。23～26年度の平均（一般管理費及び業務経費の合計）はこれを上回る1.36%の効率化を達成。 ・25年度中の大阪本部および名古屋事務所の借館契約終了に伴い、大阪本部は公募により決定した物件へ、名古屋事務所は市況よりも安価な県の行政財産へ移転し、かつ従来よりも契約面積を縮小した結果、それぞれ年額約50,000千円、約25,000千円の借館料削減に成功。 ・立地や建物の属性等を考慮した結果、大幅な借館料の見直しが必要とされていた国内事務所については25年度中に減額を実現したが、26年度も引き続き契約締結先に対して契約額の見直しを交渉したところ、新潟事務所で年額約370千円の減額を達成。 ・海外事務所においては、26年度中に上海、トロント、ロンドン、シカゴ等8事務所にて事務所の移転・縮小等を実施し、年額32,000千円の借館料を削減。 	27年度からの第四期中期目標期間においても、引き続き管理費の縮減に取り組み、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比1.15%以上の効率化を行う。
----	-----------	---------	----------	-------------------	----	---	---

No.	74	所管	経済産業省	法人名	日本貿易振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し			
		職員宿舎について、平成22年度までに売却する。	1	22年度(23年3月)に国庫納付済み。	
		職員宿舎について、平成22年度までに集約化を行う。	1	<p>○22年度までに西宮宿舎、千里山宿舎、江戸川台宿舎を閉鎖(21年9月:西宮、千里山、22年12月:江戸川台)。</p> <p>○西宮宿舎については24年2月20日に現物により国庫返納済。千里山宿舎については、売却の上、24年3月に国庫返納済。</p> <p>○江戸川台宿舎については、東日本大震災被災者のための宿泊施設として流山市に無償で提供し、同市からの要請に基づき1年単位で延長してきたが、27年3月末に入居者全員退去の連絡を受けたことを踏まえ、今後国庫納付に向けた調査・作業を実施。</p>	24年4月3日行政改革実行本部決定「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」および24年12月14日行政改革担当大臣決定「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」の決定事項に基づき、今後5年を目処に、首都圏の宿舎(借上を含む)について全体の約3分の1を廃止する。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	経済産業省
法人名	情報処理推進機構

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○信用基金(90.5億円)及び地域出資勘定の解散分配金(11.4億円)をH23.3.29に返納済み。 ○信用基金以外の一般勘定の資産については、講ずべき措置の実施時期を前倒して2.3億円をH23.3.29に返納済み。また、引き続き資産の精査を実施し、政府出資金(40億円)をH24.3.28に返納済み。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	●自主的な見直しとして、民間出資金(7.2億円)についてもH23.4.28までに返還済み。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	●本部事務所の借り上げについて、賃借料の見直し交渉等を契約更新時に実施するなど経費を削減済み。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○情報処理技術者試験実施業務について市場化テストを実施し、平成23年度に関東支部を廃止済み。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	●唯一の海外事務所であるニューヨーク事務所は、産業界に対するヒアリングにおいても、海外の動向をわが国の産業界に提供することが極めて重要という認識。なお、当該事務所は、基本方針決定前からJETROと施設の共用をしている。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○情報処理技術者試験実施業務について市場化テストを実施し、平成23年度までに全ての支部を廃止済み。 ●本部事務所の借り上げについて、賃借料の見直し交渉等を契約更新時に実施するなど経費を削減済み。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○「随意契約等見直し計画(H22.4月策定)」に沿って、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等に移行等、実施済み。</p> <p>【平成22年度】 (金額ベース) 一般競争等:2,097,317千円(79.4%)、競争性のない随意契約:544,318千円(20.6%) (件数ベース) 一般競争等 237件(92.2%)、競争性のない随意契約 20件(7.8%)</p> <p>【平成23年度】 (金額ベース) 一般競争等:4,201,672千円(89.7%)、競争性のない随意契約:482,785千円(10.3%) (件数ベース) 一般競争等 227件(92.7%)、競争性のない随意契約 18件(7.3%)</p> <p>【平成24年度】 (金額ベース) 一般競争等:2,210,447千円(82.9%)、競争性のない随意契約:454,575千円(17.1%) (件数ベース) 一般競争等 157件(93.5%)、競争性のない随意契約 11件(6.5%)</p> <p>【平成25年度】 (金額ベース) 一般競争等:5,104,753千円(91.7%)、競争性のない随意契約:461,092千円(8.3%) (件数ベース) 一般競争等 130件(92.9%)、競争性のない随意契約 10件(7.1%)</p> <p>【平成26年度】 (金額ベース) 一般競争等:2,584,984千円(85.4%)、競争性のない随意契約:443,588千円(14.6%) (件数ベース) 一般競争等 98件(91.6%)、競争性のない随意契約 9件(8.4%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●契約に係る情報については、基本方針決定前から当機構HPにて情報公開済み。</p> <p>●再就職の状況等の情報公開については、H23.7.1以降の入札公告掲載分から順次実施中。なお、管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当法人との取引高が相当の割合である法人は存在しない。</p>

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約等が行われていないため、該当なし。
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	機械及び測定器等の共同使用可能な調達物件の該当なし。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	研究開発事業がないため該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	●官民競争入札等の積極的な導入については、基本方針決定前から情報処理技術者試験実施業務について市場化テストを実施済み。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	●随意契約・一者応札の見直しについて、競争を制限するような仕様になっていないかなど、募集要領等の内容を精査するとともに、入札説明会に参加したものの、応札しなかった者にヒアリングを実施するなどの取組を推進したことにより、競争性・透明性を確保。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	●理事長等の報酬については、基本方針決定前から、当機構HP上にて公表済み。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	●給与水準については、ラスパイレス指数を参考にしつつ監事及び独法評価委員会により確認し、その結果を公表するなど給与水準の適正性について確認済。

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●法定外福利厚生費、給与振込経費、出張旅費などの事務経費及び職員諸手当については、国家公務員に準じた規程等へ変更済み。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	●事業費等については、年度計画の策定段階において、必要な経費の積算に基づき、必要性等を協議・精査する取組を実施。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	●内部監査業務を実施する体制については、理事長直轄の監査室を設置しており、毎年度、監査計画を策定し的確に監査を実施。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	○印刷製本物などの販売やセミナーの有料化を実施。平成26年度の自己収入額は10,398千円に増額(平成21年度比247.4%)。引き続き自己収入の拡大を図るべく検討中。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	●印刷製本物の有料化及び出版物の著作権行使(印税出版)を実施済み。なお、販路拡大の取り組みとして、当機構からの直販以外にインターネットを利用した(Amazon経由)販売、全官報販売店・書店販売も実施。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	●事業の計画や実績について、有識者から構成される審議委員会において助言を頂くとともに、事業の戦略や方針、適正、成果等について審議していただいている。 また、事業実績については、当該事業に応じた審議委員会を開催し、各議題に応じた審議がされている。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	中間評価を必要とする中長期にわたる事業がないため該当なし。

No.	75	所管	経済産業省	法人名	情報処理推進機構
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	情報セキュリティ等対策の推進	国費の縮減及び仕組みの見直し	23年度中に実施	情報セキュリティ対策業務の実施体制を見直し、予算の効率的な執行、人件費の節減等により一層のコスト削減努力を行い、重点化する。	1a	ウイルス不正アクセス対策業務と脆弱性対策業務を担当するグループを平成23年4月1日に統合し、予算の効率化と人件費約500万円の節減を実現。さらに、従来の技術部門における技術的なりソース（人材、機能、ノウハウ）を有効に利用するため、各技術部門を統括する「技術本部」を設置（H23.7.1）。また、4つの相談窓口（ウイルス110番、不正アクセス相談、winny119番、不審メール110番）を一本化し、「情報セキュリティ安心相談窓口」を設置するなど、利便性の向上と業務の重点化を実施。	措置済み
02	情報システムの信頼性の向上	民営化を含めた抜本的な見直し	24年度中に実施	これまでの事業の成果が情報システムの信頼性の向上にどのように貢献したかを厳格に評価し、民間による事業の代替可能性を検討した上で、事業の在り方を抜本的に見直す。その際、適切な受益者負担の在り方も検討する。	1a	<p>第2期中期目標期間の最終年度となる平成24年度において、すべての事業について、適切な受益者負担の在り方も含めて抜本的な見直しを実施。</p> <p>(1) IPA実施の妥当性について、民間事業者が実施した場合における比較の観点を勘案し、次の3つの基準を設定。すべての事業について、どの基準を満たすものであったのか評価を行った。 [民間では収集が困難な情報の収集が不可欠な事業] - 機微情報活用事業：企業秘密や機密性の高い情報の収集・分析が不可欠な事業 - ノウハウ集約事業：個別企業の経験やノウハウの収集・一般化が不可欠な事業 [政策的必要性] - 事業を開始した時点における政策的必要性に基づき実施したものであって民間では取組みが進まない事業</p> <p>(2) 更に、今後は国民生活や社会基盤を支える重要インフラ分野や電子政府等における情報処理システムの信頼性・安全性の向上に係る取組みに重点化を図るとの観点から、すべての事業について、今後の方向性を次の4つの類型として整理した。 - 次期中期計画期間において、中期目標に従って所要の見直しを行った上で事業に取り組むもの - 移管先となる機関・団体において、必要に応じ改定等のメンテナンスまで可能となる成果については、第2期中期計画期間をもって完全に民間移管 - 所要の改訂を行う必要性が極めて高く、かつ民間では対応が困難な企業秘密扱いの情報収集・分析が不可欠な成果については、改訂業務を除き普及促進を民間移管するもの - 当初の事業目的を達成したため、第2期中期計画期間をもって事業を終了するもの</p> <p>(3) その結果、以下のとおり、全54事業のうちIPAとして優先的に取り組む事業を10事業に絞り込み、残りの事業は民間移管または事業終了とすることとした。また、当該見直しについて、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会第二WGに対して説明を行うとともに、これを踏まえた次期中期目標及び中期計画について、経済産業省独立行政法人評価委員会です承されている。 ①次期中期計画期間において、中期目標に従って所要の見直しを行った上で事業に取り組むもの。（10事業：重要インフラ情報システムの高信頼性対策、文字情報基盤整備事業等） ②移管先となる機関・団体において、必要に応じ改定等のメンテナンスまで可能となる成果については、第2期中期計画期間をもって完全に民間移管。（13事業：非機能要求グレードの策定・活用事例収集・研修用教材の策定、Rubyの国際標準化事業等） ③所要の改訂を行う必要性が極めて高く、かつ民間では対応が困難な企業秘密扱いの情報収集・分析が不可欠な成果については、改訂業務を除き普及促進を民間移管するもの。（8事業：ソフトウェア開発プロセスの改善強化事業、地域・中小企業における超上流工程の取組み強化事業等） ④当初の事業目的を達成したため、第2期中期計画期間をもって事業を終了するもの。（23事業：上流工程での高信頼化技術促進事業、ビジネス環境の変化への迅速な対応事業等）</p>	措置済み

03	高度IT人材の育成（スキル標準等）	民間では代替困難な業務以外の廃止	24年度中に実施	情報処理技術者試験以外のIT人材の育成業務については、情報処理技術者試験の適切な運営に不可欠な業務など、民間では代替が困難な業務に特化し、他の業務は廃止する。	1a	<p>第2期中期目標期間の最終年度となる平成24年度において、すべての事業について、抜本的な見直しを実施。</p> <p>(1) IPA実施の妥当性について、民間事業者が実施した場合における比較の観点を勘案し、次の4つの基準を設定。すべての事業について、どの基準を満たすものであったのか評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 秘匿情報分析型事業：民間では収集が困難な、人事・経営、教育研修・知財等に関する秘匿性の高い情報の収集・分析が不可欠な事業 関係者調整型事業：多様な関係者の調整や連携が必要で、中立性・公平性を確保しながら実施すべき事業 政策実施事業：事業を開始した時点における政策的必要性に基づき実施したものであって民間では取組みが進まない事業 法令明記型事業：法令でIPAにて実施が明記されている事業 <p>(2) 更に、すべての事業について、今後の方向性を次の4つの類型として整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次期中期計画期間において、中期目標に従って所要の見直しを行った上で事業に取り組むもの。 移管先となる機関・団体において、必要に応じ改訂等のメンテナンスまで可能となる成果については、第2期中期計画期間をもって完全に民間移管。 諸外国との関係を損ないかねない業務を除き、第2期中期計画期間をもって事業を終了するもの。 当初の事業目的を達成したため、第2期中期計画期間をもって事業を終了するもの。 <p>(3) その結果、以下のとおり、全21事業のうち、情報処理技術者試験の適切な運営に不可欠な業務など民間では代替が困難な事業に特化し、他の業務を廃止することとした。また、当該見直しについて、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会第2WGに対して説明を行うとともに、これを踏まえた次期中期目標及び中期計画について、経済産業省独立行政法人評価委員会です承されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①次期中期計画期間において、中期目標に従って所要の見直しを行った上で事業に取り組むもの。(8事業：情報処理技術者試験の改革及び着実な試験実施に関する事業、未踏IT人材発掘・育成事業と環境整備事業等) ②諸外国との関係を損ないかねない業務を除き、第2期中期計画期間をもって事業を終了するもの。(2事業：スキル標準のアジア各国への導入支援事業、情報処理技術者試験のアジア展開事業) ③当初の事業目的を達成したため、第2期中期計画期間をもって事業を終了するもの。(11事業：先導的産学連携実践的IT教育に関する調査事業、IT活用による中小企業経営に関する支援等事業等) 	措置済み
04	高度IT人材の育成（情報処理技術者試験等）	試験実施業務の民間実施	23年度中に実施	平成22年11月の事業仕分け結果を踏まえ、公的な試験という位置付けは維持しつつ、試験の企画業務（問題作成等）以外の試験実施の業務のすべてを民間で実施する。地方組織（6地方支部）は全廃する。	1a	情報処理技術者試験の企画業務以外の試験実施業務のうち、北海道、東北、九州の試験地区については、市場化テストのプロセスに基づき、平成22年度から民間との委託契約を実施するとともに、それぞれの支部を廃止済み。また、関東、中部、近畿の試験地区についても、平成23年度に民間との委託契約を実施するとともに、それぞれの支部を廃止済み。	措置済み
05	オープン・クラウド環境整備	事業の廃止（独立行政法人の事業として行わない）	23年度中に実施	緊急性、官民の役割分担を踏まえ、独立行政法人の事業としては廃止する。	1a	平成23年度運営費交付金予算要求（4.5億円）から取り下げたため、法人の事業としては行わない。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
06	不要資産の国庫返納	信用基金	22年度中に実施	債務保証事業の廃止に伴い、信用基金（約90.5億円）を国庫納付する。	1a	約90.5億円を国庫納付済み（平成23年3月29日）。	措置済み
07		一般勘定の資産	23年度中に実施	信用基金を除く一般勘定の資産についても精査した上で、金額が確定次第、40億円以上の国庫納付を行う。	1a	新規引受を廃止した債務保証業務に係る財産的基礎の出資金（約2.3億円）については、国庫納付済み（平成23年3月29日）。また、上記以外の一般勘定における資産についても、精査のうえ政府出資金40億円を国庫納付済み（平成24年3月28日）。	措置済み
08		地域事業出資業務勘定の出資金	22年度中に実施	解散分配金（約11.4億円）を国庫納付する。	1a	約11.4億円を国庫納付済み（平成23年3月29日）。	措置済み
09	事務所等の見直し	情報処理技術者試験の実施のための借上事務所の廃止	24年度末までに実施	情報処理技術者試験の実施のための借上事務所を廃止する。	1a	北海道、東北、九州の各支部は、平成22年12月をもって事務所を廃止。また、関東、中部、近畿の各支部についても、平成23年12月をもって事務所を廃止し、情報処理技術者試験実施のための借上事務所を全廃。	措置済み

<p>10 取引関係の見直し</p> <p>一者応札・一者応募の改善</p> <p>22年度から実施</p> <p>随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。</p>	<p>随意契約等見直し計画（平成22年4月策定）に沿って、真にやむを得ないものを除き一層の競争性の確保に努めることとし、実施中。</p> <p>【平成22年度】 （金額ベース） 一般競争等：2,097,317千円（79.4%）、競争性のない随意契約：544,318千円（20.6%） （件数ベース） 一般競争等 237件（92.2%）、競争性のない随意契約 20件（7.8%）</p> <p>【平成23年度】 （金額ベース） 一般競争等：4,201,672千円（89.7%）、競争性のない随意契約：482,785千円（10.3%） （件数ベース） 一般競争等 227件（92.7%）、競争性のない随意契約 18件（7.3%）</p> <p>【平成24年度】 （金額ベース） 一般競争等：2,210,447千円（82.9%）、競争性のない随意契約：454,575千円（17.1%） （件数ベース） 一般競争等 157件（93.5%）、競争性のない随意契約 11件（6.5%）</p> <p>【平成25年度】 （金額ベース） 一般競争等：5,104,753千円（91.7%）、競争性のない随意契約：461,092千円（8.3%） （件数ベース） 一般競争等 130件（92.9%）、競争性のない随意契約 10件（7.1%）</p> <p>【平成26年度】 （金額ベース） 一般競争等：2,584,984千円（85.4%）、競争性のない随意契約：443,588千円（14.6%） （件数ベース） 一般競争等 98件（91.6%）、競争性のない随意契約 9件（8.4%）</p>	<p>引き続き実施。</p>
<p>11 業務運営の効率化等</p> <p>出版物の有料化による自己収入の拡大</p> <p>22年度から実施</p> <p>印刷製本物やセミナー等の有料化を順次実施し、自己収入の拡大を図る。</p>	<p>2a</p> <p>印刷製本物などの販売やセミナーの有料化を実施。平成26年度の自己収入額は10,398千円に増額（平成21年度比247.4%）。引き続き自己収入の拡大を図るべく検討中。</p>	<p>引き続き実施。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	経済産業省
法人名	石油天然ガス・金属鉱物資源機構

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	(案)具体的な見直し状況等
<p>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</p> <p>1. 不要資産の国庫返納</p>	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 独立行政法人通則法の改正法が平成22年11月に施行されたことに伴い、同法の規定に基づき、鉱害保証債務基金288,700千円、旧宿舍の売却収入のうち、新宿舍の買換資金に充当した分を除いた残金330,758千円及び使用する見込みがなくなった運営費交付金債務2,387,507千円を平成23年3月28日に国庫納付した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理業務に係る倉庫については、平成22年度中に、岩手県との倉庫の無償譲渡手続きについて、全て完了した。箱根研修施設については、東日本大震災の被災者受入施設として登録していたが、平成23年8月に被災者受入施設としての登録解除を行い、平成24年3月30日に国庫へ現物納付を完了した(機構簿価:139,125千円)。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 平成22年度においては、独立行政法人通則法の規定に基づき、①箱根研修施設に対する温泉給湯権利保証金に係る譲渡収入及び②金属等高効率回収システム開発補助事業で取得した設備に係る譲渡収入を平成23年3月に国庫納付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産の区別:①及び②金融 ・資産の名称:①温泉給湯権利保証金、②溶融塩溶解装置ほか19件 ・平成21年度末簿価:①2,000千円、②364,695千円 ・納付の区別:金銭納付 ・国庫納付額:①1,745千円、②216,920千円 ・国庫納付の時期:①及び②平成23年3月 <p>● 平成23年度においては、①金属等高効率回収システム開発補助事業で取得した設備に係る譲渡収入を平成23年8月に、②機構本部の移転に伴う敷金償還金を平成24年3月に国庫納付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産の区別:金融 ・資産の名称:①タンゲステン酸アンモニウム焙焼設備、②敷金償還金 ・平成22年度末簿価:①53,750千円、②442,414千円 ・納付の区別:金銭納付 ・国庫納付額:①25,000千円、②442,414千円 ・国庫納付の時期:①平成23年8月、②平成24年3月 <p>● 平成24年度においては、①DME石油化学原料化技術開発事業及び流動挙動推定システム開発事業で取得した設備に係る譲渡収入を平成24年4月に、②公用車・係留索譲渡に係る保有資金を平成24年9月に、③GTL実証研究(FT合成技術の研究開発)で取得した設備に係る譲渡収入を平成24年10月に、④枯渇油ガス田および微生物を利用した天然ガス鉱床の再生に関する研究他で取得した設備に係る譲渡収入を平成25年3月に国庫納付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産の区別:金融 ・資産の名称:①反応生物分析装置ほか13件、②現金及び預金57,252千円、③FT合成ロングラン設備ほか19件、④BioRadDCode 微生物群集解析基本システムほか109件 ・平成23年度末簿価:①2,379千円、②57,252千円、③29,760千円、④13,424千円 ・納付の区別:金銭納付 ・国庫納付額:①5,086千円、②57,252千円、③14,176千円、④17,252千円 ・国庫納付の時期:①平成24年4月、②平成24年9月、③平成24年10月、④平成25年3月

	<p>●平成25年度においては、①運営費交付金精算収益化額及び②前中期目標期間繰越積立金の積立金振替額を平成25年10月に、③希土類金属等回収技術研究開発事業他で取得した設備に係る譲渡収入を平成25年11月に、④資産買収出資のための東日本大震災復興特別会計出資金を26年3月に国庫納付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産の区別:金融 ・資産の名称:①現金及び預金6,576,699千円及び②現金及び預金8,291,571千円、③廃研磨材形状分析装置ほか70件、④現金及び預金8,000,000千円 ・平成24年度末簿価:①6,576,699千円、②8,291,571千円、③458,297千円、④8,000,000千円 ・納付の区別:金銭納付 ・国庫納付額:①6,576,699千円、②8,291,571千円、③217,748千円、④8,000,000千円 ・国庫納付の時期:①及び②平成25年10月、③平成25年11月、④平成26年3月 <p>●平成26年度においては、資産買収出資のための東日本大震災復興特別会計出資金に係る運用益を平成26年5月に国庫納付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産の区別:金融 ・資産の名称:現金及び預金7,101千円 ・平成25年度末簿価:7,101千円 ・納付の区別:金銭納付 ・国庫納付額:7,101千円 ・国庫納付の時期:平成26年5月
<p>2. 事務所等の見直し</p>	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 石油備蓄基地事務所については、安全性を確保しつつ人員配置等を精査し、平成25年度中に全ての国家石油備蓄基地事務所において3名体制とした。</p> <p>●平成24年9月に行われた機構法改正により、機構の業務に新たに石炭開発、地熱開発業務が、平成25年4月には石炭経過業務が追加されたが、国内支所、海外支所の効率的な運用を目指した所掌業務の見直しを実施し、当面は、支所の人員数は従来のまま据え置くこととした。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 会議所であるJOGMEC東京カンファレンスルームについては、平成23年5月をもって賃貸契約を解約した。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○海外事務所については、その現地活動実績を精査し、活動内容の適否を検討するとともに、海外事務所共用化等検討委員会を設置し、他の独法(JETRO、NEDO)との協力を合意済み。当該合意に基づき、NEDOとは北京事務所及びワシントン事務所会議室の相互利用等を平成23年4月に開始し、JETROについても、北京他の海外事務所等の会議室相互利用等を平成23年9月に開始し、他独法との会議室の相互利用環境を整備済み。北京事務所については、平成24年7月にJETRO、NEDOと同じビルに移転済み。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 箱根研修施設については、東日本大震災の被災者受入施設として登録していたが、平成23年8月に被災者受入施設としての登録解除を行い、平成24年3月30日に国庫へ現物納付を完了した。また、会議所であるJOGMEC東京カンファレンスルームについては、平成23年5月をもって賃貸契約を解約し、貸会議室等の利用によって効率化を図ったところ。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>●平成23年5月のJOGMEC本部事務所の東京都(虎ノ門)への移転により、川崎及び都内に分散した機能を集約化することによる効率化を図り、賃料コストについては、150,000千円/年程度の削減となっている。</p> <p>●宿舎については、独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定)で廃止することとされた宿舎(千葉県船橋市所在の1戸)を平成25年3月に廃止済み。また、宿舎使用料については「国家公務員宿舎使用料の見直しについて」を踏まえ、段階的に見直すこととし、平成26年6月1日より国家公務員宿舎の使用料水準を下回っている宿舎について見直しを行った。</p>

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ 随意契約等見直し計画については一般競争入札の導入拡大、契約方式の妥当性チェック等、全ての取り組みを行っているところ、平成26年度においても、同計画に沿った取り組みを実施しており、全契約に占める競争性のない随意契約の比率は、件数ベースで11.1%(平成25年度11.8%)、金額ベースで14.2%(平成25年度12.0%)となった。

【平成22年度】

(金額ベース(単位:円))

一般競争入札等: 99,815,683千円(81.1%)、競争性のない随意契約: 23,294,846千円(18.9%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争入札等: 690件(83.1%)、競争性のない随意契約: 140件(16.9%)

【平成23年度】

(金額ベース(単位:円))

一般競争入札等: 101,134,129千円(83.7%)、競争性のない随意契約: 19,683,203千円(16.3%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争入札等: 632件(83.9%)、競争性のない随意契約: 121件(16.1%)

【平成24年度】

(金額ベース(単位:円))

一般競争入札等: 103,411,072千円(78.2%)、競争性のない随意契約: 28,776,135千円(21.8%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争入札等: 715件(85.6%)、競争性のない随意契約: 120件(14.4%)

【平成25年度】

(金額ベース(単位:円))

一般競争入札等: 148,371,562千円(88.0%)、競争性のない随意契約: 20,271,853千円(12.0%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争入札等: 643件(88.2%)、競争性のない随意契約: 86件(11.8%)

【平成26年度】

(金額ベース(単位:円))

一般競争入札等: 124,388,488千円(85.8%)、競争性のない随意契約: 20,559,081千円(14.2%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争入札等: 691件(88.9%)、競争性のない随意契約: 86件(11.1%)

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

<p>② 契約に係る情報の公開</p> <p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p>	<p>● JOGMECホームページに、以下を掲載・公表しているほか、入札結果等により取引先企業名称等につき公表を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の役職員の報酬・給与等について」 ・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき設置した外部有識者で構成される契約監視委員会における点検結果・実績 ・JOGMECの財務、評価・監査、組織・業務運営の状況、入札・契約関連情報 ・入札・公募の結果及び契約締結状況 ・関連法人に関する情報 ・関連法人に対する補助・取引等及び再就職の状況 ・退職公務員等の役員就任状況
<p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p>	<p>平成24年度からは、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)を踏まえ、独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札の見直しの状況について公表を行っている。</p> <p>また、総務省事務連絡「附帯決議をふまえた独立行政法人の情報公開の充実について」(平成27年3月9日)に基づいて、運営費交付金の使途、契約実績等にかかる情報の充実をおこなっている。</p> <p>○ 探査船「資源」による海洋資源探査事業の契約をめぐる、問題が発生したことに対しては、平成23年3月末に第三者委員会からのガバナンスの強化等の提言を受け、「資源」運航担当部署の組織改編・執務室本部移転や、運航再委託先への管理体制強化等の実施体制の見直しを行った。</p> <p>また、内部統制強化の為、役職員倫理規程、職務上遵守すべき行動規範等の内規を改訂し、監事や内部監査担当部局への情報伝達体制を強化している。更にコンプライアンス外部通報窓口を設置した。監査については、管理部門から契約等に精通した職員を増員し、クロスチェックの観点から監査を実施した。</p> <p>その他、出向契約における適正対価実現の為、積算基準のルールの見直しを行うと共に、意思決定の適切な把握の為、文書起案マニュアルを改訂、更に、事業資金全般の適正な管理及び執行の為、「事業資金の適正使用のためのアクションプラン」を策定し、周知を行っている。</p>
<p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>また、第三者委員会の提言を踏まえ、コンプライアンス強化のため、平成26年度は全職員を対象としたE-Learningによるコンプライアンス研修、主に契約実務担当者を対象とした公正取引員会による入札談合防止研修を実施したほか、平成27年度には「コンプライアンス資料集」「事業資金の適正使用のためのアクションプラン」の改訂、コンプライアンス規程を抜粋した「コンプライアンス徹底に関する宣言」(コンプライアンスカード)の配布により役職員に対し周知徹底している。</p> <p>平成25年度においても引き続きコスト削減や実施体制の見直し等を行った契約を締結し、事業を実施している。また、複数年継続している競争性のない随意契約等、契約全般についての総点検の実施及び契約管理体制全般の見直しを継続的にを行っている。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p> <p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 一般財団法人石油開発情報センターへの海外地質評価業務等の委託については、毎年度すべて確定し精算を行っており、剰余金は発生していない。</p>

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	該当なし。
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● JOGMEC組織内における一括調達の取組として以下を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ・本部移転を機に、コピー機のリース契約に関し、一括調達(21台)を行うことにより、保守料(1枚当たりの印刷料金)のコスト削減を実施している。(平成23年度より実施) <ul style="list-style-type: none"> 保守料 モノクロ 0.87~4.3円/枚 ⇒ 0.9円/枚 カラー 8.2~22円/枚 ⇒ 7.5円/枚 ・東京本部と技術センター(千葉市)とで共同購入できるものについては一括調達を実施。複数者が応札しており、競争性が働きコスト削減に寄与している。(平成20年度より実施) ・封筒の一括購入(単価契約)・・・平成21年度分から一括調達 ・自動車の損害賠償保険・・・平成21年度分からは受託事業の自己負担分も一括調達で行っている。(約100台) ・本部移転を機に、伴い什器・備品について一括調達(政府調達)を行っている。 ・大型分析機器等の導入にあたっては、他の研究機関での購入実績等の確認を行っている。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	● 「平成22年度公共サービス改革法対象事業選定作業について」(平成22年10月28日事務連絡)に基づく事前選定作業に際して、JOGMECの全事業について官民競争入札等導入可否の再点検を実施し、既に民間ノウハウを最大限に活用していることや情報秘匿の観点等から導入になじむ事業がない旨説明を行った。今後も民間ノウハウ等を活用し、サービスの質の維持・向上と経費削減努力を継続して行く。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会における「公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策」のとりまとめ結果や、「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)を踏まえ、競争性のない随意契約の削減、競争契約における一者応札・応募案件の削減に係る取組を継続して行く。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● JOGMECホームページに「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の役職員の報酬・給与等について」を掲載し、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長、理事及び監事等の報酬を公表している。 なお、平成26年度役員報酬実績は、平成27年6月にJOGMECホームページで公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 給与水準については、監事による監査計画において必須項目として設定している中期目標、中期計画の当該事業年度の実施状況を監査する中で、継続的なチェックが実施されている。また、監事監査報告書については、JOGMECのホームページに公表している。

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 諸手当等については、国家公務員に準じたものとしている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● JOGMEC内部における予算配賦については、毎年度、各事業部において所掌する事業に係る積算見積りを作成し、総務部総務課がそれらを取り纏め、各事業部へ配賦している。また、総務課は定期的に執行状況確認を行い、必要に応じて配賦予算の変更(事業部間の流用等)を行うこととしている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	○ コンプライアンス強化のため、平成26年度は各種コンプライアンス研修を実施したほか、平成27年度には「コンプライアンス資料集」「事業資金の適正使用のためのアクションプラン」の改訂、コンプライアンス規程を抜粋した「コンプライアンス徹底に関する宣言」(コンプライアンスカード)の配布により役職員に対し周知徹底を行うとともに、監事や内部監査担当部局への情報伝達体制を強化している。内部監査に関しては、平成26年度においても、人員増強等により、監視体制を強化。組織内部統制、情報セキュリティ等個別監査項目を設定し、きめ細かい監査を実施。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	● 国内専門講座における海外からの講師派遣に係る費用については、全額受講者負担としている。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	● 特許出願時や登録更新時など、即日即日で当該発明の評価を、権利活用面や技術面等で定期的に行い、知的財産権活用を睨んだ権利取得並びに不要権利の棚卸を推進している。 ● JOGMEC及び外部との研究における発明の奨励・発掘のため、技術部門の会議や成果発表会に知財担当が出席し、積極的な発明発掘を行った。 ● 組織横断的に設置した知財活動活性化チームでは、現状の整理と課題抽出を行うとともに、知財関連内部規程の整備に向けて取り組んでいる。 ● 知財内部研修を計9回開催のほか、初任者研修、民間研修受講等の実施や知財広報活動により、役職員の知財意識の高揚を図った。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	● 外部専門家で構成される委員会において、採択案件の事前・中間・事後の審査を行っている。 具体的には、金属鉱物資源開発・鉱害防止等技術評価部会探査技術分科会金属資源探査技術開発研究会を開催し、「リモートセンシングによる探査技術開発」の中間評価及び「高精度物理探査技術の開発」の事後評価を実施している。また、海外ウラン探鉱支援助成金交付事業に係る外部審査委員会を開催し、公募により申請がなされた案件の採択過程の透明性確保を図っている。 また地熱分野においても外部専門家で構成される地熱技術評価部会にて事前評価を実施している。平成25年度からの事業である「地熱貯留層評価・管理技術」及び「地熱貯留層探査技術」については事業開始前にプロジェクトの目標・計画、研究体制、成果の意義、実用化の可能性・波及効果などに関する事前評価を行ったほか、平成27年度からの事業である「地熱貯留層掘削技術」については平成27年6月に開催した地熱技術評価部会にて同様の事前評価を依頼した。 平成25年度からの新規事業である「地熱貯留層評価・管理技術」及び「地熱貯留層探査技術」については、外部専門家で構成される地熱技術評価部会を立ち上げ(平成25年4月)、プロジェクトの目標・計画、研究体制、成果の意義、実用化の可能性・波及効果などに関する事前評価を行った。 さらに、産油国等が抱える技術課題に対し、我が国企業による解決策をマッチングさせる技術ソリューション事業を実施するにあたり、外部有識者(学識経験者から構成される委員9名)による技術ソリューション事業技術評価部会を開催し、事業開始から中間評価・事業終了までの評価を効率的に実施している。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

- 石油・天然ガス分野では、平成26年度中に3回技術ソリューション事業技術評価部会を開催し、技術ソリューション事業の事前評価および平成25年度終了5件の事後評価を実施した。
- 金属鉱物資源分野では、金属資源探査技術開発研究会を毎年開催し、リモートセンシング及び物理探査による探査技術開発等の技術開発事業について外部有識者の助言を受けている。また、金属鉱物資源開発・鉱害防止等技術評価部会探査技術分科会において事業の中間・事後評価を実施し、評価結果をホームページで公表している。「リモートセンシングによる探査技術開発」については、プロジェクトの目標・計画、研究体制、成果の意義、実用化の可能性・波及効果などに関する検討がなされ、事業実施期間を3年間延長(平成24年度までであったものを平成27年度まで延長)することとした。
- 地熱分野では、地熱技術評価部会を立ち上げ(平成25年4月)、平成25年度からの事業である「地熱貯留層評価・管理技術」及び「地熱貯留層探査技術」の事前評価を実施し、評価結果をホームページで公表した。また平成27年6月に開催された同部会で進捗状況を報告済である。さらに同部会において平成27年度からの新規事業である「地熱貯留層掘削技術」の事前評価を依頼した。なお、評価結果については、今後のプロジェクト実施過程において適切に反映させるとともに、各段階における評価結果をホームページ上で適宜公表することとする(「地熱貯留層評価・管理技術」及び「地熱貯留層探査技術」中間評価は、平成27年度末～平成28年度初めに実施予定)。

No.	76	所管	経済産業省	法人名	石油天然ガス・金属鉱物資源機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
01 石油等探鉱・開発事業に係るリスクマネー供給（出資・債務保証）	厳格なリスク審査体制及び案件管理体制の構築	22年度から実施			レアメタル等の金属鉱物の資産買収に係る出資業務の拡充や政府保証付の長期借入金を活用できる対象業務の追加等からなる機構法改正を受け、金属部門においては、案件採択時のリスク審査を一層厳格にするため、法務、財務・税務、労働安全・環境保全（HSE）の外部専門家を起用し、採択審査基準やHSE審査基準等に則りつつ、その知見を活用した。石油、金属、石炭、地熱部門共にプロジェクト関連部署にて民間会社からの申請内容を評価し、これを取りまとめた上で審査担当部署にて審査基準に基づき審査を行っている。審査においては、埋蔵量やコスト等に係る技術的事項・投資効率等に係る経済的事項・政策的な重要性に係る政策的事項・事業推進体制等に係る事業実施関連事項・環境及び社会影響等に係るHSE関連事項の各分野で審査を行っている。そのうち外部専門家による一層厳格な評価が期待できる経済的事項・事業実施関連事項・HSE関連事項について法務、財務・税務、HSEの各分野の外部専門家を活用してきた。平成26年度においても、上記各分野の外部専門家からの助言を得る等により一層厳格な審査を行った。 （平成26年度活用実績：石油審査14件中13件活用、金属審査5件中1件活用、地熱審査全5件活用）		引き続き厳格な採択審査及びリスク管理体制構築を継続していく。
02 金属鉱物探鉱・開発事業に係るリスクマネー供給（出融資・債務保証）	厳格なリスク審査体制及び案件管理体制の構築	22年度から実施	資源確保に向けた支援を適切に図る一方で、出資金の回収可能性や保証債務の返済確実性を一層高めるため、案件採択時の厳格なリスク審査及び採択後の適切な案件管理を実施する。	2a	また、平成24年4月にJOGMEC全体のリスクマネー資産管理強化のため金融資産課を設置し、案件の定期点検として、石油天然ガス・金属・地熱資源の全出資・債務保証案件を対象に四半期ごとの点検と、金属資源融資等の全融資案件を対象に年1回の点検を行い、それぞれ役員・事業部門と問題の共有化を行っている。また、石油天然ガス・金属資源の全出資・債務保証案件を対象に、年1回の年次評価として各案件のリスク分析及び総合評価を実施し、役員・事業部門との議論を行い、プロジェクト管理及び新規案件の採択プロセスに活用している。		
03 技術開発	補助率の見直し、事業の重点化	23年度から実施	GTL（天然ガスの液体燃料化）技術実証研究事業については、民間企業からの資金導入を促進する観点から、補助率を3分の2から2分の1に引き下げるとともに、石油開発促進事業については、基盤研究、国際研究協力の案件の厳選により事業の重点化を図る。	2a	GTL技術実証研究事業は平成24年度をもって終了し、確立した我が国独自の技術であるJAPAN-GTLプロセスをもって資源国と協定等を締結して共同でFSを実施している。 石油開発促進事業については技術開発の選択と集中を引き続き図り、特に増進回収法、非在来型油ガス田開発技術、海洋開発技術、環境対策技術を最重点技術分野として技術開発の効率性を高めて実施し、結果として25年度の海外油田権益の延長、27年度の海外陸上油田権益の獲得に結びつくとともに、我が国企業や産油ガス国との共同研究等を新規に（または継続して）実施している。また25年度より我が国が有する強みの技術を業種間の垣根を越えて最大限に活用して資源国の技術課題を解決する技術ソリューション事業を実施しており、ソリューション研修やテクノフォーラム等を通じ、資源外交を支援して産油ガス国との関係を一層強化している。 （平成25年度予算額：5,321,688千円→26年度予算額：5,260,000千円→27年度予算額：4,850,000千円）	石油開発促進事業として我が国の資源開発会社による権益獲得・延長や資源量の増大につながる成果が見込める最重点技術分野（増進回収法、非在来型油ガス田開発技術、海洋開発技術、環境対策技術）を実施する。技術ソリューション事業として資源国の技術課題を解決し、関係を一層強化して我が国企業の権益獲得等を支援していく。	
04 調査・情報提供	海外地質構造調査等事業の重点化	23年度から実施	海外地質構造調査等事業の予算規模については、資源確保に向けた取組を適切に図る一方で、調査対象地域の厳選により事業の重点化を図る。	2a	アフリカ、メキシコ等、資源確保戦略上の重点地域を調査対象に厳選した平成26年度予算に基づき、事業を実施した。平成27年度については、平成26年度からの継続案件に加えて、新たな地域を調査対象に厳選した平成27年度予算に基づき事業を実施している。 （平成25年度予算額：1,600,000千円→平成26年度予算額：1,700,000千円→平成27年度予算額：1,800,000千円）	海外地質構造調査等事業については、資源確保戦略上の重点地域・調査対象を厳選する等、資源確保に向けた取組を適切に図って実施していく。	
	探査船「資源」による海洋資源探査事業の実施体制の見直し	22年度から実施	探査船「資源」による海洋資源探査事業の契約をめぐる、問題が発生したことにかんがみ、同事業の実施体制について、コスト、契約内容等の精査により実施体制の妥当性を徹底的に再検証し、抜本的な改善を図る。	1a	23年3月末に第三者委員会からのガバナンスの強化等の提言を受け、「資源」運航担当部署の組織改編・執務室本部移転や、運航再委託先への管理体制強化等の実施体制の見直しを行った。23年度以降、コストや実施体制の見直し等を行った契約を締結し事業を実施している。平成26年度についても、本部管理部門等との連携を図りつつ、安全かつ効率的な業務の推進を行っている。	措置済み	
05 国家備蓄（石油・石油ガス）統合管理	国家石油備蓄管理に係るコストの削減	22年度から実施	国家石油備蓄基地の統合管理受託業務について、安定的な操業と安全の確保を図りつつ、一般競争入札の導入、基地修繕保全等の委託費の精査等によりコスト削減を図る。	2a	国備基地の操業については、JOGMECが平成22年度より一般競争入札を導入し受託者を選定した。受託者が発注する基地修繕保全工事等については入札を実施させること等によって、安全操業の維持・向上を前提として工事内容、仕様等を精査の上、コスト削減を実施中であり、平成26年度は470件を超える一般競争入札を実施（平成25年度の430件を超える件数に比し約40件増加）し、予定価格に比して10%以上の削減（約2,188,000千円）を実現。	今後も、安全な操業確保を大前提としつつ、引き続き効率的な管理に取り組む。	

06	民間備蓄に関する支援業務（民間備蓄融資、共同備蓄出融資）	資金調達の実施	22年度から実施	民間備蓄融資に係る資金の調達については、安定性かつ効率性を踏まえつつ、着実に実施に努める。	2a	民間備蓄融資に係る資金については、資金調達の効率性を高める観点から、平成22年度から金利競争入札方式により必要な資金を調達している。平成27年度においては、4月に854,558,300千円を入札により調達している。	今後も、資金調達の効率性を高める観点から、金利競争入札方式を継続する方針である。
07	希少金属鉱産物（レアメタル）備蓄事業	国家備蓄の着実な実施	22年度から実施	国家備蓄の機動的な積み増し、放出を可能とする体制の整備、短期的な供給障害に備えるための国家備蓄物資の安全・適切な管理運営を効率的かつ着実に実施する。	2a	省令の改正を行う等、国家備蓄の機動的な放出・売却・買入を可能とする体制整備を進め、平成22年度以降においても新たに必要と判断された鉱種の買入及び一部鉱種の需要者ニーズに応じた迅速な売却を実施した。また、備蓄倉庫の東日本大震災による被災箇所の復旧作業を行う等、備蓄物資の安全・適切な管理運営を着実に実施した。平成26年度は備蓄物資の長期保管のための施設の機能維持や強化のための改修工事等を行うとともに、新たな備蓄、備蓄積み増しが必要と判断された鉱種の買入を実施した。平成27年度は、より機動的な運用のため国からの放出要請等から放出・売却に係る入札までの期間を12日以内となるよう体制整備を進め、それに伴い、実際の備蓄の放出・売却・買入等についての検討を行うとともに、震災時の経験を基にした荷崩れ防止対策、非常時電源確保対策等からなる防災対応策を講じ、安全・適切な管理・運営の強化を図っている。	戦略的鉱物資源のうち、備蓄対象として選定された鉱種について、その国内需給動向等を勘案し機動的な積み増し、放出を可能とする体制を維持するとともに、東日本大震災の教訓を活かした安全かつ効率的な管理運営を実施する。
08	鉱害防止事業に係る地方公共団体等への技術支援等業務	鉱害防止対策に資する技術支援の重点化	22年度から実施	鉱害防止対策に資する技術支援については、地方公共団体等のニーズが高く、実用化・普及効果の高いものに重点化を図る。	2a	鉱害環境情報交換会や成果発表会において地方公共団体等のニーズを把握し、技術開発については、平成20年度から実施してきた取物減容化技術開発（坑廃水処理における発生取物の減容化）及び同じく平成20年度から実施してきた微生物利用浄化技術開発（微生物の化学反応を利用した抗腐水金属除去）の2テーマに重点化してきた。このうち取物減容化技術開発については平成23年度に完了した。平成24年度以降、従来の微生物利用浄化技術開発と新たに地方公共団体等のニーズが高く、実用化・普及効果の高い坑廃水水質改善技術開発（坑内空洞を充填し、坑内水の水量減と水質良化）を加えた2テーマに重点化を図って実施している。	今後も、地方公共団体等のニーズが高く、実用化・普及効果の高いものに重点化を図って実施する。
09	鉱害防止事業に係る融資	鉱害防止義務者等に対する着実な支援	22年度から実施	鉱害防止事業への融資については、鉱害防止事業計画の妥当性等について技術的な知見を十分活用して審査を行い、確実な鉱害防止事業の実施を効率的に支援する。	2a	平成26年度においては、鉱害防止資金として鉱害防止工事・坑廃水処理事業に係る2社6鉱山に対する貸付け481,700千円を、また、鉱害負担金資金として農用地土壌汚染対策事業事業者負担金支援に係る1社1地域に対する貸付け60,000千円をそれぞれ実施した。これら融資案件については、貸付先となる企業の財務内容等の審査のほか、年度毎に企業が策定する鉱害防止事業計画等の技術的適切性（事業計画・資金の妥当性、必要性及び実施体制等）についても知見を十分活用して審査を行った上で採択した。平成27年度も、確実な鉱害防止事業等の実施を効率的に支援する。	今後も、確実な鉱害防止事業等の実施を効率的に支援する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
10	不要資産の国庫返納	鉱害保証債務基金	22年度中に実施	鉱害保証債務基金（約2.9億円）を国庫納付する。	1a	独立行政法人通則法の改正法が22年11月に施行されたことに伴い、同法の規定に基づき、288,700千円を23年3月28日に国庫納付した。	措置済み
11		宿舍買換資金残（石油、金属）	22年度中に実施	旧宿舍の売却収入のうち、新宿舍の買換資金に充当した分を除いた残金（約3.3億円）を国庫納付する。	1a	独立行政法人通則法の改正法が22年11月に施行されたことに伴い、同法の規定に基づき、330,758千円を23年3月28日に国庫納付した。	措置済み
12		運営費交付金債務	22年度中に実施	使用する見込みがなくなった運営費交付金債務（約24億円）を国庫納付する。	1a	独立行政法人通則法の改正法が22年11月に施行されたことに伴い、同法の規定に基づき、2,387,507千円を23年3月28日に国庫納付した。	措置済み
13		箱根研修施設	22年度中に実施	箱根研修施設を国庫納付する。	1b	東日本大震災の被災者受入施設として登録していたが、23年8月に被災者受入施設としての登録解除を行い、24年3月30日に国庫へ現物納付を完了した（機構簿価：139,125千円）。	措置済み
14		旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理業務に係る倉庫	22年度中に実施	旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理業務に係る倉庫については、処分を完了する。	1a	22年度中に、岩手県との倉庫の無償譲渡手続き（22年9月21日）について、全て完了した。	措置済み
15	事務所等の見直し	石油備蓄基地事務所の見直し	22年度中に実施	石油備蓄基地事務所の業務について、安全性を確保しつつ、人員配置等の精査により、経費削減等の見直しを図る。	1a	安全性を確保しつつ人員配置等を精査し、一部の国家石油備蓄基地事務所において、4名体制から3名体制に人員削減を行った。	措置済み
16		JOGMEC東京カンファレンスルームの処分	23年度中に実施	JOGMEC東京カンファレンスルームは、本部移転後に処分する。	1a	23年5月31日をもって賃貸契約を解約した。	措置済み
17		海外事務所の廃止又は共用化	22年度から実施	海外事務所について、資源国との関係強化、探鉱開発プロジェクト発掘等の観点から、設置の必要性について見直す。また、施設の共用化・効率化を推進するための検討を行い、平成22年度中に具体的な結論を得る。	1a	海外事務所については、その現地活動実績を精査し、活動内容の適否を検討するとともに、海外事務所共用化等検討委員会を設置し、他の独法（JETRO、NEDO）との協力を合意済み。当該合意に基づき、NEDOとは北京事務所及びワシントン事務所会議室の相互利用等を平成23年4月に開始し、JETROについても、北京他の海外事務所等の会議室相互利用等を平成23年9月に開始し、他独法との会議室の相互利用環境を整備済み。北京事務所については、平成24年7月にJETRO、NEDOと同じビルに移転済み。	措置済み

18	取引関係の見直し	競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善に向けた取組を推進する。	<p>随意契約等見直し計画については一般競争入札の導入拡大、契約方式の妥当性チェック等、全ての取組を行っているところ、平成26年度においても、同計画に沿った取組を実施しており、全契約に占める競争性のない随意契約の比率は、件数ベースで11.1%（平成25年度11.8%）、金額ベースで14.2%（平成25年度12.0%）となった。</p> <p>【平成22年度】 （金額ベース（単位：円）） 一般競争入札等：99,815,683千円（81.1%）、競争性のない随意契約：23,294,846千円（18.9%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争入札等：690件（83.1%）、競争性のない随意契約：140件（16.9%）</p> <p>【平成23年度】 （金額ベース（単位：円）） 一般競争入札等：101,134,129千円（83.7%）、競争性のない随意契約：19,683,203千円（16.3%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争入札等：632件（83.9%）、競争性のない随意契約：121件（16.1%）</p> <p>【平成24年度】 （金額ベース（単位：円）） 一般競争入札等：103,411,072千円（78.2%）、競争性のない随意契約：28,776,135千円（21.8%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争入札等：715件（85.6%）、競争性のない随意契約：120件（14.4%）</p> <p>【平成25年度】 （金額ベース（単位：円）） 一般競争入札等：148,371,562千円（88.0%）、競争性のない随意契約：20,271,853千円（12.0%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争入札等：643件（88.2%）、競争性のない随意契約：86件（11.8%）</p> <p>【平成26年度】 （金額ベース（単位：円）） 一般競争入札等：124,388,488千円（85.8%）、競争性のない随意契約：20,559,081千円（14.2%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争入札等：691件（88.9%）、競争性のない随意契約：86件（11.1%）</p>	措置済み
19	取引関係の見直し	内部統制の強化	22年度から実施	<p>複数年継続している競争性のない随意契約を始め、契約全般について、コスト、契約内容等の精査により契約の妥当性を徹底的に再検証し、抜本的な改善を図る。</p> <p>また、本法人が行う入札、執行管理、確定・監査等の一連の契約管理体制全般を見直すとともに、コンプライアンスの強化に向けた具体的な取組を行い、探査船「資源」による海洋資源探査事業の契約をめぐる問題と同種の問題を発生させない組織運営体制を確保する。</p>	<p>競争性のない随意契約等の見直しについては、外部有識者を含めた契約監視委員会を平成26年度は計4回開催し、契約全般の点検・見直し及び一者応札・応募案件のレビューを実施した。（契約監視委員会は、一者応札・応募案件についてのレビューも強化するため、平成24年度下半期より四半期に1回開催することとした。）また、公益法人等への支出についても必要最低限の支出に変更するなどの見直しを行い、適正な情報開示も行っている。</p> <p>内部監査に関して、24年度においては100万円以上の委託案件の変更契約なども内部監査の対象とするなど内部規程を改正厳格化し、23年度比で約50%増の書面監査を実施。書面監査においては契約書式、契約締結方法を含む契約の締結から終了までのプロセス等の適切性についても重点項目として監査を実施した。</p> <p>また、第三者委員会の提言を踏まえ、コンプライアンス強化のため、研修（24年度に計14回実施）、社内イントラネット、各種会議、コンプライアンス規程を抜粋したカードの配布を通じた周知徹底を役職員に対し行うと共に、役職員倫理規程、職務上遵守すべき行動規範等の内規を改訂し、監事や内部監査担当部局への情報伝達体制を強化している。さらに、総務課に法律専門の人員を配置し、コンプライアンス徹底の内部統制機能を強化している。また、25年度においても、コンプライアンス強化のための注意喚起に加え、研修実施に向けた検討を行っている。</p>	措置済み
20	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	現給保障の廃止等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。		
21	不要資産の国庫返納	粕屋敷地、太宰府敷地、筑紫野敷地、吉塚倉庫、篠栗書庫	22年度以降実施	粕屋敷地、太宰府敷地、筑紫野敷地、吉塚倉庫、篠栗書庫（用地）については引き続き売却処分等を実施する。	<p>NEDOにおいて平成25年2月28日付けで粕屋敷地（45百万円）及び吉塚倉庫（232百万円）並びに平成25年3月25日付けで太宰府敷地（39百万円）の売却処分を行った。また、平成25年4月1日付けで「災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、NEDOで売却処分した資産の売却収入、筑紫野敷地及び篠栗書庫（用地）を（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構に移管した。同法附則第6条第5項によりJOGMECにおいて、平成25年11月21日に国庫納付した。</p> <p>筑紫野敷地及び篠栗書庫（用地）については独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構資産評価委員会において資産価値を確定させ、通則法第46条の2に基づく財産処分の認可申請について、経済産業省と協議した結果、認可は不要とし、売却収入については機構法に基づき石炭経過業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案し、中期目標期間の最終年度終了後に国庫納付すべき額があれば国庫納付することとした。また、筑紫野敷地及び篠栗書庫（用地）とともに平成26年度に入札公告を行い平成27年度に入札を行ったが、篠栗書庫（用地）は6月30日に売却処分（12.5百万円）できたものの、筑紫野敷地は応札者がなく引き続き売却処分を行っていく予定。</p>	引き続き売却処分等を実施する。

No.	76	所管	経済産業省	法人名	石油天然ガス・金属鉱物資源機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	国家備蓄基地管理業務	国家備蓄基地操作委託契約については、平成22年度までに少なくとも1カ所、次期中期目標期間中にすべての備蓄基地について、一般競争入札（公募に応募した者を対象に総合評価落札方式を行う場合を含む）を導入することを検討する。入札に際しては、それぞれの備蓄基地を受託管理している現行の操作サービス会社以外の事業者も参入が可能となるよう、入札参加資格要件を必要最小限のものとするとともに、応札に必要な設備内容、操業管理条件等の情報を具体的に提示する。また、透明性・公正性が確保されるよう法令遵守体制を整備する。	1	国家備蓄基地操作委託契約については、平成22年1月に10カ所すべての備蓄基地について、一般競争入札（総合評価落札方式）を導入して受託者を選定し、平成22年4月より同者による操業を開始した。入札に際しては、入札参加資格要件を必要最小限のものとするとともに、応札に必要な設備内容、操業管理条件等の情報を具体的に提示した。また、透明性・公正性が確保されるよう法令順守体制を整備した。	-
2	事務及び事業の見直し	鉱害防止対策業務	旧松尾鉱山新中和処理施設の運転管理については、平成20年度までに一般競争入札等を導入するものとする。	1	平成20年度業務より一般競争入札を導入済み。平成21年度以降の業務についても引き続き一般競争入札を経た契約を締結している。	-
3	運営の効率化及び自律化	保有資産の売却	箱根研修施設については、平成22年度までに売却するものとする。	1	東日本大震災の被災者受入施設として登録していたが、平成23年8月に被災者受入施設としての登録解除を行い、平成24年3月30日に国庫へ現物納付を完了した（機構簿価：139,125千円）。	-
4	運営の効率化及び自律化	保有資産の売却	旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理業務に係る倉庫については、平成22年度を目途に売却等処分の方角で交渉するものとする。	1	平成22年度中に、岩手県との倉庫の無償譲渡手続き（平成22年9月21日）について、全て完了した。	-
5	運営の効率化及び自律化	保有資産の売却	職員宿舎については、現在実施している処分手続きを早期に進め、平成20年度までに売却、買い換えを完了する。	1	平成19年度までに売却、買い換えを完了済。	-

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	経済産業省
法人名	中小企業基盤整備機構

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○平成22年度においては、施設整備等勘定の出資金について、基本方針で記載のあったもの(118,240千円)に加えて、平成22年度清算による回収金(212,746千円)についても国庫納付を実施(合計330,986千円)。平成23年度においては、前期中期計画目標期間中における小規模企業共済勘定に係る運営費交付金の使用残額(83,071千円)について国庫納付を実施。平成24年度においては、一般勘定の前中期目標期間繰越積立金の残余見込み額(990,355千円)について国庫納付を実施。平成25年度においては、一般勘定の出資業務に係る出資金(4,500,000千円)、平成26年度においては、前期中期計画目標期間中における小規模企業共済勘定に係る運営費交付金の使用残額(442,804千円)について国庫納付を実施。(国庫納付額合計 6,347,216千円)</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○平成22年度以降において、国庫納付することとされた保有資産については、現物にて22年度中(第1種信用基金(2,809,793千円)、第2種信用基金に係る経過業務分(40,344千円)、産業基盤整備勘定の出資業務に係る出資金(400,000千円)、施設整備等勘定の出資先第3セクターの清算による回収金(330,986千円))、平成23年度中(一般勘定流動資産相当剰余資金(50,000,000千円)、第2種信用基金に係る経過業務分(157,555千円)、小規模企業共済勘定(83,071千円)、産炭地域振興事業債調整分利子補給資金等交付金(14,263千円))、平成24年度中(第2種信用基金に係る経過業務分(22,394千円)、債務保証制度の規模見直しの結果、不要となる政府出資金(8,067,039千円)、一般勘定の前中期目標期間繰越積立金の残余見込み額(990,355千円))、平成25年度中(第2種信用基金に係る経過業務分(14,508千円)、一般勘定の出資業務に係る出資金(4,500,000千円))、平成26年度中(第2種信用基金に係る経過業務分(40,230千円)、小規模企業共済勘定(442,804千円))について国庫納付を実施。(国庫納付額合計 67,913,342千円)</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>●工業所有権(特許権、9件 410千円)については、補助金適正化法の規定に基づき処分制限期間(8年間)を保有の期限と設定し、当該期間を経過したものについては処分をしてきており、平成24年度において処分が終了。(措置済み)</p>

2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○事務所の共用化に関し、機構各支部と日本貿易振興機構（JETRO）各貿易情報センターとの間で協議を行い、平成23年1月から会議室の相互利用等の連携を開始するなどの取組みを実施。平成26年度には、機構10地域本部等において計69回の会議室相互利用の実績があり、外部会議室を使用した場合に発生する借料を削減（JETRO会議室使用12回、機構会議室使用57回）するなど相互利用等の連携を着実に実施。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	○福利厚生施設として利用する共有持分権について、平成24年3月に売却を完了。（措置済み）
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	●職員宿舎については、「職員宿舎の廃止・集約化計に係る計画」（平成20年3月）に従い、廃止する職員宿舎については、全戸売却済み（平成22年4月）。 事務所の共用化に関し、機構各支部とJETRO各貿易情報センターとの間で会議室の相互利用等の連携を開始するなどの取組みを実施（再掲）。 経営支援プラザUMEDA（大阪）は平成22年12月末をもって廃止。（措置済み）

3. 取引関係の見直し

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

● 「随意契約見直し計画（平成22年4月）」に基づき、随意契約によるものが真にやむを得ないもの以外の契約については、一般競争入札等により調達を行っている。また、前回一者応札・応募であった案件については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件の見直し等の改善を引き続き図った。

ただし、特殊要因として、震災復興関連の仮設施設整備工事契約について、被災事業者の事業再開の早期化に應えるため、23～25年度に引き続き緊急随意契約等により行い、竣工までの時間短縮を図ったこと。また、平成24年度補正予算事業における経営改善計画策定支援事業及び中小企業再生支援協議会機能強化事業に係る委託業務については、中小企業庁で既に行っている事業との連携、拡充から既存の中小企業再生支援協議会事業を受託している相手方を指定されたことによる随意契約により契約した。

【平成23年度】

（件数ベース（単位：件））

全体：一般競争入札等：639件（70%）、競争性のない随意契約：271件（30%）
震災関連を除く：一般競争入札等：559件（87%）、競争性のない随意契約：82件（13%）

（金額ベース（単位：億円））

全体：一般競争入札等：11,471,960千円（40%）、
競争性のない随意契約：17,489,646千円（60%）
震災関連を除く：一般競争入札等：9,078,111千円（76%）、
競争性のない随意契約：2,847,077千円（24%）

【平成24年度】

（件数ベース（単位：件））

全体：一般競争入札等：495件（68%）、競争性のない随意契約：236件（32%）
震災関連を除く：一般競争入札等：456件（85%）
競争性のない随意契約：78件（15%）

（金額ベース（単位：億円））

全体：一般競争入札等：9,956,726千円（46%）、
競争性のない随意契約：11,700,222千円（54%）
震災関連を除く：一般競争入札等：8,832,596千円（81%）、
競争性のない随意契約：2,138,496千円（19%）

	<p>【平成25年度】 (件数ベース(単位:件)) 全体:一般競争入札等:586件(73%)、競争性のない随意契約:222件(27%) 震災・補正関連を除く:一般競争入札等:535件(85%)、競争性のない随意契約:95件(15%) (金額ベース(単位:億円)) 全体:一般競争入札等:12,861,680千円(67%)、競争性のない随意契約:6,319,617千円(33%) 震災・補正関連を除く:一般競争入札等:11,974,044千円(84%)、競争性のない随意契約:2,343,433千円(16%)</p> <p>【平成26年度】 (件数ベース(単位:件)) 全体:一般競争入札等:438件(69%)、競争性のない随意契約:195件(31%) 震災・補正関連を除く:一般競争入札等:392件(82%)、競争性のない随意契約:86件(15%) (金額ベース(単位:億円)) 全体:一般競争入札等:9,729,072千円(58%)、競争性のない随意契約:6,952,075千円(42%) 震災・補正関連を除く:一般競争入札等:8,904,720千円(81%)、競争性のない随意契約:2,137,247千円(19%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p>	
<p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p>	<p>●これまで、公共調達に適正化についての国の方針に基づき、当機構において公表に関する運用指針を定め、契約情報の公開を進めてきたところ。契約情報の公開内容の拡充については、新たに発出された国からの通知に基づき、契約情報公開要領を改正し、該当案件を適切に公開した。</p>
<p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>●関係法人との契約は全て一般競争入札となっているが、結果として一者応札となったものがあつたことから、入札公告期間の延長、必要最小限の参加資格への見直し等、より競争性が確保されるよう努めている。また、現契約の履行期間終了後に引き続き入札を行う場合は、適切な入札参加条件を設定するほか、総合評価方式による入札を行う際には外部委員を入れて評価を行うなど、競争性・透明性の確保を図っている。</p>

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	該当なし。 (当機構の実施する事業においては、共同利用が検討可能な高額実験用機械や資材等を調達する必要性がなく、その他の備品等については必要に応じて随時調達していることから、他法人との共同調達は想定されない。)
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○ 中小企業大学校の企業向け研修（経営管理者研修、経営後継者研修、工場管理者研修、中小企業政策実施の要請に基づく研修を除く。）に係る業務及び施設の管理・運営業務について、平成21年度事業から実施している旭川校及び直方校に加え、三条校、東京校、瀬戸校、関西校、広島校及び人吉校において、平成23年度事業から民間委託による市場化テストを実施。仙台校においては、東日本大震災の影響により、平成24年度事業から民間委託による市場化テストを実施。あわせて、企業向けの経営管理者研修、経営後継者研修、工場管理者研修並びに中小企業支援担当者向け研修に係る業務のうち、研修企画に係るものを除いた業務について、すべての大学校において、平成25年度事業から民間委託による市場化テストを実施した。（契約期間は、26年3月末まで） また、中小企業大学校における企業向け研修（中小企業政策実施の要請に基づく研修を除く。）及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務のうち、研修企画等に係るものを除いた業務並びに施設の管理・運営業務については、東京校を除く8校において平成26事業年度より、東京校においては平成27事業年度より市場化テストを実施。
○ 「公共サービス改革基本方針」（平成22年7月6日閣議決定）に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 公共サービス改革分科会が平成23年4月に公表した「公共サービス改革プログラム」に基づき、随意契約、一者応札の見直しに関して、引き続き競争性・透明性の確保に取り組む。
4. 人件費・管理運営の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗よく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	

<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 中小機構ホームページにて公表済み。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準については、監事監査の重点項目と位置づけ、監事監査において、法人の取組み状況をチェックしているところ。なお、監事監査報告については、公表を行っている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 給与振込口座数を原則1口座にする見直し、外国旅費に係る管理職のビジネスクラスの利用制限、支度料の廃止等を行い、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図った。（措置済み）</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 事業費等については、必要な経費を概算要求において要求し、その内容は公表されている。その後の過程において国による査定が行われている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 監事監査の機能強化及び監事の独立性の確保を図るため監査統括室に加えて、監事室を設置（平成20年度）。内部統制に関しては内部統制推進室を設置（平成20年度）し、内部統制機能の強化を図るなど体制を整備。また、管理職研修を含む階層別研修の機会を活用したコンプライアンス研修を平成22年度において7回、平成23年度において6回、平成24年度において6回、平成25年度において5回、平成26年度において5回実施したほか、平成22年度においてコンプライアンス啓発セミナー、平成23年度～26年度において外部専門家向けのコンプライアンス確保に係る研修を実施。さらにQ&A形式に取りまとめた事例集の作成・配布を通じてコンプライアンスについて役職員へ周知徹底。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 受益者負担のあり方については、全ての事業・業務を対象に中小企業者等の負担に配慮しつつ見直しの検討を実施。平成22年度において、中小企業総合展の出展料の見直し等を実施。平成23年度より毎年度、中小企業大学校における受講料（診断士養成課程、経営後継者研修等）の見直しを実施。また、平成24年度より、他機関主催展示会（3展示会）への法律認定企業の出展料について、無償としていたものを原則1/3の受益者負担としている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし</p>

6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>●ファンド出資事業、債務保証業務等の審査プロセスにおいて、外部有識者等からなる評価委員会を開催し、適切な業務運営に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資先候補評価委員会（H19年4月設置） 出資提案者の提案内容及び出資先としての適格性について総合的に評価を行う。（平成26年度：6回（13案件）開催） ・債務保証審査委員会（H19年8月設置） 産業競争力強化法に基づく債務保証に係る保証案件及び事業再生円滑化債務保証に係る保証案件に対して、機構の調査に基づき保証対象としての適否について審議を行う。（平成26年度：1回（1案件）開催）
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>●外部有識者等からなる評価委員会を設置するなどして、事業実績の評価、今後の事業運営方針等について、客観的かつ幅広い視点から意見を求め、中小企業支援の質の向上に努めている。</p>

No.	77	所管	経済産業省	法人名	中小企業基盤整備機構
-----	----	----	-------	-----	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 相談・助言・情報提供事業	事業の重点化、日本貿易振興機構との連携強化	22年度から実施	民間や自治体で実施している支援と本法人で行うべき支援について整理し、重点化を図る。また、国際展開支援に関して日本貿易振興機構等との連携強化を図る。	2a	中小企業を対象とした相談・助言・情報提供・ハンズオン支援等については、専門性を要する難易度の高い支援・全国レベルの広域な販路開拓等支援、また直近は東日本大震災に対応した復興支援に重点化を図ってきたところ。この一環で、生活関連産業ビジネス拠点支援事業、感性価値創造フェアを22年度限りで廃止し、事業承継に関するセミナーの開催数・開催規模を縮減した（21年度：58回（3,174名）→25年度：13回（606名））。一方、平成25年度税制改正で拡充された事業承継税制が平成27年1月から本格施行されることから、中小企業庁の方針により平成26年度から中小企業者向けの施策普及セミナーを実施（26年度：100回（2,192名））。国の方針に応じて、効率的かつ重点的な支援を実施している。 また、中小企業の海外展開支援を強化するため、日本貿易振興機構（ジェトロ）等と連携し、中小企業のニーズに応じた対象国における海外展示会への出展支援等を実施している。	引き続き海外展開支援の強化、ジェトロとの連携等に取り組んでいく。
02 ハンズオン等支援事業						
03 ファンド出資事業	事業規模の見直し	22年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（事業規模の縮減）を踏まえ、地域応援ファンドは廃止し、起業支援、成長支援、転業・再生支援等を強力に支援できる施策メニューに重点化を図り、事業規模を見直す。	2a	平成22年7月15日に中小機構ファンド出資事業の再編を実施し、従前の5種類あったファンドを3種類に再編した。具体的には、地域応援ファンドは廃止した上で、①起業支援ファンド、②中小企業成長支援ファンド、③再生支援ファンドに再編することにより、起業支援、成長支援、転業・再生支援等を強力に支援できる施策メニューに重点化を図った。 以後、新規ファンドへの出資は、重点化した支援メニューのもとで、政府の成長戦略の実現、地域活性化への貢献、起業、新事業展開、事業再編等の促進や事業再生の支援、東日本大震災復興支援への対応等の政策的意義の高いものを厳選し実施している。 なお、平成25年9月27日に、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議において「官民ファンドの運営に係るガイドライン」が決定・公表され、当該ガイドラインに基づき、中小機構ファンド出資事業についても厳格な検証が定期的実施されている。（検証報告が2回実施済（平成26年5月26日、平成26年11月14日））	引き続き重点化した支援メニューにより効果的な支援を実施していく。
04 インキュベーション事業（施設の整備・運営）	自治体等への移管及び入居率の低い施設の処分	23年度から実施	ビジネスインキュベーター（全国32か所）については、自治体等でも施設が整備・運営されていることを踏まえ、将来的には自治体等に施設及び事業を順次移管する方向で検討を開始する。 特に、入居率の低いインキュベーション施設については、将来的にも改善の見込みがない施設を廃止又は自治体等へ移管する。	2a	ビジネスインキュベーター（全国32か所）については、将来的な自治体等への施設及び事業の移管の観点から、運営期間が長い施設から移管等に向けた自治体等との協議を開始。併せて、成功事例の輩出や入居率の改善等、将来の移管を円滑に進めるための基盤づくりに取り組んでいるところ。 平成25年度の平均入居率が低い4施設（70%未満）については、その改善に向けて関係自治体等と連携した施設運営・入居者誘致の強化に取り組んでおり、継続して自治体等と連携した入居者誘致活動等を実施。	引き続き、成功事例の輩出や入居率の改善等に取り組んでいく。
	運営の効率化	23年度から実施	各施設へのインキュベーション・マネージャーの配置方法等について見直し、人件費及びその活動に要する費用について効率化を図る。	2a	人件費及び活動費等のコスト削減を図るため、インキュベーション施設入居者へのサービスの質を低下させないよう配慮しつつ、インキュベーション・マネージャーの配置方法等の見直しを行い、22年度比で約12,000千円を節減した。	引き続き、インキュベーション施設入居者へのサービスの質を低下させないよう配慮しつつ、運営の効率化に取り組んでいく。
05 研修事業（大学校）	中小企業大学校の在り方の見直し	23年度から実施	中小企業大学校については、自治体・民間との調整を進めつつ、中小企業に真に必要な研修の機会を維持するとの前提で、廃止も含め、効果的・効率的な研修の在り方について検討し、具体的な結論を得て実施に着手する。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-
06 高度化事業	事業規模の見直し	22年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（事業規模の縮減）を踏まえ、「連鎖化事業」や「経営改革事業」など、政策意義が低下した事業については廃止するとともに、事業メニューの見直しにより重点化し、事業規模の見直しを図る。	2a	「連鎖化事業」・「経営改革事業」を廃止。（平成22年度以降新規受付なし、平成23年11月省令改正） なお、東日本大震災復興支援への対応として特例的な貸付事業による後押しに加え、小規模事業者向け設備貸与事業の取扱いを開始するなど、ニーズに対応しながら高度化事業スキームを有効に活用。	引き続き重点化した事業メニューにより効果的な支援を実施していく。
	貸付資金の回収の強化	22年度から実施	貸付資金の回収を強化する。	2a	条件変更先及び正常償還先に対する経営状況把握に努め、都道府県と協力して経営改善計画の策定支援及び当該計画の的確な実施に係る支援を適宜実施中（外部専門家の派遣を含む。）。 その他経営改善計画の策定に係る「経営改善計画の作成・実行の手引き」を作成し、都道府県を経由し中小企業者に配布。併せて都道府県担当者に対して当該手引きの解説を行い、支援体制の強化にも取り組んでいる。 また、都道府県に対する債権管理、回収に係る支援策として、担当者向け研修の開催や債権回収会社を活用した回収委託支援業務の拡充を図るなど、貸付資金の回収の最大化に努めている。	引き続き、貸付資金の回収の最大化に努めていく。
07 小規模企業共済事業	繰越欠損金の解消	引き続き実施（35年度ころまで）	平成21年度に策定された繰越欠損金削減計画に沿って、策定後15年間で繰越欠損金の解消に努める。	1a	運用の基本方針に基づき、安全かつ効率的な運用を行い繰越欠損金の削減に注力。外部有識者で構成する資産運用委員会を定期的に開催し、基本ポートフォリオの効率性を検証し、効率性が保たれていることを確認したほか、資産運用状況の検証により適切な運用・管理と評価を受けている。 当初の計画よりも早く平成26年度末で繰越欠損金の解消を達成したこと。	引き続き、繰越欠損金削減に向けた取組みを実施していく。

08	中小企業倒産防止共済事業	貸付債権の回収率の向上、管理コストの縮減	22年度から実施	貸付債権の回収率の向上に引き続き努める。管理コストについて、「業務・システムの最適化計画」等によりコストの縮減を図る（小規模共済事業と共通）。	2a	貸付回収業務については、延滞発生直後の早期督促、回収業務に関わる各種マニュアルの充実・改訂、債権保全調査員への業績評価及び定期的なモニタリングの実施、職員及び債権保全調査員等への研修の実施等の回収向上を図るための各種対策を実施。業務の効率化等を目的とした「業務・システムの最適化計画」に基づくシステム開発を着実に実施するとともに経費削減に努め、事業運営に係るコストを縮減（共済事業に係る国からの一般会計予算額：平成27年度は対22年度比で△374,501千円）。	引き続き、業務・システムの最適化計画に基づくシステム開発等に取り組んでいく。
09	直接出資・債務保証	不要額の国庫返納等	22年度以降実施	第2種信用基金について、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。	2a	平成22年度は経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて不要となる政府出資金40,344千円を国庫納付済み。平成23年度、平成24年度、平成25年度及び平成26年度についても同様に、それぞれ157,555千円、22,394千円、14,508千円、40,230千円を国庫納付済み。平成27年度においては同様に不要となる見込みの政府出資金534,131千円を国庫納付予定。	引き続き、経過業務の債務保証残高の減少に応じて不要となる政府出資金を国庫納付していく。
			23年度以降実施	また、事業再生円滑化債務保証、事業再構築円滑化等債務保証について、平成23年度末までの実績を踏まえ、それ以降の制度利用見込みについて分析・評価する。その結果必要な場合には基金規模の見直しを行い、不要額について国庫納付する。	1a	平成23年度末までの実績を踏まえ、今後実施する債務保証制度の利用見込みについて分析・評価を行い、基金規模を見直した結果、不要となる政府出資金8,067,039千円を平成24年度に国庫納付済み。	-

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
10	不要資産の国庫返納	一般勘定流動資産相当の余剰資金2000億円	23年度から実施	一般勘定資産について、可及的速やかに2000億円を国庫納付する。その際、機構全体の財務の健全性が確保されるよう納付方法に留意するとともに、緊急の中小企業対策等に必要な資金が確保されることに留意する。	2a	平成24年3月に50,000,000千円、平成26年7月に14,885,930千円を国庫納付済み。なお、東日本大震災の発生により二重ローン対策など緊急の中小企業対策等に必要な資金の確保を求められるため、緊急の中小企業対策等への支出を優先する必要がある。（平成23年度以降、福島県への「特定地域中小企業特別資金」に700億円、二重債務問題対応のための「産業復興機構」に対して出資約束総額約300億円等を確保。なお、27年6月30日に金融庁で発表の被災三県（岩手県、宮城県、福島県）における東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債権額は約17,719億円となっている。）	引き続き、東日本大震災の発生に伴う緊急の中小企業対策等への支出を実施していくとともに、第三期中期計画期間中に300億円の国庫納付を予定している。
11		第1種信用基金	22年度中に実施	第1種信用基金（約28億円）を国庫納付する。	1a	当該基金に基づく債務保証を停止し、2,809,793千円を平成23年3月28日に国庫納付。	
12		第2種信用基金（再掲）	22年度以降実施	経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。	2a	（「09直接出資・債務保証」の「不要額の国庫返納等」の「22年度以降実施」に同じ。）	引き続き、経過業務の債務保証残高の減少に応じて不要となる政府出資金を国庫納付していく。
13		産業基盤整備勘定の出資等業務に係る出資金	22年度中に実施	産業基盤整備勘定の出資等業務に係る出資金について、その一部（4億円）を国庫納付する。	1a	当該業務の新規受付を停止し、当該業務に係る政府出資金400,000千円を平成23年3月28日に国庫納付。	
14		施設整備等勘定の出資金	22年度中に実施	出資先第3セクターの清算による回収金（約1.2億円）を国庫納付する。	1a	出資先第三セクターの清算による回収金（330,986千円）を平成23年3月28日に国庫納付。（回収金額の増は、清算した企業が1社増えたため。）	
15		産炭地域振興事業債調整分利子補給資金等交付金	23年度中に実施	産炭地域振興事業債調整分利子補給資金等交付金について、利子補給事業が終了後、その残余（約0.1億円）を速やかに国庫納付する。	1a	補助金交付要綱に従い、平成22年度末の事業終了後、残余（14,263千円）を平成23年11月15日に国庫納付。	
16	事務所等の見直し	地方事務所の徹底的な効率利用・連携促進	23年度中に実施	地方事務所については、日本貿易振興機構の事務所との共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図る。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	-
17		RIN常設展示場の廃止	23年度中に実施	地域資源アンテナショップRIN常設展示場を廃止する。	1a	平成23年度をもってRIN常設展示場を廃止した。	
18		試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後に売却又は自治体移管	22年度以降実施	試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後に売却又は自治体への移管を図る。	2a	試作開発型事業促進施設の譲渡に係る実施計画を作成し、経過業務期間終了後の移管等に向けて自治体との協議を実施中。	引き続き、自治体との協議を実施していく。
19		インキュベーション施設の廃止又は自治体等へ移管（再掲）	23年度以降実施	入居率の低いインキュベーション施設については、将来的にも改善の見込みがない施設を廃止又は自治体等へ移管する。	2a	（「04インキュベーション事業」の「自治体等への移管及び入居率の低い施設の処分」に同じ。）	（「04インキュベーション事業」の「自治体等への移管及び入居率の低い施設の処分」に同じ。）
20		工業用水道施設の福岡県への早期移管	25年度までに実施	工業用水道施設については、福岡県への早期移管に向け、引き続き交渉を進める。	1a	平成26年1月に福岡県と工業用水道施設の移管契約を締結。平成26年3月に施設の引渡し確認を実施し移管完了。	
21		福利厚生施設として利用する共用持分権の売却	22年度中に実施	福利厚生施設として利用する共用持分権については、売却手続を完了する。	1b	福利厚生施設として利用する共有持分権について、公募による売却手続きを3度にわたり実施したが売却に至らなかったため、当該共有持分権についての処分条件等を変更した上で、平成24年3月に売却を完了。	
22	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	現給保障の段階的廃止等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	-	-	-

No.	77	所管	経済産業省	法人名	中小企業基盤整備機構
-----	----	----	-------	-----	------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	保有資産の見直し	職員宿舎の廃止・集約化 職員宿舎について、平成19年度中に廃止・集約化に係る計画を策定の上、次期中期目標期間中に売却することを検討する。	1	平成19年度に策定の職員宿舎廃止・集約化に係る計画に基づき、平成21年度に区分所有宿舎39戸、平成22年度に自己所有宿舎1棟(8戸)の売却を完了した。	—
2	保有資産の見直し	試作開発型事業促進施設の経過業務終了後の売却に向けた検討 試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後の売却に向け施設を購入する者が具備すべき条件等の具体的な検討を行う。	2	試作開発型事業促進施設の譲渡に係る実施計画を作成し、経過業務期間終了後の移管等に向けて自治体等との協議を実施中。	引き続き、自治体との協議を実施していく。
3	保有資産の見直し	インキュベーション施設の処分の必要性の検討 インキュベーション施設について、社会経済環境の変化に応じて処分の必要性も含め検討する。	2	ビジネスインキュベーター(全国32か所)については、将来的な自治体等への施設及び事業の移管の観点から、運営期間が長い施設から移管等に向けた自治体等との協議を開始。併せて、成功事例の輩出や入居率の改善等、将来の移管を円滑に進めるための基盤づくりに取り組んでいるところ。 平成25年度の平均入居率が低い4施設(70%未満)について、その改善に向けて関係自治体等と連携した施設運営・入居者誘致の強化に取り組んでおり、継続して自治体等と連携した入居者誘致活動等を実施。	引き続き、成功事例の輩出や入居率の改善等に取り組んでいく。
4	保有資産の見直し	工業用水道施設の移管 工業用水道施設について、早期移管に向け、交渉を行う。	1	平成26年1月に福岡県と工業用水道施設の移管契約を締結。平成26年3月に施設の引渡し確認を実施し移管完了。	—
5	保有資産の見直し	虎ノ門事務所の賃貸面積の縮小を含む見直し 虎ノ門事務所について、賃貸面積の縮小を含む見直しにより、賃貸料の削減に努める	1	虎ノ門事務所について、平成20年度に賃借面積の縮小を含む見直しを行い、平成21年6月末をもって賃借面積の約20%を削減。	—